平成30年３月第１回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成30年２月26日　月曜日

１．議事日程第１号

平成30年２月26日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第１号　平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）

日程第４　議第２号　平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第５　議第３号　平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議第４号　平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第７　議第５号　平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）

日程第８　議第６号　平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第９　議第７号　平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第10　議第８号　平成30年度人吉市一般会計予算

日程第11　議第９号　平成30年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算

日程第12　議第10号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算

日程第13　議第11号　平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算

日程第14　議第12号　平成30年度人吉市介護保険特別会計予算

日程第15　議第13号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計予算

日程第16　議第14号　平成30年度人吉市水道事業特別会計予算

日程第17　議第15号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算

日程第18　議第16号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算

日程第19　議第17号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第18号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第19号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第20号　人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第21号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議第22号　人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議第23号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

日程第26　議第24号　人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27　議第25号　人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第28　議第26号　人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29　議第27号　人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30　議第28号　人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第31　議第29号　人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第32　議第30号　人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第33　議第31号　人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第34　議第32号　人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定について

日程第35　議第33号　人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第36　議第34号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第37　議第35号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第38　議第36号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第39　議第37号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番　　塩　見　寿　子　君

２番　　宮　原　将　志　君

３番　　高　瀬　堅　一　君

４番　　大　塚　則　男　君

5番	宮 﨑	保 君
6番	平 田	清 吉 君
7番	犬 童	利 夫 君
8番	井 上	光 浩 君
9番	豊 永	貞 夫 君
10番	西	信八郎 君
11番	本 村	令 斗 君
12番	笹 山	欣 悟 君
13番	福 屋	法 晴 君
14番	村 上	恵 一 君
15番	永 山	芳 宏 君
16番	三 倉	美千子 君
17番	仲 村	勝 治 君
18番	田 中	哲 君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松 岡 隼 人 君
副市長	松 田 知 良 君
教育長	末 次 美 代 君
総務部長	井 上 祐 太 君
企画政策部長	迫 田 浩 二 君
市民部長	廣 田 五 浩 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経済部長	福 山 誠 二 君
建設部長	山 田 巧 君
総務部次長	丸 本 縁 君
企画政策部次長	小 林 敏 郎 君
財政課長	植 木 安 博 君
水道局長	中 村 則 明 君
教育部長	松 岡 誠 也 君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山 本 繁 美 君

次	長	栄原　亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康徳君

午前10時　開会

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成30年３月第１回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しておりますように、議長会等の報告は書類報告にかえさせていただき、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようにお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（田中　哲君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る２月19日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇）　おはようございます。平成30年３月第１回人吉市議会定例会に当たりまして、去る２月19日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日２月26日開会、あす27日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、市庁舎建設に関する特別委員会、28日から３月５日まで休会、６日議案質疑、７日、８日一般質問、９日一般質問及び委員会付託、10日、11日休会、12日予算委員会、13日から15日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16日予算委員会、17日から22日まで休会、23日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問の通告は３月１日木曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目からは質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、６日の議案質疑の回数は、１議案につき質問席から２回以内ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（田中　哲君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に15番、永山芳宏議員、16番、三倉美千子議員を指名いたします。

日程第３　議第１号から日程第39　議第37号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第３、議第１号から日程第39、議第37号までの37件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。平成30年３月第１回人吉市議会定例会の開催に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

３年前、市民の皆様からの負託を受け、歴史ある人吉市政を預かることになりましたが、「光陰矢の如し」の言葉どおり、早いもので、本年が最終年度となりました。これまでの３年間を振り返りましたとき、松岡隼人に市政を任せて、人吉市民は幸せになったのだろうか、その思い、不安が交錯し、眠れない日々が続いたこともあったと回想しております。特に、一昨年４月、熊本地震が発生し、本県全域が悲しみと恐怖の日々に覆われ、人吉市政の拠点、本丸でもある市庁舎が落城の危機に瀕したときは、さすがにあすの夜明けを見ることができるのか、このままで市民を、職員を、家族を守りきれるのか、40年近く生きてきて、これほどまで人生への悲哀が交錯する思いをしたことはなかったと振り返っております。ただ、余震が続き、地震の恐怖におびえる日々にあっても、市民の皆様お一人お一人に励まされ、勇気をもらい、そして同志でもある市職員に支えられてきたことを思い起こしますと、みずからの幸せを実感するとともに、その職責の重さ、とうとさをも痛感し、改めて、本市のために身命を賭すという覚悟を強くしたことも事実でございます。日本陽明学者の祖、中江藤樹の言葉「善をなすは耕うんのごとし」すなわち、「善い行いは、あたかも汗水を流して田畑を耕すようなもの、すぐに穀物を得ることはできないが、必ず秋にはちゃんと実り、耕した人の口に入る。」という教えを矜持にして、私自身も政策一つ一つ時間をかけ、耕し、そして大切に育ててまいる覚悟であり、多くの事業が芽吹き、実を結ぶことで、必ずや市民の皆様の幸福向上につなげたいと存じます。

さて、冬季スポーツの世界的祭典であるピョンチャンオリンピックが、２月９日から昨日まで開催され、日本選手の活躍に日本中が熱気を帯び、朝鮮半島の緊張が一時的にも緩和されるかのような平和な17日間を過ごしました。女子スキージャンプ銅メダル高梨沙羅選手の涙に触れ、男子フィギュアスケート金メダル羽生結弦選手、銀メダル宇野昌磨選手の世界を

席巻した演技、女子スピードスケート小平奈緒選手の王者の滑りを目の当たりにしたとき、応援される側も応援する側も、心が通じ合い、澄みわたるような瞬間が訪れる、これがスポーツの持つ魅力であると改めて感じた大会でもございました。

また、１月２日、お正月の恒例となっている箱根駅伝では、往路のエース区間２区を多良木高校出身の上武大学３年、太田黒卓選手が疾走し、同じ往路４区では球磨工業高校出身の拓殖大学４年、西智也選手が快走を見せてくれました。遠い箱根から、本地域へ、初春にふさわしい希望と感動にあふれる「走り」を届けてくれた両選手に深く感謝と敬意を表しますとともに、「希望は努力が報われ、評価されるときに生まれる」という言葉を具現化すべく、本地域あるいは、ふるさと人吉球磨を離れ、各地で奮闘している全ての若い力へ大きなエールを送りたいと存じます。

平成天皇の御退位に伴い、「平成」という時代の振り返り、検証のようなものが新聞紙上を初め活発に行われ始めており、特に、本年は明治維新から150年の節目の年に当たることから、日本を取り巻く世界情勢や世相等の比較、近代から現代までの時代の移り変わりについて大きく取り上げられているようでございます。

平成はバブル経済崩壊から始まり、経済的には「失われた10年」などと呼ばれる長引く不況、高齢化、超高齢化社会への突入、平成20年には有史以来の我が国の人口ピークを迎え、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の大規模災害の発生、紛争やテロ、核問題など不安な国際情勢への対応など、我が国は内憂外患ともいえる困難な中にありながらも、特に近年は危機を好機に変えるべく技術革新や新たな価値の創造によって未来を切り開くための時代でもあったと捉えているところです。そういう意味でも、明治維新を多くの若い力、そのエネルギーが原動力となって成し得たように、私たちの次の世代へよりよい未来をつなげていくことが平成を生きた我々の責務であり、平成の総括ではないかと考えているところです。

社会学者の見田宗介氏は新聞紙上のインタビューの中で、司馬遼太郎の歴史小説「坂の上の雲」を引き合いに、明治は先進諸国を追いかけて近代化という坂の上を目指して上り始めた時代、平成は坂を上り終えた時代だと表現をされ、両時代とも大きな歴史の曲がり角であることを指摘されております。そして、「谷底に下りるのではなく、そのまま高原を歩きつづけるようにすることが大切である」と続けられています。私自身、藩政治に終わりを告げ、日本国民としての誇りを抱き始めた明治という時代のすばらしさをもう一度見つめ直してみたいと存じます。

私は年頭の挨拶の中で、人口減少社会への対策を課題としながらも、人口減少を単純に負の要因として受けとめるだけではなく、成熟社会においても暮らしの多様化、高度化を図り、経済活動の水準と質の向上、あるいは新たな価値観の創造によって、これまで以上に幸せな社会の実現を目指すことを新たな抱負としてお願いしたところです。そして、全国を大きく

上回る少子高齢社会を迎えた本市は、市民の困りごととともいえる社会的課題が山積しており、この課題の解決こそ新時代を生きる企業のビジネスモデルになり得るのではないかと着想し、企業にとって新たなビジネスの種子や領域を提供できる地域であると考えております。具体的には、課題の先送りから課題の先取りによって、パートナーとなる企業の誘致あるいは先進都市としての優位性を築いてまいりたいと存じます。

一方、我が国の状況に目を移しますと、景気の拡大基調が続くという見通しを背景に、雇用・所得環境の改善や賃金引き上げへの社会的期待が高まっておりますが、こういった経済の好循環が我々地方へも波及することを切に願う一方、景気の回復に乗じて観光等交流の活発化を通した外貨獲得にも取り組む策が必要であると存じます。

また、女性の社会進出や高齢者の就労支援を初め多様な人材の活躍を促し、長時間労働等の労働環境の是正など、いわゆる働き方改革への取り組みが本格化されることになり、本市としましても根底要素である労働力不足といった現状へも対処しながら、出生率の向上等、長いスパンでの課題解決に取り組む必要があり、今後の国の動向を注視してまいりたいと存じます。

冒頭にも述べましたが、私の市長任期も残すところ１年となりましたが、４年の集大成という意味でも、平成のラストスパートでもあり、本市を次の時代へつなげるためにも大切な１年にしたいと気持ちを新たにしております。

昨年３月の施政方針におきまして、私は「５つの重点施策と３つの推進エンジン」という形で、今後の市政運営の重点施策をお示しいたしました。

５つの重点施策とは、まず初めに、安全安心、健康といった、今この人吉で暮らす市民の皆様の満足度を上げるための守りの施策として、「新市庁舎建設を中心とした安全・安心なまちづくり」、「健康寿命日本一の実現」、「ふるさと人吉を支える人づくり」の３つを、また、人口減少社会に対応する攻めの施策として、「しごと創出から始める移住定住促進」、「活かし、稼ぐための観光戦略」の２つを挙げさせていただいたところでございます。これらの進捗と平成30年度に向けての取り組みにつきまして、少々長くなりますが御説明させていただきます。

平成29年度に、特に力を入れて進めてまいりましたのは、攻めの施策として挙げていました「しごと創出から始める移住定住促進」でございます。本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略でもその方針をお示ししておりますが、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立する取り組みが、少しずつ形になってまいりました。

まず１点目でございますが、これまで仮称としておりました「人吉起業創業・中小企業支援センター」の名称を、地場企業の「しごと」を守り、創業促進による新たな「しごと」の創出をサポートするという想いを込めまして、「人吉しごとサポートセンター」とし、通称を人吉のアルファベット標記の頭三文字から「Ｈｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）」と定めまし

た。このＨｉｔ－Ｂｉｚを担うセンター長の選考につきましては、去る１月27日に本市において、専門家３人、地元中小企業経営者３人の計６人を審査員として、面接審査による２次選考会を実施し、この選考会からの推薦をもとに、複数の民間企業にて、広報、営業、マーケティング部門などを経験され、現在、個人事業主として民間企業のマーケティング関連のコーディネート業をされている、横浜市在住の佐藤幸也氏を本年４月からの採用予定者として決定し、本人の快諾も得たところでございます。佐藤氏には、富士市産業支援センターにて４月から２カ月程度、研修を受けていただいた後、全国約20の自治体において展開する、ほかの「ビズ」とのネットワークを生かしながら、７月のセンター開設当初から、本市中小企業事業者や、これから創業を志す方に対し、Ｈｉｔ－Ｂｉｚの名のとおり、ヒットを量産していただくような活躍を期待したいと存じます。

次に、「しごとの創出」という点では、このＨｉｔ－Ｂｉｚが入ります旧国民宿舎くまがわ荘の利活用につきましても、新たな拠点として整備してまいりたいと存じます。今後は「まち・ひと・しごと」における総合交流施設として整備していく方針でございまして、１階部分のコミュニティゾーンにつきましては、第１期整備として平成29年12月から一部工事に着手しているところでございます。このうち、（仮称）旅カフェエントランスセンター及びＨｉｔ－Ｂｉｚにつきましては、本年６月末までに整備を完了し、７月には温泉も兼ね備えた総合交流施設として開設する計画でございます。将来は、これに加えて、情報発信スペースや貸会議室として利用できる多目的ルームや、個人事業者、小規模法人が施設・設備を共用し、自由にコミュニケーションを図ることができるコワーキングスペースの整備を行うとともに、ＩＴ企業等のサテライトオフィスの誘致を進めてまいりたいと存じます。また、企業誘致関係につきましては、人吉中核工業用地の開発行為に伴う県の完了が去る12月12日に公告され、誘致企業を受け入れるための一定のハード環境整備を完了することができました。

今後におきましては、懸案である食肉加工施設の整備やハラール関連企業の誘致を進める一方、郡市一体となり、県と連携を図りながら、関東、関西方面を中心に企業訪問をより積極的に展開し、本市の地域資源や南九州の要衝というエリアの拠点性を生かした提案型の誘致活動に取り組み、市民の皆様の期待に沿えるよう、雇用の拡大を図ってまいりたいと存じます。

次に、「活かし、稼ぐための観光戦略」でございます。

人吉球磨地域一体となった観光地域づくりの新たな推進組織について、球磨地域振興局、人吉球磨10市町村及び人吉球磨広域行政組合において協議を重ねてきたところでございますが、このたび、圏域市町村と関係団体等で構成する任意協議会を設立することとし、本年４月からの実働に向けた準備が行われているところでございます。

新組織は、人吉球磨広域行政組合のこれまでの広域観光への取り組みをベースとして、事

務局を同組合内に設置し、同組合職員に加えて、本市及び球磨郡町村からも職員を派遣し、組織体制を強化するとともに、滞在型観光の促進や外国人観光客の増加、地域ブランドの確立と特産品の販売促進などの新たな取り組みについて、圏域が一体となって推進していくことにしております。本市としましても、この推進組織の運営に積極的に参画していくことにより、観光客等の増加による地域経済の活性化を図ってまいりたいと存じます。

これら「攻めの施策」と同時に、市民の皆様の満足度を高める「守りの施策」についても、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

まず、「新市庁舎建設を中心とした安全・安心なまちづくり」でございますが、新市庁舎建設につきましては、「防災・災害対策機能を有する庁舎」、「多様化する市民ニーズに応える庁舎」を実現し、市民にとってよりどころとなり、次の世代に継承できる庁舎となるよう、これまで「実施計画」を進めてまいりました。その過程におきましては、市庁舎建設に関する特別委員会を初めとします議員各位、住民説明会及び市庁舎等移転建設審議会からいただきましたさまざまな御意見等を踏まえ、設計の詳細な検討を行っております。今後は、実施設計の精査及び建築確認申請等の手続、小永野第一雨水幹線改修工事を経て、本年秋以降の本体建設工事発注を目指してまいりたいと存じます。

次に、市民の安全を守る防災拠点の整備でございますが、避難所の受入態勢の整備として、調査検討を行ってまいりましたマンホールトイレの整備や大規模災害時に避難所となる屋内運動場トイレの洋式化を年次的に進めることにしており、避難所となる校区公民館の耐震診断につきましても、平成30年度から順次調査と整備を進めてまいります。また、非常時対応の体制づくりとしては、来る３月14日の全国一斉Ｊアラート情報伝達訓練にあわせ、市内小中学校を対象に弾道ミサイル発射に伴う避難訓練を実施いたします。今後もさまざまな場面を想定しながら、市民の皆様が災害等非常時に安全を確保できるよう、ハード整備とあわせてソフト面の取り組みも継続してまいりたいと存じます。

２つ目に「健康寿命日本一の実現」でございますが、生活習慣病予防に重点を置き、食育の視点を取り入れた第３期人吉市健康増進計画・食育推進計画を、本年３月策定に向けて準備を進めているところでございます。これまでも健康寿命の延伸に向けて、市民健診事業などの健康づくり施策の取り組みを行ってまいりましたが、今後６カ年の計画の中で、さらに生活習慣病重症化予防事業に重点を置き、「自分の健康は自分で守るまちひとよし」を目指し、取り組んでまいりたいと存じます。

３つ目の「ふるさと人吉を支える人づくり」につきましては、去る１月19日、市議会本会議場において小学生による「子ども議会」を開催いたしました。当日は、小学校６年生の子ども議員20人が、本市の将来や身近な問題など、市政に対する質問や意見を述べました。この議場で堂々と質問する子供たちの姿から、子供たちのまちづくりに対する純粋な思いや熱意、そして何より、「ふるさと人吉市」をもっとよくしたいという思いが伺え、大変頼もし

く、うれしく思ったところでございます。子ども議員からの貴重な意見や問いかけをしっかりと受けとめて、今後のまちづくりに反映していくと同時に、将来を担う子供たちが、ふるさと人吉を誇りに思えるようなまちづくりに努めてまいりたいと存じます。また、平成30年度は中学生による子ども議会の開催を計画しているところでございます。

これら５つの重点施策をスピード感をもって展開していくために、その推進エンジンとして、「横串を刺す企画政策部の設置」、「女性や若手職員の積極的な登用」、「官民融合したプロジェクトの推進」の３つの取り組みを挙げさせていただきました。

１つ目の「横串を刺す企画政策部の設置」でございますが、昨年４月から企画政策部を設置し、組織横断的に課題を解決する体制づくりを行ったところでございます。この取り組みの成果として、長い間の懸案事項であります旧国民宿舎の利活用、さらに、現在は石野公園活性化について、部局を超えて協議を進めているところでございます。今後はこの「部局を超えて協力し合う組織風土」を人吉市役所の体質とするよう、組織の中での対話の場づくりを進め、部、課、係の枠を超えた理解と協力、コミュニケーションの深化に努めてまいりたいと存じます。

「女性や若手職員の積極的な登用」につきましては、若いうちからさまざまな職務経験を積む場として、政策審議会のメンバーを大幅に入れかえております。17人の政策審議員のうち、女性職員を平成28年度の１人から、平成29年度は３人に、従来係長以上で構成していたものを、主任、主事職員を７人登用することで、より活発で幅広い意見交換ができるようになったと感じております。また、管理職、監督職への女性職員の登用についても、積極的に進めてまいる所存でございます。

最後に、「官民融合したプロジェクトの推進」でございますが、現在、本市の移住定住施策の柱となるビジョンの策定に向け、市民の方々とともに対話を通してつくり上げる場、未来会議を平成29年12月から開始しております。「住んでいる人が住み続けたい人吉」、「市外の人が移り住みたい人吉」とはどういうまちなのか、高校生約60人を含む100人ほどの参加者が８つの分科会に分かれて対話を重ねており、今週末の３月３日には、これら分科会参加者に、さまざまな場で活躍されている市民の方々や地域づくりに携わっている市外からの参加者も加え、総まとめの場として、「ひとよし大未来会議」をスポーツパレスで開催いたします。今後は、ここで出された御意見を施策に生かしていくことはもちろんのこと、この大未来会議をキックオフとして、市民と市役所が一緒になってまちづくりを行う市民参画のまちづくりを進めてまいる所存でございます。

引き続き、各部・局の主な政策等について、時間をいただき述べさせていただきます。

全国的な問題であり、本市でも課題となっております空き家等対策につきましては、平成29年10月から、市内全域における空き家等の所在や所有者等の把握を行う実態調査を行っております。その結果、町内会長の皆様の御協力もございまして順調に進捗し、約1,000件の

空き家等を把握するとともに、空き家所有者への意向確認アンケート調査を行ったところでございます。今後は、この調査結果を分析し、本市の空き家等対策の指針となる空き家等対策計画の策定に着手するとともに、国の特別措置法に準拠した新条例の制定に取り組んでまいります。

また、空き家等対策計画と新条例を両輪とし、地域の困りごととして対応を迫られている空き家問題に向き合い、実効性のある対策を講じることにより、市民の皆様が安全で安心して暮らすことのできる生活環境づくり及び移住定住促進による地域の振興に努めてまいりたいと存じます。

男女共同参画関係でございますが、本市における男女共同参画社会の実現を目指して、平成30年度から平成34年度までを期間とした第３次基本計画を策定いたしております。本計画は、現在、人吉市男女共同参画推進審議会において御審議をいただいており、パブリックコメントや関係機関からの御意見を踏まえ、本年度中の公表に向けて、策定作業を進めてまいりたいと存じます。

広報広聴関係でございますが、市民の皆様によりわかりやすく行政情報を提供することを目的として、現在、市ホームページのリニューアルに向けた作業を進めております。現行のホームページは、開設から既に８年が経過し、必要な情報を探しにくいとの御意見をいただいておりますので、他の自治体のものも参考にしながら、４月１日公開を目指して、より使いやすいホームページとなるよう整備してまいります。

また、去る１月19日の子ども議会において小学生議員から御提案いただきましたインスタグラムによる情報発信を開始したところでございます。若い世代に多く利用されているインスタグラムを活用することで、観光客の増加など本市のＰＲにつなげてまいります。今後も、広報ひとよしやフェイスブック、インスタグラムといった情報発信とあわせて、多種多様化する情報発信手段を活用した情報提供のさらなる向上を図ってまいります。

ふるさと納税関係でございますが、平成29年度の寄附額につきましては、目標である１億円を突破し、本年１月末日現在で１億5,600万円もの御寄附をいただいており、前年度に対しまして、約５倍の額となりました。この要因といたしましては、返礼品の数を前年度の３倍に当たる220品目にふやしたことや、カタログの配布を初め新聞や雑誌への広告掲載など、積極的なＰＲ活動が功を奏した結果ではないかと分析しております。特に、返礼品につきましては、多くの事業者の皆様に御協力をいただき、本市ならではの特産品などを数多く取りそろえることができましたことから、本市のＰＲもあわせて行うことができました。改めて、関係の皆様に感謝を申し上げます。引き続き、返礼品のさらなる充実や積極的なＰＲ活動に加え、寄附金の使い道についても工夫し、まちづくりを推進する財源確保の手段として、より一層力を注いでまいります。

肥薩線関連でございますが、平成29年12月に、世界文化遺産の審査などにかかわる国際記

念物遺跡会議の日本組織、日本イコモス国内委員会において、肥薩線の持つ文化的価値が高く評価され、肥薩線が「日本の20世紀遺産20選」に選定されたところでございます。

このような話題を追い風に、本市におきましては、市内に現存する肥薩線の木造駅舎の文化的価値を高め、観光資源としての活用や中山間地域における集落の活性化等を図るため、現在、ＪＲ大畑駅及び矢岳駅の駅舎等を譲り受ける方向で、九州旅客鉄道株式会社熊本支社と協議を行っているところでございます。可能な限り早期の実現に努め、観光振興や地域住民の皆様のよりどころといった地域振興拠点としての活用を図ってまいりたいと存じます。

市民課関係でございますが、市民サービスの向上を目指して、本年10月の実施に向け、コンビニ交付サービス事業に取り組んでまいりたいと存じます。現在、本市が発行する住民票などの証明書につきましては、市役所窓口に直接おいでいただくか、もしくは郵送申請により交付しておりましたが、このサービスの導入後は、個人番号カード「マイナンバーカード」を利用して、最寄りのコンビニエンスストアにおいても取得することができるようになるものでございます。本事業のキャッチフレーズ「いつでも、どこでも、かんたんに」のとおり利便性の向上を図ることで、熊本地震後の市役所機能の分散による市民サービス低下の改善並びに業務の効率化等につなげてまいりたいと存じます。

環境地域づくり推進事業関係でございますが、幼稚園、保育園、認定こども園の先生方及び保護者の皆様方から高い評価と支持をいただいております「環境しつけ教室」につきましては、より親しみやすい教室とするため、平成30年度からは「ｅｃｏキッズ教室」として実施する計画でございます。幼いころから水の大切さや、ごみのリサイクルなどを学び、体験することにより、大きな気づきが生まれ、人や生き物への思いやりを育むものと存じますし、さらには、郷土への誇りや愛情につながるものと期待しております。本事業を通しまして、より一層環境にやさしい人づくり、まちづくりを目指してまいります。

国民健康保険事業でございますが、本年４月１日からは、熊本県国民健康保険運営方針に基づき、県と45市町村とが共同で保険事業の運営を行うことになります。これに伴いまして、県は、新たな標準保険税率の算定方式として、医療給付費分と後期高齢者支援金分を「所得割、均等割及び平等割の３方式」とすることとし、介護納付金分は「所得割及び均等割の２方式」での課税方式を方針として提示されております。これに基づき、本市の国民健康保険の税率等につきましては、平成30年度から介護納付金分は３方式から２方式に移行することになります。制度が変わりましても、引き続き、持続可能な医療保険制度を推進してまいりたいと存じますので、被保険者の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

子ども・子育て支援事業関係でございますが、平成30年度におきましては、新たに幼稚園２園が幼稚園型認定こども園に移行される予定でございます。これまでの幼児教育に保育を加えた一体的なサービスの提供が可能となり、子育てのさまざまなニーズに対応した施設として、４月１日から新たにスタートされることになっております。本市としましても、人吉

市子ども・子育て支援事業計画に基づき、次世代の人吉を担う子供たちが心身ともに、健やかに育つことができる環境づくりに取り組んでまいります。

介護保険関係でございますが、第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定につきましては、介護保険事業計画等策定運営委員会におきまして慎重なる御審議をいただき、去る１月29日に答申をいただいたところでございます。答申では、本計画について第６期計画で定めた方向性を継承し、保険者機能の強化と地域マネジメントを推進しながら、中長期的な視点から高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の見直しを図り、介護保険制度が持続可能なものとなるよう地域包括ケアシステムの発展・進化を図る方向性と取り組むべき施策等を示していただいております。

本市では、この方向性に基づき、本計画における重点目標を、「高齢者が健やかに暮らし、いきいきと活躍できる社会を構築するための地域包括ケアの推進」と位置づけ、現在、平成30年度からの３カ年の基本目標と、その目標達成に向けた各施策の推進について、計画づくりを進めております。これまで本市の高齢者の状況に沿った施策を展開してまいりましたが、第７期計画におきましても、引き続き、介護予防施策の展開や地域包括支援センターにおける相談支援体制の強化など、これらの体制を充実するとともに、在宅医療と介護の連携の推進や地域におけるサービス基盤の整備・活用を図り、高齢者の皆様が住みなれた地域で、尊厳をもって、個人の状態に応じ、自立した日常生活を営むことができるように推進してまいりたいと存じます。本計画の策定に当たり、御審議をいただきました介護保険事業計画等策定運営委員会委員の皆様におかれましては、心から感謝を申し上げる次第でございます。

母子保健関係でございますが、子育て世代包括支援センター「（愛称）すくすく子育てセンター」を設置したことにより、母子手帳交付時の個別面談を通して、出産や子育てについての悩みや不安、産後鬱などの可能性を早期に把握し、産前産後の早い時期に電話・家庭訪問等、妊娠期から子育て期にわたるまで、きめ細かな切れ目のない適切な支援が可能となったところでございます。

母子保健事業の充実と、これまで以上に産科・小児科等の医療機関を初め保健・福祉等の各関係機関と本市が連携を図り、母親が抱える問題の早期解決や継続的な支援に取り組むことで、安心して子育てができる環境が整っていくものと存じます。

農業関係でございますが、国の米政策改革として位置づけられております経営所得安定対策につきましては、平成30年産から、行政による米の需給調整のための生産数量目標の配分と、これに伴う米の直接支払交付金が廃止されます。このことによって、農家の皆様が米の作付面積をふやすことは可能となりますが、今後も米価の安定を図るため、地域で需要に応じた計画的な生産を行っていく必要がございます。このことから、熊本県農業再生協議会では、これまでの生産数量目標にかわりまして、独自の「作付目安」として、各地域の農業再生協議会に対し、米を作付する面積と数量が示されたところです。

人吉市農業再生協議会では、これを受け、農家の皆様に「作付目安」として、その情報を提供することが決定されております。なお、飼料作物などへ転作をした場合の水田活用直接支払交付金等につきましては、交付単価の変更は示されておりませんので、本市としましても、全ての農家の皆様にチラシの配布や農家振興組合長会議等で周知を行いながら、引き続き、水田のフル活用と農家の所得向上のため、本制度の推進を図ってまいりたいと存じます。

くま川下り株式会社事業再生関係でございますが、同社では、社員や船頭、宿泊業等の関係団体へのヒアリングなどを経て、現状の課題を解決するため、実現可能な新たな事業再生計画の策定を、金融機関と協議を行いながら鋭意進められている状況でございます。

新たな事業再生計画では、既に着手済みの方策もございますが、船頭の後継者育成を含めた人材確保、船一艘当たりの原価と改善のための具体的な行動を踏まえた計数計画、会計業務等の効率化システムの導入、さらには、宿泊部門であった旧国民宿舎の運営にかわる新たな安定した収入源部門の検討といった抜本的な経営戦略の指針を盛り込み、近日中に、新たな事業再生計画案の発表が予定されているとのことでございます。来る３月１日に、球磨川川開き祭が開催されますが、この日が、新生くま川下り株式会社の会社再生に向けた新たな船出の記念日となりますよう、本市としましても、同社の存続をかけた再生計画の事業推進をより一層図るために、連携と支援に努めてまいりたいと存じます。

川辺川総合土地改良事業関係でございますが、農地造成事業及び区画整理事業における変更計画と農業用用排水事業の廃止の同意取得につきましては、平成29年４月から国・県・市町村が一体となり取り組んでまいりました結果、関係の皆様の御理解のもと、このたび、３分の２以上の同意が得られたところでございます。これに伴いまして、本年１月15日から２月９日までの間、変更計画書の縦覧が各市町村で行われ、その後、審査請求期間が本日まで設けられているところでございます。

今後、異議申し立てなどの審査請求がない場合は、当該事業の変更計画及び廃止計画が確定され、国が残りの工事に着手することになりますが、当該事業の完了までに約４年の期間が見込まれております。関係各位の御協力及び御尽力に改めて感謝申し上げます。

市営住宅関係でございますが、人吉市公営住宅等長寿命化計画において、修繕及び改善が必要と判定された市営住宅につきましては、計画的に整備を進めておるところでございまして、平成30年度におきましては、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、笹栗山団地１号棟や一二三ヶ迫団地１・２・３号棟の外壁改修及び一本杉団地の給水設備改修を実施する計画でございます。引き続き、快適で安全な居住環境の維持に努めてまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、大規模修繕・更新補助事業により実施しております曙橋補修工事につきましては、現在、上部工の補修工事を行っており、橋脚部の補強につきましても、設計並びに関係機関との協議中で、平成31年度の竣工を目指し、当該工事を進めているところでございます。また、その他の橋梁につきましても、近接目視点検調査などの結果を踏ま

えながら、修繕工事を計画的に行ってまいりたいと存じます。

なお、生活関連道路につきましては、社会資本整備総合交付金事業や公共施設等適正管理推進事業などを積極的に活用し、瓦屋町の市道下林北願成寺線改良工事や下薩摩瀬町の市道下林南願成寺線舗装工事などを計画してまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、街路事業として取り組んでおります鬼木町の都市計画道路下林願成寺線の道路改築事業につきましては、県からの事業認可を受けまして、現在、用地の取得に取り組んでおり、その取得率は約95％でございます。事業の趣旨を御理解いただき、用地の御提供をいただきました地権者の皆様に深く感謝申し上げます。

引き続き、用地の取得を進め、平成30年度には一部の区間において工事に着手するとともに、県と事業期間の協議を行いながら、当該事業の早期完成に鋭意努めてまいりたいと存じます。今後も、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育関係でございますが、平成29年全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、人吉市総合教育会議において、本市の子供たちの学力と学習・生活環境の実態を共有、分析し、これからの本市が目指す教育の方向性や子供たちの学力向上について意見交換を行ったところでございます。

学力の向上については、子供たち自身がみずからの未来を切り開いていくための大切な基盤の一つであり、子供たちが学力を身につけることは、文明社会にとって重要な責務であると考えております。もちろん、知・徳・体のバランスのとれた子供の成長や生きる力を育むことが教育の目指すところではございますが、本市の状況を考えた場合、現学力のステップアップが、本市の子供たちの将来にとって、さらなる可能性を押し広げるものであると確信しており、学校・地域の皆様とともに学力向上というこの課題解決に力を注いでまいる所存でございます。

いじめ・不登校問題につきましては、市内全ての小中学校、本市教育委員会及び関係機関が一体となって、全力で取り組んでいるところでございますが、より一層、児童及び生徒への指導の確立と相談業務の充実を図るため、人吉っ子アドバイザーと子ども・子育て相談員を１人ずつ増員したいと存じます。平成30年度以降は、これまで以上に、いじめ・不登校問題の早期対応・早期解決を行い、子供たちの悩みや不安などに対する相談体制を充実してまいる所存でございます。

小中学校部活動関係でございますが、まず、小学校の部活動関係につきましては、県の方針を受けまして、平成31年度からは全て社会体育、社会教育で実施することになりますので、実施体制の構築に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。基本方針としましては、児童の安全や保護者の安心を第一に、これまでの部活動と同様に、それぞれの学校で実施したいと考えておりまして、現在、一番の課題となっております運動部の指導体制については、ＮＰＯ法人人吉市体育協会と協議を進めているところでございます。

また、文化部につきましては、地域学校協働活動として実施することを検討しているところでございます。今後は、平成30年度中に指導体制及びサポート体制を整え、試行を行い、平成31年度からは完全移行した形で子供たちの放課後のスポーツ活動、文化活動を支えてまいりたいと存じます。

一方、中学校の部活動関係につきましては、まだ、素案の段階ですが、国のガイドラインでは、従来の部活動は、「学校や地域によっては存続の危機にある」との指摘がされており、部活動を持続可能性のあるものにするためには抜本的な改革に取り組む必要があるとされております。また、ガイドライン策定の趣旨等といたしまして、中学校段階の運動部活動を主な対象とし、運動部活動が学校、競技種目等に応じて最適な形で実施することを目指しており、教育委員会や学校がこのガイドラインにのっとり、速やかに改革に取り組むことが期待されているとされております。

このガイドラインは、本年度中に取りまとめられるとされておりますので、本市といたしましても、このガイドラインの策定状況、内容を注視しながら、策定の趣旨を十分に参酌し、学校、保護者、地域の方々や競技団体など地域の実情も幅広く御意見を伺うなど、本市の子供たちにとって最も望ましい方針を検討してまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、去る２月３日、カルチャーパレスにおきまして、人吉市学校支援地域本部事業10周年記念大会を開催いたしました。当日は市内小中学校の先生方や保護者、地域住民の皆様、そして、学校支援ボランティアの皆様など多数の方々にお集まりいただき、本事業のこれまでの10年を振り返るとともに、学校支援活動の今後のあり方について、参加者全員で考える貴重な場となりました。平成29年度の活動の様子を紹介した映像では、学校支援ボランティアの皆様の温かいまなざしや、子供たちの明るく元気な声、真剣に学習に取り組む姿が映し出され、会場はとても温かく和やかな雰囲気に包まれたところでございます。

現在、本事業は人吉西小学校、西瀬小学校、中原小学校、第二中学校の４校を対象として実施しておりますが、今後は、この活動を市内全域に拡大するとともに、支援から「連携・協働」へと、地域と学校がより密接にかかわりあって子供たちを育てる地域学校協働活動へと発展させてまいります。保護者はもちろんのこと、市民の皆様におかれましては、子供たちの健やかな成長と、ふるさと人吉を愛する心の醸成のため、趣旨に御賛同いただき、お力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。

上水道関係でございますが、水道事業につきましては、昭和32年の一部給水開始以来60年を経過しており、現在、人吉市水道事業ビジョンの事業計画や熊本地震の経験も踏まえ、老朽化した施設や管路の更新、地震等の災害対策を計画的に進めているところでございます。

平成30年度におきましては、原城配水池本体工事に伴う造成工事、老朽管路を更新する中神町配水管改良工事などを計画、さらには井ノ口第二水源地の非常時用自家発電施設整備に

も取り組んでまいりたいと存じます。

なお、水道料金に関しましては、本年４月使用分から新料金を適用させていただきますが、さらなる経営の効率化を図りながら、安全・安心で強靭な水道システムを構築するために健全な事業運営に努めてまいります。

公共下水道事業関係でございますが、公共下水道施設につきましても、昭和49年の事業着手から40年以上が経過しており、老朽化した施設・管路等の更新、地震などへの災害対策、また、人口減少等に伴う使用料収入の減少など大きな課題を抱えているところでございます。

これらの課題に対しまして、平成29年度から着手しておりますストックマネジメント計画の策定や矢黒町汚水中継ポンプ場の改築更新等を引き続き実施し、健全で持続可能な事業運営に努めたいと存じます。

また、浄化槽関係でございますが、国の循環型社会形成推進交付金事業を活用し、独自の補助も加えまして事業を進めているところであり、今後も公共下水道事業と浄化槽設置事業の両面から、公共用水域の水質保全及び住環境の向上に努めてまいる所存でございます。

ここで、国が定めました平成30年度の地方財政計画につきまして、その概要を申し上げます。

国の平成30年度予算編成の基本方針は、誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創り上げるために、アベノミクス「新・三本の矢」を放ち、少子高齢化という構造問題にも正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け、取り組んでいくというものでございます。また、道半ばであります、東日本大震災、熊本地震を初め各地の災害からの復興、さらには防災対応の強化についても着実に進めていくとされております。

このような方針に基づいて策定された地方財政計画につきましては、「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取り組みと基調を合わせて、歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされております。

また、地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、前年度に比し、3,213億円の減額、2.0％の減となっている一方で、地方税等については、税制改正後、前年度当初見込みに対し、市町村税は3.2％の増になると見込まれております。しかし、この見込みは地方公共団体全体の見込額であることから、地域における経済実勢に差異が生じることにも留意する必要があるとされております。

このような状況の中、本市の平成30年度の財政見込みでございますが、まず、歳入のうち市税につきましては、固定資産税が３年に一度の評価替えの年に当たりますことから、その影響額を反映した上で、国の地財計画及び平成29年度最終決算見込額等を勘案し、前年度当

初予算と比し、0.2%の減を見込んでいるところでございます。また、普通交付税は、クリーンプラザ建設に係る償還が終了いたしますことから、償還に対する交付税算入分の影響を勘案し、平成29年度の交付実績に地方財政計画に掲げられている減少率を乗じ、交付総額を見込んでいるところでございます。

歳出におきましては、新庁舎建設事業が本格化する中、クリーンプラザ建設に係る償還終了に伴います人吉球磨広域行政組合への負担金の減はあるものの、社会保障費や繰出金の増もあり、財政調整基金などから２億円を繰り入れるなど、引き続き厳しい財政運営になることが予想されるところでございます。

引き続き、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や単独事業等の最終見込みによるもののほか、職員の希望退職に伴う退職手当などが主なものでございます。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ１億3,067万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170億9,931万5,000円とするものでございます。

議第２号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第４号）は、歳入歳出をそれぞれ１億1,174万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億1,360万9,000円とするものでございます。

議第３号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第３号）は、歳入歳出をそれぞれ758万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億9,717万6,000円とするものでございます。

議第４号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第４号）は、歳入歳出をそれぞれ5,681万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億5,721万7,000円とするものでございます。

議第５号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第４号）は、歳入歳出をそれぞれ176万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,496万7,000円とするものでございます。

議第６号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を167万4,000円増額し、収入総額を５億4,575万2,000円といたしております。

議第７号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）は、収益的収入及び支出の予算額について、収入の下水道事業収益を4,089万2,000円増額し、収入予算総額を11億7,984万5,000円とし、支出の下水道事業費用を2,969万8,000円増額し、「歳出」予算総額を11億2,347万7,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、収入を190万3,000円増額し、収入予算総額を１億4,970万6,000円といたしております。

議第８号平成30年度人吉市一般会計予算案につきましては、御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、平成29年度当初予算に比べ、約600万円の減を見込んでいるところでございます。個人及び法人の市民税につきましては、所得や業績に関し、平成29年度の最終見込み等を勘案し、平成29年度当初予算に比べ、約3,900万円の増収を見込んでいるところでございます。固定資産税につきましては、平成30年度が３年に一度の評価替えの年となりますことから、評価額の下落等を勘案し、固定資産税全体で平成29年度当初予算に比べ、約3,400万円の減収を見込んでいるところでございます。地方消費税交付金につきましては、平成29年度決算見込みは平成28年度決算と比べますと、ほぼ横ばいの見込みでございます。そこで、平成30年度当初予算では、平成29年度の最終見込みを勘案し、平成29年度当初予算額と同額を見込んでいるところでございます。地方交付税につきましては、地方財政計画において、交付総額で2.0％の減とされることから、平成30年度の普通交付税の算定については、平成29年普通交付税交付決定額に地方財政計画における減少率を乗じ、先ほど申し上げましたクリーンプラザ建設に係る償還終了による、これまでの償還に対する交付税算入額の影響を勘案し、見込んでいるところでございます。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分　休憩

午前11時17分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　次に、歳出でございますが、市税を初めとする主要一般財源の確保が厳しい中、平成30年度当初予算編成方針に基づき、予算計上させていただいております。本年度から、いよいよ新市庁舎建設における本体着工に動き出すことになります。本体工事を初め、引き続き、環境整備等の予算計上をさせていただいております。また、これまで議論を重ねてまいりました、移住定住促進を実現化していくための起業創業・中小企業支援センターの開設や旧国民宿舎を活用した新たな交流拠点施設としての（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設の運営経費なども予算を計上させていただいております。

歳入歳出予算の総額は182億1,570万1,000円で、平成29年度当初予算と比較いたしますと9.8％の増となっております。

議第９号平成30年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２万3,000円といたしております。

議第10号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億2,801万円といたしております。

議第11号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ５億1,485万7,000円といたしております。

議第12号平成30年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億6,887万4,000円といたしております。

議第13号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,716万1,000円といたしております。

議第14号平成30年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益５億9,292万6,000円を計上し、支出では、水道事業費用５億144万6,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,072万3,000円を計上し、支出を２億7,327万8,000円といたしております。

議第15号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に11億1,880万8,000円を計上し、支出では、下水道事業費用10億6,651万7,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に３億6,147万円を計上し、支出を８億298万2,000円といたしております。

議第16号平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,275万4,000円といたしております。

議第17号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第18号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例案は、国家公務員退職手当法の一部改正に伴う国家公務員に係る退職手当制度の改正に準じて、職員の退職手当の支給水準を引き下げるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第19号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、補償基礎額における扶養親族の加算額を改定すること、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第20号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険の運営主体が、市から熊本県に移行し、熊本県国民健康保険運営方針が策定されたことに伴う介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の廃止、及び、それに伴う均等割額の変更並びに地方税法施行規則の一部改正に伴う規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第21号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険の運営主体が、市から熊本県に移行し、熊本県国民健康保険運営方針が策定されたことに伴う被保険者としない者の変更並びに持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによる国民健康保険法の一部改正及び地方税法施行規則の一部

改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第22号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによる高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第23号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、平成30年度から、人吉市物忘れ相談支援事業が人吉市認知症初期集中支援推進事業において行われることとされたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第24号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法第129条の規定による第１号被保険者の保険料の改定及び質問検査権における対象者の範囲の拡大を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第25号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本年度まで、熊本県において居宅介護支援事業を行う事業者の指定をしておりましたが、権限移譲により、平成30年度から、市において事業者の指定をすることから、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第26号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、議第27号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議第28号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の３件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを位置づけるなど、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第29号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員に、５年に一度、主任介護支援専門員更新研修を受けることが義務づけられたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第30号人吉市下水道条例の一部を改正する条例案は、人吉市水道条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、人吉市下水道条例第16条第３項で準用している条項の削除及び規定の追加、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第31号人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案は、工場立地法に係る緑地面積率等の緩和及び緑地面積に算入できる重複緑地について規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第32号人吉市国民宿舎条例を廃止する条例案は、人吉市国民宿舎くまがわ荘としての所期の目的は果たされたので、関連する既存条例の改正及び廃止とあわせて、条例を廃止するものでございます。

議第33号人吉市都市公園条例の一部を改正する条例案は、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されたことによる都市公園法施行令の一部改正に伴い、同令の基準を参酌して、都市公園における運動施設の敷地面積の上限を定めること、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第34号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成29年６月第２回人吉市議会定例会におきまして、契約締結の御議決をいただきました曙橋補修工事請負契約の一部変更でございます。これは、橋梁の塗装の塗膜について成分検査を行った結果、ポリ塩化ビフェニル、鉛等が検出されたため、環境的被害が発生しないよう、塗膜剥離剤を使用した工法に設計変更し、変更契約することによるもので、契約金額を２億4,300万円から４億4,102万3,355円に変更するものでございます。

議第35号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、多武芳美氏の任期が、本年３月31日で満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第３項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

議第36号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、西口詳一郎氏の任期が、本年４月９日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

議第37号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、高松朋子氏の任期が、本年３月31日に満了することに伴い、後任として、国武美幸氏を選任することにつきまして、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、発言の訂正をお願いしたいと存じます。まず、４ページでございます。新市庁舎関連の部門におきまして、真ん中から少々右側、本来、「実施設計」と言うべきところ

を、「実施計画」と申し上げたようでございますので、「実施設計」に訂正をお願いを申し上げます。

続きまして、13ページをお願いしたいと思います。議第７号の特別会計補正予算のところでございますが、４行目、「支出」と言うべきところを、「歳出」というふうに申し上げたようでございますので、「支出」への訂正をお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第２条の継続費の補正につきましては、第２表継続費補正により、第３条の繰越明許費の補正につきましては、第３表繰越明許費補正により、第４条の債務負担行為の補正につきましては、第４表債務負担行為補正により、第５条の地方債の補正につきましては、第５表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

めくっていただいて、６ページをお願いいたします。まず、第２表継続費補正の変更でございます。２款総務費、１項総務管理費につきましては、総務管理費、市庁舎建設事業につきましては、平成29年度の市庁舎建設事業に伴う環境整備の進捗状況及び国・県との起債協議内容を踏まえ、継続費設定額を変更するものでございます。期間についての変更はございません。総額につきまして、変更前が51億4,030万円と定めておりましたが、今回、変更後総額を――その横の横でございますけれども――52億7,117万2,000円に変更するものでございます。主な変更の要因といたしましては、これまで未定としておりました駐車場用地につきまして、国・県との協議により、旧本庁舎にて確保ができていました駐車台数までは災害復旧事業債としての起債が可能であるという見解をいただきましたので、今回、駐車場用地補償費を追加させていただくものでございます。そのほかにつきましては、事業費の精査及び年割額の変更などによるものでございます。

続きまして、その下、８款土木費、２項道路橋梁費、曙橋補修事業につきましては、平成29年度交付金の確定及び平成30年度の要望額により、期間及び総額に変更はございませんが、年割額をそれぞれ変更するものでございます。

その下、10款教育費、５項社会教育総務費、埋蔵文化財本調査に要する経費につきましては、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業に伴うものでございまして、平成29年度の事業費の確定による総額及び年割額の変更でございます。

次に、７ページをお願いいたします。第３表繰越明許費補正は、追加分13件でございます。まず、「２款総務費、１項総務管理費、旧商工センター解体撤去事業は、旧商工センター内にあります町内会等所有の備品の移動に関し、町内会を初めとする関係団体との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しくなり、全事業費を繰り越すものでございま

す。」

次に、麓町庁舎等解体撤去事業は、麓町庁舎が国指定文化財内にありますことから、解体撤去に際し、国との協議、申請が必要であり、これらの諸手続に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が難しくなり、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、６款農林水産業費、１項農業費、団体営農業農村整備事業は、下戸越地区用排水路改修事業でございまして、本年度に発生いたしました九州北部豪雨に伴う資材不足の影響により製品納入に大幅な遅れがあり、年度内竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

その下、７款、１項商工費、（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設設備備品購入費は、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備工事が、平成30年３月までの工期となっており、備品の年度内納品が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

その下、８款土木費、１項土木管理費、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業は、大規模建築物の耐震設計を行うに当たり、その前段となります基本計画策定等に不測の期間を要し、年度内の完了が難しくなったため、全事業費を繰り越すものでございます。次に、２項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、瓦屋川村線は、工事計画等に関する地元関係者との協議に不測の日数を要し、年度内竣工が難しくなり、全事業費を繰り越すものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線（中林町工区）、及びその下、社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線（瓦屋町工区）の２件は、工事に伴う交通規制や地下埋設物の試掘確認等に際し、地元関係者及び関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の竣工が難しくなったことから、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、道路改良事業、下林北願成寺線（中林町工区）は、社会資本整備総合交付金事業として、あわせて取り組む単独工事でございます。工事に伴います交通規制に際し、地元関係者との協議に不測の日数を要したことから、適正工期の確保が難しくなり、全事業費を繰り越すものでございます。

次に、道路新設改良事業、蟹作地内第４号線用地取得費は、用地交渉等に不測の日数を要し、用地補償契約が年度内に完了することが難しくなり、全事業費を繰り越すものでございます。

次に、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業は、設計業務委託、工事費及び用地補償費などでございますが、国・県・ＮＥＸＣＯ西日本との協議に不測の日数を要し、年度内完了が難しくなり、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、４項都市計画費、社会資本整備総合交付金事業、瓦屋公園等施設改築事業は、これは公園内の施設改築において、下水道への接続等の作業に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しくなり、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業、下林願成寺線は、用地補償交渉に不測の日数を要し、年度内完了が難しくなり、事業費の一部を繰り越すものでございます。

めくっていただいて、８ページをお願いいたします。第４表の債務負担行為補正の変更でございますが、まず、守衛室プレハブリース料は、リース契約に伴います金額の確定により、限度額を変更するものでございます。

次に、９ページをお願いいたします。第５表の地方債補正の変更と廃止についてでございます。まず、変更でございます。一番上のカルチャーパレス改修事業債から、これは一番下になります、市庁舎建設事業債までの14件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

めくっていただいて、10ページをお願いいたします。次に、廃止でございます。まず、都市公園等整備事業債は、村山公園管理棟前の迫地を埋め、駐車場を確保、整備する工事でございますが、当初計画では県民体育祭の開催に間に合うように簡易的な整備を計画しておりましたが、これまでのイベント、大会等における駐車状況も踏まえ、将来を見据えた駐車場整備が必要であるとの結論に至り、再度計画等の見直しを行うため、今回廃止するものでございます。

次に、現年発生補助災害復旧事業債は、上原地区ため池災害復旧工事でございます。事業費の確定及び補助率の引き上げに伴い、一般財源が少額となりましたことから、起債を廃止するものでございます。

めくっていただいて、13ページをお願いいたします。ここからが、歳入の事項別明細でございます。まず、１款市税でございます。１項市民税は、計のところ、639万1,000円の増額補正から、一番下の軽自動車税の66万3,000円の増額補正は、いずれも滞納繰越分の最終見込みによる増でございます。

めくっていただいて、14ページの一番上でございます。４項市たばこ税937万円の増額補正は、現年課税分の最終見込みによる増額でございます。

15ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料のうち、439万3,000円の増額補正は、カルチャーパレスにおけるホール利用増に伴うカルチャーパレス使用料及び人吉鉄道ミュージアムにおけるミニトレイン等の乗車料の最終見込みによる増でございます。その下、６目土木使用料が1,357万5,000円の減額補正でございます。これは、市営住宅家賃等の最終見込みによる減額補正でございます。

めくっていただいて、16ページをお願いいたします。中ほどになります。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金1,639万5,000円の減額補正は、国民健康保険保険基盤安定負担金を初め、障害者医療費負担金、児童扶養手当負担金、児童手当交付金の減額などでございます。

その下、17ページをお願いいたします。２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金――ちょ

うど真ん中より下のほうでございます。8,092万4,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業の交付決定及び事業の最終見込みによるものでございます。

18ページから19ページを省略いたしまして、20ページをお願いいたします。20ページの一番下でございます。15款県支出金、２項県補助金、９目商工費県補助金158万7,000円の増額補正は、（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設における備品購入に対する平成28年熊本地震復興基金交付金の増額分でございます。

めくっていただいて、22ページをお願いいたします。一番下でございます。17款、１項寄附金、２目総務費寄附金5,683万3,000円の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の最終見込みによる増額補正でございます。

23ページをお願いいたします。18款繰入金、１項特別会計繰入金、５目水道事業特別会計繰入金693万円の増額補正は、水道局との覚書により、一定期間公営企業特別会計（水道局）に在職した職員については、その在職年数に応じ、退職金を一般会計と特別会計で按分することとしておりまして、公営企業特別会計負担分についての繰入金でございます。続きまして、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金5,000万円の減額補正は、平成28年熊本地震に伴う旧麓町本庁舎及び旧商工センターの被災に対する建物総合損害共済保険金が確定いたしましたことから、当初予算において２億円を計上しておりました財政調整基金の繰入を5,000万円減額するものでございます。４目応援団基金繰入金2,011万3,000円の増額補正は、地方バス運行等特別対策補助金及びくま川鉄道経営安定化補助金に対し、応援団基金を充当するものなどでございます。

めくっていただいて、24ページをお願いいたします。中ほどでございます。中ほどから下のほうでございます。20款諸収入、４項、３目雑入7,729万1,000円の増額補正は、説明のうち、上から４番目のところになりますが、先ほど18款の繰入金で説明いたしましたが、平成28年熊本地震に伴う旧麓町本庁舎及び旧商工センターの被災に対する建物総合損害共済保険金6,289万6,000円の増が主なものでございます。

26ページの21款市債は、第５表地方債の補正で御説明をいたしましたので、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。なお、各款の項、目の中の給料、職員手当など共済組合負担金等、の人件費の増減につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

27ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１億2,559万9,000円の増額補正は、次のページになりますが、説明欄の上から２つ目、３節職員手当等において、希望退職等の申し出がありました職員、一般会計対応８名分の退職手当3,655万6,000円の増、それから、同じく28ページの19節負担金、補助及び交付金のうち、補助金における人吉市地方バス運行等特別対策補助金4,592万7,000円、さらに、一番下、人吉市く

ま川鉄道経営安定化補助金1,187万8,000円が主なものでございます。それから、ちょっと下のほうで非常に見にくくなっておりますけど、折り曲げていただいて、ずっと折り曲げていただくと、28節繰出金がございます。これは、公共下水道事業特別会計繰出金4,224万7,000円でございまして、公営企業特別会計において退職を迎える職員２名の退職手当を特別会計のほうに繰り出すものでございます。

29ページをお願いいたします。13目、一番下です。市庁舎建設事業費3,359万円の減額補正は、平成29年度における市庁舎建設に係る事業費及び麓町本庁舎等解体撤去工事費の最終見込みによる減でございます。

めくっていただいて、33ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費5,425万6,000円の減額補正は、28節繰出金において、４つの特別会計への繰出金の減が主なものでございます。

めくっていただいて、36ページをお願いいたします。４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費382万2,000円の減額補正は、19節負担金、補助及び交付金のうち、補助金における浄化槽設置整備事業補助金の最終見込みによる減が主なものでございます。また、本年２月５日に実施されました会計検査における実地検査におきまして、平成28年度に交付した浄化槽設置整備事業補助金について、過大に算定していたことが判明いたしましたので、23節の償還金、利子及び割引料におきまして、国・県へそれぞれ４万4,000円ずつ返還する予算計上を行っております。

ずっとめくっていただきまして、40ページをお願いいたします。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費１億849万2,000円の減額補正でございますが、これは人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業における平成29年度国庫補助金の決定及び決算見込みによる減額が主なものでございます。その下になりますが、５目橋梁新設改良費2,000万円の増額補正は、現在、曙橋補修工事において、ひび割れ補修工事等を行っているところでございますが、当初補修計画よりも、ひび割れの箇所数が多く確認されましたことに伴い、工事費を増額するものでございます。

42ページをお願いいたします。９款、１項消防費、１目消防総務費1,104万3,000円の減額補正は、平成29年度において購入されました中央消防署における化学車及び相良村中分署における水槽付ポンプ車については、当初防災対策事業債――これは充当率75％で計画いたしておりましたが、その後、協議により、緊急防災・減災事業債、充当率100％の対応が可能となり、一般財源の持ち出しがなくなったことによります負担金の減額などでございます。

42ページから45ページを省略して、46ページをお願いいたします。10款教育費、６項保健体育費、１目保健体育総務費956万8,000円の減額補正は、19節負担金、補助及び交付金のうち負担金において、本年度開催いたしました第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会における実行委員会運営経費の精算に伴う負担金の減額などでございます。

47ページ、その下でございます。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費1,490万8,000円の減額補正は、上原地区ため池災害復旧工事における事業費の確定による減でございます。

49ページをお願いいたします。13款諸支出金、２項基金費のうち、７目人吉応援団基金費5,695万3,000円の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の最終見込みにより積み立てを行うものでございます。

最後に、14款予備費を8,805万5,000円、増額補正をいたしております。

以上で、議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）についての補足説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇）　それでは、まず、先ほどの補正予算のほうの訂正をお願いしたいと思います。補正予算書の７ページをお願いいたします。

第３表の繰越明許費補正でございます。これは読み間違いではないので、もう完全に私の、執行部のほうの繰越理由の間違いでございますので、先ほど私は、「２款総務費、１項総務管理費、旧商工センター解体撤去事業は、旧商工センター内にあります町内会等所有の備品の移動に関し、町内会を初めとする関係団体との協議に不測の日数を要し」と申し上げました。これは、町内会のほうの備品の移動は、もう既に終了いたしております。終了していないのが、商工センター内にあります人吉市消防団１分団２部の備品等でございまして、その備品に関し、移動に関し、関係団体との協議、要するに消防団との協議に不測の日数を要しているということでございますので、冒頭の「町内会の備品の移動」ということで申し上げましたことに対して、心からおわびを申し上げたいと思います。

それでは、もう一度読み上げさせていただきます。「２款総務費、１項総務管理費、旧商工センター解体撤去事業は、旧商工センター内にあります人吉市消防団１分団２部所有備品の移動に関し、人吉市消防団１分団２部との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が難しくなり、全事業を繰り越すものでございます。」に訂正をさせていただきます。まことに申しわけありません。

それでは、引き続きまして、平成30年度人吉市一般会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

当初予算書の１ページをおあけください。平成30年度の当初予算総額は、歳入歳出予算総額のところに書いてありますが、182億1,570万1,000円でございます。対前年度比16億3,292

万7,000円、9.8%の増となっております。増額となりました主な理由といたしましては、市庁舎建設事業における本体工事による増などが主なものでございます。なお、市庁舎建設事業関連経費を除く予算額で比較をいたしますと、前年度比1,921万円、0.1%の増ということで、これは前年度と同規模の予算となっております。市庁舎建設事業21億538万4,000円を、今回予算計上しておりますことにより大幅な増額となっております。

そのまま、１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、それから第２条の債務負担行為につきましては、第２表債務負担行為により、第３条の地方債につきましては、第３表地方債により、それぞれ御説明をいたします。それから第４条一時借入金につきましては、市庁舎建設事業における本体工事費等の資金繰りに伴い、最高額を20億円から40億円に変更をいたしております。第５条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

めくっていただいて、７ページをお願いいたします。第２表債務負担行為でございますが、一番上でございます。固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料及び固定資産土地評価システム業務委託料は、次回、平成33年度の評価替えに備え、委託料の債務負担行為を設定するものでございまして、３カ年の期間及び限度額を定めるものでございます。

続きまして、その下、第３表地方債でございます。まず、臨時財政対策債は平成30年度地方財政計画及び平成29年度の確定額を勘案し、予算計上をいたしております。

次に、カルチャーパレス改修事業債から、８ページ、一番下です。市庁舎建設事業債までの20件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第１条の歳入歳出予算につきまして、前年度との増減の大きなもの、新規事業を中心に、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

めくっていただいて、11ページをお願いいたします。歳入でございます。１款市税、１項市民税のうち１目個人が12億1,894万6,000円で、前年度に比べ2,974万9,000円の増額となっております。主に所得割の増でございまして、これは生産年齢人口の減少による一定の影響は見られるものの、平成29年度の最終見込み額を勘案し、増収を見込んだものでございます。その下、２項固定資産税が14億8,975万8,000円で、前年度に比べ3,401万8,000円の減額となっております。これは、平成30年度が３年に一度の評価替えの年であり、現年課税分の土地・家屋の減収が見込まれるものでございます。

めくっていただいて、13ページをお願いいたします。中ほどです。２款地方譲与税、１項、１目地方揮発油譲与税3,500万円から、めくっていただいて、16ページの中ほどでございます。９款、１項、１目地方特例交付金760万円につきましては、平成30年度地方財政計画の伸び、及び平成29年度交付額を勘案して予算計上をいたしております。

16ページの下段でございます。10款、１項、１目地方交付税46億3,000万円は、前年度と

比べ１億1,000万円の減額となっております。これは普通交付税におきまして、平成29年度の交付確定額に平成30年度地方財政計画の伸び率――これは2.0％の減でございますが、それによる影響額を見込み、さらにごみ処理施設クリーンプラザ建設に係る起債償還終了に伴う交付税算入の減額分を考慮し、予算計上を行っております。なお、特別交付税につきましては前年度と同額といたしております。

飛びまして、21ページをお願いいたします。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金21億9,587万6,000円は、前年度に比べ8,310万3,000円の増額となっております。これは平成30年度に幼稚園から認定こども園に２つの園が移行されることなどに伴い、子どものための教育・保育給付費に係る国庫負担金の増が主な要因でございます。

めくっていただいて、22ページをお願いいたします。２項国庫補助金、一番上、１目総務費国庫補助金4,860万7,000円は、前年度に比べ1,899万7,000円の増額となっております。これは、企業誘致及び起業創業・中小企業支援事業などに関する新規の地方創生推進交付金の増が主なものでございます。

次に、２目の民生費国庫補助金１億392万7,000円は、前年度に比べ7,564万3,000円の増額となっております。主なものでございますが、おこば保育園の移転新築に対する保育所等整備交付金7,336万9,000円が増の主なものでございます。１罫飛んで、４目土木費国庫補助金５億1,368万4,000円でございますが、これは前年度に比べ３億8,886万3,000円の減額となっております。内容は、道路、橋梁等の整備に係る社会資本整備総合交付金事業において、平成29年度における交付金内示率を参考に予算計上したことによる減額でございます。内示率を大体50％程度に見込んでおります。

次に、５目教育費国庫補助金1,405万6,000円は、前年度に比べ568万1,000円の増額となっております。これは１節教育総務費補助金における大塚、田野方面へのスクールタクシー導入に対するへき地児童生徒援助費等補助金500万円が主なものでございます。

大分飛びまして、29ページをお願いいたします。29ページの下の段でございます。17款、１項寄附金、２目総務費寄附金３億円は、前年度に比べ２億7,000万円の増額となっております。これは古都人吉応援団寄附金における平成30年度目標額を３億円としたことによるものでございまして、平成29年度の実績も踏まえ、予算計上をいたしております。

次のページ、30ページをお願いいたします。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金――下の段でございます――を１億円、それから３目、ちょっとめくっていただいて、下のほうになりますけれども、真ん中折り込んでいただいて、３目減債基金繰入金１億円は財源調整のために予算計上をいたしております。

31ページになります。４目応援団基金繰入金におきましては、昨年12月議会におきまして人吉応援団基金条例の一部改正により、ふるさと納税に関する経費につきましても基金からの充当ができるようになりましたことから、事務経費として１億9,662万7,000円を、さらに

防犯灯設置事業やカルチャーパレス改修事業、市民プール小プール改修事業など27事業に１億3,000万円を合わせて、ここに書いてありますように３億2,662万7,000円を繰り入れるものでございます。

それから、一番下、19款、１項、１目繰越金を前年度と同額の１億5,000万円、予算計上をいたしております。

33ページをお願いいたします。20款諸収入、４項、２目雑入１億5,334万円でございますが、まず１節総務費雑入に益城町への災害派遣の人件費１名分、及び熊本県との人事交流に伴う人件費１名分を予算計上いたしております。また、前年度に比べ4,502万円の雑入は減額となっておりますが、これは、めくっていただいて、34ページでございます。７節の土木費雑入における、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金の減が主なものでございます。

35ページから36ページにかけての21款市債につきましては、第３表にて御説明いたしましたので、内容説明を省略させていただきます。

次に、歳出でございます。37ページをお願いいたします。歳出は、各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、１款、１項、１目議会費が１億8,752万4,000円でございます。前年度に比べ108万9,000円の増額となっております。内容につきましては割愛をさせていただきます。

めくっていただいて、39ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費が10億648万3,000円で、前年度に比べ１億4,127万4,000円の増額となっております。増の主な要因としましては、41ページになります。これはふるさと納税による寄附金の目標を、先ほど３億円と定めましたことに伴います12節役務費の郵便料や、13節委託料のうち、ふるさと納税業務委託料、それから14節の使用料及び賃借料のうち、システム使用料などの増、こういうものが増の要因となっております。

42ページをお願いいたします。15節工事請負費におきまして、各町内会から平成29年度までに要望のあっておりました326基分の防犯灯設置工事費に要する予算計上を1,000万円行っております。その下でございます。19節負担金、補助及び交付金のうち負担金で、43ページになりますが、平成30年４月から、熊本県との人事交流に伴う派遣職員の人件費負担金を予算計上いたしております。

めくっていただいて、45ページをお願いいたします。45ページの一番下でございます。６目財産管理費１億8,819万4,000円は、前年度に比べ6,150万8,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、平成29年度に実施いたしました旧商工センター、旧老人趣味の家の解体工事設計委託及び解体工事が、減になった主な要因でございます。

めくっていただいて、47ページになりますが、15節工事請負費に、公共施設等総合管理計

画に基づき、平成29年度に引き続きカルチャーパレス施設整備改修工事、本年度は小ホールの屋上防水工事に関する予算5,700万円を計上しております。

めくっていただいて、49ページをお願いいたします。９目情報管理費が１億5,974万4,000円、前年度に比べ2,863万7,000円の増額となっております。これは、平成29年度において、住民情報システム機器のリプレースに伴い基幹系機器の更新等を実施したことによるもので、14節使用料及び賃借料のＯＡ機器リース料の増が主なものでございます。債務負担行為を起こしている状況でございます。

めくっていただいて、52ページをお願いいたします。13節市庁舎建設事業費が21億538万4,000円、前年度と比べ15億5,854万8,000円の増額となっております。平成30年度は、主に新市庁舎建設における本体工事に要する経費が主なものでございます。19億959万円、予算計上を本体工事は行っております。そのほかに、西間別館改修工事の設計業務委託、西間別館倉庫等解体工事、それから小永野第一雨水幹線付けかえ工事、それから新たな駐車場確保のための用地・補償費が増の主なものでございます。

55ページをお願いいたします。３項、１目戸籍住民基本台帳費が１億1,149万5,000円でございまして、前年度と比べ2,273万8,000円の増額となっております。増の主な要因でございますが、56ページから57ページにかけて、平成30年度に取り組みます、市内コンビニエンスストアにおいて住民票等の交付が受けられる住民サービス向上・改善を図るためのコンビニ交付サービス導入経費、これは13節委託料、それから14節使用料及び賃借料、それから18節の備品購入費、それから19節の負担金、補助及び交付金の負担金の増が主なものでございます。システム保守委託料、使用料、それから証明発行サーバー購入、そういうものが入っております。

58ページをお願いいたします。４項選挙費、２目県議会議員選挙費414万1,000円は、平成31年４月執行予定の熊本県議会議員選挙に係る平成30年度執行予定経費でございます。

61ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費19億7,815万1,000円は、前年度と比べ2,591万7,000円の増額となっております。これは、ずっとめくっていただきまして、64ページでございます。上のほうに、28節繰出金でございます。このうち、第７期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づく保険給付費などの増に伴う介護保険特別会計繰出金の増が主なものでございます。

めくっていただいて、68ページをお願いいたします。中ほどでございます。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費１億7,557万6,000円は、前年度と比べ１億1,057万9,000円の増額となっております。これは、めくっていただいて、70ページをおあけください。70ページの19節負担金、補助及び交付金のうち補助金の中で、これは説明欄の２行目になりますが、おこば保育園の移転新築に対する保育所等整備交付金事業補助金１億1,005万3,000円、これは保育所等整備交付金事業補助金が主なものでございます。

70ページを、そのままお開きください。２目児童措置費25億2,224万円は、前年度に比べ２億1,199万7,000円の増額となっております。これは、19節負担金、補助及び交付金のうち負担金におきまして、平成30年度から幼稚園が新たに認定こども園に２つの園が移行されますことなどから、認定こども園８園分、それからプラス市外分に対する給付費と、保育園７園分と市外保育園分に対する委託費の増などによるものでございます。

飛びまして、79ページをお願いいたします。４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費６億1,337万9,000円は、前年度に比べ２億6,594万1,000円の減額となっております。これは、主に19節負担金、補助及び交付金のうち、これは負担金でございます、一番下でございますが、人吉球磨広域行政組合（し尿ごみ処理施設及び葬斎場）負担金の減額、これは２億6,215万7,000円減額になっております――この表には出てきておりませんけれども――それによるものでございまして、赤池ごみ処理施設建設に係る元利償還終了に伴う減額が主なものでございます。

飛びまして、88ページをお願いいたします。６款農林水産業費でございます。２項林業費、２目林業振興費8,805万5,000円は、前年度に比べ248万7,000円の増額となっております。これは13節委託料において、平成28年度から継続して地方創生推進交付金事業として取り組んでおりますスマート林業展開事業が主なものでございます。本年度が最終年度となっております。

90ページをお願いいたします。中ほどでございます。７款、１項商工費、２目商工業振興費１億3,377万2,000円は、前年度と比べ1,422万7,000円の増額となっております。これは13節委託料において、91ページ、次のページになりますけども、ＩＴ企業等を対象に、人吉市の地域課題をＩＴで解決するためのアイデアソン開催などのＩＴ企業等協創促進業務委託料1,000万円や中小企業、小規模事業者をサポートするビジネス専門知識を有する人材、これは人吉しごとサポートセンター長を配置して、やる事業でございますけれども、ことしの平成30年７月から起業創業・中小企業支援事業、人吉しごとサポートセンターを開設・運営していくための委託料、ここには人吉しごとサポートセンター業務委託料と書いてありますけれども、2,443万7,000円が増の主なものでございます。

92ページをお願いいたします。下のほう、３目観光費１億187万円は、前年度に比べ2,693万2,000円の増額となっております。増の理由でございますけども、94ページをおあけください、めくっていただいて、ちょうど中ほどになります。15節工事請負費の赤池ごみ処理施設延命化のための条件整備の１つでもございます、相良三十三観音赤池観音駐車場設置工事3,018万5,000円が増の主な要因でございます。

97ページをお願いいたします。５目（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設管理費3,033万1,000円は、この目においては、旧国民宿舎くまがわ荘にかわる施設としまして（仮称）旅カフェエントランスセンターのオープン、さらに、温泉の再開により観光客と地域と

の交流が生まれる新たな交流拠点施設を目指すものでございまして、その施設の管理運営経費をここに予算計上いたしております。

めくっていただいて、102ページをお願いいたします。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費４億6,855万6,000円は、前年度に比べ４億5,661万2,000円の減額となっております。これは人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業が、平成30年度で継続費の最終年度となりまして、13節委託料におけるＮＥＸＣＯ西日本とのスマートインターチェンジ整備委託料の減が主な要因となっております。

103ページ、下のページをお願いいたします。一番下、５目橋梁新設改良費４億2,254万9,000円は、前年度に比べ１億3,072万1,000円の増額となっております。これは主に一番下でございます。15節工事請負費で継続費を設定し、現在取り組んでおります曙橋補修工事の増などが主な要因でございます。

飛びまして、109ページをお願いいたします。４項都市計画費、４目街路事業費１億3,409万7,000円は、前年度に比べ１億3,626万1,000円の減額となっております。これは、都市計画道路下林願成寺線道路改良工事及び用地、補償費などの経費を計上いたしております。

次に、110ページをお願いいたします。９款消防費でございます。９款消防費、１項消防費、１目消防総務費４億7,512万6,000円は、前年度に比べ548万5,000円の増額となっております。増の理由は、19節負担金、補助及び交付金のうち負担金、これは人吉下球磨消防組合負担金でございまして、平成30年度に中央消防署におけるはしご車、及び球磨村の西分署における高規格救急車の購入、そういう購入に伴う増が増の要因となっております。

114ページをお願いいたします。５目災害対策費2,561万3,000円は、前年度に比べ605万円の増となっております。これは次のページ、115ページの15節工事請負費で、大規模災害時における避難場所でのマンホールを活用したトイレ８基を設置するための工事費が主なものでございます。平成30年度設置箇所は、第一中学校を予定いたしております。

115ページでございます。10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費２億146万7,000円は、前年度に比べ1,356万円の増額となっております。これはめくっていただいて、117ページになります。14節使用料及び賃借料において、大塚、田野地区の児童・生徒の登下校交通手段としまして、現在乗合タクシーを活用しておるところでございますが、地域からの要望を踏まえ平成30年度からスクールタクシーを導入する経費を1,000万円――タクシー借上料と書いてありますけれども――を計上したことによるものが主なものでございます。

121ページをお願いいたします。２項小学校費、３目学校建設費2,640万3,000円は、前年度に比べ3,602万7,000円の減額となっております。これは工事請負費におきましては、昨年度実施しました人吉西小学校、大畑小学校の屋外トイレ改築工事の減が主なものでございます。また、増分といたしまして、平成30年度におきまして15節工事請負費の中に大規模災害時における避難所となります体育館のトイレ洋式化改修工事、これは東間小学校でございま

す、あと市内６小学校の職員トイレの洋式化改修工事などの予算計上をいたしております。

124ページをお願いいたします。３項中学校費、３目学校建設費1,177万5,000円は、前年度に比べ627万5,000円の増額となっております。これも小学校で御説明しましたように、15節工事請負費で大規模災害時における災害避難所となる体育館――これは第三中学校でございます――のトイレ洋式化改修工事及び市内３つの中学校の職員トイレの洋式化改修工事が主なものでございます。

めくっていただいて、126ページをお願いいたします。５項社会教育費でございます。126ページ、２目公民館費4,216万6,000円は、前年度に比べ482万4,000円の増額となっております。これはめくっていただいて、128ページになります。13節委託料における、災害時における指定避難所となります各校区のコミュニティセンターにおける耐震診断委託料に係る経費547万5,000円、平成30年度は大畑コミュニティセンターと東間コミュニティセンターを予定しておりますけれども、その予算計上に伴う増でございます。

135ページをお願いいたします。７項学校給食センター費、一番下ですけれども、１目学校給食センター運営費１億8,395万5,000円は、前年度に比べ1,356万6,000円の増となっております。これは次のページで、137ページでございますが、15節工事請負費における学校給食センター洗浄室空調改修工事費の増が主なものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金のうち補助金に、学校給食費助成金2,475万7,000円、これは平成28年度からの継続でございまして、児童・生徒１人当たり月額1,000円の助成を行うものでございます。

141ページをお願いいたします。13款諸支出金、２項基金費、７目です、下から２番目、人吉応援団基金費３億6,000円は、前年度に比べ２億6,999万8,000円の増額となっております。これは古都応援団寄附金の目標額を３億円と設定し、積み立てを行うものでございます。

最後に、142ページをお願いいたします。予備費に5,586万1,000円を予算計上いたしております。

長くなりましたが、以上で議第８号平成30年度人吉市一般会計予算案についての補足説明を終わります。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○市民部長（廣田五浩君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。私のほうから、議第10号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,801万円とするものでございます。第２条は、一時借入金の最高額を４億円とするものでございます。第３条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

次に、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。予算書の７ページをお願いいたします。今回の予算案でございますが、平成30年４月１日からは、熊本県国民健康保険運営方針に基づきまして、県と45市町村が一体となって保険事業の共同運営を行いますことから、予算科目等もあわせて改定及び事業費の算定を行ったところでございます。また、

国・県の補助金、負担金及び交付金等の歳入歳出等につきましては、県との調整が必要となりますことや、共同運営が進んでいく中で明確になってくるところもあるかと存じますので、今回の当初予算を初め今後の補正予算等におきまして、しっかりと調整を図ってまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

まず、歳入を御説明させていただきます。

１款、１項国民健康保険税でございますが、１目一般被保険者国民健康保険税に６億8,341万7,000円、２目退職被保険者等国民健康保険税に1,434万3,000円、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた額を計上いたしております。

次に８ページをお願いいたします。国保税の総額は６億9,776万円、歳入全体に占める割合は15.76％でございます。

２款使用料及び手数料は、省略させていただきます。

８ページ下段から、次の９ページになります。３款国庫支出金、１項国庫負担金、及び次の国庫補助金は、新制度移行に伴う存目、廃目のため省略させていただきます。なお、予算書の中で、この後予算額がゼロとなっている項目が数多く出てまいりますが、それにつきましては、平成30年４月１日からの平成30年度の県と45市町村が一体となっての共同運営に伴いまして、県のほうで予算化されることなどから廃目とするものでございます。

引き続き、９ページをお願いいたします。下段の４款県支出金、１項県負担金、１目保険給付費等交付金は、新制度移行に伴い新設するもので、31億9,783万1,000円。歳入全体に占める割合は72.22％でございます。

10ページは省略させていただき、11ページをお願いいたします。６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金は３億7,668万7,000円でございます。なお、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分１億8,067万4,000円は、低所得者に係る保険税軽減相当額を県４分の３、本市が４分の１で算出した額でございますが、県からの保険税軽減分に伴う負担金が現在まで提示されていないために、昨年同様の算定基礎に基づき計上いたしているところでございます。保険基盤安定繰入金の保険者支援分１億75万1,000円は、軽減世帯に属する被保険者に応じ算定した額を、国２分の１、県４分の１、本市が４分の１で算出した額となります。こちらも同様に、国・県からの保険者支援分に伴う負担金が現在まで提示されていないために、昨年の算定基礎に基づき計上をいたしております。

６款繰入金は省略させていただきます。

７款、１項繰越金、２目その他の繰越金に１億5,000万円を計上いたしております。

12ページから13ページは省略させていただきます。

14ページにつきましては、新制度移行に伴う廃目でございます。

次に、歳出を御説明いたします。予算書は15ページをお願いいたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費7,599万6,000円は、国保担当職員の給与、諸手当等の経常事

務費、国保団体連合会共同電算委託料が主なものでございます。

16ページから18ページの４項趣旨普及費までは省略をさせていただきます。

18ページ中段をお願いいたします。２款保険給付費、１項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費及び審査支払手数料を合わせ、下段の計27億2,789万2,000円を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。２項高額療養費の計３億8,010万7,000円は、医療費が高額となり自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。３項出産育児諸費、１目出産育児一時金は、50人分の2,100万円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。４項葬祭費は80件分の160万円でございます。５項移送費に20万円を計上いたしております。

以上、２款保険給付費の総額は31億3,082万円となり、歳出全体に占める割合は70.70％でございます。

３款国民健康保険事業費納付金は、新制度移行に伴い新設したものでございます。

20ページから21ページにかけまして、１項医療給付費分は５億8,215万1,000円、２項後期高齢者支援金等分は１億7,082万1,000円、３項介護納付金分は5,576万7,000円を計上いたしております。３款の総額は８億873万9,000円となり、歳出全体に占める割合は18.26％でございます。

22ページをお願いいたします。４款共同事業拠出金は、新国保制度移行に伴う存目のため省略させていただきます。

22ページから23ページにかけまして、５款保健事業費、１項特定健康診査等事業費は4,251万5,000円を計上いたしております。特定健康診査と、その結果により、必要に応じて実施いたします特定保健指導に要する経費でございます。２項保健事業費は、国保団体連合会共同電算委託料、訪問健康相談業務委託料、次の24ページをお願いいたします、鍼灸マッサージ補助交付金等の費用といたしまして、532万円を計上いたしております。

６款基金積立金から25ページの８款諸支出金までは省略をさせていただきます。

９款予備費は３億5,436万円を計上いたしております。昨年と比較いたしますと大幅な増となっておりますが、これは歳入で御説明いたしました一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分につきまして、国及び県の負担金額が提示されていないことから、今後市町村への国・県からの提示があり次第、財源の見直しを行うこととするものでございます。

26ページ以降は省略をさせていただきます。

以上で、平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案の補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。私のほうからは、議第

12号平成30年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

補足説明の前に、平成30年度から施行予定の第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきまして、去る１月29日に介護保険事業計画等策定運営委員会から計画素案を答申いただきましたので、その概要を少し述べさせていただきます。まず、計画期間は平成30年度から平成32年度の３年間でございます。計画の目指す姿といたしましては、第６期計画で定めた方向性と人吉市いきいき高齢プランの名称を継承し、「高齢者が健やかに暮らし、いきいきと活躍できる社会を構築するための地域包括ケアの推進」としているところでございます。また、計画期間３年間の介護給付費総額を約129億円と見込んでおりまして、介護保険料の一月当たりの基準額は6,490円で、第６期に比べまして378円、6.2％の増となっております。今後は、答申いただきましたこの素案をもとに、本年度末までに計画を策定する予定としております。

それでは、予算の説明に入らせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条は、先ほど市長が説明をいたしましたので省略させていただきます。

第２条は、一時借入金の最高額を２億円とするものでございます。第３条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。予算の性格上、歳出予算から説明をさせていただきます。

少し飛びますけれども、14ページをお願いいたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費6,546万3,000円は、介護保険関係職員の給料、職員手当や事務費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。２項徴収費、１目賦課徴収費178万8,000円は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

３項、１目介護認定審査会費981万9,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬などでございます。

16ページをお願いいたします。２目認定調査等費2,937万7,000円は、訪問調査員の報酬や、要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用などでございます。

17ページの４項趣旨普及費、５項計画策定委員会費は説明を省略いたします。

２款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。１項介護サービス等諸費は、要介護１から５までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成などに係る費用でございまして、めくっていただきまして、18ページの中ほどになりますけれども、１項の計37億6,499万1,000円を計上いたしております。２項介護予防サービス等諸費は、要支援１及び要支援２の方を対象とするサービスに係る費用でございまして、

19ページの中ほどになりますけれども、6,956万3,000円を計上いたしております。３項高額介護サービス等費は、介護サービス等を利用された場合の自己負担額が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、合計の１億1,050万円を計上いたしております。

めくっていただきまして、20ページをお願いいたします。５項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費がサービスを利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分につきまして支給をするものでございまして、合計の１億8,030万円を計上いたしております。

３款財政安定化基金拠出金、及び21ページの４款基金積立金は説明を省略させていただきます。

５款地域支援事業費でございますが、１項、１目介護予防・生活支援サービス事業費8,706万6,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業、通所事業などに係る費用でございます。

次に、21ページから22ページにかけてでございますが、２目介護予防ケアマネジメント事業費1,886万9,000円は、新総合事業を利用する要支援者等の介護予防ケアマネジメントに係る費用でございます。２項、１目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防に係る費用でございまして、2,285万6,000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。３項包括的支援事業・任意事業、１目包括的支援事業費5,987万9,000円は、地域包括支援センターの運営費などに係る費用でございます。

24ページを飛ばしまして、めくって25ページをお願いいたします。２目任意事業費1,392万5,000円は、緊急通報体制等整備事業委託料や、成年後見制度利用者の支援に係る費用などでございます。

めくっていただきまして、26ページをお願いいたします。４項その他諸費から、27ページの６款公債費、７款諸支出金、めくっていただきまして、８款予備費までは説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。申しわけございません。前のほうに戻っていただきまして、７ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料で賄う仕組みになっております。なお、介護保険料の水準は、さきに述べました３年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくこととなっております。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料につきましては、第７期介護保険事業計画における月額基準額6,490円を算定基礎として、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計いたしまして、総額８億609万4,000円を計

上いたしております。

２款分担金及び負担金、１項負担金、１目在宅医療・介護連携推進事業費負担金265万6,000円は、在宅医療介護連携に係る町村負担金でございます。

３款は説明を省略させていただきます。

めくっていただきまして、８ページをお願いいたします。４款国庫支出金、１項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、７億4,859万4,000円を計上いたしております。

２項国庫補助金、１目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための交付金でございまして、３億6,817万6,000円を計上いたしております。２目及び３目は地域支援事業に対する交付金でございまして、２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に2,427万9,000円、９ページの３目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）に2,739万1,000円を計上いたしております。

５款、１項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料が社会保険診療報酬基金から交付されるものでございまして、１目介護給付費交付金11億1,481万円は、介護給付費等に対する交付金でございます。２目地域支援事業支援交付金3,277万7,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

６款県支出金、１項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、５億9,330万7,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、10ページをお願いいたします。２項県補助金は、地域支援事業に対する県の補助金でございまして、１目及び２目は国と同様に県から交付されるものでございます。３目権利擁護人材育成事業費補助金は243万7,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。８款繰入金、１項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、１目は介護給付費に対して、２目、３目は地域支援事業に対して、４目は低所得者に係る保険料の軽減に対して、５目は職員給与や事務費に対して繰り入れるものでございまして、合計の６億6,017万9,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。２項基金繰入金、１目介護保険介護給付費準備基金繰入金は、保険給付費に対する基金繰入金でございまして、5,000万円を計上いたしております。

９款繰越金から13ページの10款諸収入までは説明を省略させていただきます。

以上で、平成30年度人吉市介護保険特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○水道局長（中村則明君）（登壇）　皆さん、こんにちは。もうしばらくよろしくお願いします。

それでは、私のほうから議第14号平成30年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第15

号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第14号平成30年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第２条業務の予定量につきましては、給水戸数１万5,904戸、総給水量361万1,002立方メートル、１日平均給水量9,893立方メートルを予定しております。建設改良工事として配水管改良工事等を予定しております。第３条収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

２ページをお願いいたします。第４条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第５条企業債でございますが、上水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

３ページをお願いいたします。第６条一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。第７条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第８条議会の議決を得なければ流用することができない経費は、職員給与費１億2,788万円、交際費５万円でございます。第９条利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金と減債積立金として4,734万5,000円を処分することといたしております。第10条たな卸資産の購入限度額を824万8,000円とするものでございます。

第３条収益的収入及び支出の内容につきまして説明をさせていただきます。申しわけございません、18ページをお願いいたします。まず収入でございますが、１款水道事業収益を５億9,292万6,000円といたしております。内訳といたしまして、１項営業収益が５億7,032万2,000円で、これは水道料金及び各種手数料等でございます。第２項営業外収益が2,260万1,000円、これは３目長期前受金戻入が主なものでございます。３項特別利益3,000円は存目でございます。

19ページをお願いいたします。支出でございますが、１款水道事業費用を５億144万6,000円といたしております。内訳といたしまして、１項営業費用が４億5,475万9,000円で、これは人件費、水源地、配水池等の整備委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

飛びまして、23ページをお願いいたします。２項営業外費用は4,418万5,000円、これは主に企業債の支払利息と消費税でございます。３項特別損失が50万2,000円、これは過年度損益修正損等でございます。４項予備費は200万円を計上いたしております。

次に、第４条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明をいたします。24ページをお願いいたします。まず収入でございますが、１款資本的収入を4,072万3,000円としております。内訳は、１項企業債が4,000万円、２項工事負担金及び３項固定資産売却は存目、４項繰入金は一般会計から72万1,000円の繰り入れでございます。

次に、支出でございますが、１款資本的支出を２億7,327万8,000円としております。内訳は、１項建設改良費が１億9,103万9,000円、これは１目構築物費、１節一般改良工事、25ページをお願いいたします。２節負担金工事、３節起債対象工事及び２目機械及び装置費、３目営業設備費でございます。２項企業債償還金は8,023万9,000円でございます。３項予備費を200万円といたしております。

それでは、申しわけございませんが前に戻りまして、２ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足しますので、その補塡財源について御説明申し上げます。第４条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億3,255万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,254万4,000円、当年度分損益勘定留保資金１億7,266万6,000円と繰越利益剰余金処分額4,734万5,000円で補塡することといたしております。

引き続きまして、議第15号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。第２条業務の予定量につきましては、接続戸数１万1,900戸、年間総処理水量438万9,125立方メートル、１日平均処理水量１万2,025立方メートルを予定しております。主な建設改良工事として、矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託、小永野第一雨水幹線付けかえ工事等を予定しております。第３条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

２ページをお願いいたします。第４条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第５条債務負担行為でございますが、人吉市水洗便所等改造資金融資あっせん及び助成金条例に基づき、水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金について債務負担を設定するもので、それぞれの期間と限度額を定めるものでございます。

３ページをお願いいたします。第６条企業債でございますが、公共下水道債及び下水道事業債につきまして、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第７条一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。第８条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第９条議会の議決を得なければ流用することのできない経費は、職員給与費6,184万8,000円でございます。

４ページをお願いいたします。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から１億3,350万円の補助を受けるものでございます。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補塡として7,417万4,000円を処分することといたしております。

第３条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。21ページをお願いいたします。

収入でございますが、１款下水道事業収益を11億1,880万8,000円といたしております。内訳としまして、１項営業収益７億1,591万7,000円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。２項営業外収益が４億288万8,000円、これは２目他会計補助金及び３目長期前受金戻入が主なものでございます。３項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、23ページをお願いいたします。支出でございますが、１款下水道事業費用を10億6,651万7,000円といたしております。内訳といたしましては、１項営業費用が９億3,900万4,000円で、これは人件費及び人吉浄水苑等の運転管理業務委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。２項営業外費用は１億2,251万1,000円で、これは企業債の支払利息と消費税でございます。３項特別損失が100万2,000円、27ページ、４項予備費を400万円といたしております。

次に、第４条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明いたします。28ページをお願いいたします。

収入でございますが、１款資本的収入を３億6,147万円としております。内訳は、１項企業債が8,750万円、２項負担金２億846万9,000円、３項補助金6,550万円、４項固定資産売却は存目でございます。

29ページをお願いいたします。次に支出でございますが、１款資本的支出を８億298万2,000円としております。内訳は、１項建設改良費が３億6,969万2,000円、これは、１目管渠事業費、２目ポンプ場事業費、30ページをお願いいたします、３目処理場事業費、４目営業設備費でございます。第２項企業債償還金が４億3,229万円でございます。第３項予備費を100万円といたしております。

それでは、前に戻りまして２ページをお願いいたします。第４条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４億4,151万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額202万9,000円、当年度分損益勘定留保資金３億6,530万9,000円と繰越利益剰余金処分額7,417万4,000円で補塡することといたしております。

以上で、議第14号平成30年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第15号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　以上で、議第１号から議第37号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時15分　散会

平成30年３月第１回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成30年３月６日　火曜日

１．議事日程第２号

平成30年３月６日　午前10時　開議

日程第１　議第１号　平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）
日程第２　議第２号　平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第３　議第３号　平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第４　議第４号　平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第５　議第５号　平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）
日程第６　議第６号　平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第７　議第７号　平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第８　議第８号　平成30年度人吉市一般会計予算
日程第９　議第９号　平成30年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
日程第10　議第10号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
日程第11　議第11号　平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
日程第12　議第12号　平成30年度人吉市介護保険特別会計予算
日程第13　議第13号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
日程第14　議第14号　平成30年度人吉市水道事業特別会計予算
日程第15　議第15号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
日程第16　議第16号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
日程第17　議第17号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18　議第18号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第19　議第19号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議第20号　人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21　議第21号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22　議第22号　人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23　議第23号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議第24号　人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議第25号　人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第26　議第26号　人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27　議第27号　人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28　議第28号　人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29　議第29号　人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30　議第30号　人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第31　議第31号　人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第32　議第32号　人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定について

日程第33　議第33号　人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第34　議第34号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第35　議第35号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第36　議第36号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第37　議第37号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

２．本日の会議に付した事件

・追加日程　議案の訂正について（議第18号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第25号　人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について）

・追加日程　議第38号　平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番　　塩　見　寿　子　君

２番　　宮　原　将　志　君

3番	高瀬堅一	君
4番	大塚則男	君
5番	宮﨑保	君
6番	平田清吉	君
7番	犬童利夫	君
8番	井上光浩	君
9番	豊永貞夫	君
10番	西信八郎	君
11番	本村令斗	君
12番	笹山欣悟	君
13番	福屋法晴	君
14番	村上恵一	君
15番	永山芳宏	君
16番	三倉美千子	君
17番	仲村勝治	君
18番	田中哲	君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	松田知良	君
教育長	末次美代	君
総務部長	井上祐太	君
企画政策部長	迫田浩二	君
市民部長	廣田五浩	君
健康福祉部長	告吉眞二郎	君
経済部長	福山誠二	君
建設部長	山田巧	君
総務部次長	丸本縁	君
企画政策部次長	小林敏郎	君
財政課長	植木安博	君
水道局長	中村則明	君
教育部長	松岡誠也	君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栄原　亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　質疑に入ります前に、日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを、日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議案の訂正について（議第18号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第25号　人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について）

○議長（田中　哲君）　執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆さん、おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております議案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第18号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例案及び議第25号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案でございまして、条例案の文言の追加及び削除をお願いするものでございます。詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

何とぞ御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇）　議員の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、お手元に配付をさせていただきました「議案の訂正」というタイトルがついております正誤表にて御説明をさせていただきます。

訂正をお願いする箇所は２カ所でございます。まず、この正誤表の上段でございます。議第18号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてのうち、議案集の７ページでございますが、第２条中、訂正前でございます、「100分83.7」と表記してありますところを、訂正後でございます、「100分の83.7」ということで、「の」が漏れていたことによります訂正でございます。

次に、下段の訂正でございます。議第25号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準等を定める条例の制定についてのうち、これは議案集では17ページでございます、第１条中の６行目になります。訂正前でございます、「法第第79条第２項第１号」と表記してあるところを、「第」が２つ重なっておりましたので、これを「法第79条第２項第１号」と、削除をして訂正をお願いするものでございます。これはケアレスミスでございまして、言いわけもできない状況でございます。議案の上程につきましては、内容を十分に精査し、チェックは行っておりますけども、読み合わせチェックの中で、担当者の思い込みがあって見逃したということでございます。あってはならないことでございます。今後、こういうことがないように、月並みではございますけれども、しっかりチェック体制を強化してまいりたいと存じております。御迷惑をおかけしますけれども、御了承賜りますようよろしくお願いいたします。

これにて、説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（田中　哲君）　以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、承認することに決しました。

執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては、内容を十分に確認、精査の上、提出されますようにお願いいたします。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）につきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第38号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第38号

○議長（田中　哲君）　執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　ただいま、追加提案いたしました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）は、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金の内示及び職員の退職等に伴う退職手当の追加補正をお願いするものでご

ざいます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,243万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ171億3,174万6,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇）　それでは、私のほうから議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。第２条の繰越明許費の補正につきましては、第２表繰越明許費補正により、それから、第３条の地方債の補正につきましては、第３表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

めくっていただきまして、４ページをお願いいたします。第２表繰越明許費補正の追加でございます。10款教育費、２項小学校費、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業2,050万円、それからその下、３項中学校費、中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業1,400万円は、いずれも国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金事業でございまして、学校休業期間中の工事実施となりますことから、適正な工期が確保できないため年度内完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

次に、その下でございますが、第３表地方債補正の追加でございます。学校施設環境改善交付金事業債2,150万円は、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用いたしました小中学校屋内運動場――体育館でございますが、非構造部材耐震化事業に対するものでございまして、限度額、起債の方法等を定めております。

めくっていただいて、７ページをお願いいたします。歳入の主なものでございます。まず上段の、14款国庫支出金、２項国庫補助金、５目教育費国庫補助金1,093万1,000円の増額補正は、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金の内示によるものでございます。その下、21款市債につきましては、第３表地方債補正にて御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、８ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出の内訳でございます。上段の、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費1,971万5,000円の増額補正は、希望退職１名、さらに死亡退職１名、計２名分の退職手当を追加にて予算計上するものでございます。その下、10款教育費、２項小学校費、３目学校建設費2,050万円の増額補正、及び、その下になりますが、３項中学校費、３目学校建設費1,400万円の増額補正は、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用した小中学校耐震補強等工事。内容は、小学校が３校、中学校１校の体育館における非構造部材（照明）の耐震化事業に要する経費を予算計上いたしております。

８ページの一番下から９ページにかけてでございます。14款、１項、１目予備費を2,178万4,000円減額補正いたしております。

以上で、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）についての補足説明を終わります。

御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　ただいま説明がありました、議第38号に対しての質疑は、９日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第１　議第１号

○議長（田中　哲君）　それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑は一般質問にならないようにお願いいたします。

まず、日程第１、議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　おはようございます。それでは、ちょっと理解できない部分がちょっとありましたので、質疑をしていきたいと思っています。

15ページであります。13款使用料及び手数料、１項使用料の６目土木使用料、２節の住宅使用料であります。1,484万6,000円の減額ということで、市営住宅の家賃の減額ということになっています。かなり減額が大きいのかなとちょっと思いましたので、滞納が大きくなったのか、もしくは状況等がどうか変わったのか、その辺について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、17ページ。14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金の個人番号カード交付事業費補助金ですね。これは370万4,000円の減額という形になっていますが、歳出においても30ページに、２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費の19節負担金、補助及び交付金で、交付金、個人番号カード交付事業交付金で358万円の減額というふうなことで、かなり歳入歳出、大きな減額になっていますので、これ、交付枚数が少なくなったのかどうなのか。ちょっと状況等がわかりませんので、この減額の理由についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、24ページ。20款諸収入、４項雑入、３目雑入、１節総務費雑入の建物総合損害共済保険金6,289万6,000円。これ、補足説明の中で、部長のほうから説明があったんですが、よくちょっと理解できませんでしたので、この保険金について、かなり保険金の歳入が大きいですので、どういった理由なのか説明をいただきたいというふうに思っています。

それから、27ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１節報酬にな

りますが、その中で、障がい者雇用非常勤職員の報酬が170万円の減額というようなことで減額になっています。障がい者職員の雇用がなかったのかどうか、この辺についてお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○建設部長（山田　巧君）　議員の皆様、おはようございます。では、私のほうから13款使用料及び手数料、１項使用料、６目土木使用料、２節住宅使用料1,484万6,000円の減額の理由でございますが、それにつきましてお答えさせていただきます。

当初、予算要求時点から平成29年度３月補正時点までの間におきまして、退去による空き戸数の増加が発生し、それに伴い最終調定見込額が減になりましたので予算額を減額するものでございます。

内容といたしましては、当初予算要求時点では、調定額２億897万6,000円、入居戸数1,027戸、収納率の見込みを98.16％とし、予算額を２億513万1,000円としておりました。今回の３月補正におきましては、空き戸数がふえたことにより、調定見込額１億9,261万6,000円、入居戸数978戸、平成29年度収納率の見込みを98.79％とし、予算額を１億9,028万5,000円といたしましたことにより1,484万6,000円を減額するものでございます。

以上、お答えいたします。

○市民部長（廣田五浩君）　議員の皆様、おはようございます。私のほうから市民部所管につきましてお答えさせていただきます。

17ページ上段の歳入、14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目、１節総務管理費補助金、個人番号カード交付事業費補助金370万4,000円の減額補正、及び30ページ中段になります、２款総務費、３項、１目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金、個人番号カード交付事業交付金358万円の減額補正についてでございますが、これは国から全国の個人番号カード・通知カード交付事業の委託を受けております地方公共団体情報システム機構－通称「Ｊ－ＬＩＳ」の運営経費の最終見込みによるものでございます。

今回の減額は、地方公共団体情報システム機構の運営経費が当初の見込みよりも少なかったため、歳入歳出ともに減額するものでございます。地方公共団体情報システム機構の運営経費につきましては、個人番号カード等の交付事務に係る国全体の経費を総務省が予測しまして、全国自治体の人口で按分いたしまして算出するものでございます。その人口で按分しました運営経費を各自治体へ負担金として請求されるわけでございますが、その負担金は国から補助金として自治体に入ってまいりますので、原則、歳入歳出同額となるものでございます。したがいまして、国からの補助金の減額分が、本市の交付枚数等の影響によって生じたものではないところでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（井上祐太君）　補正予算の24ページの件から御説明のほうをさせていただきます。

20款、４項、３目、１節総務費雑入、建物総合損害共済保険金6,289万6,000円の内容を詳細にということでございます。これは内容的には３つございまして、いずれも市が加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金確定によるものでございます。３件のうち、２件は熊本地震によるものでございまして、１件は熊本地震で被災建物に対する地震災害見舞金ということで、まず麓町本庁舎分として5,057万4,000円を、それから旧商工センター、九日町にございますけれども、その分が1,182万円の災害見舞金を計上させていただいております。また、あと１件、補足説明では申しませんでしたが、昨年の９月の台風18号の倒木による東大塚町の光ケーブル断線部分に対します保険金が入っております。50万2,334円、これもあわせて予算計上をさせていただいております。

熊本地震関連で、平成28年度から、こういう地震災害見舞金の申請作業を進めておりましたけれども、県内に、もう同様の被災建物が多数ありまして、全国市有物件災害共済会側の処理作業に相当時間を要したということで、平成29年度の決定になったということで、今回、３月の補正予算にて計上を行ったところでございます。

以上、経過も含めて内容説明をさせていただきました。

27ページです。２款、１項総務管理費、１目一般管理費、１節報酬、委員等報酬、障害者雇用非常勤職員報酬170万円の減額となった理由でございます。雇用状況も含めて御説明をさせていただきます。平成29年度の当初予算では、障がい者雇用ということで、４人を雇用することで予算計上を行っておりましたが、努力はしたものの、年度途中での御退職、それから年度途中からの採用等により予定しておりました雇用人数の４名に満たなかったということで、その分を今回、３月補正にて減額するものでございます。当初の予算計上額は、月額10万7,100円の12カ月の４名分、514万円を計上いたしておりました。ただ、実績は344万円で、月ごとの雇用人数に、ちょっとばらつきがありますので、ここは少し省略をさせていただきますけども、その実績見込みとの差額分を、今回170万円減額補正させていただいたということでございます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ある程度理解できたんですが、まず、市営住宅家賃についてなんですが、当初予算計上のあり方がどうなのかなと、ちょっと今、感じたところなんですね。当初予算計上を、例えば、平成30年度の当初予算で計上する場合に、平成30年３月現在のこの見込み、もしくは調定額等を勘案して当初予算で計上していけば、そんなに使用料の差が、これだけの減額が出るような状況にはないのかなと、ちょっと感じたところなんですね。ですので、今後、当初予算のあり方については、何か検討をされるのかどうか、ちょっと確認をしておきたいというふうに思っています。

あと、個人番号カードの交付金については、運営経費の削減というようなことで理解はし

たんですけれども、もう１点は、人吉の実際の交付状況等についても、ちょっと答弁があるのかなと、ちょっと思っていたんですが、交付状況等が全くわかりませんでしたので、今、そういった個人番号カードの交付状況については、やっぱり具体的に説明されるべきかなと、ちょっと私、感じましたので、状況等についても改めてお尋ねをしておきたいと思います。

また、障がい者の非常勤職員については理解できました。私は、がんから１名分が採用できなかったので減額されたのかなというふうにもちょっと感じたところなんですね。そういった年度途中での退職とか採用というようなことで、ということであれば、基本的には４名を満たしたのかなとちょっと思ったところなんですけれども、そういった場合の、障がい者雇用の職員の雇用率についてはどのくらいになるのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

住宅使用料の当初予算計上について、今後、何らかの対応を検討することは考えているかということでございますけれども、私どもも、今回1,484万円と、近年になく大きい歳入の減、要するに予算の減でございましたので、これは今回の平成30年度の当初予算では間に合いませんけれども、平成31年度に向けましては、当然、過去何年間かの団地のそういう入居戸数等の変化等を勘案いたしまして、当然、歳入につきましては検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

マイナンバーカードの市町村別の交付状況ということで、お答えさせていただきたいと思います。昨年の12月１日現在で公表されている数字が、全国でいきますと10.2％、人口に対する交付枚数でございます。熊本県におきましては、交付率としては9.3％という数値が出されているところでございます。本市におきましては、12月１日現在のところでは3,722枚の交付枚数で、11.1％、県下では一番発行しているという状況でございます。あわせまして、これはうちのほうの統計でございますが、２月末現在で3,827枚ということになっております。

以上でございます。

○総務部長（井上祐太君）　２回目の御質問の、障がい者の雇用状況の件でございますけども、障がい者の雇用状況につきましては、月により変動がございまして、国に障がい者雇用率を報告する、昨年でいうならば、平成29年６月１日現在で、非常勤職員３名を――これはいずれも市長部局でございますが――雇用いたしております。そのときの市の障がい者雇用率は2.3％で、国の法定雇用率2.3％を満たしていたという状況でございます。

過去の障がい者雇用率は、平成26年度が2.6％、平成27年度が2.08％、平成28年度も

2.31％で、平成27年度が国の法定雇用率を下回っておりますけれども、これは常勤の障がいをお持ちになっていらっしゃる方の退職が大きな要因になったということで、その後に、在職職員の障害者手帳の取得により法定雇用率は達成しているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○12番（笹山欣悟君）　終わります。

○議長（田中　哲君）　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第２　議第２号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第２、議第２号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第３　議第３号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第３、議第３号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第４　議第４号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第４、議第４号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第５　議第５号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第５、議第５号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第６　議第６号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第６、議第６号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第７　議第７号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第７、議第７号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第８　議第８号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第８、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　予算書の80ページであります。５款労働費、１項労働諸費、２目シルバー人材センター費の19節負担金、補助及び交付金のシルバー人材センター補助金でありますが、この補助金については1,339万円ということで、毎年ほぼ同額の補助金が交付されているというふうに思っています。そのような中で、やはり、今、シルバー人材センターの利用状況等は、毎年多くなったり、少なくなったり、利用状況は変わってきていると思っているんですけれども、そのような状況の中で、同額の補助金を交付する根拠は何なのかということと、シルバー人材センターの利用状況について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

それから、92ページです。７款商工費、１項商工費、19節負担金、補助及び交付金の一番下です。サテライトオフィス等誘致事業補助金について、60万円計上されています。これは初めて計上されているのかなと思っているところなんですけれども、これはどういった形で

補助を行っていくのかというのが、ちょっとわかりませんので、説明をお願いできたらというふうに思います。

94ページの同じく３目観光費の19節負担金、補助及び交付金になります。ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金に700万円計上されています。それから、95ページに、（仮称）日本遺産人吉球磨ブランド創造協議会負担金４万円計上されています。これは、同じところに負担金が２つ計上されていると思っているんですけれども、重複して負担金を計上されてありますので、なぜなのかということでお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからシルバー人材センターへの補助金につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターの毎年の変化ということでございますので、平成26年から平成28年度まで、３年間の実績等のほうで御説明をさせていただきたいと思います。平成26年度発注件数と受注額につきましては、4,438件の１億2,710万3,000円でございます。平成27年度が、4,133件の１億1,941万1,000円でございます。平成28年度が、3,936件の１億1,265万6,000円となっております。また、過去３年間のシルバー人材センターへの補助金の推移につきましては、平成26年度が1,352万円、平成27年度も同額の1,352万円、平成28年度が1,339万円となっております。

議員の御指摘のとおり、受注件数につきましては毎年変化しておりまして、ここ数年は微減傾向にあるところでございます。しかしながら、本市からの補助金は、シルバー人材センター事業の円滑な運営のための経費といたしまして、職員の人件費や経常経費に対して支出しているものでございまして、多様なニーズや地域の特色に沿いましたきめ細やかな同人材センターの事業運営の経費を、事業実施に伴う収入等でのみ賄うことは大変厳しい状況にございますため、人吉市の支援・協力は不可欠であると判断しているところでございます。平成30年度におきましても、前年同様の補助が必要と考えておりまして、同額1,339万円を予算計上させていただいているところでございます。

また、シルバー人材センターにおかれましても、会員の増強、就業機会の確保等に努力をされているところでございまして、今後、同事業の進捗を精査しながら、適切な補助に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君）　皆様、おはようございます。それでは、ページは92ページの７款、１項、２目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金、サテライトオフィス等誘致事業補助金につきまして、どのようなものかということでございます。

これは、本市におきますＩＴ系企業の立地を促進すると、それから本市経済、地域経済の活性化及び市民の雇用機会の拡大を図るというのが目的でございまして、市内にＩＴ系業務

に係ります事業所を開設する企業、それから、予算の範囲内でオフィス家賃の補助を行うものでございます。内容的には、補助対象者の方がございます、これにつきましては、日本標準産業分類に定めてございますインターネット付随サービス業、それから、情報サービス業を行います事業者、これはＩＴ系の企業といたしまして、補助要件に該当する場合に優遇をするものでございます。

また、その補助要件でございますけれども、これは人吉球磨地域外から、本市にオフィスを設置していただいて、操業を開始する企業。それから、市内から新規雇用者を１人以上雇用していただくこと。また、雇用開始日から起算をいたしまして６カ月以上継続して雇用をすると、こういうことを目安としております。

補助額と補助対象期間もございまして、これにつきましては、補助額はオフィスの年間賃借料の２分の１、月額が５万円、これが上限でございます。補助対象期間は２年間で、毎年申請をしていただくということにいたしております。

こちらは以上でございまして、もう１つ、今度は94ページと95ページ、これは７款、１項、３目観光費、19節負担金、補助及び交付金、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会の負担金700万円、それから（仮称）日本遺産人吉球磨ブランド創造協議会負担金４万円、これは重複するのではないかということでございまして、この２つの負担金についてですけれども、まず（仮称）日本遺産人吉球磨ブランド創造協議会負担金、この４万円につきましては、新しい任意協議会の財源といたしまして、10市町村に対します均等割の負担金でございます。もう１つの、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金、これは700万円についてでございますけれども、新しい任意協議会においては、これまでの旬夏秋冬キャンペーンに伴います人吉市等が出しております負担金の取り扱いにつきましては、従来どおり同キャンペーンに係ります事業を継続していくということでございますので、そういうことで前年と同様に同額を計上させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今の（仮称）日本遺産人吉球磨ブランド創造協議会の負担金と、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会の負担金なんですが、結局、新しい任意協議会の中で旬夏秋冬キャンペーン、同じような形で継続していくんだから、700万円を計上しているんだというふうなことみたいなんですが。ただ、まだ、これ仮称ですよね。任意協議会は設立されていないそういった中で、同時期に当初予算で、同じ時期に、私は計上するのはいかがなものかなとちょっと感じたんですね。例えば、日本遺産人吉球磨ブランド創造協議会がきちっと設立をされて、その設立をされた中できちっとした協議を行って、その中でこういった事業を取り組んでいくというふうなことが決まった時点で、補正として、もし旬夏秋冬キャンペーンを同じような形で取り組むから同じような負担をお願いをしたいというこ

とであれば、これは補正予算で計上するべきじゃないでしょうか。まだ、仮称ですよね、大もとの任意協議会そのものが。その中で、こういった計上のあり方、これは、私は甚だ疑問だなということで、今回議案質疑をしました。

ですので、そういった組織がまだできていない中で、そういった事業を確認もしてないながら計上をする。これは、私は問題じゃないかなというふうにちょっと感じています。ですので、それについては、計上のあり方を考えるべきじゃないでしょうか。お尋ねしておきます。

○経済部長（福山誠二君）　今、御指摘をいただきました。今、行政組合のほうで、この協議会につきましては協議を進めているところでございまして、この旬夏秋冬キャンペーンにつきましては、平成７年ぐらいから始まっている事業でございまして、まず、この事業につきましては、例年どおり行いたいという意思があります。

それから、新しい４万円、これは計上いたしております、まだ仮称でございますけど、ブランド創造協議会負担金、これにつきましては、今後精査はされていくものでございますので、今後、協議が進んだときには、またもう一度御説明、事業内容等は、まだ正式には御説明いたしておりませんで、そのときには御説明させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今の部長の答弁は、私は納得できません。ですので、議案質疑ですから、これ以上、私は質疑をするつもりはありませんが、ここは、執行部はきちっと考えていただきたい。そのことだけ申し上げておきます。

以上、終わります。

○議長（田中　哲君）　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第９　議第９号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第９、議第９号平成30年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第10　議第10号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第10、議第10号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第11　議第11号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第11、議第11号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第12　議第12号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第12、議第12号平成30年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13　議第13号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第13、議第13号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14　議第14号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第14、議第14号平成30年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第15　議第15号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第15、議第15号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16　議第16号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第16、議第16号平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第17　議第17号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第17、議第17号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第18　議第18号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第18、議第18号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第19　議第19号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第19、議第19号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第20　議第20号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第20、議第20号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第21　議第21号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第21、議第21号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第22　議第22号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第22、議第22号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第23　議第23号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第23、議第23号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第24　議第24号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第24、議第24号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第25　議第25号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第25、議第25号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第26　議第26号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第26、議第26号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第27　議第27号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第27、議第27号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第28　議第28号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第28、議第28号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第29　議第29号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第29、議第29号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第30　議第30号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第30、議第30号人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第31　議第31号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第31、議第31号人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第32　議第32号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第32、議第32号人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第33　議第33号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第33、議第33号人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第34　議第34号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第34、議第34号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第35　議第35号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第35、議第35号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第36　議第36号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第36、議第36号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第37　議第37号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第37、議第37号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　少し確認のためにお聞きをしておきたいと思います。今回の公平委員

会委員の選任に当たってということで、提案をされております。これについて、私自身がちょっと確認ということで聞かせていただきたいと思います。

この方、国武美幸さん、女性なのか男性なのか、私がまずわかりません。その説明がございませんでした。名前が美幸さんですので。

それと、少しお聞きしておきたいのが略歴のところですが、この方、昭和33年にお生まれでございますので、人吉第二中学校を最後に、少し早期退職をされておるのでしょうか。その点をお聞きしておきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

国武美幸様ですけれども、女性の方でございます。

それから、第二中学校の教諭をされておりましたけれども、これは早期で退職をされておられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　少し、私自身の勉強不足でございましたので、名前がもし間違えておって、男性なのか女性なのか、間違えると大変失礼だなと思いましたものですから、お聞きしました。

早期退職をされているということでありますので、御本人の個人のことですので、これから先は、お聞きせずに終わっておきたいと思います。

以上です。

○議長（田中　哲君）　ほかに質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　私も、この方、知らないところなんですね。そういった中で、議会にこういった人事案件を同意を求めるということで提案をされてますが、今回、新任の方で国武さんのこの略歴、これだけで本当に公平委員としてふさわしいのか。私は議会の責任として同意できない、判断できないと私は思っています。もう少し、やっぱり新任で提案される場合については、もう少し具体的に説明があってしかるべきだと私は思うわけですね。例えば、先ほど、早期退職をされている平成23年の４月から平成30年、現在まで約７年間の経歴についても、何も記載をされてありません。そういったことを踏まえたときに、果たして何も、今、本当に何もされていない中での提案なのかどうか、そういったこともわかりませんし、その中で、本当に公平委員としてふさわしい方なのか。今の時点では、私は疑問があるわけなんですね。判断のしようもない、そう私は思っています。その辺は、もう少し、執行部としてしかるべき説明をすべきだと思いますけども、その点についてお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回、御提案いたしました公平委員会委員の選任案件につきましては、先ほど井上議員からも御質問がありましたし、笹山議員の御指摘どおり、私どもの配慮が足りなかったものと、反省をしております。御説明する上ではプライベートなこともございますので、議会で御審議いただけるよう、改めてしかるべき機会を設けさせていただき、きちんとした説明をさせていただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　市長のほうから、改めてしかるべき時期に説明をしたいというふうなことで答弁がありました。恐らく、今から、最終日は閉会日になりますので、まだ期間があると思っています。恐らく、全員協議会等を開催をしていただきながら、その中でやっぱりきちんとした、この方に対する説明を私はしていただきたいというふうに思っておりますし、提案をしてから、例えば、こういった人事案件について、議案質疑でそういったことを求めるよりも、やはり私は、開会日に全員協議会が開催されましたので、そういった中で、この方の人事案件を提案された場合について、この方は新任なので、こういった略歴、もしくは、こういった経歴の方ですよというようなことを執行部のほうから、みずから、私は説明をしてほしかったなというふうに思っております。そういった点を改めて執行部には申し入れをさせていただいて、質疑を終わります。

○議長（田中　哲君）　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

○議長（田中　哲君）　以上で、議第１号から議第37号までの37件についての質疑を終了いたします。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時06分　散会

平成30年３月第１回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成30年３月７日　水曜日

１．議事日程第３号

平成30年３月７日　午前10時　開議

日程第１　一般質問

１．笹　山　欣　悟　君
２．平　田　清　吉　君
３．西　　信八郎　君
４．大　塚　則　男　君
５．福　屋　法　晴　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番　塩　見　寿　子　君
２番　宮　原　将　志　君
３番　高　瀬　堅　一　君
４番　大　塚　則　男　君
５番　宮　﨑　　保　君
６番　平　田　清　吉　君
７番　犬　童　利　夫　君
８番　井　上　光　浩　君
９番　豊　永　貞　夫　君
10番　西　　信八郎　君
11番　本　村　令　斗　君
12番　笹　山　欣　悟　君
13番　福　屋　法　晴　君
14番　村　上　恵　一　君
15番　永　山　芳　宏　君
16番　三　倉　美千子　君
17番　仲　村　勝　治　君
18番　田　中　　哲　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	井上祐太君
企画政策部長	迫田浩二君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
次長	椎葉千恵君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第１　一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　おはようございます。12番議員の笹山でございます。一般質問抽選会の予備抽選におきまして１番くじを引き当てまして、また、本抽選においても１番くじを引き当てました。１番くじで、１番くじを引き当てる確率は、今回11名で抽選しましたので、121分の１の確率を引き当てたということになります。非常に珍しいのではないかなと思ったところでありますが、これはもう、一番でやる以外ないというふうに思いましたので、今回トップバッターを務めさせていただきたいと思います。

今定例会は、私にとりましても感慨深い議会となりました。同級生であります井上総務部長、山田建設部長、松岡教育部長、それから、議場にはおられませんが、村田経済部次長、深水下水道課専門員、中村建設部管理課長補佐の６名が、定年退職をされます。職員時代から、同じ釜の飯を食いながら、一緒に活動してきた仲間でもありますし、その仲間が去るということは一抹の寂しさが込み上げてきます。それぞれの立場で、御指導を賜りましたことに感謝とお礼を申し上げたいと思いますし、長い間の公務員としての市政発展のための御奉仕、そして大変御尽力されましたことに対しましても、感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。また、早期退職される職員の皆様におかれましても、感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。今後は、一市民として、健康に留意されまして御活躍いただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。また、先日、現職の職員が、46歳という若さで急逝されました。一緒に仕事をした仲間でもありますが、健康には注意を払っていたという話も聞いたところではありますし、大変ショックで、驚いているところであります。故人の御冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、市長の施政方針から、人口減少社会への対策について、活かし、稼ぐための観光戦略についての２点。定員適正化から、職員の大量退職と新採用試験制度について。市民の声から、川上哲治記念球場の安全対策についてを通告をいたしました。

まず初めに、市長の施政方針から、人口減少社会への対策についてであります。

市長は、施政方針において、人口減少社会への対策の課題を述べておられますが、抽象的で、よく理解することができませんでした。さまざまな課題はあると思いますが、具体性に欠けていますので、市長が考えておられる具体的課題というのはどういうものなのか、お尋ねをしておきます。

１回目を終わります。

○市長（松岡隼人君）　皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

施政方針で述べさせていただきましたが、私は、年頭の挨拶の中で、本市の課題は企業にとってのチャンス、問題課題を役所内で抱え込むことなく、どんどん民間と連携していきましょうと申し上げました。東京などの大都市を除き、全国の自治体が人口減少による課題を抱えています。これは、私たちにとっては悩ましい問題ですが、民間企業にとっては、その課題を解決する処方箋と仕組みを生み出すことで、全国に向けて新たなビジネスを立ち上げる大きなチャンスでもあります。例えば、人口減少による課題といたしましては、地域の購買力低下による商店などの閉鎖、これによる買い物弱者の発生が、山間部のみならず、町なかにすら生じています。高齢化が進み、自家用車で移動できない方がふえる中、公共交通をどう確保していくのか、地域コミュニティや各団体の担い手の不足、生産年齢人口減少による経済の縮小と働き手不足の問題など、人口減少進展による課題は既に形としてあらわれています。

そこで、そういった本市の課題を企業と一緒に考え、その解決策を見つけることで、人吉市は課題を解決することができ、企業にとっては新たなビジネスを生み出せる、ウイン・ウインの成果を得ることができるのではないかと考えております。既に、上京しました際、新しく会社を起こす若者を支援する企業の方と、その可能性について意見交換をさせていただき、共感を得たところでもございます。まだ暗中模索の段階ではありますが、そのような事例を積み重ねる中で、人吉市から人口減少社会に立ち向かう１つのモデルをつくり出していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　さまざまな課題を答弁いただいたように思っております。それぞれの課題にとって、取り組む姿勢、一つ一つを着実に実行していくということは大事だというふうに思っております。そのような中で、そういった課題を、人口減少の課題を、企業ビジネスと結びつけて取り組む。それは、確かにいい方向に、人吉にとってもいい方向にいくのではないかなというふうに感じるところなんですが、そういった状況の中にあっても、やはり、今、人吉市における一番の根本的な課題というのはどういうのか、それをやっぱりきちっと把握しておく、捉えておく必要があるかと思っています。その一番根本的な課題としては、

市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本市における人口減少の根本的な課題はということでございますが、本市から出て行った若者に、どうやってまた故郷に帰ってきてもらうかという点だというふうに考えております。

本市を含めた人吉球磨地域には大学がないことから、高校卒業後に、進学を希望する若者は必然的にこの地域から出て行くことになります。また、就職に関しても、都市部に比べて、職種の幅が狭く、また給与水準も見劣りする現状から、多くの若者が福岡や三大都市圏の企業へ就職をするために離れていきます。昨年度、本市で実施いたしました賑わい創出事業による調査でも、高校を卒業する若者の実に９割が、進学、あるいは就職で、この地域を出て行くことがわかっております。

しかし、この高校卒業時の若者流出は、人口減少の根本的な問題ではないというふうに考えております。むしろ、多くの若者が、日本中、あるいは世界に飛び出すことで、さまざまな経験を積み、幅広い人間関係を築くことは、すばらしいことだと思います。私は、そうした、この地域から広い世界へ飛び出して、さまざまな経験をし、人間的に一回りも二回りも大きくなった若者が、なかなか戻ってこない、あるいは戻ってきたとしても定着せずに再び地域から出て行ってしまうということこそが、本市の人口減少の根本的な課題であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　確かに、高校生が、大学がありませんので、就職等で、また大学進学等で出て行った場合に、なかなか、市長が答弁されましたように帰ってこない。そういった課題が、非常にあるというふうに私も感じているところなんですね。ところが、そういった状況の中でも、やはり、いずれかは帰ってきたいという気持ちを持っている若者もいるとは思っております。そういった若者が帰ってきたときに、ならば、どういった形で支援していくのかと。そういったことも、私は捉えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えているわけなんですね。

そこで、実は、昨年９月議会におきましても、私は婚活支援という形で質問をさせていただいたところであります。そのときは、オール人吉として、全庁的な体制でさまざまな面から取り組むべきであるというふうに市長は答弁されておりますけれども、やはり、少子化対策についてはさまざまな取り組みを一つ一つすることによって解決していくと思っているんですが、やはり、根本的には、そういった婚活支援を、社会的課題であることを強く認識をしながら取り組むことも重要なのかなというふうに思っています。若者が帰ってきた、帰ってきても、結婚もしないということは、子供を産むこともできない。そういった形で、それがやっぱり帰ってきても少子化につながっていく。それは、やっぱりそういった婚活支援等

をすることによって、子供が産み、育つ環境につながっていくんじゃないかなと考えるわけなんですね。そこはやっぱりきちっと捉えることも重要だと、私は思っております。

そういったところで、昨年９月以降、こういった、全庁的な取り組みをしたいというような形で答弁をされておりますけれども、今までどのような取り組みをされてこられたのか、この点について確認をしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨年、９月議会におきまして、笹山議員から、婚活への取り組みについて御提言をいただきました。その後の取り組みでございますが、14市の企画担当課長会議、移住定住担当者会議など、機会を見つけて、他市町村の婚活への取り組みについて情報収集を行っているところでございます。その中で、有明広域行政事務組合の荒尾・玉名地域結婚サポートセンターや山鹿市の結婚世話人、やまが肝いりどん事業など、参考になる取り組みがございました。今後は、これらの事例を視察し、人吉市に合う取り組みを見つけてまいりたいと存じます。

また、12月議会において予算をお認めいただいた、結婚チャレンジ事業補助金を活用した婚活イベント「未来予想図Ⅲ」が、人吉商工会議所青年部主催で２月10日に開催されました。当日は、人吉球磨郡市内のみならず県外からも、総勢63名の参加者が、竹灯籠づくりや懇親会などを通じて親睦を深め、９組のカップルが成立したと伺っております。準備を含めて、運営に携わった商工会議所青年部の方々の御苦労は大変なものであったのではないかというふうに思いますが、地域の活性化を願い、この婚活イベントを企画し、実施された皆様に、心から感謝申し上げたく存じます。

また、本市の20年後のまちづくりをテーマにした、市民参加による対話の場、「ひとよし大未来会議」を、先週３月３日にスポーツパレスで開催いたしました。市民の方々を初めとした約130名の参加者が、これからの人吉市のまちづくりについて、思い思いの意見を出し合い、対話を重ねましたが、その中では結婚や出産についても語られるなど、今後の婚活への取り組みのヒントもございました。

今後は、先進地の事例なども参考にしながら、「大未来会議」などで出たアイデアを取り入れた施策を検討してまいりたいと存じます。また、１回目の答弁で、本市の課題は企業のチャンスと述べさせていただきましたが、この婚活につきましても、ビジネスの機会として、民間企業と連携できる分野ではないかと考えております。婚活掛ける起業――会社を起こす起業とか、移住定住掛ける起業など、いろんな掛け合わせをする中で、民間と連携しながら本市の課題に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　最近、やっぱり子供の声を聞くことがなくなったというようなことをよく聞くわけなんですね。昔は、どこそこから子供の声が聞こえておったと。ところが、今

はそういった、本当に隣近所で子供の声を聞くことがなくて、非常に寂しい限りだなと。やっぱりそれだけ子供がいなくなったんだなということを実感するという話を、よく聞くわけなんですよね。ただ、それだけ少子化が進んでおるということで、実はもう、単位のその町内で子ども会の組織をつくれない、そういった町内が１年ごとに増加してきている状況にあります。もう、町内に１人とか２人しか子供がいなくて、小学生がいなくて、もう子ども会活動をすることができない。だから、やむなく解散をするというような町内が本当にふえてきている、そういった状況があります。やはりそれも、私は子ども会活動をする上でも非常に大きな問題だなというふうに、それも感じているところなんですけれども、やはりそういったことを考えますと、産み、育てる環境をどのように支援していくのか、もしくは男女の出会いの場をどのように支援していくのか、やっぱりこれは非常に重要な課題になってくるのかなと感じているところなんですね。ですので、例えば結婚したくても、なかなかできない環境、状況、もしくは出会いの場もない状況、もしくは結婚したくないと言われる方、いろいろ、さまざまなにおられるかもしれません。でも、やはりそういった状況の中で、そういった、少なからずさまざまな支援を行うことによって、やはり子供が産まれ、育つ環境ができますし、もしくは、その後、産み、育てていく環境にもつながっていく。そこのところをきちっと支援をしていくことが、やっぱり一つは大事なのかなと、私は思っているところであります。そういった部分を、先ほど、市長が答弁されましたように、起業チャンスと捉えて、婚活支援も取り組みたいというふうな話もされましたけれども、ぜひ、そういったところも掛け合わせながら、今後、ぜひ積極的な検討をしていただきたいなというふうに思うところであります。これについてはそういった形で、今後、市長が一生懸命取り組みをされると思いますので、ぜひ、そのような対策を取っていただきたいというふうなことで要望しておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で、この項については終わっていきたいと思います。

次に、活かし、稼ぐための観光戦略についてということでありますが、施政方針においても、人吉球磨が一体となって取り組む観光地域づくり、新たな推進組織について述べておられるわけですね。このことは、議会開会日の全員協議会においても説明がありました。また、人吉球磨広域行政組合議会におきましても、議会運営委員会、もしくは議会開会日の全員協議会において、同様の趣旨の説明があっているところであります。

昨年、３月議会の市長の施政方針によりましても、「これらの資源をより積極的に生かしていくために、日本遺産のストーリーを伝える情報発信と体験型観光の提供、人吉球磨に数多くある観光資源の発掘・磨き上げを行い、人吉球磨10市町村と人吉球磨広域行政組合が一体となった事業展開を進めてまいります」というふうに述べておられるわけですよね。ですので、ことし３月議会と同じような施政方針を、昨年３月議会も述べておられます。ですので、まずは、昨年３月議会における施政方針の後に、市長御自身がどのような取り組みをし

てこられたのかということを、１点確認をさせていただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成29年３月議会の施政方針におきましては、「日本遺産のストーリーを伝える情報発信と体験型観光の提供、人吉球磨に数多くある観光資源の発掘・磨き上げを行い、人吉球磨10市町村と人吉球磨広域行政組合が一体となった事業展開を進めてまいります」というふうに述べさせていただいたところでございますが、この件に関する、その後の私の取り組みという御質問でございます。

私がこのように述べましたのは、平成27年度からの日本遺産に関する広域の取り組み、また各市町村独自の取り組みを通じまして、観光振興により交流人口を拡大しようという気運の高まりを感じていたところでございましたので、人吉球磨10市町村と広域行政組合、それに民間団体等も加えた、地域一帯となった事業を展開していく好機ではないかと判断したことによるものでございます。

その一環といたしまして、私自身も先進事例の研究のために長崎県の島原半島観光連盟視察なども行ってまいりましたし、これまでの広域行政組合の広域観光の取り組み、日本遺産活用協議会の取り組みにおける事業なども精査してまいりました。また、あわせて、他の町村長や球磨地域振興局長と協議を重ねまして、平成29年11月からは観光資源の発掘、磨き上げのための実質的な議論のたたき台を作成するべく、10市町村の観光担当課長等で事務方の検討を開始したところでございます。その結果を、市町村長等の協議で議論し、さらにその結果を再度事務方で検討してもらうなど、実質的な議論を丁寧かつ慎重に継続してきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　１年間でさまざまな、市長御自身、取り組みをされてきたようでありますが、先ほど答弁ありましたように、そういった取り組みの成果が、平成29年11月20日からの市町村等の課長会議につながっていったと。今、そういった取り組みを進めて来ているということですよね。そのことは全員協議会でも説明があったところでありますけど、それだけの取り組みをしてこられながら、ただ、この間、議会に対しては何も説明がなかったわけなんですよね。かなり漸進的に説明をしてこられている。

そして、それが、私たちが説明を受けたのは、３月議会開会日、２月26日の全員協議会であったわけですよね。全員協議会の資料からしますと、11月20日が第１回の課長会議、それから12月20日に第２回の市町村等の課長会議、それから12月22日には市町村長協議を行っていると。それで、具体的な方向性がまとまったということですよね。また、１月25日から26日にかけては先進地視察も行われている。そして、１月31日に第３回の市町村等課長会議を経て、２月１日からは球磨地域振興局において、熊本県、人吉市、錦町及び広域行政組合の

職員による設立準備作業を開始しておるということですよね。ただ、２月１日にそういった設立準備作業を開始しておられておっても、説明は２月26日であったということなんですよね。そのような形で進んでいくということであれば、２月１日には職員が振興局に出向いて、そのような作業をしていると、そういった状況が見受けられますので、当然、その前段で、少なくとも議会に対しても、こういった準備を進めていますよというふうな説明はあってもよかったのではないかと。よかったのではないかというよりも、説明をするべきではなかったのかと、私は思っているところです。その辺のお考えはいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、新たな広域観光推進組織の実現に向けて、より実質的な協議となるよう、市町村、広域行政組合、県地域振興局との間において、丁寧かつ慎重に調整してきたところでございます。特に私自身、広域観光の推進につきましては、広域行政組合に広域観光課を設置された平成24年度時点において、人吉市議会議員として広域行政組合へ派遣されていた一議員として、興味深く見守っていたところでございます。当時の田中前市長は、広域観光に強い思いを抱かれ、取り組んでおられたようなことを記憶しておりますが、その思いを互いに共有すべき構成町村にも、それぞれの御事情や抱える課題があって、孤軍奮闘されていたことも、当時の事務局長であった井上総務部長から伺っていたところです。その当時は、広域観光推進はすばらしいことなのに、もう少し垣根を越えてうまくやっていけないものかと、歯がゆい思いをしていた自分自身をも思い起こしております。

そのような中、今回、当時から目指してきた目的を遂げるべく、広域観光のさらなる一歩が踏み出せるような状況になったのは、広域行政組合における継続性のたまものであり、圏域の日本遺産認定という大きな契機によるものだと強く認識をしております。それでも、非常に苦労をされて圏域の合意を得られたことを非常に印象強く思っておりましたので、今回、森本町村長会長と國武球磨地域振興局長のリーダーシップにより強力に計画が進められていくのを、頼もしく拝見しながらも、私の役回りとしては、広域観光の立ち上げからの道筋や状況を知る者として、少し慎重なスタンスで周辺を眺めつつ、エンジンブレーキといいますか、少し歩みを緩めた部分もあったかというふうに存じます。

大まかな方針の合意が得られましたのは、12月22日の市町村長協議でございまして、その前の段階での詳細の御説明につきましては少し難しい部分もあり、さらには、これまで積み重ねてきた大切な事業の過渡期ということで慎重でもあったのですが、広域行政組合の代表として、各市町村への説明責任を果たすべく、もう少し配慮すべき点もあったと反省もしているところでございます。

その後は、財源確保のための県補助の申請等に関連し、早期の組織立ち上げ、実働開始に向けて、準備スケジュールが加速してきたところでございまして、現在に至っております。そのような状況の結果、今回、３月議会での御説明となったところでございますが、議員の

御指摘を受けまして、その前段の時期におきましても、説明のタイミング、内容等を吟味した上ではございますが、議会との情報共有につきましては、配慮と工夫が必要であったのではないかと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　私も、当然、情報共有が必要だと思っていますので、やはり２月１日、そういった動きをする前には、何らかの形でやっぱり議会に対しては説明をする必要があったのではないかなと思っているところであります。

そのように加速的に事業が進んでいくと。結局は、振興局長、錦町長、それから市長の中で、事業がどんどん進んでいくというふうな状況のようであったようでありますが、ただ、やっぱり、そう進めながらも、議会に対する説明は必要である。そこはやっぱり十分認識していただきたいなというふうに思っているところであります。

そのような形の中で、市長、先ほど答弁されましたように、平成24年から広域行政組合の中に広域観光推進係をつくりながら、それが広域観光課に昇格をし、広域観光の役割を担ってきたと。市長御自身も御認識ですよね。そうであれば、やはり今取り組んでいる事業というのが、広域観光課をつくったときに目指す事業が、今やっておられる事業と、私はそっくり同じようなものだと思っているわけなんですよね。そういうことを考えたときに、広域行政組合がやってきた部分、もしくは広域観光課を、先ほど言いましたように、広域行政組合内に広域観光課を設置した時点で広域観光の取り組みを目指す事業を認識しておられたのであれば、やはりそこをもう少し踏みとどまるべきところがあったのかなと思っています。

そこで、今回の事務局についても、広域観光課に事務局を設置をするということでありますけども、ならば、新たな推進組織機構の事務局を広域観光課内に設置をする、その意図はどこにあるのでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今回の観光地域づくりのための新しい推進組織につきましては、広域行政組合が従来担っておりました旬夏秋冬キャンペーンなどの官民協働の取り組みを見直し、それに加えて、人吉球磨観光推進協議会の業務等を、日本遺産活用推進協議会から一部業務の引き継ぎなどを進め、市町村のみならず地域の多様な関係者を巻き込み、より発展した広域連携を主導する組織として設置するものでございます。また、この時期の設立となりました理由につきましては、平成29年度をもって補助事業が終了する日本遺産活用推進協議会の一部業務を引き継ぐ予定であること、また平成31年からのＪＲグループの熊本デスティネーションキャンペーンやラグビーワールドカップなどの、地域観光にとってのチャンスに、財源の確保も含めて、郡市一体となって対応していく必要があることなどから、新たな推進組織として平成30年度からの立ち上げとなった次第でございます。

その事務局につきましては、人吉球磨広域行政組合の第３次人吉球磨ふるさと市町村圏計画でも相良700年の歴史文化と広域観光の推進をうたわれておりますし、これまでの人吉球磨一体となった広域観光の取り組みの実績からしましても、広域行政組合広域観光課など、行政組合事務局組織内に設置することが最もふさわしく、このことは10市町村長の間でも合意されているところでございます。また、広域行政組合におきましては、平成24年の広域観光部署の設置以来、一貫して人吉球磨の広域観光を担っていることは、私も強く認識しているところでございます。このときの行政組合の事務局長は、現在の井上総務部長、その後、福山経済部長、そして、昨年までは迫田企画政策部長が、必死の思いで広域観光を牽引してきたことは私も目の当たりにしてきましたので、このままの状況でいけるのであろうと思ってはおりましたが、昨年、お三方からお話を聞きますと、行政組合の職員には少し荷が重すぎる、イベントを消化していくのにきゅうきゅうとしている、所期の目的でもある広域観光の将来予測図を描くことができないなどの御意見をいただいたところでございます。

このような状況を踏まえ、計画の部分をしっかり担っていくような、核になるようなセクションの必要性を痛感し、あわせて、ごみ処理、し尿処理、葬祭場運営を主とする現在の組合組織では、この辺が限界なんだろうなと、代表理事を受けてからも思い悩んでいたところでございます。

今回、広域行政組合の事業を拡充する形で、新しい推進組織の事務局が設置されますことは、これまでの行政組合の広域観光の取り組みと矛盾するものではなく、まさに、行政組合における広域観光部署の設立時に期待されておりました官民を巻き込んだ観光分野における広域連携という本来の役割を、より一層果たしていくものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　広域観光課と、新しい推進組織の取り組み、まさにやっぱりその方向性は一緒であろうというふうに思っているんですよね。

ところが、今、市長が話をされている新しい推進組織について、どうも、私は違和感といいますか、納得がいかない点がちょっとあるわけなんですね。というのは、今、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、それから人吉球磨地域観光推進協議会、２つの組織があると思っていますが、それが平成28年の新聞に載るんですが、平成28年度の総会で両組織を統合することを承認しているというふうな記事があるんですね。これまでは、人吉球磨広域行政組合の広域観光課と球磨地域振興局が、それぞれ事務局を担って、同じ広域的な観光振興を目的として、それぞれの組織で取り組みを進めてきたと、事業の効果的な実施や効率化の観点から、かねてより統合の意見があり、連携の強化に取り組むことが効果的だと考えて統合することにしたというような記事であります。

組織統合によって、「人吉球磨は、ひなまつり」や球磨川温泉郷、鉄道活性化などの一般会計は同組合の広域観光課、情報発信や研修、相良三十三観音支援の特別会計は同振興局の総務振興課が、それぞれ担当し、総会は次年度以降も合同で開催するというふうな記事であります。組織は統合しても、事務局は今までどおり２つ、総会も合同で行うということであれば、何ら変化もない。どういった意味で組織を統合するということになったのかということで、非常に私は違和感があるんですね。

両組織の会長は、両方とも市長になっていらっしゃいます。こういった組織統合を承認をした時点で、事務局を一本化をし、それぞれの組織を発展的に解散をしながら、そして新たな名称の組織を立ち上げていくというふうなことを考えていけば、今、まさに立ち上げをしようとしていらっしゃる新しい推進組織と全く変わらない組織につながっていくのではなかったのかなと、私は感じているところなんですよ。

ですので、そういった、現在のそういった両組織の状況がどうなっているのかということも、やっぱり今わかりませんし、本当に組織統合しているのかどうか。やはり、そこが一つの課題だと思っているんですよね。ですので、１つはこの両組織の関係。それから、今度の新しい推進組織との関係をどのように位置づけるのか、どのように整備をしていくのか、その辺をやっぱりもう少し、市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、旬夏秋冬キャンペーン実行委員会及び人吉球磨観光推進協議会の、組織統合の件でございますが、これは前田中市長時代からの悲願であったわけでして、完全統合とまではいかず、会議のみを合同で行うといった、部分的な組織統合であったと、当時の迫田局長から伺っております。なぜならば、人吉球磨観光推進協議会自体が、熊本県の観光推進協議会の下部組織であり、統合に関しては一線を画してほしいという県の強い要望もあったわけであり、そのような状況下での組織統合であったところでございます。

現在、広域観光を推進する仕組みとして、私が会長を務めさせていただいております旬夏秋冬キャンペーン実行委員会及び人吉球磨観光推進協議会があり、また日本遺産活用推進協議会が存在しております。それぞれが観光振興の取り組みや各種事業を行っているところでございますが、それらの既存の取り組みの中でも、今後とも継続していくものが数多くございます。つきましては、これら既存の取り組みも包括しながら、さらに大きな観光地域づくりの視点を持って、観光以外の産業や文化関係者、地域住民の方々と連携し、人・物の交流拡大を図り、地域経済の活性化に寄与することが新たな推進組織の目的と捉えております。

この目的のために、市町村の区域を越えて、行政や観光業者に限らず、交通事業者、商工関係者、農林漁業者等が連携し、「地場産業全体の振興を視野に入れた観光地域づくりに、人吉球磨一体で取り組むための推進組織として、このたびの任意協議会の設立が検討され、準備されているところでございます。」

加えて、このことは、先ほど御答弁申し上げましたとおり、人吉球磨広域行政組合の第３次人吉球磨ふるさと市町村圏計画に相良700年の歴史文化と広域観光の推進がうたわれており、また施策の目的として、各種観光事業を広域的に展開し、人吉球磨広域観光推進協議会はその核となることを目指すとされておりますことから、広域行政組合における広域観光の取り組みとも、その趣旨、目的が合致しているところでございます。私といたしましては、以上のように整理させていただいております。

ただ、これらの目的を果たしていくためには、各協議会からの事業の引継も含めた事業計画、予算積算について、実務上の整理が必要となってまいります。そのことにつきましては、現在、３月末の立ち上げに向けて、各市町村、広域行政組合、県地域振興局で協議を重ねているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ちょっと１点、確認したいんですが。先ほど、任意協議会をつくってというふうな話をされましたけど、任意協議会はできているんですか。任意協議会はどこにあるんですか。それを確認しておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ちょっと表現が誤解を招くような表現だったというふうに思います。任意協議会は、現在はできておりません。任意協議会設立に向けての準備を進めているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　いや、その任意協議会をつくるための設立準備と、今、市長答弁されましたけど、全員協議会の説明では、これは任意協議会ではないですよね、もう。設立発起人会をやって、もう実質的には設立につながっていくわけでしょう。まだ任意協議会、私たちは任意協議会という話は何も聞いていません。設立準備をしながら、もう３月29日から30日にかけては、設立発起人会を行って、第１回の理事会を行うというように説明があるわけですよね。だから、どこからそういった、市長の任意協議会という話が出てきたんですか。ちょっと理解できないです。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時42分　休憩

午前11時18分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）　貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございません。

先ほど、任意協議会設立に向けての準備を進めていると申し上げましたが、任意協議会の

件はこれからのことでございます。少し先走った表現でございましたことをおわび申し上げたいと存じます。

先ほど、「地場産業全体の振興を視野に入れた観光地域づくりに、人吉球磨一体で取り組むための推進組織として、このたびの任意協議会の設立が検討され、準備されているところでございます」と申し上げましたが、後段のほうを、「観光地域づくりに、人吉球磨一体で取り組むため準備されているところでございます」というふうに修正をお願いいたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ちょっと私も興奮しましたけども、そういった形で、市長のほうから、今、修正がありました。

そこで、もう１点、ちょっと私、気になる点があるんですが。新しいその推進組織ですよね、事務局体制の中には広域行政組合職員のほかに、人吉市及び球磨郡町村からの派遣も予定をするということで説明があっています。ただ、事業費とか人件費等の費用負担については、まだ現在、調整中ということなわけですよね。派遣に伴う人事異動、これについては、これは首長の権限でありますので、何も私は言うことはありません。ただ、それに伴う、先ほど言いました事業費とか人件費等の経費については、これは予算になりますので議会の承認が必要になるというふうに私は思っています。そういった議会の議決が必要になるということを考えますと、どうしても、今までの市長の答弁の中で、余りにも早急的に事業を進めてきたような感があるわけですよね。議会にも説明がなかったというようなこともありましたし、そういった経過を見ますと、今回、この新組織に伴う予算も計上されているところでありますが、やはり議会に対しての説明が不足していると私は思っています。

はっきり申し上げて、今回のこの件については、議会軽視ではないかというふうに私は思っているわけなんですよ。余りにも説明がなさ過ぎる、説明が不足しているというふうに私は考えています。改めて、その点について、どうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、諸状況を勘案しまして、今回、３月議会での御説明となったところでございますが、例えば議論のスタート時においてであっても、内容等を吟味した上で、議会に対して御判断を仰ぐための情報提供をしていく配慮と工夫が必要であったのではないかと振り返っております。特に今回は、御説明の適切なタイミングを逸してしまったことに関しまして、まことに申しわけなく深く反省しているところでございます。

今後は、議会と執行部との情報共有について、このようなそごが生じませぬよう丁寧な御説明に努めるとともに、執行部といたしましても、これまで以上に気を引き締めて施策の執行に当たってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ぜひ、議会に対しても丁寧な説明、もしくは情報の提供を、時機を逸することなくお願いをしたいというふうに思いますので、ぜひ、今後はこのようなことがないようにお願いをしたいというふうに思っているところです。

そこで、あと１点、最後にちょっと確認をしておきたいんですけど、先ほど訂正をされましたけども、任意協議会という、市長のほうから言葉が出ました。当然、このような事業を進めるに当たっては、いわゆる設立準備を始めて、そして任意協議会をつくって、任意協議会の中で、例えば派遣をどうするとか、人件費をどうする、事業規模をどうする、そういった予算等をどうする、もしくは新しい推進組織の規約等をどうするかということを、任意協議会の中で協議をしながら、それが煮詰まった時点で設立に向けて設立を行っていくというのが普通の計画かなというふうに私は思っているわけですよね。

ところが、今回のこれを見てみますと、そういった任意協議会の部分が全く抜けているわけですよね。設立発起人会をして、第１回の理事会を予定する。４月以降は、推進組織が実働するというような説明になっているわけですよね。余りにも早急すぎると、私はやっぱり思うんですよ。やはりそういった丁寧な経過を踏まえて取り組むことによって、やっぱり事業が成功に導いていくのかなというふうに感じるところなんです。

そこで、きのう、議案質疑の中でもちょっと負担金について疑義を、私、唱えましたが、やはりそういった、今後取り組んで進めていくそういった事業であれば、やはり予算については議会の議決がどうしても必要であるということであれば、そういった経過を十分に、順番に、着実に事業を進めていくことが必要だと思っています。ですので、改めて、こういったことで任意協議会を設立をして、こういった方向で進めていきますよと。そして、それがきちっと協議が整った時点で、例えば協議会の中で、先ほど言いましたように、人件費なり、事業規模であり、負担割合であり、恐らくそれぞれの市町村の負担が出てくると思いますから、そういった負担割等もきちっとやっぱり協議をした上で、新しい推進組織を設立をしていくと。これが筋ではないかなと思っているわけですよね。そうするためには、まだまだ、私はかなりの時間が必要だと思っていますので、改めて、きのう言いましたその負担金、例えば（仮称）創造協議会負担金と、４万円を負担をするということでありますけれども、それについては、私は、そういった任意協議会の中である程度、事業規模等が固まった中で、例えばやっぱり補正なり、もしくは臨時議会なりを設けて負担金を計上するのが正しいやり方――正しいと言いますか、筋を通したやり方ではないかなと私は思っています。

余りにも予算計上が早すぎる。事業の経過が全く見えない中で、予算だけ先走って計上してある。そういった感がどうしても拭えないんですよ。ですので、その辺の予算計上のあり方を、もう少し、私は考える必要があると思っていますけども、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えさせていただきます。

検討させていただきたいと思います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　人吉だけに限らず、10市町村の関係もありますので、そういったことも踏まえながら、やはり私はこの推進組織のあり方、もしくはこの広域観光で取り組むこの地域づくり、これを否定するものではありません。やはりそれは重要な課題であると、ぜひやっぱりそういったことを成功してほしいと思っています。ただ、やっぱり、今までいろいろと執行部と市長とやりとりをやりましたけれども、やはりそういった議会に対する丁寧な説明、もしくは事業の着実な進捗、そういったことをきちっと説明をしていくことによって確実なものに、私はつながっていくと思っていますので、こういった形で質問したわけであります。ぜひ、今やりとりをしましたけれども、そういったことを踏まえて、今後十分な検討をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

以上で、この項については終わりたいと思います。

次に、職員の大量退職と新採用試験制度についてということであります。冒頭申しましたように、定年退職者は、私と同級生であります６名であります。しかしながら、今回は退職者が非常に多いと伺っているところであります。そこで、平成29年度の退職者数についてはどのくらいなのか。これについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君）　議員の皆さん、こんにちは。私のほうからお答えをさせていただきます。

職員の退職に関しましてでございます。おおむね４つの種類に分類されるところでございまして、まず年齢60歳に達した以降の最初の３月31日に退職する定年退職。それから、年齢45歳に達した職員を対象とした、早期希望退職制度、これは退職手当の率に優遇制度があるものでございますけども、その早期希望退職制度によって退職される早期希望退職。それから、一身上の都合を理由とする普通退職。それから、このほか病気や不慮の事故による死亡による死亡退職があると。４つ分類されるということでございます。

平成29年度の退職者数につきましては、定年退職は議員が申された６名、それから早期希望退職が３名、普通退職が８名、それから死亡退職が１名、総数18名となっておりまして、うち16名が３月31日付の退職予定という状況にございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　早期なり普通退職者が、３名、８名と。非常に多いというふうに感じるところなんですけれども。過去においてはそのような退職者の推移がどうなっているのかなとちょっと気になりますので、できたら過去５年間における退職者の推移についてお答えいただきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

平成24年度から平成28年度までの５年間の退職者を、先ほどの答弁で御説明いたしました種別ごとにお答えをさせていただきます。まず平成24年度でございますが、このときは定年退職が７名、それから早期希望退職が２名、合計の９名でございました。平成25年度は、定年退職が４名、早期希望退職が３名、普通退職が２名、合計の９名でございました。平成26年度は、定年退職が８名、それから早期希望退職が１名、普通退職が２名、計の11名でございました。平成27年度は、定年退職の２名のみとなっております。そして、平成28年度でございます、昨年ですね、定年退職が14名、普通退職が１名の計15名という状況でございまして、今年度の退職予定者数18名は近年における最高の退職者数となっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　本当に、部長答弁ありましたように、今年度における普通退職者の８名、本当にこれ非常に多く感じるところなんですよね。やはり何で普通退職者がこのようにふえたのかなと、ちょっと非常に理解に苦しむところがあるわけなんですけれども。そのように普通退職者が８名というふうにふえた、その要因はどのように分析していらっしゃるでしょうか。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

普通退職者８名の退職理由につきましては、それぞれ一身上の都合がございまして、詳しくその理由を確認しているわけではございません。おおむね３名の方が転職を想定しての退職のようでございますし、残り５名の方が家庭の事情等によるものではないかと推察しておるところでございます。したがいまして、その要因をつぶさに分析するということは困難ではございますけども、これは一部報道等によりますと、全国の都道府県及び市区町村が平成28年度に実施しました職員採用試験を総務省が調査しました結果、その平均倍率は6.5倍で、記録がある平成６年度以降で最低であったということがわかっております。これは、景気回復により、民間企業の人気が高まり、受験者が減少しているためであり、試験合格後の採用辞退者数がかなりの数に上っている自治体もあるようでございまして、こうした公務員離れがその要因の一因ではなかろうかと分析、考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　確かに、本当に公務員離れが生じてきているように感じるわけなんですね。やはりこれは、やっぱり全国的にということであれば、やっぱり時代の流れにもよるかもしれませんし、やっぱりそういった今の若い人たちの考え、そういったところも含まれるのかなというふうに感じるところでもあります。

そこで、今年度18名の退職者ということでありますけども、であれば４月１日における新規採用予定の職員は、何人程度見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

平成29年度に実施しました職員採用試験、これは１次試験が昨年の10月15日に実施、２次試験が11月25日から26日、二日間で実施をいたしております。結果といたしまして、事務系職員が８名、土木系の技術職員が２名、管理栄養士２名、合計12名を新規採用職員として採用する予定といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　18名の退職者に対して12名の採用。６名減少している。そういった状況があると思っていますけれども、実際、市のほうでは、平成24年度から平成31年度までの第３次の定員適正化計画が策定されているようであります。策定された定員適正化計画が、現在の、今の市の状況から判断して、本当に適正なのかというのはちょっと疑問に私は感じているところがあるんですが、１つは、適正化計画における計画職員数と実際の職員数の推移がどうなっているのか、この辺をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

平成24年度から平成31年度までの８年間を計画期間といたしました第３次定員適正化計画でございますけども、策定当初の計画の目的は、先の見えない社会情勢において、地方自治体の財政状況も厳しい中、社会保障を初めとした市民ニーズに応え、継続的に市民サービスを提供しながら、持続可能な財政運営を目指していくために、組織、人員のスリム化による人件費の削減と効率的で良質な住民サービスの提供という課題を同時に解決するための、職員の適正な定員管理を図るというものでございました。

この間、前期計画の４年間におきまして、平成24年４月が計画数342人に対し、実績が341人、これは１名の減です。平成25年４月が、計画数339名に対し、実績が336名で、３名の減。平成26年４月が、計画数339名に対し、実績が334名で、５名の減。平成27年４月が、計画数334名に対し、実績が334名、ここはプラスマイナスゼロという状況で、おおむね計画どおりに定員管理を進めてきたところでもございます。職員の数は減ってきているというような状況ですね。

しかしながら、これらの実績数の中には育児休業中の職員等も複数名含まれておりまして、現場で働く職員の実数は、今申し上げました数値を大きく下回る状況にございました。そこで、前期計画期間の最終年度でもございます平成27年度からは、現場の負担を少しでも軽減するために、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、育児休業代替任期付職員や、一定期間の業務量増大等に対応するための地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、これは条例で規定させていただいておりますが、任期付職員といっ

た、さきの育児休業関連と今回の任期付職員、その新しい任用制度を導入したことなどから、例えば平成28年４月では、計画数が332人に対し、実績が340名ということで、８名の増。平成29年４月が、326名に対して、実績が337名ということで、11名の増という計画数を上回る結果となっております。

以前は、国や県からの指導自体が、定員適正化イコール職員削減的なところがありましたが、ここ数年は、自治体の実情に応じた定員適正化計画を策定し、実行しなさいというような指導に変わってきておるようでございます。現に、定員適正化計画を見直した自治体におきましては、職員の削減ありきだけではなく、現状維持や、場合によっては職員数の増までも計画に盛り込む自治体もあるようでございまして、本市におきましても、２年後に控えましたこの計画の見直しにおきましては、持続可能な財政運営を計画の柱としながらも、良質な住民サービスの提供と、それを下支えする強固な組織構築というものも視野に入れた議論が必要ではなかろうかと考えておるところでございます。

少し長くなりましたがお答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　確かに職員数は減ってきてますよね。その中で、やっぱりそういった新しい任用制度、育児休業の代替任用、任期付職員とか一般的な一般職員の任期付職員の採用、それによって、適正化計画からすればふえている。基本的には、そういった任期付職員も常勤職員ということで、その適正化の計画職員数に入ってきているからふえている状況があるというふうには思っています。

ただ、育児休業の場合には、育児休業の職員も入って、その育児休業の代替任用、任期付職員の数も入っての適正化ということであれば、実際育児休業をしている職員数は、休んでいるわけですから、この数字からまた低くなるというふうな結果になると思っているんですよね。結構、育児休業の職員が多いというふうに聞いておりますので、そういったことを考えるわけですよね。

そのような状況でありますけれども、やはり今、市の業務量を見たときには、こういった分庁舎している状況の中で、もしくは市庁舎建設に対する業務量など、かなりの業務量が増大しているんじゃないかなというふうに考えるわけなんですよね。そうしますと、本当に現状の、今の職員数が適正な職員数になるのかどうか、これは非常にちょっと私疑問に思っているんですけれども。その辺を、適正化計画とはまた別になりますけども、今の職員数が、現状の職員数が適正な職員数と判断しているのかどうか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

第３次人吉市定員適正化計画を策定しました平成23年４月時点の社会情勢と比べましても、現在の状況は少子高齢化がさらに進展し、特に医療、介護等の社会保障の分野には、市民

――特に高齢者の方でございますけども、そういう方たちにとってのニーズが増大する一方の状況にあります。また、東日本大震災、熊本地震など、相次ぐ大規模災害に対する被災自治体への職員派遣の要請の高まり、加えてマイナンバー制度や生活困窮者自立支援法など、国の新規事業等に伴う事務量の増大、本市の特有の新規事業としましては、スマートインターチェンジ整備事業、それから新市庁舎建設など、さらに権限移譲の業務等を加えれば、まさにとどまることを知らないかのように行政サービスの需要は増大している現状にあるということでございます。

これらの増大する業務量に対しまして、議員がおっしゃった現状の職員数が適正かどうかという判断につきましては、これは一概には申し上げにくいところもございますけれども、自治体としては、持続可能な財政運営を堅持していくためには、これはもう必ず職員数と業務量のバランスは必要不可欠であるということは、これはもう言うまでもございません。そういう意味では、単にニーズがあるからといって、際限なく業務量を増大させるわけにもいきませんし、職員数が不足しているからといって、必要な行政サービスを提供しないということにもならないわけでございます。

必要に応じて、事業の取捨選択を行う一方で、官と民の役割分担を明確にし、業務のアウトソーシングも行いながら、人材の確保についても多様な任用形態を有効的に活用しながら――多様な任用形態というのは、先ほどの再任用であったり、任期付であったり、そういうものを有効的に活用しながら進めていくことは肝要かと考えております。

現在も、そのような考えのもとに、人は財産でございます、職員の確保に奔走しているところでございまして、それぞれの所管課の実情に応じた対応等も行っていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今の部長の答弁を聞いておりますと、やっぱり非常に厳しい状況に置かれているのかなと、ちょっと感じるところなんですね。やっぱり職員の業務の負担がかかれば、かかった分だけやっぱり市民サービスの低下につながるというふうに、私はちょっと感じたところなんです。やっぱりそこをどういった形でバランスをとっていくのかというのが、非常に重要なところだと思っているんですが。ただ、今回のように８名も普通退職がある。やっぱり異常事態と思っているんですけども、それだけ、８名も普通退職者が生じてくれば、何かしら適正な職員数には穴が空いてくるんじゃないかなと思っています。

今度の４月１日の人事異動、大変な形になるのかなとちょっと考えているんですけども、やはりこのような状況が生じた場合には、何らかの対策をとって職員を確保する必要があると思っているんですけども、そのような職員を確保する対策、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

先ほどの答弁でも述べましたように、ここ数年は、職員数の削減を行わずに、現状維持を基本に定員管理を進めているところではありまして、ただ、それでも今回の想定外の大量退職の対応には頭を悩ませているのが実情でございます。本来であれば、採用試験、競争試験を早急に実施し、職員数の確保を行うことも選択肢の１つではございますが、試験日程や試験職種、試験問題の提供、さらには試験実施に係る予算の確保、採用後の研修形態等、課題も山積しておるところでございます。

現在、新年度に向けた組織、それから人事の検討作業を進めておるところでございますが、まずは再任用職員、それから任期付職員の活用、さらには臨時補助員や非常勤職員の任用といった多様な任用制度を有効的に活用しながら、新年度の適正な人員配置に努めてまいりたいと考えておるところでございます。業務に支障が来さないように、そして市民サービスに、これまた市民の方々に影響が出ないような、スタッフはそろえなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今の、現状の中では、確かに再任用職員であったり任期付職員であったり、あとは臨時職員の採用というふうな形でしのがなければならないというような状況だと思っております。

ただ、やはり今の任期付職員の方の中には、非常に優秀な職員の方がおられるというふうな話も聞いているところなんですね。やはり適正な正職員の数を確保しないと、職員の業務量の負担につながる。それは、ひいては市民サービスの低下につながるという不安が、どうしても拭いきれないところであります。ですので、やはり職員数をどういった形で確保するか。やはり年度途中で職員を採用する、もしくは任期付職員の採用試験制度を重視しながら、例えば数年一生懸命頑張っていらっしゃる、そういった職員の方を、正職員として引き上げるとか、新たなやっぱりそういった採用試験制度のあり方を、検討する必要にきているのかなというふうにちょっと感じているところであります。

定員適正化計画は計画として取り組まなければならないとは思いますが、やはり市民サービスの低下につながるような計画は、やっぱり見直すべきであるというふうに思っています。今後やっぱり、このような今後の状況を考えますと、大量退職者が出てくるとも限らない状況にあると思っていますので、やはり新しい、そういった採用試験制度を盛り込んで、定員確保を進めていく。それがやっぱり今後必要不可欠であると思っておりますけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君）　まず、私のほうから、採用試験を含めたところの事務的な考え方を御答弁させていただきたいと思います。

例年、職員採用試験を実施するに当たり、翌年４月１日現在の職員数を、必ず見据えて採用計画を立案し、試験を実施していると、そういう状況でございます。本年の採用計画におきましても、平成28年度の年度途中で退職した専門職や本年度の年度途中で退職した技術職の補充、加えて定年退職と、事前に相談があっておりました早期希望退職や普通退職等を考慮したところで、採用試験を行っておりました。結果、早期希望退職と普通退職が、今回、想定以上に多かったわけでございますが、早期希望退職の募集期間後の退職の申し出がことのほか多かったことは、その対応に苦慮せざるを得ないというのが正直なところでもございます。

しかしながら、このたび、さまざまな理由で定年を待たずして退職される職員の方々、それぞれに前向きな理由がございますことからも、今後の活躍は、心から私どもも願っており、送り出してやりたいというふうに考えております。

今回は、たまたま早期希望退職、普通退職が重なり、結果として、退職が多かったと。今後も、このようなことがないとも言いきれず、職員の採用確保という点については、議員が御指摘のとおり、さまざまな方策を検討しておかなければならないと人事担当部門でも痛感しておるというところでございます。

ただ、しかしながら、職員の採用確保ということにつきましては、これは地方公務員法の中に規定されます、平等取扱の原則とか任用の根本基準とか採用方法とか、採用試験の目的及び方法など、それぞれの条文の規定に従って、その取り扱いについては、やはりいずれにしても法の中で定められている分については、適正かつ慎重でなければならないと考えておるところでございます。そういう考えのもと、可能な範囲で、採用試験の内容について検討することは、これは必ず有意義なことでございますし、より優秀な人材を確保するためにも、例年実施しております採用試験制度についても、その実施手法については研究をし、検討を行っていかなければならないと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君）　私のほうからも、採用試験のあり方についてお答えをさせていただきたいと思います。

今、総務部長も申し上げましたが、まずは、今回退職される職員におかれましては、今後の御活躍を心から願っているところでございます。

先日、自治体が、職員の採用難にあえいでいるという新聞報道があっており、直近のＮＨＫニュースでも、その問題が取り上げられておりました。自治体はあの手この手で、受験者をふやすため、躍起になってさまざまに取り組んでいるということ。具体的な自治体の取り組み事例を挙げながらの報道を見て、正直、驚いたところでございます。まさに、民間との人材争奪さながらの時代に突入してきていることを実感したところでございました。これからは、安定という言葉に集約されるような、役所神話は薄れていくのではないかと存じます。

ただ、それでも、私自身、ふるさと人吉をこよなく愛し、そして、この地をついの住みかにしていただける職員さんを、一人でも多く採用していきたいと思うことに変わりはございません。特に、今回、移住定住のビジョンづくりに多くの高校生が参画をしてくれましたが、故郷を思う気持ち、そこに住む家族、友人の幸せを願う心といったものが、純粋でもあり、かつ未来への活力であると、改めて感じたところでございます。このような若い力の台頭も、本市にとって非常に心強く、こういった地域づくり、人材育成に取り組みながら、今後、私自身も努力を重ね、魅力アップを含め、人吉ブランドを高めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ぜひ、やはりよりよい優秀な人材を確保する、そのためにも、可能な範囲の中で、法に抵触しない範囲の中で、研究することは大事だと思っています。ぜひ、そういったことを踏まえて、今後、少しでも早くそういったことが実現できますように、検討をお願いをしたいというふうに思いますので、そのようにお願いをしておきたいと思います。

次に、市民の声からということで、川上哲治記念球場の安全対策についてということであります。

ある方から、川上哲治記念球場は、非常にもったいない球場だという話を伺ったところであります。球場内において、使い勝手が悪く、そのようなところを整備をすると、さまざまな大会でも誘致できるし、名前の冠にふさわしい球場なので、もったいないというふうなことでありました。そのようなことで、安全対策ということで通告した次第であります。

まず１点は、投球練習場の投球方向ということなんですが、現在、外野側から内野側の方向に投げるようになっているようであります。失投によって、ベンチのほうに入ってきたりとか、周辺の人たちに危険が及ぶ。そのような可能性があるので、危ないというふうな声が上がっているようであります。ほとんどの野球場では、外野のほうに向かって投げている、練習をするというようなことの話も聞いているところですけども、まずは、そういった投球方向を変える整備はできないものでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君）　皆さん、こんにちは。お答えいたします。

川上哲治記念球場の現在の投球練習場の投球方向は、球場内にある設備としては一般的なもののようでございますが、御指摘のとおり、投球練習中の投手の暴投や捕手の後逸などにより、ベンチ周辺の選手や次の打者に危険が及ぶ可能性がありますので、その対策が必要であると感じたところでございます。

早速、現場を確認してまいりました。今後、投球方向を変更する際には、練習用マウンドの位置はそのままでよいのか、移動させる必要があるのかなど、施設利用者及び野球関係者などから御意見をお聞きした上で、整備を進めたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　そのような声があっておりますので、ぜひ、整備を検討を進めていただきたいと思います。

もう１点は、ベンチ内について、夏は非常に暑くてたまらないというような意見もあるようであります。扇風機を設置してほしいというような意見もあるようでありますけども、扇風機の設置については、いかがでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

昨今の夏場の暑さは、異常なものとなっており、試合中はベンチ内も相当な暑さではないかと察するところでございます。ベンチ内への扇風機の設置につきましては、選手を初め関係者の熱中症対策のためにも、できるだけ早期に取り組みたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　もう１点、非常に重要な問題があるんですね。散水栓なんですね。散水栓については、試合が終わった後に、次の試合のためにグラウンド整備を行われるということで、グラウンド内に散水をするわけなんですよね。その散水栓の位置が、１塁側と３塁側の両方にあって、そこからホースを引っ張ってくるので、非常に効率が悪いと。また、引っ張るにも、大変だというようなことで、散水が非常に大変だというような話を聞いたところなんですよね。また、聞きますと、ほとんどの野球場においては、ピッチャーマウンドの後方に設置をしてあって、そこからぐりっと散水できるような状況になっているというような話を聞いたところです。

聞くところによりますと、上林町の市民球場、これについても、ピッチャーマウンドの後方のほうに設置をしてあるということなんですよね。ですので、やはり一応ピッチャーマウンドの後方に散水栓の位置を変更すれば、効率もよくなるし、散水もしやすい、もしくは大会運営もスムーズに行われると。そのようにやっぱりいろんな面で効率がよいというふうに考えられるんですけども、そういった散水栓の位置の変更については、どうお考えでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、よく使われる散水栓は、１塁側、３塁側の後方にございます。ほかにも、バックネット付近やセンターの守備位置前、外野フェンスに近い部分など、数カ所に設置してあるところでございます。これは、外野の芝生の管理の面では重宝する位置にあるようですが、試合が行われる際に、内野グラウンドなどへ散水する際には、水圧の関係もあって、効率がよくない状況となっているのが実情でございます。

散水栓を、ピッチャーマウンド後方に新たに設置することができれば、ダイヤモンドの中心から散水することが可能になり、作業の効率が向上するものと思われます。施設管理者と

しましては、円滑な大会運営に配慮することも大切であると考えておりますので、新規散水栓の設置につきまして、水道局などと協議の上、グラウンド整備とあわせて取り組んでまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ぜひ、お願いしたいと思っているんですが。センター前にある散水栓については、ちょっと問題があるというような話も聞きました。その辺は、ちょっと検討していただきたいなというふうに思っているところでありますが、もう１つ、その散水栓のホースの口径ですよね、ホースの口径が小さいために、水が余り多く出ないと。ですので、時間もかかるということです。ぜひ、もし、ピッチャーマウンドの後方に散水栓を設置することが可能であれば、あわせて口径もやっぱりもう少し大きい口径にすれば、散水もしやすくなるということですので、もし後方に設置をした場合に、口径を大きく変えることは可能でしょうか、どうでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

ホースの適切な太さや長さなどについては、水道局などから御意見をお聞きした上で、整備を進めたいと存じております。この件に関しましても、ピッチャーマウンド後方に散水栓を設置する作業とあわせて、行えればいいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ぜひ、水道局と協議をしながら、実現できるように検討をお願いしたいというふうに思います。ほかにもいろいろあるようでありますけども、やはり今、今回お尋ねした条件を、きちんとやっぱり整備することによって、ほかの球場にも引けを取らないすばらしい球場によみがえってくると私は思っています。ぜひ、そういったことをすることによって、川上哲治記念球場にふわさしい、いろんな大会も誘致をできると。大会誘致をすれば、いろんな経済の活性化にもつながる。そういった一面も持っていると思っていますので、ぜひ、そういった部分も考えながら、早急に整備を進めていただきたいというふうにお願いをしたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時06分　休憩

○３番（高瀬堅一君）　（議長の許可を得て途中退席）

午後１時10分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。６番議員の平田清吉でございます。食後のひととき、しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は２項目、施政方針についてと市民の声からです。質問要旨は、施政方針についてでは、１つは、市庁舎移転建設関係について、１つは、平成30年度予算編成についての２つです。次に、市民の声からでは、ひとよし温泉春風マラソンについてと公共施設・用地の利活用について、そして裁判訴訟における和解金についてと農業関係について、それに定員適正化計画についての５つについて、質問をさせていただきます。

まずは、第１項目め、施政方針について、第１回目。例年、新年度の当初予算の概要は、３月の第１回定例議会において、議会で議決した後、５月１日発行の広報ひとよしに掲載され、各町内会長を通じて各戸に配布されることになります。このとき、初めて市民の皆様は、本市の新年度の予算編成を知ることができることになります。すなわち、新年度が既にスタートして、１カ月後に知ることになります。なお、本市の広報紙、広報ひとよしは、例年、毎月１日と15日の２回発行配布しておりましたが、今月３月１日発行の広報ひとよしにも掲載されていましたとおり、本年４月からは、広報紙の内容を深く、濃くして、毎月１日の一回のみの発行配布となります。私も、来る４月１日から、どのような広報ひとよしに生まれ変わるのか、大いに期待しているところです。広報紙企画編集部の皆様のさらなる御活躍を御祈念申し上げます。

ところで、本題に戻ります。本市では、「開かれた議会、開かれた行政」をモットーに、常に定例議会の開会日と同時に、インターネットの本市のホームページ上に議会への提出議案として、定例会ごとに議案書が公開されています。本年も既に、新年度の平成30年度一般会計予算案の議案書として、本市ホームページ上に公開されています。常日ごろから、本市の行政について、また議会開催内容について、高い関心を寄せておられる市民の皆様におかれましては、既にごらんになられた方もおられるのではないかと思いますが、ただ、専門的な文字言葉と数字を羅列しただけの予算書の書き方では、市民の皆様には非常にわかりづらいところがあるかと思いますので、できれば、これからの私のこの一般質問において、新年度の平成30年度一般会計予算書の編成について、歳入歳出のそれぞれの予算編成額、構成比率等を勘案されるに至って、執行部において、苦心されたところはどこか、また、どのようなところに力を入れられたのか、お尋ねしますので、少しでも参考にしていただければと思います。

それでは、新年度の平成30年度一般会計予算書の編成について、苦心されたところはどこか、また、どのようなところに力を入れられたのか、改めてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えをさせていただきます。

まず、苦心したところというのは、やはり何といっても自主財源の確保ということでございます。やはり全国的に見ましても、今回、地財計画の中でも、普通交付税、地方交付税を中心に、財源的にやはり安定した確保ができていないということもございまして、地財計画がやはり余りかんばしくないと、本市のほうの財政状況、自主財源の確保には影響が出てくるということです。

ここ数年は、通常の予算編成に当たっては、やはり何とか財源を捻出しながら、そしてその不足分を、例えば交付税の増額分とか、例えば財政調整基金、減債基金を取り崩して確保すると、そのような形でやってきたわけなんですけれども、今回は、御存じのように大きな事業、市庁舎建設事業が入っておりまして、その市庁舎建設事業は、少なくとも災害復旧事業債ということでかなり有利な事業であることには間違いないんですけれども、そういう状況で、やはり庁舎の関連する予算は確保できながらも、やはりそれ以上に社会保障費等々を含めたところの、やはり歳出の増が非常に影響してきて、それに対して自主財源の確保ができないままの予算編成になってしまったと。最後は、財政調整基金と減債基金を何とか取り崩しながら、やらせていただきました。そして、幸いにふるさと納税が好調であったがために、やはりふるさと納税を原資として事業に充てさせていただいて、そして一般財源を少し軽くすると、そういうふうな操作もさせていただいたところでございます。

何はともあれ、何とか予算編成を終えて、本議会に提出する運びになりましたことは、私たちもほっとしているところでございますけれども、今後は補正予算が出てまいりますので、補正予算も、しっかり財源の確保、そして事業の選択、そういうものを中心にやっぱりやっていかないと、今後１年間というのは非常に難しい状況の中でのスタートであるというふうに考えておるところでございます。

歳出面でございますけども、歳出面の中で、毎年、予算を編成するに際して、予算編成要領というものを作成して、そしてその中で重点的に進めていく内容を盛り込んでおります。まず１点目でございますけれども、平成28年熊本地震により、市庁舎が被災しました関係で、早急に防災機能を備えた市庁舎建設を進めていく、これが喫緊の課題でもございます。それを中心に置いたところでの、今回の予算編成になっております。もちろん、新庁舎の本体工事が秋口には出てまいりますので、その予算が大きな経費として計上をされております。

２点目といたしましては、市民の安心・安全を確保するための施策、これは、市長が常日ごろから言っています市民の困りごとに対応する、そういうことに予算を重点的に配分していきましょうという考えもございますので、例えば御町内から要望のあっておりました防犯灯326基を一気にもう解決しましょうと。これは毎年、少しずつ少しずつやっていたんですけれども、ことしは、当然、もう安心・安全につながるような状況であるならば、残す必要はないんじゃないだろうかということを、財政サイドも、しっかりその辺を協議いたしまして、326基の全ての防犯灯設置の予算を計上いたしております。

それから、大規模災害時に、避難所となります学校施設におけるマンホールトイレの設置、これも昨年からお話をさせていただいておりますけれども、その予算も、今回、第一中学校にまずは建設をするということで計上をさせていただきました。それから、災害の避難所となります各小中学校体育館のトイレの洋式化。それから、災害時の指定避難所ともなっております各校区のコミュニティセンターの、まずは耐震診断。これは昭和代にできたコミセンが幾つかございますので、やはり指定避難所として使っても、やはり大きな地震で被害を受けたら困りますので、その前に耐震診断を行って、改修を行っていこうということで、市民の安心・安全を確保するための対策を最大限講じております。

最後に、３点目といたしましては、本市の最上位計画、第５次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業の推進でございまして、平成30年度当初におきましては、しごと創出から始める移住定住促進としての施策。これは、起業創業・中小企業支援事業、そして観光客と地域との交流が生まれる新たな交流拠点施設を目指します、まち・ひと・しごと総合交流施設――旧国民宿舎のリニューアルした施設でございますけれども、それに関連します運営経費等を予算計上をいたしておるところでございます。そのほかにももろもろ、社会保障費を含め、たくさんの予算計上を行っておりますけれども、議員がおっしゃった状況で、どのような点に力を入れた予算になっているのか、そういうところをかいつまんでお話をさせていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　皆様も周知のとおり、本市におきましては、毎年、若者の流出と出生数の減少、そして高齢者のみならず死亡者数の増加により、毎年400名にも上る人口の減少が続いており、５年後には、本市の人口は３万人を割り込むのではないかと予想されております。

この人口減少が、現在もとまらない現状にあって、しかも本市の生産年齢人口も減少傾向にあるにもかかわらず、新年度予算において、市民税が増加しているのはなぜなのか。また、市税である固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税など、これもまた、人口減少や土地評価額等の下落により減少していることは、予算書からはっきりと読みとれます。しかも、毎年の人事院勧告により、職員給与がベースアップされ、さらに社会福祉費は増加の一途をたどっております。また、一昨年４月の熊本地震の影響により、本市の麓町庁舎が使用不能となり、昨年から新市庁舎建設事業が開始され、新年度予算から、庁舎建設に向けた大きな起債が予定されており、ますます市債が増加しておる傾向にあります。

そこで、第２回目。近年の一般会計当初予算書では、一般会計の歳入歳出当初予算額に少なからず増加傾向が見られ、新年度のこの平成30年度一般会計当初予算書の市債につきましても、前述しましたとおり、借入額、借入残高額に増加傾向が見られます。私は、国の予算

や本市の予算を考えるときに、常に我が家の家庭予算に置きかえ、捉えて考えるようにしております。この市債についての質問内容は、以前にも同じ質問内容にて質問した記憶がありますが、再度、10年前、５年前、３年前、２年前の、本市の借入市債額及び借入市債残高の推移について、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えいたします。

市債の借入額と借入残額でございます。まず、10年前でございます。これは平成19年度でございますけれども、借入額が13億1,730万円、そのときの借入残高額は148億1,820万円でございました。次に５年前、これは平成24年度でございますが、借入額が14億3,879万2,000円で、そのときの借入残高は141億5,064万1,000円でございました。それから３年前でございます。これは平成26年度でございますけれども、そのときの借入額は15億728万3,000円でございまして、そのときの借入残高は145億9,148万1,000円でございました。それから、２年前の平成27年度でございます。借入額が10億8,496万8,000円で、そのときの借入残高は143億3,826万9,000円でございました。ちなみに、平成28年度におきましては、借入額が10億2,289万円で、借入残高は139億9,667万円となっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　ある程度の市債の残高は仕方がない。また、職員の方も、昨年並みの市債残高だから、行政の運営に特に問題はないとの考え方でしょうか。我が家の家計簿として考えるならば、子供たちに、そのまま借金を残せるでしょうか。中には、残す人もおられるかもしれません。

過去の推移を見ますと、増減が繰り返されているようで、大きな減少とはなっていないという答弁がありました。今後、人口が減少する中で、税収も減っていくことを考えますと、市債は減らすべきではないかというふうに考えておりますが、市長としてのお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

市債残高につきましては、市庁舎建設事業に係る市債発行が、今後増加することが予測され、私自身も毎年の決算報告を受ける際に注視をしてきたところでございます。

いずれにしましても、市庁舎建設といったビッグプロジェクトが予定される期間は、当然、市債の発行額が大きくなり、過去にも、第一中学校改築、スポーツパレス建設の際には、数年間にわたり起債残高は増加。償還が終われば、起債残高は減少するといったことを繰り返してきたところでございます。ただ、継続事業を行う以上、市債、または市債残高が増加・減少を繰り返すことはやむを得ないものと考えており、それゆえに発行する市債は、償還に際し、交付税措置等があるような極めて有利な市債発行を目指していくべきであると存じます。

また、市債につきましては、国の地方債計画に基づき、対象となる事業を選び出しているところでございますが、夕張市の財政破綻により財政健全化法が成立したこともあり、市債発行に際しては、国・県の厳しい審査をクリアしない限り、不可能であり、適債性の観点から、市債発行に至らないケースも多々あるところでございます。また、許可を受けて市債を発行するという仕組みにもかかわらず、本市が、県下14市において、市債残高が２番目に少ないということは、これまでも適正に市債発行が行われてきたということのあかしでもございます。

今後も、将来を見据え、市財政に対し負担を与えることがないように、市債発行に関しましては、総合的に判断をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　14市において、起債残高が非常に少ないというふうに言われましたけれども、約140億円の起債を抱えております。大体、新年度の予算額に匹敵するような起債額です。金融機関の利息は0.1％かそのくらいで、小さいとは思いますが、額については、140億円ですから、0.1％としましても大きな利息を払わなければいけないという状況にあります。

そこで、ある程度の市債の残高は仕方がない、また先ほども言いましたけれども、職員も、昨年なみの市債残高だから、行政の運営に特に問題はないというふうな考え方はされておられないでしょうか。我が家の家計簿として考えるならば、子供たちに、そのまま借金を残せるでしょうか。これも先ほど言いましたけれども、中には、そのまま残す方もおられます。これにて、市債については質問を終わります。

続きまして、市庁舎移転建設関係についてお尋ねします。第１回目。現在、西間別館庁舎周辺では、旧保健センターや旧勤労青少年ホームが全て解体され、更地化されておりますが、平成33年春の供用開始に向けて、今後どのような取り組みをしていかれるのか。麓町の旧市庁舎の解体工事を含め、新庁舎建設工事等の、今後のスケジュールについて、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えいたします。

旧保健センター並びに旧勤労青少年ホームにつきましては、昨年の平成29年９月から、解体工事に着手しておりましたが、本年３月には、建物等の解体、整地作業を終え、滞りなく工事が完了する予定となっております。なお、旧麓町本庁舎の解体工事は、既に着手をしておりまして、本年の７月ごろまでに完了させる予定としておるところでございます。

また、平成30年度早々には――平成30年度４月からですけれども、早々には、小永野第一雨水幹線のつけかえ工事に着手をいたしまして、年内には水路のつけかえを終える予定でございます。それから、同時に、西間別館の倉庫につきましても、本年の９月以降から解体工

事に着手いたしまして、これは来年の、平成31年になりますけれども、１月ごろには完了の予定でございます。この小永野第一雨水幹線つけかえ工事と西間別館倉庫解体工事の進捗と並行いたしまして、平成30年内には、建築本体工事を発注したいと考えておりまして、その後は、駐車場整備の外構工事、庁内ＬＡＮ等のシステム関連工事、また備品等の整備、そして執務室の引っ越し作業を経て、平成33年の春ごろには供用開始の予定といたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　以前に、新庁舎建設予定地の旧保健センター及び旧勤労青少年ホーム周辺の地盤調査はされたと認識しておりますが、現在、解体された旧保健センター跡、及び特に旧勤労青少年ホーム跡直下、並びに小永野第一雨水幹線直下の、新庁舎建設予定地床面下の地盤調査はされたのでしょうか。調査する必要もないということなんでしょうか。また、近々、小永野第一雨水幹線つけかえ工事と西間別館倉庫の解体工事が並行して行われるとのこと。免震構造型の新庁舎を建設するに当たって、現小永野第一雨水幹線跡地の水路部分は、水深３メーターはあると思われますが、一部掘削する必要はないと考えますが、そのため、新庁舎建設予定地下部分の掘削工事に有利に働くのではないかと考えております。

また、新庁舎建設に当たっての次の問題として、まもなく解体される西間別館倉庫内の物品は、どこに格納しようと考えておられるのか。さらには、平成33年供用開始時の職員用駐車場は、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

まず、土質の関連ですけれども、今のところ、実施設計を担当されています山下設計等々と協議をしながらやっていっておりますので、免震構造を採用するときに、地質に関しては大丈夫だということで、現在、事業を進めているという状況でございます。

それから、西間別館を解体するときの倉庫、ここには経済部の観光振興課、要するにお城まつりで使います備品、機材、それから社会教育課が春風マラソンで使用いたしますさまざまな備品等々が入っております。あと、選挙管理委員会の備品、書類等も入っておりますので、当然、これをどこかに直す必要があるということで、今考えておりまして、これは、この間、特別委員会でもお話をさせていただいておりますが、近隣の公共施設を含めたところで移転先を決めていると。今、本市のほうが抱えているのが、倉庫も書庫もかなり分散しておりますので、これを機会に集約化を進めていこうと。現在、本市が進めております公共施設等総合管理計画の中でも、やはり施設の集約、そして省力、そして、ある程度効率的に使うということは、大きな目標でもございますので、その中でやってまいりたいと、考えてまいりたいと存じております。

そしてまた、職員の駐車場の確保につきましては、これは、来庁者用、公用車駐車場、そ

れから職員用の駐車場を整備するに当たり、現在、基本計画においては、整備目標台数を470台といたしておるところでございます。平田議員がお尋ねの職員駐車場でございますけれども、これはアンケート調査を行いました。アンケート調査の中で、自転車や徒歩で通勤する職員、それから公共交通機関を利用する職員を除いて、そういう人たちはもう車に乗ってきませんということで、そういう人を除いて、250台を確保する計画といたしております。ただ、この250台の中には、子育て、それから介護、その他やむを得ない理由により、車両通勤が必要な職員の数も、この中に含めて算定をしておるところでございます。

ただし、本市の場合、非常勤の職員さん、それから臨時の補助員さんまで含めますと、これは年間で流動的なんですけども、その数は、ピーク時でも450名近くにも上り、これを250台で、その差を引いても200人ぐらいは、その周辺に確保しなければならない状況になりますので、制限をかけなくても利用が可能となるような駐車場の環境整備を整えることは、これは市庁舎建設事業にとって最も喫緊な課題になっておりますので、現在、官地――要するに国とか県、そういう官地、それから民地、限定しないところで、周辺の用地の購入、もしくは借地等も含めて検討をしておるところでございます。

以上、現状を御報告させていただきます。お答えとさせていただきます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　不足する職員用駐車場につきましては、一部借地を考えているとのこと。人口減少により、先ほど述べましたように市税の収入が減少することが予想されますことから、職員の方も、みずから身を切る施策を御一考願えればというふうに考えています。

続きまして、市民の声から、第１回目。先月18日日曜日に行われましたひとよし温泉春風マラソンについて、お尋ねいたします。今大会から、ハーフマラソンの部のみ、参加料が1,000円の値上げとなりましたが、大会運営における、本市からの補助金額と参加料の総額、並びに支出の内訳について、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

本年２月18日日曜日の第15回ひとよし温泉春風マラソンにおきましては、天候にも恵まれ、応援の方を含め大勢の方々にお越しいただき、盛大に開催することができました。御協賛いただきました企業の皆様、大会運営に携わっていただきました関係者の皆様、そして、おもてなしや救護、選手のサポートなどに尽力いただきましたたくさんのボランティアスタッフの皆様に、この場をおかりしまして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。来年も、よりよい大会を目指し、反省・改善を重ねてまいりますので、今後とも御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、御質問の大会運営経費についてでございますが、現在、精算中でございますので、おおむね確定しているものについて御説明をさせていただきます。

収入の総額は、およそ2,300万円でございます。収入の主なものは、市からの補助金が427万5,000円、参加者の参加料が1,521万2,000円でございます。支出のほうですけども、予算ベースになりますが、主なもので、参加賞、メダルなど商品関係が311万7,000円、つぼん汁などのおもてなし食材を含めた食糧費が246万円、大会ポスター、プログラムなどの印刷製本費が212万円、そのほか委託料が806万1,000円で、委託料の内訳は、記録集計作業などの業務が431万6,000円、警備業務が80万円、会場設営が230万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　続きまして、２回目。食事券・温泉入浴券について、お尋ねいたします。大会当日の食事券及び温泉入浴券の利用率は、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

大会当日の食事券、利用期間内の温泉入浴券の利用状況でございます。今大会の受付者総数が5,173人でございました。食事券については、つぼん汁が利用率88.98％、赤飯が93.02％、ぜんざいが77.32％となっております。また、温泉入浴券は2,935人の方が御利用になり、その利用率は56.73％となっております。

今回の食事券・温泉入浴券の利用率は、いずれも例年並みとなっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　食事券につきましては、大会参加者の約８割以上が利用されていることが理解することができました。この場ではありますが、前日及び早朝からの食事の準備から大会終了日までの長い時間、マラソン参加者に対して、食事を御提供いただきましたスタッフの皆様、また各所の給水補給支援者の皆様、そして交通指導員の皆様、沿道のたくさんの応援者の皆様、さらには本大会の設営、運営を担当されました皆様に、心から御礼申し上げます。楽しく、私も参加させていただきました。

続きまして、第３回目。温泉入浴券の利用率は約６割とのこと。残り４割の方が利用されていない。利用されなかった理由は、家路を急がれたのか、また入浴場が混雑していたためか、はたまた利用しようと思ったが、利用時間を過ぎていたため利用できなかった。定かではありませんが、この利用されなかった温泉入浴券の利用期間を、三日、七日の期間だけではなくて、次回大会前日まで使用できるシステムづくりはできないのかお尋ねいたします。

なぜこのような質問をするかといいますと、例年、この人吉で行われますマラソン大会は既に定着化しており、人吉市民のおもてなしのよさ、人吉の風土のよさ、大会参加者の皆様に十分に知れ渡っていることかと思われます。そこで、参加者の全ての人に配布されました未使用の温泉入浴券が、次回大会前日まで使用できるとなりますと、春夏秋冬、少なからず

も、人吉のよさと入浴観光のよさに引かれて、この人吉の地に再び人吉球磨の観光と温泉入浴に訪れる方が、１人でも現れるかもしれません。このような私の考え方は、人吉の観光客誘致の一助となることではないでしょうか。ここに再度、利用されなかった温泉入浴券の利用期間を、次回大会まで使用できるシステムづくりはできないかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

温泉入浴券についてですが、人吉市、球磨郡内の20カ所の温泉保有施設に御協賛いただき、無料入浴券としての利用を、毎年実施させていただいております。御質問の、次回大会前日までの使用ということにつきましては、これまでの経緯や入浴料の関係もあり、実施の際には、これまで以上に各施設の御理解と御協力、そして予算の確保を含めました協議が必要と想定されます。

多くの皆様に支えられ、第15回を迎えることができた本大会ですが、無料入浴券を含めたおもてなし関係につきましては、特に力を入れて取り組んでまいりましたし、ランナーの皆様にも御好評いただいていると自負しております。一方で、地元企業や団体などの御理解を得ながら、皆様に、より愛される大会にするためにはどうあるべきか、まだまだ知恵を絞る余地もあると存じております。

御提案の件につきましても、関係の皆様から御意見を頂戴しながら、実行委員会で検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　たかだか温泉入浴券１枚です。ただ、１枚のために、所持しているということで人吉を訪れるという方は少ないかもしれませんけども、また、無料入浴券を所持しているということで、ひょっとすれば人吉温泉を観光に訪れる可能性も少なからずあるのではないのかなというふうに思いますので、よろしく御検討のほどをお願いいたします。

続きまして、第４回目。大会のぼり旗について、お尋ねいたします。例年、戸越地区、小柿地区、大柿地区の沿道では、応援の範囲が広く、コースに狭い部分もあり、しかも地域住民の人口密度も少ないため、応援者はまばらな状態とならざるを得ず、例年、地元応援者から大会本部宛て、のぼり旗が足らない旨の連絡をしているやに聞き及んでいますが、のぼり旗増設の要望はなかったのか。また、新規ののぼり旗が多分少なかったのではないのかなというふうに想定しておりますが、なぜ、前回大会までののぼり旗を活用できなかったのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

のぼり旗につきましては、御存じのとおり、大会名称の変更に伴い、今回新たに作成をしたものでございます。予算の範囲内で作成し、昨年と同じ箇所に設置をさせていただきましたが、以前から、設置希望の声が上がっておりました大柿方面の地域まで回すことができな

かったのが実情でございまして、大変申しわけなく思っております。今後は、のぼり旗の追加作成とあわせ、配置箇所、配置本数の見直しも検討し、次回大会では、希望がございました箇所へ設置できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　のぼり旗につきましては、大会の名称が変わったということで、従前ののぼり旗使用はしづらかったのじゃないかなというふうに想定しますけれども、ずっと14回まで使ってきたのぼり旗ですから、名称が変わったとしても、人が応援されていないところにのぼり旗を立てれば、大会の雰囲気がまた変わってくるのではないかなというふうに思いますので、処分するのではなく、使われてもいいのではないかなというふうに思います。

続きまして、第５回目。ハーフの部の参加料を、今回値上げした効果について、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

今回の参加料の値上げに関しましては、昨年８月22日開催の第１回実行委員会におきまして、国内の同規模のマラソンにおける参加料と比較検討を行い、御承認を得て、実施したものでございます。

シャトルバスの充実やゴール後の飲料水をペットボトルに変えるなど、毎年課題となっておりましたものを、参加者へ還元する形で、ハーフの部だけですが、3,000円の参加料を4,000円へと変更したところでございます。

実際に、課題であったシャトルバスの増便、ゴール後の飲料水のペットボトルへの変更を実施いたしまして、遠隔地駐車場でのシャトルバスの待ち時間については大幅な短縮が図られ、受付に間に合わなかったという事例などは発生いたしませんでした。また、ゴール地点通過の距離の関係で、これまでの紙コップでの飲料水提供時は、テント前が非常に混雑をしておりましたが、ペットボトルの配布に変えたことで、スムーズに選手を誘導することができました。そのほか、走路の安全確保のための警備員の配置を十分に行うことで、選手がよりよい環境で走れる状況をつくることができ、効果があったと認識しております。

また、給水地点につきましても、大会当日の気象情報を確認して、飲料水などの準備に余裕を持たせることができましたので、今回は不足が生じたという報告などは上がってきておりません。

このように、選手の皆様に対するサービス向上と円滑な大会運営に、一定の成果があったものと捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　今回、ハーフの部の参加料を値上げした効果は、ハーフの部参加の全

ての参加者がゴールラインを切るまで、水やスポーツドリンクの給水支援や食事の支援が滞っており、昨年に比べ、最後まで支援が行き届いていたことを確認させていただきました。これが1,000円値上げの効果かなと、支援体制に感心したところでもあります。最後の走者が走り終わるまで、本当に御支援ありがとうございました。

続きまして、公共施設・用地の利活用について、お尋ねいたします。第１回目。鉄道ミュージアムの利活用について。鉄道ミュージアムの運営費は、現在どのくらいかかっているのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

鉄道ミュージアムの運営費ということでございますけども、ＭＯＺＯＣＡステーション868の運営費でございますが、昨年度、平成28年度の運営費でございますけれども、総額1,587万4,755円でございます。主な内訳といたしましては、館内のミニトレイン運行や施設内の安全管理などの運営業務委託、ミュージアム周辺の緑地維持管理業務委託、また各設備の保守点検業務委託など、ミュージアム運営から保守管理までを含めた委託料が1,248万1,270円。続いて、電気水道などの光熱水費が115万8,174円、倉庫借上料が51万8,400円などとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　鉄道ミュージアムの補助金ですかね、助成金ですかね、来年度まで、平成30年度まで、約600万円ぐらいですかね、補助されておりますが、それ以上にかかっているということは、平成31年度以降、どのように経営されていこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問の、交付金が終了した後の財源についてでございますが、鉄道ミュージアムの運営費に充当しております地方創生推進交付金、これは平成28年度から事業採択を受けておりまして、期間は、先ほど議員申されましたように平成30年度までとなっているところでございます。平成29年度につきましては、地方創生推進交付金として、委託料の約半分となります600万円を計上をいたしております。交付金終了後の財源確保でございますが、これは御指摘のとおり、これは今から協議検討していかなければならない、大変重要な課題であると認識をいたしております。

これまでも、議会の一般質問などで、議員の皆様からさまざまに御提言をいただきました入場料をとるというのも含めて、ミニトレインの料金改定など、さまざまなパターンをシミュレーションしながら、現在、検討を重ねているところでございます。

また、運営そのものによる収入の増加策に加え、指定管理制度の導入等による経費節減なども含めて検討をしておりますが、しかるべき時期に改めて御相談をさせていただきたく存

じておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　今、鉄道ミュージアムにつきましては官直結で運営されておりまして、人吉温泉観光協会のほうに一部依頼をされておりますけども、観光協会には既に幾らかの補助金を出しておりますので、その兼ね合いを考えて、平成31年以降、考えていただければなというふうに思います。

続きまして、第２回目、人吉中核工業用地の利活用について、お尋ねいたします。当初、人吉中核工業用地は、平成29年度にはハラール関連屠畜場を開設し、食肉加工関連企業を誘致し、50名以上の地元住民の雇用を生みだし、イスラム教信仰者の空腹を満たすとしておられましたが、その後、どのようになっているのか。また今後、ハラール関連企業の企業誘致が実現されるまでの間、人吉中核工業用地を、地元の行事や市の行事において有効活用できないのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　皆様、こんにちは。お答えいたします。

まずは、ちょっと現状でございますけれども、人吉中核工業用地につきましては、これは施政方針の中で市長が述べましたように、開発行為に伴います熊本県の完了が昨年の12月12日に告示公告をされまして、誘致企業を受け入れるための一定のハード環境の整備が完了したところでございます。現在は、企業への売却に向けまして、工業用地分譲価格の設定に取りかかっておりまして、不動産鑑定士による鑑定評価の依頼、それから、工業用地に現在混在しております――これは筆が約160筆ございますので、この土地を可能な限り合筆する手続き、こういったものを進めております。それから、今後、工業用地内を横断いたします進入道路の市道認定、それから供用開始、こういったものを行うべく、影響部分を測量しました後で、市道とする部分の土地に関しましては、分筆をする状況ということになっております。

お尋ねの、まずは企業誘致の状況ということでございますので、これにつきましては、進出の表明をいただいております株式会社カミチクにつきまして、これは先月末でございましたが、双方の担当者同士の意見交換を行っております。また、今月の末には、市長、それから私も同行いたしますが、本社に赴きまして、会長との面談を予定いたしております。現時点におきましても、本市への進出意向については変わりがないという見解をいただいているところでございます。

今後につきましても、屠畜場設置に伴います許認可、こういったものをクリアすべきさまざまな課題解決に向けまして、関係機関と関係を図りながら、マザー工場となりますカミチク誘致と、その他ハラール関連企業の誘致を最優先で進めてまいりたいと思います。

もう１つ御質問いただきました、企業誘致までの用地の有効利用でございますが、こちら

につきましては、地元住民を初めといたしまして、行事やイベント、有効活用、こういうことでございますので、憩いの場といたしまして、有効可能な緑地帯がございますので、これは大体3,800平米ございますが、ことしの１月になりまして、近隣の町内会のほうに、グラウンド・ゴルフなどで御利用いただいております、現在のところですね。

一方で、企業に売却を予定いたしております、約4,500平米の分譲用地予定地でございますけれども、これにつきましては、一般の方々の立ち入りは制限をさせていただいております。このことは、不審者や不審車両、こういったものの進入、これは防犯上の問題でございますので、防ぐこと。それから、ごみの不法投棄、こういった環境衛生面からの悪影響も懸念されること。そういった理由によって、制限をいたしております。

今後でございますが、近隣におきまして開催されますイベント、それとかそういった際の駐車場でございますね。また、広い土地を利用しなければならないような案件、そのようなものがございましたら、これは事前に御相談をいただきましたら、また御活用いただくことも可能かと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　せっかく工場用地として造成してあるわけですから、草を繁茂させておくよりも、何かイベント等に活用していただければ、誘致が決まるまで活用していけば、利用価値が上がるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３回目。ＪＲ大畑駅及び矢岳駅は、明治期に開設された木造建築駅舎であり、日本のイコモス国内委員会は、後世に残したい「日本の20世紀遺産20選」として選定しました。また、肥薩線沿線自治体においても、肥薩線を鉄道遺産として残し、歴史的な保護と観光振興の両面から、ＪＲ大畑駅と矢岳駅をＪＲ九州から譲り受けた場合、長期的な視点から、どのように管理を行っていかれるつもりか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

肥薩線の鉄道遺産群における要所であり、観光振興や地域コミュニティ活動の場ともなっております大畑・矢岳駅舎につきまして、現在所有者でありますＪＲ九州と協議を行っておりますが、この駅舎を譲り受けた後の管理の方向性につきまして、お答えいたします。

まず、大畑駅についてでございますが、現在、同駅舎は、地元の「大畑駅を愛する友の会」の皆様が、奉仕活動の一環として、駅舎周辺も含めて清掃管理等を行われており、駅舎の一部は、その休憩室として御利用されているようでございます。

そのような中で、本市が所有するに至った場合の活用方法につきましては、当面、引き続き、この友の会の皆様と連携をさせていただき、地域の憩いの場、観光客とのふれあいの場として、活用を図ってまいりたいと存じております。

また、地域の声をいただきながら、時節に応じた行事開催や肥薩線鉄道遺産関連の企画展

など、人吉駅、鉄道ミュージアム周辺との連動した取り組みによって、広域的な観光振興も可能ではないかと考えをめぐらせているところでございます。

次に、維持管理面につきましては、市が所有した場合は、当然、同駅舎につきましては、先ほどの「大畑駅を愛する友の会」の皆様に清掃管理を行っていただくことができないかと考えておりますが、将来的には、団体の構成状況、あるいは御意向を伺いながら、また地域に愛される駅舎を理念としつつも、新たな維持管理方法を見いださなければならないと存じておるところでございます。

次に、矢岳駅の活用方法についてでございますが、現在、同駅舎については、地域住民の方々による目立った活動等は、特になされていないところでございまして、当面は、歴史的価値を損なうことのないよう現状維持に努め、駅舎の有効活用について新たな要望や御提案がございました折には、地域にとって、よりよい、親しみやすい駅舎改築が叶いますよう、積極的に検討を行ってまいりたいと存じております。

また、維持管理につきましては、現在、同駅隣にありますＳＬ展示館の清掃委託を、教育部のほうで地元矢岳町内会に委託を行っていることもございますので、駅舎の維持管理につきましても、地元の生きがいづくりや地域内交流の一助となりますような方向で御相談を差し上げていかなければならないと存じておるところでございます。

いずれにいたしましても、両地域とも、今後ますます高齢化が進み、地域活動にも影響が出てくることも予想されます。そのような中では、この鉄道遺産を生かした活用策につきまして、民間企業なども交えて、地域の方々と協議を行うなど、幅広い視点、視野を持って検討を重ねていく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　本市の少子高齢化と人口減少を長期的に考えるとき、地元住民によるＪＲ大畑駅と矢岳駅の管理は、当面、20年ないし30年は対応できるかとは思いますが、早め早めの次の対応策を考えて、慎重に検討していくべきだというふうに考えております。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時15分　休憩

午後２時29分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　続きまして、昨年の裁判訴訟における和解金について、お尋ねいたします。第１回目。地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟関係について、損害賠償請求額から和解金及び自主返納金を除いた差額76万5,838円は、今後どのように取り扱われるのか、

お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

ちょっと振り返る意味でも、流れを少し冒頭でお話させていただきます。

本訴訟における本市の主張でございますけれども、自営柱を250本と積算して契約を行ったにもかかわらず、実際には149本しか立っていなかったことから、契約金額の２億3,361万5,838円から、自営柱の不足分の請負代金を精算し、返還してほしいと。これが、損害賠償請求額835万5,838円でございました。そういう主張でございました。

これは、第二審における福岡高等裁判所からの和解勧告は、この自営柱の不足分について、精算的に和解を求めるものでございまして、工事請負業者に対し400万円、それから設計施工監理委託業者に対しまして100万円を、あわせて500万円の和解額の提示があったものでございます。額の提示に際し、福岡高等裁判所は和解協議の中で、設計施工監理委託業者が自主返納を行いました259万円も考慮すると、そういうふうに判断しておられまして、これは、この259万円を控除するということは正しい認識であるということで捉えております。

福岡高等裁判所の和解案は、和解金500万円と自主返納金259万円の合計額759万円とし、損害賠償請求額、先ほどの835万5,838円から差し引いた分、これが76万5,838円、議員がおっしゃった数字でございますけれども。これは、地域情報通信基盤整備事業工事を請け負った工事請負業者等が、契約に基づき受け取ることができる金額という見解で、和解勧告を行ったのではないかというふうに考えております。要は、自営柱の数は足らなかったけども、二審の福岡高等裁判所は、それでも難視聴地域は解消したということで、この金額については、請負業者が受け取ってもいいということを考えて、そういうふうに捉えていたということでございます。

昨年８月の自営柱訴訟の検証報告書において総括をいたしておりますが、大前提といたしまして、この地域情報通信基盤整備事業は、その目的を含め、事業として完遂をしております。事業の遂行に当たっては、変更契約書の締結、請負代金の支払い、竣工検査は、これは抽出検査でございましたけれども、第一審の中でもありましたように、竣工検査は適正に行われており、その差額は76万5,838円は、請負代金の支払いについては、地方自治法に規定する、「違法若しくは不当な公金の支出」には当たらないとそういう解釈であったということを、私どもは認識しておるところでございます。

笹山議員、平田議員から、９月定例市議会において、一般質問でありました責任問題云々、どうするのかと、そういうことにつきましては、現在、職員が行った竣工検査等々がやはり一番注目されるところでございますけども、これについても、現段階では、第一審熊本地方裁判所において、「問題はない」というふうに判断されておりまして、市でも、現在調査をいたしておりますが、このケースにおいて、職員に求償できると明示した事案は、現時点で確認できておりません。要は、国家賠償法に基づく職員への求償は発生しないということを、

現在確認しておるところでございます。

ただし、あとは道義上の問題というものを、前回お話をさせていただきました。当然、職員に対する求償は、法律的には、現在、職員には及ばないということで考えておりますが、他のさまざまな法解釈、それから専門家の見解もあることと存じておりますので、そういうものを総合的に勘案して、引き続きこの検証チームの中では検討を進めていかなければならないと存じております。

現段階では、そういうことでお答えさせていただきます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　確かに、裁判におきましては過失はなかったという結果が出たかと思いますけれども。確か、この自営柱訴訟関係についての裁判訴訟事件につきましては、総務部長も言われたとおり、昨年の９月の定例議会におきまして、９月12日でした、この地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟が、なぜ発生したのか。訴訟に至った経緯について、私が一般質問をしております。そのときの総務部長からの回答で、「この損害賠償訴訟の第１の要因は、テレビの地上デジタル放送開始において、難視聴地域へのテレビの地上デジタル放送信号受信用光ケーブルを敷設するため、地域情報通信基盤整備事業に係る自営柱の設置本数を変更契約を結びながらも、竣工検査時に自営柱設置の実設置本数の確認を怠り、工事代金を入金、総務省九州総合通信局からの会計検査が行われるまで、過払いに気づかなかった」と解釈しております。また、訴訟の検証について、執行部に、どのように訴訟の検証を行ったのか質問をして、回答を得ております。さらには、和解金の返済において、請求額、弁護士費用等を含むと、和解金の差額はどのように返済される予定か。また、庁舎内の自営柱訴訟検証チームの説明での和解金の差額の返済方法については、市民への負担は求めないとの説明がありましたが、どのような支払い方法があるのかを質問した経緯を覚えておりますが、既に国庫には過払い金の返済は済んでおり、弁護士費用も国家損害賠償法に基づき、既に市税から支払い済みではないかというふうに想定しております。しかも、本件訴訟による和解金の差額の請求は、多分、会社のほうからなされていない。したがって、和解金の記載は存在しないため、和解金の差額の返済は存在しないと、私にはよく理解できません。

このような裁判を起こした経緯がありませんので、また和解裁判を実施した経験がありませんので、私にはよく理解できません。それで、これ以上は質問はしないということにしたいと思います。

続きまして、農業関係についてお尋ねいたします。

第１回目。本年４月の新年度から、国の減反政策が廃止されますが、本市における米の生産数量目標と作付可能面積、及び米の直接支払交付金の交付件数と交付金額、並びに農家戸数の推移について、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

国の減反政策廃止に伴いまして、３つの質問をいただきました。生産数量目標と作付可能面積、それから米の直接支払交付金の交付件数と交付金額、農家の戸数の推移ということでございます。これは、平成25年産から平成29年産の５年間の状況ということでお答えをさせていただきます。

まず、生産数量目標と作付可能面積でございますが、平成25年産が、生産数量目標、これが2,967トン、作付の可能面積が581ヘクタール。平成26年産、これが生産数量目標2,858トンで、作付可能面積が578ヘクタールでございます。平成27年産、これにつきましては、生産数量目標が2,852トンで、作付可能面積が559ヘクタール。平成28年産は、生産数量目標2,829トンで、作付可能面積552ヘクタール。平成29年産、こちらにつきましては、生産数量目標が2,762トン、作付可能面積が544ヘクタールとなっております。平成25年から平成29年までの５年間で、生産数量目標につきましては205トンの減、作付可能面積につきましては37ヘクタール減となったところでございます。

２つ目の御質問の、米の直接支払交付金の交付件数と交付金額でございます。平成25年度が、交付件数232件、交付金額が約2,920万円。平成26年度が、交付件数191件、交付金額が約1,379万円。平成27年度が、交付件数194件、交付金額が約1,291万円。平成28年度が、交付件数これが189件、交付金額が約1,256万円。平成29年度が、交付件数185件、交付金額が約1,249万円となっております。

３つ目の御質問の、農家戸数の推移でございます。これは、５年ごとに実施されております農林業センサス、これにおきます2000年、2005年、2010年、2015年という調査結果に基づきまして、お答えをさせていただきます。

まず、2000年調査におきます総農家戸数でございますが、これが1,514戸。2005年が1,407戸。2010年が1,281戸。2015年につきましては1,111戸。15年間で、403戸の農家が減少しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　続きまして、米の生産数量目標の配分が廃止された後の農家戸数や米の作付動向については、どのように推測しようと考えておられるのか。また、米政策の変更にかかわる農家への周知方法は、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今、２点御質問をいただきました。米の生産数量目標の配分が廃止された後ですね。まず１点目が、農家戸数や米の作付動向の推測、それから米政策の変更に係る農家への周知方法ということでございます。まず１点目の、今後の農家戸数の動向でございますが、過去の農林業センサスの調査結果から推測をいたしますと、これまでの既存経営農家におきます後継

者の就農状況、それから新規就農者の就農状況を勘案いたしましても、今後も減少傾向が続くのではないかとそのように推測をいたしております。

米の生産数量目標の配分が廃止されたことによりまして、今後、国においては、農業者や産地が主体的な判断によりまして、事業に応じた生産販売が行われるよう、情報提供や支援を引き続き講じられることになっております。県におきましては、国からの情報提供に基づきまして、これまでの生産数量目標に変わりまして作付目安が各地域協議会へ示されたところでございます。本市に示されました作付目安でございますが、平成30年産の作付目安が2,726トン、面積に換算いたしますと543ヘクタールとなっておるところでございます。これを、平成29年産米の生産数量目標と面積換算で比較をいたしますと、平成29年産の米の生産数量目標が2,762トン、面積で544ヘクタールでございましたので、数量といたしましては36トン、面積といたしましては１ヘクタールの減ということになっているところでございます。

このような状況で、今後の本市の米の作付動向でございますが、ここ数年の米の作付状況におきましても、生産数量目標を大きく下回る作付実績となっているところでございます。加えまして、農業就業者の高齢化、それから後継者不足、こういったこともありますことから、主食用米の作付につきましては、今後もこれは減少していくのではないかとそのように推測をいたしております。

これに伴いまして、平成30年度におきましても継続されるとなっております経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金の対象作物となっております。こういうことから、ＷＣＳ用稲、これと飼料用米、こういったものへの作物を転換されます農家がふえるのではないかと、これも推測しているところでございます。

２つ目の御質問の、周知でございますけれども、これにつきましては、まずは、これは先週でしたが、去る３月２日に開催いたしておりました市とＪＡ農家振興組合長合同会議がございまして、ここで説明をさせていただいたところでございます。また、本日７日から９日までの三日間ということになりますが、人吉、中原、西瀬、大畑、藍田、この５地区の各コミュニティセンターで開催されますＪＡ主催の営農座談会、それから個別ごとにございます農家振興組合で開催されます会議、こういったところで説明をいたしてまいります。また、本市の農業広報紙みのりがございますので、これでの周知。さらには、農家の皆様へ、今月予定しておりますが、平成30年度の営農計画書の配布とあわせまして、熊本県農業再生協議会が作成いたしておりますパンフレットも配布させていただき、農家の皆様へ広く周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　続きまして、第３回目としまして、私の一般質問発言通告書に、優良農地の利活用についてを質問要旨として上げておりましたが、議長の許可を受けましたので、

質問要旨から外させていただきたいと思います。また、次の定員適正化計画につきましては、午前中、笹山議員の一般質問の中において、私の質問要旨と、全て同類の質問と回答が得られておりますので、これも議長の許可を受けましたので、割愛させていただきたいと思います。

今月、３月31日をもって退職されます皆様の今後の活躍と御健康を御祈念申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇）　皆様、こんにちは。10番議員の西信八郎です。

通告に従いまして一般質問をします。今回の質問項目は、農業関係としまして、平成30年産からの米政策について。ＧＡＰ（農業生産工程管理）について。スマート林業について。教育関係としまして、プログラミング教育について。新学習指導要領における食育について。ＭＴＢＩ（軽度外傷性脳損傷）について。７歳児の交通事故について。市民の声から、大野町・矢岳町の公共交通についてであります。

それでは、平成30年産からの米政策についてであります。このことにつきましては、ただいま平田議員が質問されました。質問がダブる部分は、続けてでございますので割愛をし、答弁いただきましたことの続きを質問させていただきます。

まず、平田議員の質問において、変更・継続点として、平成30年産米より、国からの生産数量目標配分が廃止され、国・県の情報提供や支援を受けながら、農業者や産地が主体的な判断により、需給に応じた生産を行うこと。経営所得安定対策における米の直接支払交付金の水稲作付10アール当たりの7,500円の交付金が廃止されること。水田活用直接支払交付金については、ＷＣＳ用稲や飼料米などの交付単価の変化がないこと。各地域再生協議会で設定される産地交付金は継続されること。このことの農家への周知方法等が答弁されました。

平成27年産、平成28年産において、米の過剰生産が多くなされました。生産目標数量を達成した主な要因である直接支払交付金が廃止されますと、生産調整目標を順守する要件がなくなります。さらに、政府と自民党、農協の推進体制も、政府の役割が弱まることが懸念され、維持することが困難と思われます。残るは、多額な助成金による飼料用米への転換ですが、この点でも、財政負担、事業面でも見通しが明確でなく、国際的な貿易摩擦を引き起こす可能性があります。

平成30年産からの国の生産調整配分の廃止は、生産、流通面での混乱を招く可能性が極めて大きいと考えられます。このことを踏まえ、農家が経営に迷わないように、市独自のビジョンを作成し、今後の米政策に当たるべきではないかと考えますが、市の見解を求めます。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今後の米政策について、市独自のビジョンの見解ということでございます。平成25年12月に、農林水産業・地域の活力創造本部、ここで決定されております農林水産業・地域の活力

創造プランに基づきまして、平成30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通し等、こういったものを踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となりまして、円滑に需要に応じた生産が行える。こういった状況になるように、行政、生産団体、現場が一体で取り組んでいくということにされております。

今後の国からの経営判断の情報提供や支援措置といたしましては、きめ細やかな情報提供として、全国の需給見通し、それと水田フル活用に向けました支援といたしまして、水田活用の直接支払交付金や収入保険などのセーフティネット、それから生産コスト低減といたしまして、多収性品種や省力栽培技術の導入、米の需要拡大といたしましては、中食、外食など最終実需者との安定取引、こういったものの推進を行うこととされているところでございます。

このことを踏まえまして、これは県においてでございますけども、熊本県水田フル活用ビジョンといたしまして、米については、用途別の振興方向に沿いまして、多様なニーズに明確に対応した生産販売を基本とした産地づくりを、これは「生産基盤などの立地条件に応じて推進し」となっておりまして、また、水田フル活用によります県産米の全体の生産拡大を図ることとされております。

本市におきましては、平成30年以降も、引き続き経営所得安定対策として実施されております水田活用直接支払交付金がございます。それから畑作物直接支払交付金、これはゲタ対策でございますけれども、収入減、これは減収のための緩和対策の周知と推進を図ってまいりたいと。また、本市の独自のビジョンでございますけれども、ＪＡ、米の集荷業者、それから農業者、こういった方々で組織されております各種団体、それから農業関係の機関で組織されております人吉市農業再生協議会におきまして、地域の作物作付の現状、それとか地域が抱えております課題、こういったものを協議検討を行いまして、実施していくための水田フル活用ビジョンを策定いたしておりますので、今後も、国・県の動向を見ながら、米対策も含めまして適宜見直し、それから農家の皆さま方への推進を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　水田フル活用ビジョンの見直しを、人吉市農業再生協議会において、地域の作付の現状や地域が抱える課題などを協議検討を行い、進めていくということでございました。水田活用ビジョンの見直しにつきましては、平成29年６月議会で質問をしたところでしたが、人吉市農業ビジョンにつきましては、人吉市第５次総合計画との整合性もあると思いますので、次期人吉市第６次総合計画前期計画の策定とともに検討をお願いしたいというふうに思います。

また、直接支払交付金の廃止は、農業収入における経済的デメリットが大きく、10アール

当たり7,500円の所得減をカバーするためには、米価では60キロ当たり900円から1,000円の引き上げか、転作助成の増額が必要となりますが、なかなか、これは望めません。

農家にとって、この所得減は大きな問題であると考えますが、今後の農家の所得補償に対して、市としてどのように対応されるか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

農家所得補償に対します補償を、どう対応するかということでございます。本市の米の直接支払交付金は今申されましたように、交付単価が10アール当たり7,500円。平成29年度の交付金としましては、約1,249万円であったわけでございます。

この交付金が、平成30年度からなくなるということですので、これは当然、農家の方々の収入が減ってくるということになるわけでございますが、現在、米の需要量につきましては、人口動向や米の消費量の減少、こういったものを背景にいたしまして、毎年８万トンずつ減少しているというところでございます。このような状況から、国におきましては、これまでの米の生産数量目標によって米の生産調整が行われてきたところでございます。

また、米の流通におきましては、それぞれの産地銘柄ごとに価格や売れ行きというのは大きく異なってまいりますので、他県の状況如何にかかわらず、消費者、実際の需要者、こういった方々のニーズに裏打ちをされました量の米を作付、販売していかなければ、自分のところの県産の米価価格の低下にも直接つながりかねないということでありますので、このことによりまして、本市におきましても、米につきましては、まずは生産面におきまして米価格の安定、さらには収益の向上のために、消費者のニーズに合った品種の選定や収量の確保、それから品質の向上を図ることが重要であるものと存じます。

あわせまして、販売面におきましても、少しでも高く売るというこういった戦略、これも講じていくことが必要ではないかと存じておりますので、今後も生産者、それから集荷業者の皆様と連携をしながら、このことについては取り組んでまいりたいと存じます。また、米に限らず、全ての経営分野におきまして、農家の方々の農業経営の安定と所得向上を目指し、農業政策を講じなければならないと、そのように存じております。

そこで、議員御質問の農家の今後の所得補償につきましても、本市独自の対応という面もございます。それから、現在の財政状況が大変厳しいところもございますので、本地域の農業の現状と課題、これは農家の皆さま方の御意見といったものを踏まえながら、必要な施策につきましては国や県、こういったところへ要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　答弁にありました平成31年１月から実施されます農業競争力強化プログラムにおける収入保険制度にも期待をされるところでございますが、この制度は、過去５年間の収入の平均額を算出し、この金額と申請時点の収入との差額のうち、81％を農家に支

払う仕組みであります。しかし、生産調整をやめて、自由競争が進み、米価が下がる場合には、算定基準となる５年平均の基準額も下がる可能性が高いわけで、より安くなった基準額と、より少なくなった所得との差額の８割を補填してもらっても、農家の経営が安定されない場合が考えられます。

また、もう１つの、2006年度から施行された農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律で措置された収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）という対策も残っておりますが、こちらも収入保険同様に５年間の平均所得を基準額として、申告時点の収入の差額90％を農家に支払うということでございまして、大元が下がってしまうと補填額が少なくなってしまうということであります。

農業政策につきましては、ＪＡ、関係団体とともに、前年の実績による課題や将来的展望を含めまして、きめ細やかな農家への指導をしていただき、国・県への課題や農家意見を集約し、要望していただくよう強くお願いしますとともに、農家のためのセーフティーネットの確立を要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、ＧＡＰ（農業生産工程管理）についてであります。春の農作業が本格化し、合い言葉は「安全第一」です。最大の事故防止策は、危険の芽を事前に摘むことであり、それにはＧＡＰ（農業生産工程管理）が有効です。日々の作業点検、確認、改善というＧＡＰの手法を取り入れ、命と経営を守るべきと考えます。

春の農作業安全運動が、今月から始まりました。事故が最も多発する時期であり、齋藤農相が農作業事故ゼロ宣言をし、農水省はＧＡＰの普及と活用を全面的に打ち出しました。まず、ＧＡＰ（農業生産工程管理）について、どのような内容かをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

ＧＡＰの内容でございます。まず、ＧＡＰとは、これは頭文字ですので、「Ｇｏｏｄ Ａｇｒｉｃｕｌｔｕｒａｌ Ｐｒａｃｔｉｃｅ」、それぞれの、「G」、「A」、「P」をとってＧＡＰと。略称でＧＡＰでございます。これを日本語に訳しまして、農業生産工程管理ということになっております。

まず、この定義でございますが、これは農林水産省のガイドラインによりますと、農業生産を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目――この点検項目が一番大事なんですけれども、それとか農業生産活動の各工程の正確な実施、それと記録、点検及び評価、こういうことを行うことによります持続的な改善活動と、このように定められております。

具体的に申しますと、生産から出荷までの間におきます農薬の取り扱い、これは大変重要でございます。それから、廃棄物の適切な処理、栽培管理、作業環境の改善などの食品の安全、それから環境保全、労働安全。こういったものについて、実施すべき取り組みを明確化し、管理や改善を行うものでございます。

こうした取り組みを行うことで、いわゆる農場の方々への信頼のアップ、それから海外や外国人向けの販売が可能になってくると。取引先へのＧＡＰ要求への対応、こういうものが今出てきております。それから、従業員の責任感や自主性――これはクオリティーの向上ということになりますけれども、こういったものにつながってくるわけでございます。

次に、ＧＡＰに種類がございまして、日本国内での主なものといたしましては、国際基準を満たすためのグローバルＧＡＰ、それから日本国内での基準となりますＪＧＡＰ、各都道府県が策定いたしましたＧＡＰが、これはそれぞれにありまして、熊本県の場合はくまもと県版ＧＡＰがございます。

まず、グローバルＧＡＰ、この起源はヨーロッパにございまして、青果物、穀物、花、お茶、コーヒー、それから家畜、観賞用植物、水産養殖、こういったものを対象とされておりまして、これらのものをヨーロッパに輸出する際には、原則認証を取得する必要があるということです。また、ヨーロッパ以外でも輸入を受け入れる際、こういうときにはグローバルＧＡＰの認証を受けていること、これを条件とする国がふえている状況にあるということです。それから、ＪＧＡＰ、これは日本国内のものです。国内において最も主要なＧＡＰでございまして、その対象は、青果物、穀物、お茶となっております。くまもと県版ＧＡＰにつきましては、熊本県が2020年の東京オリンピック・パラリンピック、これの食材調達基準、またその後の取り引き基準等を見据えて創設したものでございまして、熊本県内で生産されます農産物のうち、野菜、果樹、穀物――これは米、麦でございますけども、それとお茶、キノコ――これは原木、菌床です、それからタケノコ、これを対象といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　答弁のとおり、ＧＡＰ認証によって、輸出拡大や東京オリンピックへの農畜産物供給など、競争力強化につながると考えます。農水省も、来年度予算要求で、国内水準ＧＡＰ指導員1,000人以上の育成、認証取得３倍増などの目標を上げています。

ＧＡＰに対し、市として、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

本市としての取り組みでございます。緊急性といたしましては、国の事業であります環境保全型農業直接支払交付金におきまして平成30年度から新たに国際水準ＧＡＰの実施が要件となったところでございます。ここでいいます国際水準ＧＡＰの実施といいますのは、取引先からの要請、みずからの経営判断等に応じまして、グローバルＧＡＰやＪＧＡＰ――これは2016ということになります、ＪＧＡＰ2016。こういったものの認証取得がいつでも可能となる水準を目指しまして、食品の安全、それから環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理、こういったものに係ります生産工程管理の取り組みにつきまして、十分な知識知見を有する指導者によります指導研修を通じまして、これを理解し、その理解に基づき、みずか

ら実施することでございます。

本市といたしましては、まず今月からでございますが、本交付金の対象者であります農業団体に対しまして、平成30年度の事業内容、このことにつきましてまず説明を行い、そのほかの販売農家に対しましては順次、ＧＡＰの必要性の啓発と周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　今回教えていただきましたところによりますと、本市が把握しているＧＡＰ認証取得業者としましては、ＧＧＡＰが共栄精密株式会社のキクラゲ、ＪＧＡＰがイスミ商事ということでございました。付加価値をつける上でも、ＧＡＰの必要性の啓発と周知、指導員の育成に当たっていただきたいと要望いたします。

次に、スマート林業についてであります。このことにつきましては、平成28年３月議会で質問をし、山主に林業に興味を持ってもらうとともに、林業収入の増加につながる事業となるよう要望したところでありますが、これまでの取り組み状況、結果について、また取り組みの中で見えてきた課題、現場職員・作業員の声はどういうものがあるか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

スマート林業につきまして２つの質問をいただきまして、取り組みの状況、それで見えてきた課題等についてでございます。

この事業は、平成27年度から平成28年度の主な事業といたしましては、本市の民有林の全域、これは約１万ヘクタールのレーザー航空計測を実施いたしております。このレーザー航空計測で得られましたデータ、これは山の面積、山林の本数でございます。それから樹種、これは材積、どのくらいの量があるか。そういった詳細な地形データに至る森林情報でございます。また、素材生産者、木材市場、製材所などの林業関係者によります調査検討委員会を組織いたしまして、スマート林業を推進していくための地域の林業、木材産業の現状分析について協議を重ねてまいったところでございます。

さらに、スマート林業を実施するための拠点といたしまして、スマート林業ラボの設置を行っております。ほかにも、先進地の現状を把握するためでございますが、国内外の関連いたします事例実地調査、それから山林を伐採する素材生産現場の、いわゆる川上から製材工場など木材事業者の川下まで、これは一本の鎖でつなぐように連携する仕組みのサプライチェーンマネジメント、こういった構築の検討も行っておりますし、また林業事業者を対象といたしました人材育成プログラムの実施、それからＧ空間情報、それとかＩＣＴを駆使いたしました新たなアイデアの創出の場でありますアイデアソン、ハッカソン、こういったものも開催したところでございます。

また、木とふれあいながら、木の温かさ、木のよさ、こういったものを再認識していただくために、林業フェア――これは産業祭の同じ会場でやりましたけれども、それから森林、林業に関心を深めてもらうための林業認知、こういったものの向上に向けました啓発活動といたしましては、小中学校、高校の児童・生徒、また一般の方を対象にした林業教室を毎年開催しているところでございます。

また、今年度は、市有林をフィールドといたしまして、サプライチェーンマネジメントの実証実験に取り組んでおります。これは、事前に注文に応じました木の大きさとか価格について協定を結びまして、効率的かつ迅速な素材流通を目指したものでございまして、コスト削減を図りますビジネスモデルの構築を目的としたものでございます。また、森林情報等を共有できます森林クラウドの活用に係る検証にも取り組んでおります。

現場の声ということの御質問でございました。この取り組みの中で見えてまいりました課題、現場の声につきましては、今年度実施をいたしております市有林をフィールドにしましたサプライチェーンマネジメント、この検証は現在検証中でございますけれども、この検証結果を解析いたしまして、課題解決に向けて、さらなる取り組みが必要になってくるものと考えております。また、これは森林組合等の現場からの声なんですけども、今までは作業道や搬出路を開設する際に、直接現場に出向いて状況を確認し、計画を立てていたわけでございますけども、これまでに整備いたしましたレーザー航空計測によります詳細な地形情報がございますので、これをもとに机上で計画を立てることができると。こういったように、省力化が図られたとの声がございます。それから、森林情報を活用することによりまして、伐採量等が、今より正確に把握できるようになった。また現場での作業の進捗管理や周辺の森林、山の部分の情報の共有化、これもタブレットの撮影機能を利用することによって、共有といいますか、そういったものが可能になってきたという声を伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　大きな成果としまして、本市民有林の全域、約１万ヘクタールのレーザー航空計測を実施し、このデータにより山林の面積、山林の本数、樹種、材積や詳細な地形が把握できたということであります。

また、林業認知度向上に向けた啓発活動として、小中学校、高校の児童・生徒、また一般の方を対象とした林業教室を実施されたということであります。この事業は平成30年度が最終年度となりますが、スマート林業が継続するように、今後の取組計画、あるいは取り組みについて、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

スマート林業は今度が最終年度でございます。最終年度の取組計画と、取り組みについて

ということでございます。今年度実施いたしました市有林をフィールドといたしましたサプライチェーンマネジメント、この検証結果を解析いたしまして、削減されたコストを少しでも山元に還元するための課題解決に向けまして、より充実した事業拡大につながる取り組み、こういったものを実践してまいりたいと、まずはこう考えております。

それからさらに、レーザー航空計測により得られました森林情報を有効活用いたしまして森林クラウドの構築と、それからＩＣＴの活用、施業の集約化、山林の通信環境の整備、こういったものにも引き続き取り組んでまいりたいと。これまでの本市のスマート林業事業の実証結果をもとにいたしまして、その範囲を近隣町村まで広域的に水平展開、これもちょっと考えなければならない。そういうことによりまして、安定的な基盤体制の確立と、それから施業集約化など、スマート林業の実践化を図ってまいりたいとそのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　答弁にありましたように、レーザー航空計測による詳細な地形、森林情報を有効に活用して、林業経営の収益増につながりますように、また本市でのスマート林業事業の実証結果をもとに、その範囲を近隣町村まで広域的に水平展開することにより、安定的な基盤体制の確立、施業集約化などの実践化に努め、儲かる林業の展開になるよう努力いただくように強く要望いたします。

次に、プログラミング教育についてであります。プログラミング教育の必要性については、平成26年12月議会で質問をしましたが、新学習指導要領では、小学校において2020年度から、中学校において2021年度から必修化されます。市としては、プログラミング教育に向けて、ＩＣＴ環境の整備や指導体制の確保の条件整備が不可欠と考えますが、どう対応されるのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

新学習指導要領では、今お話がございましたように、小学校で2020年度から、中学校で2021年度からプログラミング教育を必修化する方針でございます。プログラミング教育では、コンピューターに動きを指示するための技術を学ぶだけではなく、自分が求めることを実現するために、必要な動作や記号を考え、組み合わせながら改善していく論理的な思考を育むことを目的とされています。

また、コンピューターに関する新しい教科が設けられるわけではございません。算数や音楽など既存の教科の中で、プログラミングを取り入れる学習でございます。例を挙げますと、小学校の音楽では、音の長さや高さの組み合わせなどを、試行錯誤し、つくる過程を楽しみながら、見通しを持ってまとまりのある音楽をつくること。中学校の技術家庭科では、生活を豊かにするための計画、制御を用いた製品を考え、具現化する学習でございます。

国では、プログラミング教育の必修化を進める背景として、第４次産業革命を掲げ、今後、

経済産業社会のシステム全体が変化していくと予想されております。人々の暮らしや社会までもが劇的に変化するであろう新たな時代の到来に備えて、必要な資質や能力を育むため、コンピューター技術の原理や思考、方法などを、子供のころから学んでおくことは大事なことだと思います。しかしながら、プログラミング教育の必修化に向けて、具体的な実践例やその授業による教育的効果、教育現場に共通認識を醸成できる環境整備を、喫緊の課題として進めていかなければならないことも事実でございます。

また、小学校では、同じく2020年度から外国語教育が全面実施されるため、これは教科でございます、プログラミング教育の必修化には授業時間の確保や指導する人材の養成、また指導方法、教育教材の開発という、克服すべき点があることも危惧されております。本市では、今日まで具体的な取り組みは行っておりませんが、まずは新年度の４月以降、人吉市立教育研究所の活動の一環として、指導人材の育成に着目し、各学校の校務分掌で位置づけられております情報教育担当の教職員に対する研修を計画的に開催し、学んだ内容を、校内研修によって全職員につなげていくことが必要かと思います。そして、プログラミング教育の必修化に向けて、市としても、そして学校としても取り組んでいく考えでございます。さらに、2019年度には、情報教育担当の教職員による研究授業を進め、同時にＩＣＴ機器の導入についても検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　答弁にありましたように、小学校では2020年度から外国語教育の準備も必要であるということから、しっかりとした条件整備を早めに取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次に、新学習指導要領における食育についてであります。食育に関しましては、中教審答申で、現代的な諸課題に対応して求められる資質、能力の中で、健康、安全、食に関する資質、能力と整理されました。また、学習指導要領の総則に、学校における体育、健康に関する指導の中で、学校教育全般を通して食育を推進していくことが示されています。

今後、各学校で、新学習指導要領に基づいた食育を推進するには、主体的、対話的で、深い学びにつながる授業実践が不可欠であり、栄養教諭も学級担任や教科担任と一緒に授業研究を行うことが求められていくのではないかと考えます。ただ、栄養教諭が授業を何時間行ったかということではなく、全体計画や年間指導計画の策定や授業づくりにどれだけかかわりを持ったかが大切であると思われます。

このように、栄養教諭の食育へのかかわりが、さらに明確化されますが、今後、どのように対応されていくのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

まず、本市の食育推進状況について、御説明させていただきたいと存じます。

現在、本市教育委員会におきましては、年４回人吉市食育推進委員会を開催し、食育推進状況等につきまして、本市の教育委員会、市内全ての校長先生、食育担当者及び市内に在籍しております２名の栄養教諭とで共通理解を図っております。また、各学校に依頼しまして、栄養教諭活用計画を作成していただき、専門性を生かした栄養教諭の積極的な授業等へのかかわりをお願いしておるところでございます。

平成28年度の栄養教諭活用実績報告によりますと、２名の栄養教諭が市内全ての小中学校において、授業やその打ち合わせに要した時間数は、計71時間でございました。本年度分につきましては、まだ最終的な報告がなされておりませんが、昨年度並みの時間数になるのではないかと存じております。それ以外にも、毎月19日に設定されている食育の日や、毎年１月に実施されています給食週間等におきましても、栄養教諭は学校へ出向いて指導等を行っております。

さらに、毎年、各学校の食育担当者を集めて、栄養教諭と担任とのティーム・ティーチングによる研究授業も行っております。本年度は、10月に第一中学校におきまして、栄養教諭の専門性を生かした研究授業を行ったところでございます。今後は、３月16日に本年度最後の会議を開催し、栄養教諭の活動報告を行い、栄養教諭の活用状況に関する成果と課題を明らかにしながら、次年度に向け対応を考えていく予定でございます。

前段が長くなりましたけれども、次に、新学習指導要領に向けた対応について御説明させていただきます。

平成29年３月に、文部科学省から、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」が示されました。その中に、先ほど議員のほうからもお話いただきました、栄養教諭自身がこれからの学校において栄養教諭に求められる役割を自覚するとともに、管理職、担任を初めとする全教職員が、栄養教諭を中心とした食育推進体制について認識を深めることにより、それぞれの学校における食育を、より推進させることを目的として、本冊子が作成されたことが記されております。

本市教育委員会といたしましても、栄養教諭はコーディネーター的な役割として、次の３点につきまして、さらに充実させていく必要があると考えております。１点目は、食物アレルギーに関する保護者への対応及び児童・生徒への個別対応。２点目は、授業に関する教材の提供及びその提案。３点目は、生産者等地域人材の紹介でございます。地産地消が重要視される中、地域人材の紹介は、学級活動だけでなく、社会科等他教科にも生かされる内容であると考え、食育の幅がますます広がっていくものと考えております。

また、文部科学省から示されました本冊子の活用について、各学校に再度周知徹底するとともに、栄養教諭の専門性を生かして、関係機関、家庭、地域との密接な連携を図り、児童・生徒の健康保持・増進に向け、さらに健全な食生活の実現に取り組んでいくことができるよう推進してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　答弁にありましたように、さらに忙しくなると思いますが、栄養教諭の専門性を生かして、関係機関、家庭、地域との密接な連携を図り、児童・生徒の健康の保持・増進に向け、健全な食生活の実現に取り組んでいただきたいと、強く要望いたします。

次に、ＭＴＢＩ（軽度外傷性脳損傷）についてであります。軽度外傷性脳損傷とは、交通事故を初め、スポーツ外傷、スポーツの最中に発生する突発的なけがや転倒、転落などが原因で、情報伝達を担う脳の神経経路が傷つき、記憶力や理解力の低下やてんかん発作、脳神経麻痺、歩行困難など、さまざまな症状を伴う病気です。画像診断では発見されにくいことから、誤診が多く、適切な治療も受けられずに苦しむケースが多発しております。医療関係者の間でさえも、ほとんど知られてないと聞きます。国内の累計患者数は数十万人に上るそうです。

そこで、質問です。本市は、ＭＴＢＩを認識して対応しているかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

ＭＴＢＩ（軽度外傷性脳損傷）ですけども、議員からもお話がありましたように、スポーツや交通事故、転落などにより頭部に物理的な力が加わった結果、頭の中で脳が揺れ動くことによって起こる脳の損傷と考えられております。むち打ちや乳幼児の揺さぶりなどによっても生じるとのことでございます。

主な症状としまして、耳鳴りなどの感覚障害、一部に理解力・記憶力・集中力が低下する高次脳機能障害、平衡感覚などが害される身体障害、それから頭痛、めまいなどの自律神経症状など、さまざまな症状があるようでございます。また、ありましたように、ＭＲＩなどの画像による診断も難しいということで、異状が写らないことが多く、気づきにくいということのようでございますが、なお、軽度というのは、意識障害の程度が軽微であるということであって、決して症状が軽いというわけではないようでございます。さらに、事故後、しばらく経過してから生じることもあるので、気づいた時点ですぐにその症状を主治医に訴えることが、とても重要だということでございます。

ＭＴＢＩと診断されないままに、さまざまな症状に悩まされている方もいらっしゃるとのことでございますので、事故後の後遺症による日常生活や社会生活のしづらさについて、私たち一人一人の理解と支援が求められているようでございます。

現在、ＭＴＢＩにつきましては、まだ各学校への周知などを行っていない状況でございますが、今後、関係機関とも連携を図りながら周知徹底をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　答弁にありましたように、ＭＴＢＩは、ちょっとしたことでも起きや

すく、誰でも起こり得る、ごく身近な病気です。多くの方は、受傷時に意識を失うことがほとんどないため、たいしたことはないだろうと思いがちですが、徐々に症状があらわれるのが特徴です。しかし、日本ではまだまだ知られていないため、さまざまな症状があらわれても、気のせいだ、ＭＲＩ検査には異状がない、どこも悪くはないはずなど、正しい診断を受けられない患者さんはたくさんいらっしゃると思われます。

ＭＴＢＩについて、学校などに発信していくことが大切だと考えます。知らないのと知っているのでは、その後の判断が変わってきます。ＭＴＢＩの予防や、苦しむ方たちが医療機関に相談してみようと思うきっかけになればと思います。

東京都目黒区では、「脳を守ろう　ＭＴＢＩ」というリーフレットをつくり、啓発周知に当たられております。インターネットから抜粋しまして見せていただきました。わかりやすく、予防策、理解、支援、そしてどのような症状があるか、診断等を書いてございます。本市におきましても、関係機関と連携を図りながら、理解と支援、周知をお願いしたいと思います。

次に、７歳児の交通事故についてであります。イタルダインフォメーション交通事故分析レポート121号によりますと――これがレポートでございますが――死者数では65歳以上の高齢者が７割ほどを占めるが、死傷者数では65歳以上が３割、９歳以下が２割と、若年層にも多く、死傷者数に絞って年齢別統計を出すと、７歳が特に多いことがわかりました。７歳まではふえ、８歳からは減っていくことに着目をしました。

子供も、自分が危険な状況に遭遇し、その経験を通してどのような行動が危険なのかを学んだことで、死傷者数が減少していくのかもしれないと分析しました。小学校入学までに、一人で安全に行動できるようにしていくことの重要性を訴えています。同センターは、さらに細かい分析結果を同レポートの121号として公開しています。登下校中と登下校以外に比べると、死傷した子供が、飛び出しなどの法令違反を起こした割合に差がありました。登下校中は法令違反が少なく、登下校以外は法令違反が多い傾向があり、飛び出し事故の対応が不可欠とまとめてあります。

幼稚園・保育園の年長児組の子供が、小学校に入るまでの間、月ごとの死傷者数を追うと、小学校入学直前の２月から３月にかけてふえるとともに、入学後の４月から５月にかけてふえることもわかりました。これらの事実から、小学校入学を控えた子供たちへの安全指導は、遅くても入学前の年までに行っておくことが効果的としています。

７歳児の交通事故は、ほかの年齢の大人、子供と比べて、特に多いことが統計上明らかになっています。人吉市において、５歳から７歳までの交通事故の件数と人数を把握していましたら、報告をお願いします。幼稚園・保育園での交通安全教室の現状と、交通安全対策についても、あわせて質問いたします。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えいたします。

まず、最初のほうの、５歳から７歳までの、人吉警察署管内の交通事故の件数につきまして、これは人吉警察署に確認をさせていただきました。年度ごとに件数をお答えさせていただきます。

まず、平成25年が１件、平成26年も１件、平成27年が１件、平成28年が２件、平成29年はなかったと、ゼロ件という回答をいただいております。

また、次に小学生以下の児童に対する、本市での交通安全の取り組みについても、あわせて説明をさせていただきます。

まず、代表的な取り組みとしましては、これは学校からの依頼を受けまして、本市防災安全課の職員と警察署、それから交通安全協会、交通指導員の方などが、幼稚園、保育園、小学校へ出向きまして、交通安全教室を開催していただいております。

平成29年度の開催状況につきましては、年度初めの４月、５月に、小学校への交通安全教室が６校で８日間、およそ1,200人の児童を対象に実施をいたしております。内容でございますが、自転車の運転ルールの確認、信号機を使用した横断歩道の渡り方、それから交差点の安全確認の方法、ダミー人形を使用し、車の衝突の怖さを見学するなど、年齢に合わせた内容を実施しておるところでございます。

次に、幼稚園・保育園につきましても、同様に５つの園、それから団体から依頼を受け、平成29年度は年間11日間の交通安全教室を実施をいたしております。内容は、寸劇、講話、紙芝居、それからアニメなどの交通安全ビデオ鑑賞、信号機を使用し、安全な道路の横断方法などを学んでいただいております。

実は、本日も午前中に、防災安全課の交通安全の担当の者が、人吉乳児保育園で交通安全教室を開催したところでございます。そのほか、毎年の取り組みといたしまして、３月から４月にかけまして、小学校の新１年生全員への交通安全ランドセルカバーの交付、また希望される幼稚園・保育園に対しましては、交通安全鈴つきリボンを交付をいたしております。昨年の交付実績といたしましては、ランドセルカバーを６つの小学校に約330枚、それから鈴つきリボンを11の幼稚園・保育園に約830個を交付しておるところでございます。

以上が、本市の小学生以下への児童・幼稚園児、それから保育園児への交通安全の取り組みの内容でございます。お答えとさせていただきます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　人吉市では、安全対策の取り組みの成果でしょうか、７歳児の交通事故の件数が極端に多くないということで、安心をいたしました。また、７歳児の交通事故がゼロになりますように、さらに幼稚園・保育園、小学校１年生における交通安全教室の取り組みをお願いしたいと思います。

交通安全教室が行えることで、子供たちの意識が高まることが交通安全につながっていくと思われます。また、答弁にありましたように、保育園の中では自主的にされているところ

もあるかと思いますけれども、全保育園において安全指導が行われていないということも出ておりますので、その辺の啓発等もよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、大野町・矢岳町の公共交通についてであります。この春、ＪＲダイヤ改正で、人吉－吉松間の本数が削減されます。大野町と矢岳町の今後の公共交通について、本市の考えをお尋ねいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで時間の延長を行います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

大野町と矢岳町の公共交通についての御質問でございますが、この両町内は、それぞれ大畑駅、矢岳駅を最寄りの駅としており、ＪＲ肥薩線が公共交通としての役目を果たしているところでございます。しかしながら、今回のＪＲダイヤ改正によりますと、人吉－吉松間の運行本数が、往復６本に減ることになり、地域住民の皆様にとりましては、これまで以上に利便性の低い公共交通となってしまうことは否めない状況となっており、懸念をしているところでございます。

そのような中、市としましては、現在、人吉球磨全体で地域公共交通再編計画の作成に取り組んでおり、本市におきましても乗合タクシー区域運行の実証運行を実施するなど、今後の公共交通施策を検討している中で、この両町内の今後の公共交通につきましても、従来の利用者を初め地元の皆様の御意見をお聞きする機会を設けまして、実情把握や御要望を伺いながら、検討を加えていく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）　大野町、矢岳町の市民の皆様の意見等を把握し、公共交通の充実に向けて検討をしていただくように、強く要望いたします。

最後に、３月をもちまして退職されます職員の皆様に、今日までの市政への御尽力に対しまして心から感謝と、また、本議会開会前日に亡くなられました、飲み仲間でもありました職員の方の御冥福を衷心より申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時50分　休憩

午後４時04分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　こんにちは。４番議員の大塚です。大変お疲れのところ、私、４番ですが、もう一方いらっしゃいますので、あと２人、最後までよろしくお願いいたします。

３月３日に行われました「ひとよし大未来会議」に参加させていただき、人吉球磨管内、管外、市内の高校生の皆様と、人吉市の未来について、テーブルごとの有意義な対話を行うことができ、大変ありがたく感じました。特に若い人の発想と考え方、人吉市の捉え方など、さまざまな意見をお聞きすることができました。お越しいただいた市内の方に感想をお尋ねしましたところ、いろんな方の考えを聞くことができ、若い人とともに考え、自分自身も発言できてよかったばいと、述べておられました。さまざまにお考えいただきました未来の人吉について、今後、施策に反映されていただくことに期待したいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、１点目、新市庁舎建設に係る事業費について。２点目、国民宿舎利活用について。３点目、学校支援協働活動についてお尋ねします。

まず、１点目の新市庁舎建設に係る事業費についてですが、保健センター、青少年ホームなどの解体も終わり、麓町本庁舎も解体作業が始まり、いよいよ新市庁舎建設に向けて、着実に工事が進んでいます。広報ひとよしや議会だより、あるいはマスコミ報道などから、新市庁舎建設についての進捗状況、事業費、庁舎の概要などが公表されています。市民の皆様も、新市庁舎建設には関心が高い中、新市庁舎建設に対する期待と事業費の高騰には不安もお持ちでした。そこで、市民の皆様の不安解消と御理解いただくためにも、再度、新市庁舎に係る各工事ごとの事業費、その中で、一般単独災害復旧事業債に該当するもの、該当しないものをお示しください。

１回目を終わります。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えいたします。

新市庁舎建設に係る事業費の御質問でございます。今回、３月議会において変更をお願いしております継続費、それから継続費以外で、これまで実施をしてきております事業、また、今後予定される事業を含め、市庁舎建設に係る全ての事業費、総事業費としてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、議員が申された災害復旧事業関連からでございます。まず、災害復旧に係る事業費、これは災害復旧事業債充当率100％で、交付税の後年度措置元利償還85.5％でございまして、まず１項目めに、市庁舎建設に係る事業費、これは工事管理委託、それから本体工事、附帯工事――これには駐車場が入りますけれども、これが47億8,430万円でございます。２項目めが、麓町本庁舎等解体撤去工事、これは現在解体作業を進めておりますが、１億7,500万円を予定しております。それから、西間別館の倉庫の解体工事が2,500万円。それから４つ目が、駐車場確保のための民有地・県有地の用地補償費関係経費が１億4,297万2,000円。それから５項目め、小永野第一雨水幹線改修委託及び既存の水路の埋め立て工事、これが２億1,800万円。６項目めが、その他といたしまして、これまで実施をしてまいりました免震構造採用のための地質調査や実施設計、これが１億5,400万円となっておりまして、その事業

費が積み上げたときに約55億円。これが一般単独災害復旧事業債、充当率100％、交付税措置後年度元利償還85.5％の事業に該当するものでございます。

次に、災害復旧事業債以外の事業でございます。これは、起債で振り分けてみました。まず地方道路等整備事業債、これはその他の事業として、新市庁舎の前の市道青井西間線の道路改良事業につきましては、事業費、これは委託料、工事費、用地補償費が入っておりますけれども事業費として１億500万円を予定しておるところでございます。この経費につきましては、現在、地方道路等整備事業債という起債、これは充当率90％の活用を予定しております。

それからもう１つ、３つ目ですけど、公共施設等適正管理推進事業債、これは、例の公共施設等総合管理計画の中の個別施設計画に計上されたものに対して、起債が充当されるものなんですけど、これは充当率90％で、本市の現在の西間別館のリノベーション（改修工事）がございます。委託工事としまして、約１億円を予定をいたしております。この起債は充当率90％、先ほど申し上げましたが、交付税措置がありまして、元利償還の30％が算入されると、そういうものを最大限活用していくこととしております。

私が今るる申し上げましたが、災害復旧事業債に該当するもの、しないものを全部あわせますと、今のところでございますけれども、継続費に設定している金額以外のものもあわせますと、約57億円ほどになるということで、まず１回目をお答えさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　該当するもの、しないもの、一般単独債。大体その中で、総額で57億円かかるというような見通しを立てられたようですが、そこで、市長にお尋ねしたいんですが。この本体工事、過去いろいろありましたけど、やはりこれが着実に工事費が上がってきているというふうに私は捉えるんですね。三十四、五億円から、現在ですと47億円近くになってきているというふうに思うんですが。市長の思いとして、いろいろ災害はもちろんありましたが、この工事費が上がることについてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えをいたします。

工事費につきましては、今、総務部長から御説明をさせていただいたところでございますが、さまざまな状況の変化があっているというふうに捉えております。増額となりました一番大きな要因といたしましては、東日本大震災や熊本地震の影響により、労務単価や資材費等の高騰が上げられるところでございますが、市庁舎本体自体も防災センター機能を持たせるという命題のもと、免震構造等の採用も大きく影響しておりますし、さらには消費税５％から８％へのアップの影響など、さまざまな要因があるところでございます。

本体工事につきましては、有利な起債が受けられるところではございますが、将来に負担

を残さないよう、事業費の圧縮には今後も最大限努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、市長のほうから、さまざまな問題で事業費が上がってきているということを述べていただきましたが、やはり私は心配しますのは、これは後ほど全て述べたらいいかもしれませんけど、どうしても、こういった工事費というのは後出しといいますか、追加工事、追加工事とふえていくんですよね。ですから、やはり、今、消費税も述べていただきました。また後になって、これが必要だ、必要だとなりますと、これは際限なく重なっていくんですね。ですから、やはり工事というものはしっかりと全体を把握していただいて、極力抑えていただくことが大切かと思います。

そこで、もう１点お尋ねします。先ほど述べていただいたんですけど、別館の改装、保健センターと青少年ホームの解体費からしますと、西間別館倉庫の解体費が、私は高く感じられるんですよ。数でいうわけじゃないんですけど、２つで4,800万円だったですかね。ところが、今回を見ますと2,500万円、１戸で。建物自体も違うんですけど、素人で見ても、少し高いのかなという気がするんですが、これについてはどのようにお考えかをお願いいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

これまで、旧保健センター、旧勤労青少年ホーム等の解体工事、また麓町の本庁舎等の解体工事の２件を発注しておりまして、議員申されましたように、当初の請負額は、それぞれ4,806万円と8,964万円というふうになっております。これに対し、西間別館倉庫の解体工事の事業費でございますけども、これは一般的な鉄骨造の解体に係る平米当たりの単価に面積を乗じて工事費を算出、さらに個別的な条件をもとに想定されるその他の工事費を加算いたしまして、全体工事費を現在2,500万円と見込んでおるところでございます。

その他加算される工事費ということでございますけども、まず１項目めが、倉庫の中に保管されております文書、それから資材等を移設する必要がございまして、その際の、中にあります棚の移設、それから改修、それから棚の新設まで含めて、その経費まで見込んでおるところでございます。さらに、倉庫の屋根及び外壁のほぼ全体にわたりまして石綿スレート板が使用されておりますことから、アスベスト対策に必要な処理費用が必要となってきております。具体的には、切断を伴わないように、手作業での解体が必要であり、その際の足場を設置したり、機材等に要する経費が加算され、結果、通常の解体工事よりも割高となる可能性があることから、予想される増加分を事業費の中に見込んでおるということでございます。

さらに、西間別館敷地内にあります鉄骨造の公用車車庫の解体経費、それからアスファルト舗装などの撤去、整地なども見込んでおりまして、もろもろを合算した結果、事業費が

2,500万円となりまして、概算でございますけれども、さきの２件と比べまして、比較した場合に増額になっていると、そういう要因でございます。

なお、西間別館倉庫解体工事につきましては、現在設計段階にあり、年度内には詳細な解体工事費が算出されることとなっておりますので、現在お示ししております工事費は予算ベースでの概算工事費であることを、ぜひ御承知おきいただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ただいま説明いただきましたように、解体に手間がかかるということも含めて、中の備品の移動にもかかるということで、今回このように予算を立てておられるようです。あくまでも、述べていただきましたように、予算ですので、幾らかでも安く上がれば、ありがたいなというふうに思います。

ただ、今回、本庁舎が被災したことから、防災行政無線の移設や電算の移設も計画立てていると思いますが、その経費についてお尋ねします。さらに、新市庁舎が完成しますと、再度防災行政無線のさらなる移設と電算移設の経費が必要になると考えます。これらを含め、現在公表されている総事業費が、さらに増額するのではないかと考えますが、このことについてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えいたします。

平成28年熊本地震により、麓町本庁舎のほうが被災しましたので、防災行政無線を別館のほうに移設しました。その移設経費は、この間、特別委員会で視察していただきましたが、総額3,830万円でございまして、これは災害復旧事業債充当率100％、交付税措置元利償還額85.5％の起債を充当させていただきました。また、あと電算システムも本庁舎から西間別館の２階のほうに移設をいたしまして、これも2,000万円かかっておりますし、この経費も一般単独災害復旧事業債のほうで該当したということでございます。

２つ目の、現在公表されている総事業費からふえる要素、ほかにないのかということで、これが一番頭が痛いところでございまして、その防災行政無線は、今、移設をしたものの、今度、本庁舎に災害防災の拠点ができますので、再度また防災行政無線を移設する必要が出てくると。あと、電算システムも同じように移設をする必要が出てまいります。また、これは個人の家でもそうなんですけれども、館が新しくなると必ず、什器類、備品関係がやはり新しくなる。当然、今度の庁舎は、やはり現在の古い庁舎の中にあります机類、あれは型が古うございまして、今回の庁舎はできるだけコンパクトに、職員もコンパクトな什器類である程度計画をいたしておりますので、そういう備品をどうするのか、そういう課題が、現在残っておるところでございます。

これらの経費につきましては、現在精査を行っておりまして、古くても、やはり使えるものは使うと。そういう考えのもとに、国・県とも、こういうものに対して有利な起債が充当

できないか、現在、財政課を中心に協議を続けておるところでございます。国・県との協議結果も踏まえ、経費がある程度明らかになりましたときには、また議会へも改めて御相談をさせていただきたいと存じます。

新庁舎建設に係る総事業費については、最初に私が、約57億円ほどと申し上げたと思いますけども、それ以外にもまだ考えられる経費があるということでございますが、できるだけ圧縮を図るとともに、有利な起債措置が受けられるようにして、最大限努力をしてまいりたい。要するに、一般財源の出し分を減らす。そして、将来に負担を残さないような市庁舎建設でなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、１点目、２点目に対して具体的にお示しいただきましたが、やはり先ほど述べましたように、追加工事が増加しており、必要なものとしながらも、これらは全部、どうしても事業の拡大になっているのではないかと感じました。

今、総務部長もおっしゃっていただいたように、個人の家も車も一緒なんですね。いいものをつくれば、中にいいものが欲しくなるんですよ。それを維持していくのは大変なんですね。買うときには、自分の親とかじいさん、ばあさんが応援してくれますけど、いざ払っていくときには自分が払わんといかんということになってくるわけなんですね。それと全く同じと考えた場合には、やはり市民の負担にならないようにやっていくのがいいのではないかというふうに私も思います。

一般単独災害復旧事業債といえども、これは国民皆様の税金で行っていくわけですので、市民の皆様の立場として、やはり極力事業費の抑制に向け取り組んでいただきたいと、私もそう思いますのでよろしくお願いいたします。

先ほどお示しいただいたのは、市庁舎完成までにかかる事業費ですが、では完成後の維持経費について、当初の段階、ランニングコストの捉え方はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えさせていただきます。

新市庁舎建設後のランニングコストでございます。主に、水道料金、それから電気料金、それから館内の清掃費、空調などの機材の保守点検費用など、これは現在試算中でございまして、詳細については、恐らく今後、実施設計が終わって、現在そういう細かいところに計画が入ってまいりますので、試算がまとまりましたならば、これは速やかに、幾らぐらいかかるということで御報告をさせていただきたいと存じます。

ただ、ランニングコストにつきましては、新市庁舎建設基本設計の段階でさまざまな課題に対し、複数案を比較しながら、総合的に判断をしてきたところでございまして、これまで建設されてきた、本市のこの庁舎と同レベル、同規模の庁舎と比較しましても、効率性が高

く、かつランニングコストが抑えられた設計にしていただいております。これは、うちのほうから山下設計のほうに強く申し入れておりますので、そういうところも踏まえながら、経費の圧縮、ランニングコストの圧縮にはつながるように努力してまいりたいと思っています。

ただ、これも、先ほどの館のことになりますけど、館が当然新しくなりますと、当然かかる経費もふえてまいりますので、そこをいかに抑えていくのか。それは今後の課題として、私たちもしっかり考えておるところでございますので、難しい問題ではありますけども、将来にやはり負担を残さないための一手を、何とか考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　やはり金額がどうしても、ランニングコスト、またそれにイニシャルコストですね、これは本当に将来かかっていきますので、ぜひ、今述べていただいたように、何とか最小限に、頑張っていただくようにお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の、市長も所信で述べておられますように、市税の減、市民税は増加としながらも、固定資産税の減収と見込まれているようです。さらに、普通交付税についても気になるところです。企業誘致とか移住定住促進が直ちに図れるのであるなら、明るい兆しと受けとめますが、現在の状況が直ちに好転するとは考えがたく、人口減少、若者流出、高齢化が進んでいくものと考えます。例えば2040年は、推計ではありますが、人吉の人口は２万3,000人ほどになる予測が出ています。

そこで、懸念されることは、人口の減、高齢化などによる税収の減になっていくことです。地場産業が活発で、雇用が拡大していくならありがたく、税の給与天引きは減少しないと思いますが、定年高齢化、雇用の減少になりますと、必然的に税収は落ち込むものではないかと考えます。歳入の見込みが厳しい状況ですと、歳出の見直しなどが必要になるのではないかと考えます。その際、どのような見直しの対策が考えられるのか。また、市民に対してはどのような影響が考えられるのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、人口が減少し、税収が落ち込んでいくだろうというふうに予測をされる中、ランニングコストをいかに抑えていくか、このことが重要な課題と私も認識しているところでございます。

総合庁舎方式として施設を集約化しておりますので、電気料金や清掃費、警備保障費などの維持管理費の増額は否めないところでございます。ただ、先ほどから総務部長が申しておりますとおり、新庁舎設計の過程において、施設の長寿命化や維持管理の効率性など、費用対効果をさまざまに検証し、経済効率の高い庁舎の実現を目指しており、市民への負担に波

及させない。これが私の使命だというふうに考えております。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の総量圧縮を押し進め、施設の総数を減らすことで、ランニングコストの削減を図り、市民の負担増につながらないように取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　やはり第一に市民の皆さんから、ああ、いい庁舎をつくっていただいてありがたかったと、よかったと、喜ばれること。さらに、ああ、負担も本当によく考えてもらったと、そういった喜んでいただける庁舎を、ぜひ目指してほしいと思います。事業費がかかるのはある程度仕方がないと思うんですけど、そこを何とか抑えていただけるのが行政と思うんですよ。それをやってほしいと思います。ですから、例えば、さっき部長もおっしゃっていましたけど、使えるものは使ってほしい。今使っているもの、使えるものは、ぜひ、新調じゃなくても使ってほしいということをしっかり受けとめていただいて、庁舎建設にはとりかかっていただくようにお願いしておきます。

次に、国民宿舎の改装に係る経費と費用対効果についてお尋ねします。

自然環境に恵まれ、休養地として建てられた宿泊施設で、レクリエーション、あるいは健康増進を図り、国民誰もが低廉で快適に利用できることを目的に建てられた施設ですが、時の流れとともに、日本各地でその姿が消えつつあるようです。旧国民宿舎くまがわ荘は、指定管理者であった株式会社くま川下り様より、継続困難とされたことから、宿泊施設としての長年の役目を終え、現在休館になっています。

今回、施政方針の中で、新たな拠点として整備し、総合交流施設としていく方針であると述べられ、人吉しごとサポートセンター、（仮称）旅カフェエントランスセンター、多目的ルーム、コワーキングスペース、ＩＴ企業のサテライトオフィスの誘致を進めてまいりたいとされています。さまざまな利活用になるものと捉えますが、宿泊施設として建てられた旧国民宿舎くまがわ荘を、現状のままで使用することは、老朽化などで不可能なことから、今回、整備される方針と思います。

そこで、国民宿舎くまがわ荘全体の改装に係る経費の見込みについて、また、サテライトオフィスへの入居予測もできないと思いますが、維持費を含めた費用対効果についての捉え方、運営方法については、どのように計画をされておられるのかをお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

建物全体のリフォームに係るということでございます。まず、平成30年度に係ります経費といたしまして、人吉しごとサポートセンター、Ｈｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）でございますけども、この部分の整備費用といたしまして500万円。建物全体の基本設計、実施設計、これに係ります費用といたしまして1,000万円を見込んでいるところでございます。また、

11月の全員協議会でございましたけども、その資料の中で全体改修費用といたしまして、概算で5,000万円といたしておりますが、これは防水や外壁改修工事など、こういうもので最低でもこれくらいは必要との見込みでございます。

全てをリフォームするとなりますと、さらにこれ以上の金額が見込まれるということから、現在、建物設備の劣化の調査を行っているところでございまして、調査の結果によりましては、必要最低限に、優先順位をつけながらリフォームを行ってまいりたいと思っております。

サテライトオフィスということでございます。こちらにつきましては、改修費用に補助金や地域活性化事業債、こういった有利な財源を活用いたしまして、一般財源につきましては、家賃収入で賄えるように努めてまいりたいと存じます。

維持経費も含めました費用対効果でございます。市直営で、年間の維持経費を1,500万円ほどと見込んでいるところでございます。収入につきましては、主に温泉使用料、入浴料でございまして、これが450万円ほどの見込みでございます。施設のみの収支では、1,000万円を超える一般財源の持ち出しが必要になるのではないかと見込んでおります。

施設運営に当たりましては、仮称ではございますけれども旅カフェエントランスセンターとしての機能、それからサテライトオフィスやＨｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）によります地域経済への波及効果、また地域住民との協働によりますイベント開催、こういったことによりまして、それ以上の効果、こういったものも努めてまいりたいと存じます。

また、今後でございますけれども、指定管理による運営委託、こういったものは将来的には考えたい。それから民間活力によります着地型の観光体験プログラムの提供、こういったものでさらなる効果が生み出せるように努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、答弁いただきましたけど、まずは全体改修といいますか、5,000万円。これでは済まないと。しかし、優先順位でやっていきたいということなんですね。

もう一度、設置する前からマイナス思考はいけないと自分も思っているんですが、これだけやっても、完璧にできない。しかし、いろんな、ＩＴ企業とかそういったものを入れていきたいと。事業は進めていくんだけど、庁舎そのものはなかなか完璧にできないということになりますと、中途半端な状態で企業を呼ばないといけないということになるんですね。果たして、それでうまく転がっていくのかなという、そういう不安を私は持つんですよね。やはり建物をしっかりつくりあげていくべきじゃないかと思うんですけど、今おっしゃっていただいたように、全部を扱うと、相当な額になる。私も思うんですけど、多分二、三億円かかるんじゃないかと思うんですよね。これが出せないから、優先順位だと思うんですけど。

それにしても、それで運営していくということですから、これを煮詰めていかなくちゃいけないんですが、ただ、この中で、温泉収入が450万円と述べられました。これは、過去の

事例があってのことだと思うんですけど、温泉にしても、私は思うんですけど、収入はありがたいんですが、温泉管理ですね。先ほど、将来は民間委託の方向だと思うんですけど、１つの例として、温泉管理には地域の老人会の方とかにお願いするのもいいんじゃないかと思うんですよ。使ってください、しかし清掃をお願いしますよというやり方も、あっていいのかなという気がします。

それと、先ほど教えていただいたように、やはりいつまでも行政が携わるんじゃなくて、早い段階からやっぱり民営化、私はこれはやるべきだと思います。行政がずっと携わっていくのは、私は決していいことではないと思うんですね、こういったことについては。やはりなるべく早く、民間主導にもっていっていただくようにお願いをしたいと思います。

ただ不安なのは、先ほどから言いますように、建物が――優先的といわれましても、じゃあ何年かかるんですかということになるんですね。ですから、やはり建物の改修、多額の費用がかかるんですけど、それだけのいろんな、サテライトオフィスとかでＩＴ企業を呼び込もうとした場合に、やはり完璧なものに早く仕上げないと、企業は来ないんじゃないんですか。そういう心配も私は持っていますので、そこは今後十分検討していただきたいと思います。

次に、旅カフェエントランスセンター設置についてですが、この事業は平成28年度の繰越事業、さらに平成29年度追加補正の決定を受け、整備されるものと思います。市長は、所信で、「旅カフェエントランスセンター及びＨｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）につきましては、本年６月末までに整備を完了し、７月には温泉も兼ね備えた総合交流施設として開設する計画でございます」と述べられています。

そこで、旅カフェエントランスセンター整備については、６月末の完成で問題はないのか。３月末までに完成すべき繰越事業であると私は認識していますが、このことについてお尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　現在、施設整備を所管しております企画政策部のほうからお答えをさせていただきます。

御質問の（仮称）旅カフェエントランスセンターは、平成28年度繰越事業であり、今年３月までの完成が原則ではないのかという点でございますが、これは議員申されますとおり、この事業は平成28年度地方創生拠点整備交付金を活用し、整備を行っているものでございまして、その全額を今年度に繰り越しておりますことから、当然のことながら施設整備につきましては延長はできませず、平成30年３月末までに完成をする必要がございます。現在、鋭意施設整備に取り組んでいるところでございます。

工事終了後、各種展示品や事務用品の配置など、全体レイアウトの調整等を行い、また運営するスタッフの教育等も行いながら、７月予定のオープンに向けて、６月末までに準備を進めていくこととしております。

御指摘のとおり、あくまでも施設整備は３月末ということでございますので、御理解を賜ればと存じます。よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　済みません。それの確認ですが、今、迫田企画政策部長は、３月末まで完成ということをおっしゃいました。確認ですけど、３月末までに完成するんですね。お尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

現在、順調に工事は進んでおりまして、ぎりぎりではなくて、竣工検査も、その前には竣工した形をとって整備をするということで取り組んでいるところでございますので、これは繰り越しはできないということで、今取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ありがとうございました。

旅カフェエントランスセンターの運営についてですが、この事業は、多方面から訪れたお客さまに、人吉球磨の魅力を感じていただき、旅の発信拠点として整備されるものと捉えています。当初の説明では、整備事業費は人吉市で行い、運営については市町村負担で行うことも考え、相談していくと述べておられたと記憶していますが、このことはどのような結果になったのか、お尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

この件に関しましては、平成29年２月16日の全員協議会におきまして、大塚議員のほうから御質問をいただいております。

主な内容といたしましては、（仮称）旅カフェエントランスセンターの事業について、日本遺産認定の中での事業ということならば、その経費についても、人吉球磨の市町村の負担割合があってしかるべきであり、この負担割合についても、今から検討を行っていく必要があるのではないかという御質問であったと存じます。このことにつきまして、市町村経費負担については、先々検討項目として、今後詰めていきたいと考えているとお答えをしているところでございます。

この日本遺産人吉球磨に関する事業につきましては、人吉球磨それぞれの市町村において、国の地方創生交付金などの有利な財源を活用し、それぞれの市町村で施設整備を行っていくこととなっており、山江村の合戦嶺観音――これは相良三十三観音の札所でございますけれども、ここの休憩所についても、同様に整備をしているものでございます。

そのような中で、本市におきましては、鉄道、高速道路の玄関口という地理的な要因もございますので、日本遺産人吉球磨のエントランスセンターとして旅カフェの整備を行うこと

となったところでございます。

相互に連携し合いながら、情報発信を行い合い、整備を行っていこうというものでございまして、先ほどの経費の負担割合につきまして、個々の施設の運営経費については、設置した自治体で運営を行っていくというもので、他の町村から負担金をいただくということは、率直に申し上げて難しいものであると考えております。

しかし、一方で、この日本遺産は、人吉球磨一体となって盛りあげていくべきものでございますので、議員申されますとおり、（仮称）旅カフェエントランスセンターが将来的に人吉球磨の広域観光の拠点としての活用も視野に、引き続き広域観光の一環として、９町村、広域行政組合の連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　結果的には、単独で運営していくということになったようです。ただ、旅カフェエントランスセンターをこれから設置されようとしている段階で、人吉球磨が一体で取り組む観光地域づくりの推進組織について、全員協議会で説明がありました、これですね。これは、きょう午前中、笹山議員のほうからるる質問されましたので、私も理解をしなくちゃいけないとは思うんですけど。確かに、人吉球磨広域行政組合の事業、旅カフェエントランスセンターは人吉市ということで、分けなくちゃいけないんでしょうけど、ただ、私は、最初の入り方として、人吉球磨一体で行うものだというふうに受けとめておりました。

例えば、ここに書いてあるんですけど、日本遺産など、これまでの広域連携を踏まえ、広域観光事業を見直し、地域資源を活かしたさまざまな事業展開、地域経済の活性化を目的とされています。それで、私が疑問に感じるのは、なぜこの時期に。と言いますのは、まだ、人吉の旅カフェエントランスセンターを今から進めようとしている時期ですね。こちらは、見ますと、去年の11月から始まっているんです。何で同じような時期に出てしまったんだということを疑問に思ったわけです。

さらに、なぜ、行政組合事務局の設置になるのかと。ここは、広域行政組合だから、そっちになるんでしょうけど、私はどうしても旅カフェとダブらせてしまうものですから、何で広域になるのかなという疑問があるわけです。

そこで、こちらが観光地域づくりですか、昨年11月以降、市町村の組織会議の中で、旅カフェエントランスセンターについては話題にならなかったのか。人吉球磨は１つという考えで取り組む観光地域づくりとするなら、なぜ人吉が進めている旅カフェエントランスセンター内の設置、あるいは共同運用は図れないのか。新たな人員派遣、市町村負担を行いながらも、行政組合に事務局を設置していくことの必要性についてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

（仮称）旅カフェエントランスセンターは、人吉球磨の日本遺産、人吉球磨をキーワード

とする広域観光の拠点の１つではございますが、先ほど企画政策部長がお答えしましたとおり、この日本遺産人吉球磨に関する施設整備事業につきましては、人吉球磨それぞれの市町村において、それぞれが施設整備を行っているところでございまして、今後の運営も、各市町村で行ってまいるところでございます。

一方、今回の観光地域づくりのための新しい推進組織につきましては、広域行政組合が従来担っておりました旬夏秋冬キャンペーン実行委員会などの官民協働の取り組みに加えて、人吉球磨観光推進協議会の業務統合、日本遺産活用推進協議会から一部業務の引き継ぎなどを進め、市町村のみならず地域の多様な関係者を巻き込み、より発展した広域連携を主導する組織として設置するものでございまして、郡市に点在する観光拠点を面として結びつけ、一元的に地域外に情報発信していくことも期待されているところでございます。

次に、この時期に新しい組織の事務局を、広域行政組合内に設置する背景でございますが、先ほど述べました、役割を終える各協議会の業務の引き継ぎに加えまして、平成31年からのＪＲグループの熊本デスティネーションキャンペーンやラグビーワールドカップなどの、地域観光にとってのチャンスに、財源の確保も含めて、郡市一体となって対応していく必要があることなどから、新たな推進組織として、平成30年度からの立ち上げとなった次第でございます。

また、新しい推進組織の事務局につきましては、広域行政組合は平成24年の広域観光部署の設置以来、一貫して人吉球磨の広域観光を担っているところでございますし、人吉球磨広域行政組合の第３次人吉球磨ふるさと市町村圏計画でも、相良700年の歴史文化と広域観光の推進をうたわれております。これまでの人吉球磨一体となった広域観光の取り組みの実績からしましても、広域行政組合広域観光課など、広域行政組合組織内に事務局を設置することが最もふさわしく、このことは10市町村長の間でも合意されているところでございます。

広域観光組織にしましても、（仮称）旅カフェエントランスセンターにしましても、人吉球磨一体となって広域観光を推進する立場からの事業ではございますが、広域行政組合及び各市町村が、それぞれの適切な役割分担の中で連携を図って進めていく取り組みであると考えております。

また、現時点では、いずれも準備段階の事業でございますので、まずはその一つ一つを、それぞれの立場からしっかりと進めていくことが肝要であると考えております。なお今後につきましては、新しい広域観光の推進組織において、さまざまな事業が大きく展開されていくことと存じます。市としましても、人吉球磨一体となって、ともに広域観光を推進する立場から、市の関係事業との整合性を図りつつ、さらに積極的に連携を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、市長の答弁をいただきました。市長は、広域行政組合に置くのが一番ふさわしいとおっしゃいましたけど、私はどうもそう思わないんですよね。やはり首長さん方はどなたもだと思うんですけど、人吉球磨は１つばいとよくおっしゃいます。でも、やっていらっしゃることは、人吉球磨一つ一つじゃないですか。だから、やはりもっと、例えば、内容は若干違っても、観光を目指すということならば、私はもうそろそろやっぱり１カ所でやるべきじゃないんですか。これはこっち、これはこっちと。目指す目的はほとんど変わっていないんですよ。それで、おまけに負担金でしょう。そこら付近を、もう少し考えていかないと、いつまでたっても、言葉は１つ、やることは一つ一つ。いわば、総論賛成各論反対ですか、そういったことを私は感じてしまうんですね。ですから、本当に、これを私は否定するわけじゃないんですけど、こういったものができるんであったらば、果たして旅カフェエントランスセンターを人吉につくらんといかんかったのかなと思うんです。逆に、旅カフェエントランスセンターの中にも、相良三十三観音の案内とか、球磨焼酎とかいろんな、人吉球磨のことをあそこでアピールするじゃないですか。そういった施設でもあって、そこを発信拠点とするならば、そこに重点を置いても僕は問題はないと思っている。ですから、今はできないかもしれません。しかし、市長、お願いです。やっぱり、もうそろそろ、人吉球磨は１つというお考えでしたらば、本当に可能なものは、極力まとめていくと。将来に向かって行くのは何かと。そこら付近をしっかり、僕はやってほしいと思います。そうしないと、ばらばらばら立ち上げたら、今回みたいになってしまう。私自身、そう思います。今後、これはぜひ検討していただきたいと思います。

次に、市長の所信で述べられました、地場企業の「しごと」を守り、創業促進による新たな「しごと」の創出をサポートするという想いを込めて、「人吉しごとサポートセンター」を、旧国民宿舎くまがわ荘を拠点として整備してまいりたいと述べられました。

そこで、なぜ、中心商店街にサポートセンターが設置できなかったのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉しごとサポートセンターは、中心市街地に設置すべきではという御質問でございますが、まず設置場所の検討経緯について説明させていただきます。

現在、静岡県富士市産業支援センターをモデルとし、市町村主導で運営されている支援センターが、全国に約20カ所ございます。私も、実際に富士市産業支援センターには直接訪問させていただき、その運営手法を初め、設置に関するポイント等をお伺いさせていただいたところでございます。そのほか７カ所につきましては、担当職員が現地へ視察に赴き、直接担当者から設置場所の選定経緯についても聞かせていただいたところでございます。

他自治体におきましては、図書館、コミュニティー施設、商店街の空き店舗、商工会議所、市役所庁舎内など、さまざまな場所で運営されておりますが、各自治体が設置場所の選定で

留意されていたポイントは、まず第一に、目立つ場所、わかりやすい場所であること。第二に、利便性という点で、駐車場があることの２点でございました。

本市におきましては、これらの点を踏まえ、中心市街地内の空き店舗及び人吉商工会議所、そして現在計画されております旧国民宿舎の３カ所を、候補として検討したところでございます。

まず、中心市街地内空き店舗に設置されていたところとしまして、天草市の「アマビズ」、宮崎県日向市の「ひむかビズ」がございまして、本市としましても、中心市街地活性化にも期待ができるものとして深く検討いたしました。しかしながら、相談者及びセンターに従事する職員の分も含め、駐車場の確保という面と、中小企業事業者が相談に赴きやすい環境面をクリアできる適切な場所を見出すことができませんでした。

次に、商工会議所でございますが、千葉県木更津市が商工会議所内に設置されております。人吉商工会議所につきましては、中心市街地とも隣接しており、おおむね２つの要件を満たしていることから、条件面では問題がございませんでしたが、会員ではない中小企業事業者にとって敷居が高いと感じられる方もおられるのではないか、また商工会議所が実施している従来の事業と一線を画すということも考慮しまして、他の場所に設置したほうがよいのではという結論に至ったところでございます。

最後に、旧国民宿舎でございますが、条件の面ではおおむね２つの要件をクリアしており、旅カフェで実施される取り組みや今後整備が予定されているコワーキングスペースを活用した他の事業者等との交流、さらにはＩＴ企業のサテライトオフィス誘致事業との親和性も高く、相乗効果も期待できるという点でのメリットも考慮し、設置場所として最適ではないかと判断した次第でございます。

今後ますます厳しくなると予測される中心市街地の事業者の支援につきましては、本市としても、重要な課題だと認識しておりますが、中心市街地の事業者の方々にも、積極的に当該センターを活用していただきながら、中心市街地活性化につきましても、官民一体となり尽力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　もちろん商店街のほうも検討されたということで、結果的には旧国民宿舎になったと思うんですけど。私は、九日町に30年近く住んでおりましたけれども、もう、あの当時と今を見ると、本当に商店街は寂しい状態なんですね。市長ももちろん御存じでしょうけど。やっぱりそういった中で、どのようにして活性化をしていくのかということは、私と同じ会派の村上議員も毎日悩んでいらっしゃると思うんですけどね。なかなか厳しい中で、１軒でも２軒でも、お店があそこにできれば、本当にいいと思うんですよ。だから、今回、しごとサポートセンターも、もし仮に商店街にできたとしたら、私が思うには、センタ

一長みずから、中心商店街の実態、経営者の方との交流が可能になり、より活性化になるかなと思います。

もう１点は、サポートセンターへ来てくださいじゃなく、こちらから出向く、そういったのがすごく商店街だったらできるんじゃないかなと思うんですね。商店街に設置することで、より親近感も増していくんじゃなかろうかという思いがありました。そういったこと、もちろん、市長もずっとお考えになったと思うんですけど、結果的に、今回、旧国民宿舎になったようですが、これとあわせて、市長もおっしゃったように、まちの活性化、中心商店街の活性化、本当にまた改めて考えていただきたいなというふうに思います。

そこで、しごとサポートセンターは、新規創業される方にとっては相談できる場所として期待しますが、地場産業にはどのような支援体制を図っていくことができると考えておられるのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉しごとサポートセンターの地場企業に対する具体的な支援内容についてのお尋ねですが、これまでの地場企業に対する産業支援として実施されてきた主なものといたしましては、融資あっせん、補助金の紹介や申請補助、セミナーの開催やイベントの紹介などが一般的なものでございました。これに対し、今回取り組むセンターの支援内容は、従来の支援から、さらに踏み込み、ビジネス経験豊富な人材やスキルを持った人材が、中小企業事業者が抱える課題、悩み、問題点を解決し、成果を出せるようにサポートすること。成果という部分では、特に相談者の強みを最大限生かした上で、売り上げをふやすための知恵出しの部分に焦点を当てた支援を行うことに特徴がございます。

具体的には、エフビズモデルといわれる「聞く」、「見つける」、「提案する」、「伴走する」の４つの段階によるサポートを実践します。

まず「聞く」。具体的な支援手法の話に入る前に、売り上げ、販路、商品開発、情報発信などの具体的課題を初め、会社全般の話など、悩みにじっくり耳を傾けます。

次に「見つける」。会社や事業の強みや売り、経営課題が何なのかを見つけます。そして、「提案する」。顧客のターゲットの絞り込みや方向性を決めて、課題解決に向けた知恵を一緒に考え、具体的な提案を行います。

さらに、最後に「伴走する」。結果が出るまで、相談者のパートナーとして継続してサポートするというところまで、一貫して行ってまいります。

このように、人吉しごとサポートセンターを通して、人吉商工会議所や熊本県よろず支援拠点、さらには金融機関等と連携を図りながら、地場企業の課題解決に全力で傾注してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、市長のほうから、どんな相談ができるかということを述べていただきました。市長御自身、商売とか経営はされたことはないと思うんですけど、私も実は九日町にいたころ、長年携わってまいりました。その当時、こういったのがあったらよかったのかなという思いも、今、しているところです。やはり長年そこに勤めておりまして、何が大変だったのかなということなんですよ。一番困ったのは、郊外型ができたんです。中心街じゃなくて、郊外型ができたんですよ。私が勤めていたお店は、そのできる前までは、一日のレジ打ち回数170回ありました。ところが、郊外にあるお店ができた途端、50回です、四、五十回に落ち込んだんです。そんなに落ち込むんですよ。扱っている商品は定価ですから、どうしようもありません。回復しましても、70まででした。それくらい厳しくなってくるわけですね。

そうしますと、何が困るかといったら資金繰りなんです、根本的に。もう回らないんですよ。日銭が入らないと、商売は大変厳しいんです。いや、外に出て頑張れば、売ればいいんじゃないですかと。そんなもんじゃないんです。売れないんです。今度は、余分な経費もかかるんですよ。集金もなかなかできなくなってくる。時間がかかるんですね。やはり一日の店売りというのがいかに大切かということを、私は実感しました。それによりまして、そのお店は、人吉の大水害に遭ってましたので、そのときの負債がずっと返せないんです。どうして相談するんですか、それを返すって。できないです。負債が残ったままです。商売を続けていくんですけど、なかなか資金繰り、まず保証人がいない。なかなか立ってもらえなかった。その次に、支払いが滞ると、メーカーからは、今度は、品どめというんですけど、商品がとまるんですね。これだけ入金、例えば70％払ってもらわないと商品を送れませんとか、こんな強いんですよ、メーカーというのは。それで困りました。あるとき、私は、学校に納めるのができなかったものですから、水俣のある同業者にいって、そこにお願いして商品をとったこともありました。そんなことをやってきても、最終的には、なかなか厳しいものでした。結果的にはお店がなくなったんですけど。

それくらい、やっぱり商店街のすさんでいくといいますか、郊外がこれだけたくさん出てしまうと、こういう実態が起きてくるんです。私、九日町商店街でも、何人もの方を知っています、お店を閉められた方。いろんな事情があるんですけど、閉めていらっしゃるんですよ。今、見られたとおり、お店も数軒しかないんですね。その中で頑張ってもらっているんです、地場産業の方は。

ですから、本当にどんなことが地場産業に応援できるか。私は、これをしっかりと真摯に受けとめていただいて、やっていただきたいなと思います。

今回、県も、県南地域と阿蘇地域へ、県外企業の進出を促す制度を新設し、ＩＴ企業などのサテライトオフィスを受け入れるための施設改修の費用を助成し、進出企業への補助金も手厚くするとされています。２月19日の熊日新聞に、県企業誘致ということで出ておりまし

たけども、ようやく県南にも目を向けていただいたかと思うところです。人吉に、どのような効果につながっていくのか、私は、市長が提案されていますサテライトオフィスの誘致、しごとサポートセンターについては、今後しっかりと注視していきたいと思います。先ほど言いましたように、なかなか地元の仕事をされている方は厳しいんですよ。そこのところをしっかり把握していただいて、何とか、地元の企業の方が喜ぶような施設づくりにお願いしたいと思います。

次に、地域学校協働活動から、児童・生徒の自主的地域活動についてお尋ねします。先月、２月３日、カルチャーパレス小ホールにおいて行われました人吉市学校支援地域本部事業10周年記念大会では、10周年のあゆみ、地域の皆様の支援活動報告、先生からは支援活動の内容や地域の皆様への感謝が報告されました。また、児童・生徒からの発表と、卒業生からは当時の活動に対して思い入れと感謝の言葉が報告されました。

参加させていただき、心温まり、改めて人吉市民の皆様の思いやり、協力体制、そして児童・生徒の優しい姿、素直な姿を垣間見た記念大会でした。その中で、これまで取り組んできた学校支援地域本部事業から、地域学校協働活動へ向けて取り組んでいくことが報告されました。このことは、現在行っていただいている、学校に対する地域支援もお願いし、学校からも地域に出向いて活動を行う取り組みと考えますが、この方向性についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

二中校区を対象として実施しております学校支援地域本部事業の取り組みにつきましては、本当にたくさんの地域ボランティアの皆様の御理解と御協力のもと、学校の教育活動の支援ができているところでございます。

学習面では、知識と経験が豊富な方の御協力のもと、専門的で質の高い授業の実践ができておりますし、安全面では、一斉下校や校外学習における子供たちの安全確保のために、多くの方々に引率していただいておりますので、保護者や教職員の皆様から大変喜ばれております。何より、さまざまな活動を通して、子供たちが地域の方々と触れ合う機会が多く持てますので、郷土愛や地域の人々に対する敬愛の心を育むなど、子供たちの心を豊かにする一助になっていると存じます。

参加されるボランティアの皆様からも、楽しみながら参加している、子供たちから元気をもらっているなど、とても前向きな御意見を頂戴しておりますので、地域住民の皆様の健康づくりや地域づくりにも、大いに貢献しているものと確信しているところでございます。今後は、この取り組みを一中校区、三中校区にも広げ、市内全ての小中学校で実施したいと考えているところでございます。

事業の拡大に際しましては、学校の教育活動を支援するという一方向の取り組みにとどまるのではなく、学校と地域が連携協働して子供たちを育てるとともに、学校を核とした地域

づくりを行うということを目指して、取り組んでまいります。今後も、各学校や保護者を初め、学校運営協議会などの関係機関や地域住民の皆様に、改めて地域学校協働活動について周知を行うとともに、事業推進のための体制づくりに努力してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　児童・生徒が地域活動を行うことは、環境教育、地域学として歴史文化を知る郷土愛、地域の皆様と触れ合うことで奉仕の心が芽生え、地域連携、地域交流など、より活発になり、思いやり、感謝の心がともに芽生えるものと考えます。

皆様、御存じかと思いますが、人吉第二中学校が、相良三十三観音、こういった観音の２カ所でボランティア活動を行ったんです。これは生徒が行ったんですよね。これは人吉の記事ですけど。やはり声をかけたら、生徒がみずから行ってくれたということで、非常に遠方から来られた方も、喜んで、学校に写真を送ってくれたりとか、あるいは、ありがとう、頑張ってと声をかけたり。生徒のほうは、この機会にボランティアを体験しようとか、住民と触れ合うことで地域のよさを知り、郷土愛や奉仕の心、こういったのが芽生えたということなんですね。それと、今回のように、地域に生徒がかかわってくれるのはうれしいと、感動された方からそういった声が出ているんです。これが、二中が取り組んでくれたことです。

そういったことで、私は、今回は、二中のことを足がかりに何かできないかと思ったので、今回これを質問しているわけですけど。ただ、さまざまな地域行事に参加する際、幾つかの課題もあるかと思います。まず、学校行事として、あるいは先生主導のもとでの参加となりますと、学校現場に新たな負担をかけることになりますので、生徒の自主活動として参加していただくことが基本と考えます。その際、児童・生徒への参加募集方法、受け入れいただく町内会長、地域行事主催者との連携は、どこが調整をするか。学校との連絡調整はどこがするのかなどの課題があると思いますが、このことについてはどのように受けとめられるか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

現在取り組んでおります学校支援活動におきましては、学校からの要請に基づいて、教育委員会の地域コーディネーターが、あらかじめ登録されたボランティアの皆様の派遣手続きを行っておりますので、その調整は比較的円滑に行うことができております。

地域学校協働活動に移行した後も、学校の教育活動支援については、同様にコーディネートすることができると存じますが、地域が学校に求める子供たちの活動につきましては、学校の教育課程に則って進める必要がございますので、特に平日の活動の場合は、学校側との早目の打ち合わせが必要になってくるものと考えております。休日であっても、学校の教育活動として実施されるものについては、早目の調整が必要になると思われますが、議員がおっしゃいますように、先生方の負担にならないような配慮も必要だと考えております。

学校や先生の負担にならない形で取り組むとすれば、それは子供たちが自主的に参加する、いわゆるボランティア活動になると存じますが、そういった活動の推進も図っていければと存じます。

御提案にあった三十三観音巡りのお手伝いも、その１つだと存じますので、まずはそうした子供たちの参加が可能な、もしくは子供たちの参加が期待される地域活動の洗い出しとその情報の集約など、できるところから取り組んでまいりたいと存じます。

また、学校行事ではなく、教育委員会主催の行事でもない地域の行事の場合、教育委員会として、どのようなかかわり方が可能かということを考えますと、やはり各家庭が地域とどうかかわるべきか。保護者も子供も、一人の地域住民として、どう地域貢献をしていくかということを意識していただくための家庭教育の取り組みになろうかと存じます。したがいまして、地域行事の情報を各家庭に提供しながら、御家庭で地域貢献活動について話し合っていただくための啓発を行うことが重要ではないかと存じているところでございます。

地域行事については、本来、学校行事や教職員の引率による子供たちの参加という形に頼らずとも、家庭からの積極的な参加により活発に行われ、地域が活性化することが望まれる姿であると存じますので、学校を通じて、あるいは家庭を通じて、子供たちのボランティア意識の向上を図ることができればと存じます。今後、そのあたりの取り組み方法につきましても、学校や地域の方々の御意見を頂戴しながら検討していければと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、述べていただきましたように、確かに地域行事になりますと、家庭教育とか、あるいはその地域に保護者と一緒に参加するということがわかるんですが、私が捉えるのはそういったことじゃなくて、あくまでも、例えば教育委員会と学校が連携を取る、そして各町内自治会長さんと教育委員会が連携を取る。例えば、例を挙げますと、先ほど相良三十三観音がありますと、これに参加する生徒はいませんかということを、教育委員会から学校に投げかける。学校から、何人いますよということになると、それを、ここで教育委員会から、その観音堂に連絡をする。私は、いきなり何十人とかそうじゃないんですね。やはりボランティアですから、行く人はいませんかという呼びかけでスタートしてほしいんですよ。確かにおっしゃるとおり、家庭かもしれませんけど、やはりそうじゃなくて、まず学校から、学校と教育委員会あたりを連携しながら、こんな行事がありますよ、参加される生徒はいませんかと呼びかけをやってもらうのが大事かと思います。

例えば、これは例ですけど、西校区一帯を見ますと御溝がありますよね、御溝掃除、年に２回あります。これも、例えば教育委員会に御溝掃除がありますけどと、町内会から連絡をしてもらう。これについて教育委員会から学校に、御溝掃除があるんだけど参加しませんか

ということを、校区の子供たちに参加してもらう。そういったことを、私はできないかなと思うんです。いや、それは地域でしなさいとか、家庭がするべきだということかもしれませんけど、そういったことで学校の中で呼びかけをしてもらって、参加をしていただく。そういったボランティアを、まずつくっていければと。そういったふうに、私はできないかなと。ですからあくまでも、教育委員会と学校と地域の自治会長さんたちとうまく連絡がとれたら、それが本当の地域連携じゃないかなと思うんです。そこら付近を私は考えております。

ボランティア活動として参加していただくことになりますので、参加いただく児童・生徒の災害補償などが必要になってまいります。起きてはなりませんが、しっかりとした補償制度は絶対必要です。また、ボランティア活動を行う地域での送迎、引率についても、対応を検討する必要があると思います。最初述べましたように、学校現場には実質負担をかけずに行うとした場合、保険加入、送迎、引率などについては、どのような取り組みが考えられるか、まずお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

地域学校協働活動として取り組む場合は、公民館総合補償制度や日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度などが適用できると存じますが、御指摘のように、教職員の引率によらない、すなわち学校管理下にない子供たちの活動に関しましては、それ相応の保険への加入が必要になってくると考えております。

今のところ、ボランティア保険が適当かと存じているところでございますが、この件につきましては、子供たちや保護者の皆様、そして主催者の皆様の安心・安全のためにも、しっかりと調べた上で適切に対応してまいりたいと思います。

一方で、行事の主催者や所管される行政などの関係機関にも、子供たちの参加に係る安全面の配慮について御理解いただけるように働きかけてまいりたいと存じますし、地域行事などのお知らせや御案内の際には、送迎を含め、子供たちの参加について、保護者の御理解と御協力が得られるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今のは、安心・安全面での保険のことでお尋ねいたしました。これは絶対必要ですので、ここはしっかり考えていただきたいと思います。

今まで学校協働活動を述べましたけど、教育長のお考えがありましたら、ぜひお願いいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

地域の皆様には、学校の教育活動に日ごろから多大なる御理解と御協力をいただき、学校や子供たちの成長を支えていただいておりますので、学校も、地域に恩返しをしたいという思いを持っていると認識しているところでございます。もちろん子供も、子供たちなりにお

世話になっている地域の皆様に、何か力になりたいと思っていることと存じております。

先日の10周年記念大会の折に、子供たちの発表の中、また卒業した子供たちの発表の中にも、その気持ちが出ていたんじゃないかなと思っております。さらに、二中の今年度の三十三観音めぐりのお手伝いは、その一端だと思います。

地域貢献という意味では、子供たちの積極的な地域行事への参加が期待されるところですが、そうした学校や子供たちの思いと地域とをつなぐ役割について、考えていく必要があると存じております。ハードルをできるだけ低くして、できるところから、できるお手伝いが、双方にできればいいんじゃないかなということは、常に感じているところでございます。

今後、地域学校協働活動を推進していく中で、ボランティア活動への参加の呼びかけと、参加する子供たちや保護者の連絡調整のあり方につきましては、学校や関係機関、地域と意見を交わしながら、検討してまいりたいと存じます。こうした双方向のボランティア活動が活発になり、顔の見える関係が深まり、地域の活動に子供たちの姿が多く見られるようになれば、その光景はきっと全国から注目を集めることになるでしょうし、そうなることに期待が膨らんでまいります。

教育委員会といたしましては、本市の明るい未来のためにも、これまで学校支援活動10年の経験をかてに、着実に歩を進めてまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ありがとうございました。

やはりボランティアですので、できるとき、できる児童・生徒が参加する。第一だと思います。児童・生徒が、自分の地域事に参加も考えられるんじゃないかと思うんですよ。また、将来は、人吉球磨の相良三十三観音おもてなしを、各地域の中学校、高校生が、それぞれ手助けをしていくと。こんなすばらしいことはないと思いますよ。人吉球磨全体で。今、皆さんは、高齢化、高齢化になると言われますよね。でも、子供たちは元気なんですから、やはりこれをやってもらったら、子供たちも改めて地域を見直すんじゃないんですか。

私、将来的には、ぜひ、人吉球磨全部の中学校、高校がそういったのに取り組んでほしいなというふうに思います。ただ、その裏には、保護者の理解と協力は欠かせないと思いますので、そこもしっかり訴えていってほしいと思います。それをやっていく中で、御利益として、中学生は一発高校合格、高校生は東大合格。夢じゃないんです。そういったことは十分あり得ると思いますので、よろしくお願いいたします。

このたび、３月末をもって退職される職員の皆様、大変お疲れさまでした。今後とも、健康に留意され、今後は人吉市、地域に対して、より一層のお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。残念ながら46歳という若さでお亡くなりになられました職員に哀悼の誠をささげさせていただき、私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後５時27分　休憩

午後５時41分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　13番議員の福屋です。通告に従いまして一般質問を行います。

通告は、安全対策から、消防団組織について。市民の声から、市営住宅について、質問をいたします。

本日、最後の質問者となりますが、前回も同じ時間だったので、今回は７時前には終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、最後の質問ですが、質問に入る前に、本会議場におられる井上部長、山田部長、松岡部長、本当にお疲れさまでした。３月に退職をされる職員の方々に、これまで人吉市民の安心・安全の確保をするため、長年御尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。これからは、人吉市民として、これまでの経験と知識を、それぞれの地域において、また人吉市の発展にお力を賜りますようにお願いいたします。長い間、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。これからは体に十分気をつけていただき、ゆっくりと人吉温泉でも楽しんでください。

３月に入り、春の全国火災予防運動に入りました。人吉市においても、平成29年度には大変火災が多く発生していますが、火災には、大きく分けて、建物火災、林野火災、車両火災、その他の火災ですが、その中のその他の火災には、枯れ草の延焼、樹皮の自然発火、灯油の漏えい、無煙燃焼、たばこ、焼却灰などがあるようでございますが、一昨日も、山江のほうで田んぼにて火災が発生しております。このような火災について、質問を行いたいと思います。

まず、消防団組織についてですが、主に機能別消防団についてお尋ねをしていきたいと思います。人吉市消防団組織図を、先日いただいてきましたが、機能別消防団はそれぞれ一部の分団に配置されているようですが、機能別消防団は平成23年４月１日に発足し、発足から７年がたっているようですが、そもそも機能別消防団を立ち上げるときに、立ち上げの目的と、なぜ地域に限定されたのか。そこで、それぞれの地域での機能別消防団が、これまでにどのようなことをされてこられたのか。主な活動状況について、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えいたします。

本市の機能別消防団、議員申されましたように、平成23年４月１日に人吉市消防団条例を改正し、機能別消防団員制度を導入いたしております。導入の目的でございますが、これは山間地域でございます鹿目町、田野町、矢岳町の町内において、いずれも地元町内に消防団

員の方が少なく、また勤務地が管轄区域外である方がほとんどであるため、積載車や消火資機材はあるものの、消火作業可能な団員の方がいないという状況に、当時、昼間の火災に対する地元住民の不安が高まっていたところでございます。

そこで、遠隔地であり、かつ、もともと消防ポンプ庫や積載車、消防資機材が既に整備されていました鹿目町、田野町、矢岳町の３地区に限定しまして、地元住民の方で消防団の資機材を使用した初期消火活動ができるように制度化をいたしたものでございます。

機能別消防団は、鹿目機能別消防団、田野機能別消防団、矢岳機能別消防団の３つの組織とし、各地区の分団に配置をいたしております。機能別消防団に所属する団員の方々の活動は、地元町内の火災に限定した消火活動及び消火訓練に限定をいたしておるところでございます。

これまでの具体的な活動、いわゆる出動実績としましては、鹿目機能別消防団は平成29年１月30日に発生いたしました建物火災への消火活動の１回。それから田野機能別消防団は、平成23年９月７日の建物火災――これはぼやでございましたけれども、そこへの出動、それから平成25年12月４日、それから平成29年７月９日の所属分団との合同の消火訓練への出動、これが計３回でございます。あと、矢岳の機能別消防団は、今のところ出動実績はないというふうに伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　ただいま答弁をいただきましたが、１月30日の鹿目の火災のときには、機能別消防団が現地にあったので、非常に早く対応ができたということで、住民の方も大変喜んでおられました。やはり大切なことだなと思いました。

そこで、機能別消防団は、今言いましたように、平成23年４月１日に設立されたわけですが、その後、人吉市消防団の組織概要というのをいただいているんですけど、そこに防災サポーター（市民の命を守り隊）というのが平成26年４月１日に設立をされています。こちらは、「市民の命を守り隊」との名称がつけられています。また、防災サポーター（市民の命を守り隊）は、消防団本部の女性消防隊やラッパ隊と同じところに配備をされているようですが、防災サポーター（市民の命を守り隊）と機能別消防団の違いは何が違うのか、詳しくそれぞれについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君）　防災サポーターと機能別消防団の違いというところでの御質問でございます。

本市の機能別消防団員は、これは段階的に制度を導入しておりまして、平成23年４月１日から機能別消防団を、それから平成26年４月１日からは防災サポーター、今、議員が申された「市民の命を守り隊」を導入しています。非常にちょっとわかりにくいところがあります。

機能別消防団と防災サポーターの違いでございますが、先ほど、機能別消防団につきまし

ては、地元町内の火災に特化した活動を行うというような状況でございます。一方で、防災サポーターは、九州北部豪雨、伊豆大島の、例えば土砂災害等の経験から、大規模災害から命を守る唯一の手段は、早期の自主的な避難であることが改めて確認されておりますので、全国の自治体には、住民への啓発と避難体制の整備が強く求められてきましたことから、人吉市消防団では大規模災害時の避難活動の強化を目的として、防災サポーターを創設。災害時の避難活動に限定した消防団員として、消防団本部に所属し、活動していただくものでございます。

なかなかわかりにくいんですけども、火災をイメージしていただいて、この後に自主防災組織なるものも出てくるんですけど、御町内に92あるんですけど、この自主防災組織と消防団を円で重ね合わせたときに重複する部分が出てきますよね。恐らくそこが機能別消防団だと思いますし、防災サポーターというのは、災害対策の本部と支部がありますけども、その下に下部組織としてかぶっているのが防災サポーターということで、火災には防災サポーターはかかわってまいりませんので、そういう違いがあるということで、これは非常にわかりにくいところもあるんですけども、私たちは非常にありがたい組織だということで捉えております。

以上、御答弁させていただきます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今後いろんな資料をいただいたら、わかってくるのかなというのと、今までに一般質問をしたこともあるんですけど、私も、自主防災とどう違うのかなというのとを、前回、防災士についても質問したんですよね。この「市民の命を守り隊」という防災サポーターというのが、防災士と同じように似ているんですよね。そういう避難をするときのリーダーになるとかですね。そういうことだろうなということで、理解はしておきます。

それでは、これまで答弁の中で、主に山間部に機能別消防団が配備されているようですが、現在、少子高齢化が進み、今後、活動されておられる機能別消防団員の方々も高齢化が進んでいくと思われます。これからは人員の確保が大変難しくなってくると思いますが、元気な方は大丈夫ですが、ちょっとしたことでけがをされることもあると思います。年齢とともに活動に制限がされると思いますが、年齢や活動に対して何らかの制限や規定があるのか。また、けがや事故に対しては消防団と同じ対応になるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

まず、機能別消防団への加入要件を最初にお話させていただきます。機能別消防団員の任命等につきましては、これは人吉市消防団機能別消防団員の特定の消防事務に関する要項、ちょっと長ったらしいんですけど、その要項に定めておりまして、要項の第２条第１号に、「消防団員又は消防吏員」――これは消防本部と消防署の職員のことを示しておりますが――「の経験を有する者」、また、同２号に、「年齢がおおむね70歳までの者」と定めてお

ります。また、第３条第２項に、「担当区域は、おのおのの居住する町内」と定めているところでございます。

実際の運用状況といたしましては、まず防災サポーターのほうでございますけども、基本的に消防団の元部長経験者にお願いをしておりまして、70歳を上限とさせていただいております。しかしながら、地域によっては、部長経験者なり、年齢的にも該当者がいらっしゃらない場合も見受けられますので、そのあたりは緩やかに対応をしておるところでございます。

それから、機能別消防団におきましては、地元町内での火災の現場活動になりますので、元消防団の部長の要件はなく、要綱に定めておりますとおり、消防団員及び消防吏員の経験者といたしております。要するに、そういう消火作業ができる方、機材を扱える方ということでございます。年齢制限につきましては、失礼ながら、３地区は高齢化が進んでおりますので、現在も年齢制限は少し緩やかに対応をさせていただいておるというところでございます。

公務災害補償のほうでございます。けがや事故に対しての補償関係でございます。この件に関しましては、通常の活動を行います基本団員と同様に、人吉市消防団員等公務災害補償条例なるものが適用されるというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　消防団の元部長経験者と、答弁をいただきましたが、現在、７年ぐらいたったら、見たところ、もう70歳手前の人が多いんですよね。ということは、部長じゃないんですよ。元分団長なんですよね、このあたりは。多分そうだと、私は思うんですけど。だから、そのあたりも、分団と部長と、平成３年ぐらいから変わってきておりますので、いろんな方を知っておられると思いますが、今の制度もなかなか理解されていないかもしれません。実際に話をしたら、なかなかその理解はできていないんだなというのがありました。あとは、人吉市消防団員と同等の公務災害補償があるということで、安心をいたしました。

そこで、今後、人員確保が大変難しくなるとすれば、元消防団員はもとより、地域の女性の参加も考えてはいいのではないでしょうか。今後の機能別消防団の持続についての考えをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

先ほど少し触れさせていただきましたが、機能別消防団、３つの地区、鹿目、それから田野、矢岳においては高齢化が進んでいるというふうに申し上げましたが、実際、もう、福屋議員がおっしゃったように、80歳を越える団員の方もいらっしゃいます。本当に頭の下がる思いでございます。

御指摘の機能別消防団の持続性は、これはまさにこれから大きな課題となってくることは間違いないと存じます。地域の女性の参加も御提案いただきました。現在のところ、この機

能別消防団は、活動の主が消火活動でございますし、当然、危険も伴いますことから、消防団員の経験者と要件を定めているところでございます。

しかし、活動できる団員が確保されての機能別消防団でございますので、現状を把握しつつ、今後、人吉市消防団の中でさまざまに御意見もいただきながら、機能別消防団の持続性について検討をさせていただきたいと存じます。女性の方の参加というのは、非常にこれは難しいところもあるのかなと思いますけども、状況はなかなかそうも言っておられないところもありますので、状況によってはそういうことも将来あり得るかもしれません。そういうことで、私たちもしっかり現状を見ながら、検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　女性の方の参画の話をしたんですけど、人吉市の女性消防隊が全国一になっていますよね。ということは、機能ができると思うんですよね。

それと、現地においてお話をしたら、男の方は消火活動をするけども、例えば女性の方は後ろからのサポートがあると。それをできなかったら、男性の方は、先ほど言われた80歳ぐらいになったら、走って連絡をすることもできない。だから、30代ぐらいの女性を機能別に入れてもらっても、私たちは助かりますという、実際の話を聞いてきました。今後考えていただきたいと思います。

次に、機能別消防団は、それぞれ鹿目、矢岳、田野ですか、この地域のほうで初期消火を目的に、消防団があるんですが、この機能別消防団の詰所においてはどのようなものが配備されているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

機能別消防団の詰所は、区域を管轄する部が管理しておりまして、その装備品は、基本的に通常の部と同一のものを配備いたしております。小型ポンプ積載車においては、平成28年度に田野地区、本年度は鹿目地区、矢岳地区で車両の買いかえを行っているところでございます。ちなみに、機能別消防団の団員の方には、ヘルメット、それからはっぴ、安全靴等を貸与させていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　車両とかはっぴとかそろえてあるようですが、実は、昨年、私の地区の藍田地区のほうで、藍田財産区において、財産区の方々と地域消防団とで、大畑地区に山火事などに対応すべく水タンクを設置されたとのことでした。大変ありがたいことです。あっては困りますが、設置されている地域での山林火災が発生したときに、大変貴重な水の確保ができています。いち早く現地において消火活動が可能となりますので、機能別消防団が設置されているそのほかの地域においても、水の確保が大切であると思いますが、このよう

な場所への設置について、人吉市として検討する必要があると私は思いますが、人吉市としてのお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　山林での水利の確保、これは非常に大変重要な課題でもございます。平成22年５月17日に、これは記録が残っているんですけど、発生しました木地屋町での山林火災では、私有林624アールを焼失いたしております。当時は、自然水利からの消火活動を行いましたが、地理的条件も悪く、圧倒的に水利が不足したため、熊本県や自衛隊に要請し、ヘリコプターによる空中からの消火を行ったという記録が残っております。

山林火災は、一旦燃え上がりますと、延焼を食いとめることが非常に困難となりますので、初期消火が、これはもう大変重要になってまいります。

御質問の水タンクの設置でございますが、市としましてもその重要性は十分認識しております。設置場所、管理方法、予算面など、今後検討すべき事項でもございますので、課題としてしっかり受けとめて、協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　山林火災の大火災になったときには、前回は宮原議員だったですかね、ドローンの利活用ということでされたように、今後はドローンを利用しての山林火災の場所の特定とか、そのためにヘリコプター要請とかできていくと思うんですけど、ちょっとした火災においては、そういう設備があれば、軽いままで走っていって、そこで入れて、近くで消火できるという面もありますので、今後検討していただきたいと思います。

次に、機能別消防団に参加されておられる方々にいろいろと話を聞いてまいりましたが、消防団員が昼間不在の状況において火災が起こったとき、初期消火活動をしていただくことが大切と思いますが、山間部での活動においては、ジェットシューターが大切な必需品となるとのことでした。現在の配備状況についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

機能別消防団が使用する詰所に配備しておりますジェットシューターの数でございますけど、鹿目の詰所、田野の詰所、矢岳の詰所、それぞれ15台を配備しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　実際、確認をされているんだろうなということで、台数が変わりますから、確認なんですけど。実際に行かれて、15台あったのかなというのと、その15台が本当に使えるのかなと。私は実際に見てきましたけど、使えません。だから、用意しているんだよじゃなくて、前も言いましたよね、市長にですね、石野公園あたり行ってくださいよと。だから、そういうのが、今の現在で使えるかどうか。行って、いざというときに、水が、入

れて持って走ったら、何もなかった。それじゃいけないと思うんですよね。

井上部長に、もしわかれば、この15台が、本当に使えるのかどうかの確認をされているのか、確認をさせてください。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

さっき照岳の火災のときにジェットシューターを、私も消防団、副市長も消防団で、みんなジェットシューターを抱えて、夜中に、山林火災初期消火に行ったことを、懐かしく話していたような状況です。

なかなか、今、ジェットシューターを使うということが、実際現場で、恐らくあってはいると思うんですけども、そこはその管理等については当然、方面隊、それから分団、部にお任せしていますので、うちの防災安全課の職員が行って、実際使えるかどうかの確認、私も含めて、そこはまだやっておりません。

ただ、状況的には、当然、出初めも含めて点検をさせていただいておりますので、不備な状況があれば、当然、ジェットシューターも買いかえ、そして補強相当も考えておりますので、そこはしっかり、団のほうと協議をしながら、非常に耳の痛い御質問でございましたので、しっかり受けとめて、そこは体制をやっぱり整えて初めて初期消火につながりますので、しっかりやらせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　先ほど来、説明があっておりますが、機能別消防団が設置されています鹿目地区、田野地区、矢岳地区と、それぞれ今のようなことについて、その地域で執行部と話し合いをされてこられたのか。地元からの要望もあると思いますが、これまでに、設置されてから、その３地区と協議をされてきたのか。もちろん、人吉市のことですので協議をされていると思いますが、いつ、どこで、どのような方々と、どのようなことについて協議をされてきたのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

機能別消防団は各分団に所属しているということで、さまざまな御意見、要望は、各分団の分団長、それから部長のほうから、そういうことをお願いしております。防災安全課のほうから。

今、議員がおっしゃったように、直接、機能別消防団の団員の方と協議の場を持ったことはないということでございます。それは非常に、状況的に、昼間に活動される地元に直接いらっしゃる方との話し合いというのは、これはもう本当に、今、目から鱗が落ちたわけじゃないんですけども、しっかりやるべきではないかと。これは、この一般質問をいただきまして、防災安全課のほうでもやっぱりそういう対応も必要だろうと、そういう話し合いも持つべきだろうというふうな話も上がっておりますので、今後そういう協議の場を持つことは必

要ではないかというふうに、きょうはお答えをさせていただきたいと思っています。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　分団に所属しているということで、私もいただいているんですね。例えば鹿目地区は第４分団ですね。第３方面隊第４分団。ここに１、２、３部とあります。その横に、この機能別というのがあります。田野は５分団、矢岳が７分団というふうにあるんですけど、例えばですよ、よくわかりませんけど、私、消防団員をやめましたので。例えば鹿目地区第３方面隊第４分団のほうで、１部、２部、３部とありますよね。ここで、この機能別消防団が会議あたりに参加したり、意見交換を実際されているのかなというのが、私もよくわかりません。ただ、余りそういうことはしてないんだよという話は聞きました。

そこで、ただ単につくればいいという問題では、私はないと思います。目的が、井上部長から説明を受けましたように、その目的があるからつくったのであって、つくったら、必ず、それはよかったのか、悪いのか、検証とかそういうのが必要じゃないかなと思います。結果について協議を行うことが大切であると思いますが、今後はやっぱりしっかり検証していただきたいと思います。また、今後、設置されている地域と協議をしていただき、地元の要望を聞くべきだと思います。

「消防団員の活動環境整備の在り方（概要）」というのがあるんですけど、この中に、「地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進」というところに、「防災体制に関する協議の場の設定」ということで書いてあるんですが、市町村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議をする場を設置し、普段からの互いの意見を出し合い、協力の範囲・方法を協議することが必要であるとうたってあります。これは、非常に大切なことだと。これが、つくったときの根底にあるんじゃないかなと、私はそう思います。そういうことで、地元とそういうことをされることが、考えですね、協議を持つべきだと思うんですが、どのように考えておられるのか、お尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

機能別消防団は設立から丸５年が経過しまして、消防団の中でも、体制について見直しの声も上がってきているところではございます。例を挙げますと、機能別消防団は、皆さんが階級が団員となっておりまして、リーダー格がいない状況でございます。統率が困難であること、それから消防の機材も、年々年々よくなってきておりますので、その取り扱いについても訓練が必要であること、さまざまに御意見等々もいただいておりますので、これまでさまざまに議員のほうからもいろいろありがたい御提言もいただきました。検証などを含めまして、機能別消防団の皆様の御意見を直接お聞きする場を、今後設けてまいりたいと考えております。

消防団、それから機能別消防団には、本当にありがたく、その活動には頭の下がる思いで

ございますので、私たちもしっかり向き合って、そして、よりよい消防団活動、機能別消防団活動を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　総務部長が、最後の議会で、今後、機能別消防団の方々と意見交換をするという実績みたいなのをいただきましたので、必ずこれは実行していただきたいと思います。もし、退職されても、できてなかった場合には西間のほうに行きますので、どうぞよろしくお願いをします。

そこで、最後になりますが、最後に、田野地区のほうにおいて話を聞いてきました。これまでに何度か出動されたことがあるそうです。たばこの投げ捨てなどが原因ではないかと考えられると話をされましたが、山火事に発展する前に、初期消火がとても大切ですので、安全対策として、早く対応してはどうでしょうか。現在、使えないのが半分以上ありますので、古くなっていますので、うまく機能していないものからかえるべきだと私は思います。

そこで、決定権者であります松岡市長にお尋ねなんですが、これまで、市民の前で挨拶をしていただくときに、いつも安心・安全について、必ず発言をされてこられております。これまでに消防団活動もされてこられておりますので、初期消火の大切さは一番わかってもらえると思いますので、あすに、すぐにということは言いませんから、毎年、順番を変えてでも、この地区、この地区でもいいですから、決めていただいて、山間部のほうから、ジェットシューターなどの備品について配備をしていっていただきたいと思います。火災は待ってくれませんが、それぞれの機能別消防団と話をしていただき、すぐにでも配備をすることによって山火事などの大火災に発展しないように初期消火ができると思いますので、市長の対応についてのお考えをお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

消防団員の皆様、そして機能別消防団員の皆様には、日ごろから、防火啓発、火災予防、消火活動、訓練など、多岐にわたり活動していただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、山林火災に備え、ジェットシューターの配備をとの質問でございますが、山林火災の恐ろしさは、私も十分理解しておりますし、初期消火の重要性も認識しているところでございます。

消防活動に必要な資機材は、毎年、少しずつではございますが、更新させていただいております。それでも、御指摘のように資機材の型が古くなったもの、消火活動に際し、その数が不足しているもの、さまざまに改善すべきことも多いようですので、消防団、また機能別消防団員の皆様方の御意見をお伺いしながら、議員からお話がありましたジェットシューターを初め、消防資機材の整備を計画的に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　ジェットシューターについては、今後、予算もありますので、計画をしていただきます。その場合に、ぜひとも地元３町内とは話し合いをしていただくということをお願いをしておきます。機能別消防については、これで終わります。

次に、市民の声からということで、２点から３点お尋ねをしていきたいと思います。市営住宅の設備についてです。市民の方から、室内の照明器具が古くなり、壊れてしまい、新しく買いかえたいと、大型店に照明器具を買いに行かれたそうです。現在は、省エネでＬＥＤ照明器具がよいと進められ、誰でも簡単に取りかえができると説明をいただき、買って帰られたそうですが、どうしても取りつけができないとのことで相談をしてこられました。そこで市営住宅に伺ったのですが、初期に建設された市営住宅でしたので、取りつけ器具が違い、取りかえが必要ですとの説明をしたのですが、高齢者の方でしたので、現在の照明器具について説明をしました。そこで、そんなことを言われてもわからないとのことでした。大型店では、簡単に、誰でもできると何度も言われたと、納得がいかないとのことでした。

現在の照明器具は引っかけ方式が主流で、特にＬＥＤタイプになり、今後、今までの照明器具は少なくなると説明をして、天井の取りつけ金具を取りかえないと、新しい照明器具は取りつけができないと説明をし、その日は夕方６時過ぎでしたので、仮に交換をしました。そこで質問ですが、天井の取りつけ金具を交換する必要があると考える団地は、どれくらいあるのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山田　巧君）　皆様、こんにちは。それでは、私のほうから御質問にお答えいたします。

団地における照明器具の取りつけ金具を交換する必要がある団地は、どれくらいあるのかという御質問でございますが、現在、市が管理しております市営住宅は25団地ございます。その25団地のうち、昭和50年以前に建設されました団地につきましては、建設当時、現在の照明器具の取りつけができない、名称でいいますと配線直結タイプというそうですが、で施工されておりますので、その取りつけ金具の取りかえが必要な団地といたしましては、今、言いました昭和50年以前に建設された７団地が該当するところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　人吉市には昭和50年以前に建設されたのが７団地あるということで、大変古いと思います。中に入っておられる方も高齢者になっておられるので、そのあたりも把握できてないんじゃないかなというのを思いました。

そこで、今後、市営住宅においては、固定式以外の一部の照明器具は入居者が取りかえるということになっていると思いますが、天井金具などについてはどのようになっているのか。

また、スイッチ・コンセントなどについては、古いハイ角タイプというのが、現在ついております。その後、電気の配線基準法の中で、安全面を考えても、現在の丈夫なワイドタイプというのに現在は取りかえるようになってきております。このようなときには、入居者の方が行うのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

照明器具の取りつけ金具の取りかえでございますが、議員から御指摘がございました現在の照明器具の取りつけができない昔ながらのタイプのものにつきましては、入居者から御相談があったところや、退去により空き家となった際に、市の負担で現在の取りつけ金具――引っかけシーリングタイプというそうですけども――に取りかえを行っているところでございます。

次に、古いタイプのスイッチ・コンセントなどを現在のタイプに取りかえることにつきましても、入居者が行うのかという御質問でございますが、同じく、そういうタイプにつきましても、御相談があったときや退去により空き室になったときに、市の負担により取りかえを行っております。なお、新しく入居いただく際には、住まいのしおりにより、スイッチ・コンセントなどの修繕負担区分につきましても説明をいたしておりますけれども、月日がたちますとお忘れになる方もいらっしゃるかと存じますので、今後は、毎年行っております管理人・自治会長合同会議や団地の掲示板等を利用いたしまして、修繕区分等についての広報周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　啓発をしていただきたいと思います。また、ほかに、別の市営住宅の方にもちょっとお尋ねがあって、見に行ってきたんですけど、こちらのほうは、現在、天井に吹きつけてあるのが砂といいますか、何か砂みたいなのが吹きつけてあったんですが、前住の方が、クモの巣とかパラパラ落ちるということで、ほうきで払われて、ぼろぼろ落ちて、しま模様になっておりました。

こういう状況において、どのような対策をされておられるのか。また、今後どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

市営住宅の天井の吹きつけが剥がれ落ちているということに対する対応はどのように行っているのかという御質問でございますが、天井にはコンクリート面の仕上げ材として砂状のものが吹きつけてありまして、そのような吹きつけを行っている市営住宅は、25団地中、17団地ございます。

議員から御指摘がございました、剥がれ落ちてくるものは、この砂状の吹きつけでございまして、掃除などのとき、ほうきなどで触りますと、天井から砂状のようなものが落下して

まいりますということでございます。

市といたしましては、入居者から御相談がございましたら、まず入居者の居室の確認をした上で、天井の修繕を行うこととしております。なお、その際は、居室に「金具」等がございますと、「金具」も汚れますので、「金具」の養生等や天井の吹きつけのはぎ取り等に時間を取られますので、塗装完了までに日数がかかることがございます。そのあたりは、あらかじめその旨を入居者の方に御説明するなど、入居者と十分協議を行った上で、塗装修繕を実施しているところでございます。

また、塗装修繕につきましては、砂状の吹きつけを取り除いた後、天井のコンクリート面に防カビ剤入りの塗料を直接塗布しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　多分、今、山田部長は「金具」と言われたと思うんですけど、部屋の中にある家具とかいろんなものだと私は思ったんですけど、私の聞き違いかもしれませんが。きのう、議案質疑の中においても、入居者が減少しているという答弁があっております。交換が必要な市営住宅などについては、退去された後なりに改修していただきたいと思います。今後、高齢化が進みますので、入居者が安心で安全な生活ができるように、早急に対応を考えていただきたいと思います。入居者に対しても、わかりやすく説明をしていただくか、先ほど答弁をいただきましたが、自治会長さんあたりに周知をしていただくとか、その都度、高齢者の方になっておりますので、今一度、啓発をしていただければなと思います。

それと、今、塗装ということを言われましたが、簡単な方法として、汚れないのは、クロス張りでも大丈夫だと思うんですよね。そのあたりは今後、建設部あたりで検討していただいて、単価的にどちらが安いのかとか、そのあたりをしっかりと検討した上で、改修をしていっていただきたいなということで要望をしておきます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時30分　散会

平成30年３月第１回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成30年３月８日　木曜日

１．議事日程第４号

平成30年３月８日　午前10時　開議

日程第１　一般質問

１．塩　見　寿　子　君
２．宮　﨑　　保　君
３．本　村　令　斗　君
４．高　瀬　堅　一　君
５．村　上　恵　一　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	塩　見　寿　子	君
２番	宮　原　将　志	君
３番	高　瀬　堅　一	君
４番	大　塚　則　男	君
５番	宮　﨑　　保	君
６番	平　田　清　吉	君
７番	犬　童　利　夫	君
８番	井　上　光　浩	君
９番	豊　永　貞　夫	君
10番	西　　信八郎	君
11番	本　村　令　斗	君
12番	笹　山　欣　悟	君
13番	福　屋　法　晴	君
14番	村　上　恵　一	君
15番	永　山　芳　宏	君
16番	三　倉　美千子	君
17番	仲　村　勝　治	君
18番	田　中　　哲	君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	井上祐太君
企画政策部長	迫田浩二君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	荒毛正浩君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栄原亨君
次長	椎葉千恵君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（田中　哲君）　ここで井上総務部長から、発言の申し出があっておりますので、これを許可します。

○総務部長（井上祐太君）（登壇）　議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、発言の訂正をお願いしたいと存じます。

昨日の福屋議員の機能別消防団関連の御質問で、１回目で、具体的な活動実績で、私が「鹿目機能消防団は、平成29年１月30日に発生した建物火災への消火活動の１回」と申し上げましたが、これは平成30年、ことしの１月30日でございましたので、訂正のほうをさせていただきます。

まことに申しわけありませんでした。

○議長（田中　哲君）　ただいまの井上総務部長からの発言の訂正の申し出につきましては、訂正を許可いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第１　一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、これより一般質問を行います。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）（登壇）　皆さん、おはようございます。１番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は、３項目です。

初めに、肥薩線の減便問題について質問します。次に、国保の広域化に伴う本市の対応について質問し、最後に、市民の声より、公共施設のトイレの整備について質問します。

１点目は、肥薩線の減便に対する本市の対応についてです。

２月17日の熊本日日新聞によると、「県内在来線18本削減」という見出しで、「ＪＲ九州は16日、新幹線と在来線をあわせた運行本数を、１日当たり117本削減する、３月17日のダイヤ改正を正式に発表した。昨年12月に示した大幅な削減方針に、沿線自治体から反発があったが、削減本数は当初計画どおりだった」とあります。中でも、肥薩線は、八代―人吉で６本、人吉―吉松で４本と、県内で減少数が最も多くなっています。

初めに、減便によって、市民の暮らしにどんな影響があると捉えておられるかをお尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

ＪＲ九州の３月17日のダイヤ改正につきましては、先月２月16日に正式に公表されたところでございます。ダイヤ改正の内容といたしましては、議員申されましたように、新幹線と在来線をあわせ、ＪＲ九州全体で117本の削減。熊本県内の在来線４路線で合計18本の削減となっております。そのうち、本市を走ります肥薩線につきましては、八代―人吉間で６本、人吉―鹿児島県吉松間で４本、削減がされております。

御質問の市民に与える影響についてでございますが、公共交通という点では、沿線の住民は高齢者が多く、病院への通院や買い物といった日常生活の利便性の低下が考えられます。また、主に高校への通学生につきましても、乗り継ぎ時間の拡大の影響や、行事やテスト期間などの通常期と異なる日には、これまでより不便となるなども考えられると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　私は、矢岳町に話を聞きに行きました。ひとり暮らしをされている高齢の女性は、月に３回ぐらい肥薩線を利用して、人吉の病院に行ったり、買い物に行ったり、年金をおろしに行ったりしている。車はなくても、汽車があるからひとり暮らしができている。自分は、汽車ばっかり利用している。朝早くと夜の便がなくなるそうだが、今のところは通院には支障はない。ここいら辺の人はみんな車だけど、80歳を越えたら、いつまで車を運転できるかわからない。そうなったら汽車が頼りになる。汽車は安全だ。赤字だそうだが、みんなで協力して残していってほしい、と話されました。ほかに、今はまだ車に乗れるから大丈夫だけど、いつかは免許を返納しなくてはならない。列車の本数は確保してほしい、という声や、うちのお父さんは汽車が通ると、人が乗っていなくても手ば振んなっとよ、子供のごたるばってん、という声もありました。汽車が走っていることで、万が一のときには鉄道があるという安心感があるのだと、そういう印象を受けました。肥薩線とともに歩んだ歴史、肥薩線への強い愛着を感じました。

先日、人吉駅に行って、減便が決まった７時10分の熊本行きの上り列車の乗客に話を聞くことができました。熊本の病院まで行かれる御夫婦は、この快速がとても便利で、熊本まで月に１回乗っている。これがなくなったら困ります、と駅の人に言ったけれど、仕方がないと言われた。これからは、30分早い便で、八代で乗り継ぎをして、各駅停車で行かなくてはならない。特急料金を２人分払うゆとりはないから。そう、話されました。高校生も何人かいました。熊本までこの便で通学していたという学生は、列車がなくなると聞いて驚いて

いましたが、自分は卒業だから、とほっとした様子でした。

減便によって快速がなくなり、普通列車が減って、時間帯によっては特急列車しか走らなくなり、不便になる方々がおられます。汽車が唯一の頼りの交通弱者の皆さんです。

そこで、ＪＲ九州からは、市に対してどんな説明があったのでしょうか。お尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今回のダイヤ改正につきましては、ＪＲ九州からは、合計３回、本市にお越しいただき、御説明をいただいたところでございます。昨年12月15日のダイヤ改正の方針が発表される際に２回、そして、方針の発表後に１回、ＪＲ九州本社と熊本支社の方が来庁され、御説明いただいたところでございます。

内容といたしましては、ダイヤ改正案の説明、また改正に当たっては、利用実態を調査した上で通勤・通学に配慮したダイヤを組んだこと、コストのスリム化によるネットワークの維持に努めるといった、ダイヤ改正の趣旨について御説明をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　12月の記者発表の前に説明はあったんですね。では、本市は、ＪＲ九州のその減便の計画について、どのような対策をとられたのでしょうか、お尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

昨年末のＪＲ九州からのダイヤ改正の公表がなされ、減便について注目されるようになったところでございますが、削減の公表がなされる前、昨年の７月にＪＲ九州から路線別の利用状況が公表されております。これは、同社で初めて公表されたものでございますが、この公表では、肥薩線の輸送密度が、九州でも最下位クラスという結果でございました。このことを受け、肥薩線沿線自治体を含む16自治体で構成しております肥薩線利用促進魅力発信協議会で担当課長会議を開催し、ＪＲ九州からの利用状況の説明を受けた上で、利用促進策等について検討を行っていた矢先に、ダイヤ改正の話が届いたわけでございます。

そういった中、今回の削減に対する対応につきましては、肥薩線利用促進魅力発信協議会で、本年１月に熊本支社と鹿児島支社を訪れ、同社に対する要望会を行っております。その中で、今回の削減に対する要望書の提出を行っております。

要望事項といたしましては、路線の維持及び運行本数の現状確保、ダイヤ改正の際の自治体との事前協議の場を設けてほしいといった内容でございまして、その他を含め、全体で14項目要望いたしております。今後、市としましては、引き続き沿線自治体と連携を図りながら、ＪＲ九州に対して改善の要望を行い続けるとともに、減便による影響を受ける地域の皆様の声をお聞きしながら、市の公共交通体系の中で、いかに対処していくかを早急に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　路線を維持すること、そして便数を確保すること、本当にもっともだというか、それを要望されたことがわかりました。そして、事前協議を要望されたということですが、なぜ、普通、事前協議は、私はあったものだと思っていたんですが、事前協議を求めたということは、今回の決定が余りにも唐突で、余りにも一方的であったからだと思います。事前の協議もなかった、その、ＪＲへの不満のあらわれだと、私は受けとめました。

熊日新聞の記事には、柳詰正治球磨村長も、本数を減らすのなら事前に沿線自治体と協議をしてほしかった、と落胆。熊本県の交通政策課も、今後、ダイヤ改正を行う場合には、事前に自治体と協議してほしいと釘を刺した、と書かれています。

今回のダイヤ改正で、ＪＲ九州は株式上場を果たしてから、公共交通の役割よりも株主の利益のほうを大事にするようになったのではないか、公共交通機関としての自覚を忘れているのではないかと言わざるを得ません。株式上場を果たし、合理化路線をひた走るＪＲに対し、このままいくと、減便の次はさらなる減便、そして廃線につながるのではないか、その懸念は拭い去れません。

そこで、市長にお尋ねします。人吉市にとって、なくてはならない肥薩線を守るための市長の決意をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

私も肥薩線利用促進・魅力発信協議会会長として、去る１月15日、18日にＪＲ九州熊本支社と鹿児島支社に伺い、運行本数の現状確保をお願いしたところでございます。そのときの反応といたしましては、やはり、なかなか厳しいなというのが実感でございました。とはいえ、大切な公共交通でもあり、譲渡をお願いしている大畑駅、矢岳駅の活用を進める上でも、運行本数の確保については、引き続きお願いをしてまいる所存でございます。

一方で、ＪＲ九州は民間企業であり、やはり経営というところをおろそかにはできないと思いますし、肥薩線も守り続けるということは、多くの方に乗っていただくということですので、ＪＲ九州にだけお願いしますということではなく、我々も努力する必要があるというふうに感じております。

今後も、肥薩線沿線自治体との連携を、より密にし、鉄道遺産や鉄道ミュージアムなどを生かした観光客誘致による肥薩線の利用促進を行っていきながら、沿線一体となった取り組みを進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　ＪＲ九州には、本市は観光列車の運行を初め、肥薩線世界遺産登録に向けて駅舎を譲渡してもらう、そういう連携協力関係にあるパートナーでもあります。ですが、ＪＲに対して、市長はやっぱり言うべきことは言う姿勢で臨んでいただきたいと思いま

す。住民の足を守っていただきたいと思います。

また、先ほど市長は、ＪＲ九州にだけお願いしてはならない、我々も取り組まなくてはならない、とそうおっしゃいましたけど、ＪＲと自治体と住民の努力だけで解決できる問題ではないと思います。

日本共産党は、2017年４月に「鉄道路線廃止に歯止めをかけ、住民の足と地方再生の基盤を守るために――国が全国の鉄道網を維持し、未来に引き継ぐために責任を果たす」を発表しました。提言では、鉄道路線の廃止が相次ぐ根本には、国鉄分割民営化の矛盾があると指摘し、もともと赤字になるとわかりきっていた分割民営化を行った国に、責任を果たさせるものです。例えば地方鉄道路線を恒久インフラとして位置づけ、公共交通基金を創設し、安定的な財源を確保すること、さらにＪＲ本州３社の黒字、ＪＲ東日本は3,722億円、ＪＲ東海は5,556億円、ＪＲ西日本は1,242億円、その巨大な利益の一部を公共交通基金に組み入れ、ＪＲ北海道やＪＲ四国、ＪＲ九州に環流させるなどです。最後の結びには、こう書かれています。このまま地方の鉄道路線を廃止し続ける政治でいいのでしょうか。大都市と地方の格差拡大に拍車をかける鉄道路線廃止を放置しながら、地方再生とか地方創生とかいう政治が許されるでしょうか。国民の移動する権利、交通権を保障し、全国の鉄道網を未来に引き継ぐために、知恵と力をあわせることを呼びかけて、提言を終わっています。

以上で、肥薩線減便問題についての質問を終わります。

２点目は、国保の広域化に伴う本市の対応について伺います。

４月から、熊本県国民健康保険運営方針に基づき、国保の財政運営の責任主体が県に移り、国保は県と市町村が共同運営するようになります。私は、この都道府県単位化が、被保険者にどんな影響を与えるか、国保税の引き上げにつながらないかと気になっていました。質問をしても、県から示される標準保険税率や事業費納付金がまだ確定しないから、と説明はいただけませんでした。やっと３月議会に、人吉市国民健康保険税率等の改正が提案されます。

では、平成30年度の国保税額はどうなるのでしょうか。上がるのか、下がるのか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私からお答えいたします。

平成30年度の国民健康保険税はどうなるのかという御質問でございますが、来年度の本市の国民健康保険税の算定につきましては、熊本県の運営方針に基づき、参考といたしまして、国民健康保険税を構成しております医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分の３区分のうち、介護納付金分の平等割5,200円を廃止いたしまして、所得割、均等割、平等割の３方式から、所得割、均等割の２方式へ改正いたします。

その介護納付金分の平等割分を充当いたしますために、今回、均等割分の１万3,500円を１万6,000円に変更いたしまして、改正案を今議会に御提案しているところでございます。

そのほかの医療給付費分、後期高齢者支援金分の税率等、及び、介護納付金分の所得割につきましては、現行のまま据え置きとさせていただいております。

なお、この改正によります被保険者への影響を、昨年８月の世帯別課税により、仮に試算算定しました結果、介護納付金の被保険者は、40歳から65歳未満、64歳までが対象となりまして、被保険者全体の2,674世帯でございます。その世帯に対象者がお一人の場合は2,173世帯が該当いたしまして、１世帯当たり2,700円の減額となります。被保険者世帯の81.3％が減額対象となっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今度の新制度では、介護納付金の平等割を廃止して、均等割額を変更すると。それ以外の税率は変えないので、平成29年度と比べて、平成30年度は大体同じくらいの保険税額になるとわかりました。国保税を引き上げなくて済んだのはよかったことですが、だからと言って、国保が高い、高すぎて払えない、という重税感は解決できたわけではありません。加入者は貧困なのに、保険税は高いという国保の構造問題は、今回の都道府県単位化によっても解決されていません。そのままです。重税感や負担感を減らすためには、保険税を引き下げる必要があると考えます。

次に、国保税の滞納状況はどうなっていますか。所得別の滞納世帯数をお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

平成28年度の国保税の滞納状況について、答えさせていただきたいと存じます。

平成28年度国民健康保険税課税世帯のうち、平成29年度へ滞納繰越をした世帯を所得階層ごとにお答えいたします。所得なし世帯は235世帯、100万円未満が313世帯、100万円から200万円未満が229世帯、200万円から300万円未満が58世帯、300万円以上が32世帯となりまして、合計が867世帯でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　平成28年度の滞納世帯数は、合計867世帯ということでした。実は、私はそんなに変わらないだろうと予想していたのですが、違いました。去年の３月議会での本村議員の質問に、平成27年度の滞納世帯は959世帯だったとお答えがありましたから、滞納世帯は減っています。

では、なぜ滞納が減ったか、考えてみました。国保の加入世帯数が減っていることもあるでしょうが、平成28年度は保険税額が減っているんです。平成27年度は１世帯当たりの保険税額は13万6,161円だったのに対し、平成28年度は2,431円減って、１世帯当たりの保険税額は13万3,730円になりました。保険税が引き下げられたら、滞納が減りました。このことから私は、滞納を減らすためにも保険税を引き下げる必要があると考えます。

そこで、市長に伺います。国保の構造問題がある限り、国保の国保税の負担感は重いものがあります。新制度になっても、負担感は変わりません。保険税の引き下げによって滞納は減りました。だったら、保険税の引き下げが必要ではないかと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨年12月定例議会の塩見議員への一般質問でもお答えしたところでございますが、国民健康保険事業は、我が国において国民全員が医療を受けることができる国民皆保険の最後の砦として、平成30年度からは県が運営責任主体となり、市町村との共同運営となります。健全な国民健康保険事業を運営すると同時に、被保険者の皆様の負担増にならないような保険事業を推進していくための第一歩となる税率等を試算算定するに当たりましては、県からの最終的な提示が本年１月末となりましたことから、今回、大変苦慮したところでございます。

そのような状況におきまして、市民部長が先ほど説明いたしましたとおり、県の運営方針に基づきまして、税率等の改正を御提案申し上げているところでございます。構造的な問題を抱え、従来から財政的に脆弱であった国保制度を見直す法改正によります大改革が、今回、国により行われましたことは画期的なことであり、財政の安定化が、今後なお一層進んでいくものと期待しているところでございます。本市におきましても、国及び県の方針を踏まえまして、今後とも健全な国民健康保険事業を推進してまいりたいと存じます。

また、２点目の、保険税の引き下げが必要ではないかとの御質問でございますが、来年度からの新制度開始に向けまして、まずは財政的に安定したものとすることを最優先課題として捉えております。県の運営方針や県内市町村の状況を参考とし、共同運営におきましては、県とのさらなる調整を図りまして、常に検討・検証を行ってまいります。できる限り被保険者の皆様の負担増にならないよう、また財政の健全化、安定化の中で、負担軽減につながるような持続可能な医療保険制度を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　私は、保険税の引き下げが必要でないかと思います。市長はどうお考えですかとお尋ねしました。それに対しては、財政の安定が最優先だというふうなお答えだったと思うんですけど。もう一度。保険税の引き下げが必要だと、市長はお思いになりませんか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほどお答えしたとおりでございますが、もう、その構造、システムにつきましては、塩見議員も御存じのことだというふうに存じます。

我々も状況をしっかりと把握しながら、被保険者の皆様方の税率が負担が増加しないように苦慮しながら、また工夫しながら、税率等も決定をしているところでございます。公平、

公明、公正に、そして健全な国保事業が運営できますように取り組んでおるところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　国保の構造問題というのは、国保に加入している世帯の多くが、収入が200万円以下であるとかそういう大変厳しい暮らしにある方がたくさん入っておられると。それに対して、保険税が高い。だから、そういう構造問題は、今度の広域化によっても変わらない。だったら、国保税を引き下げることはやはり必要だと、そういう認識のもとに。では、どうしたら高すぎる保険税が引き下げられるかということを考えなくてはいけないと思います。

国保税を引き下げるために、一般会計からの法定外繰り入れ、そして独自の減免制度を設ける、そういう自治体があることは御存じだと思います。もう１つは、国庫負担割合の増額です。1980年代には50％を越えていた国保の総会計に占める国庫負担の割合が、今では25％程度に下がっています。国庫負担の増額は、全国知事会も、政府に１兆円の国庫負担増を要求しています。国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書を出している地方議会も多くあります。国庫負担の増額を求めて、高すぎる保険税を引き下げ、払える保険税にしていかなければならないと考えます。そのことを申し上げて、次の質問に移ります。

最後に、市民の声より、公共施設のトイレの整備について質問をします。

市民の方から、中川原公園に散歩に行って、妻がトイレに入った。そしたら、洋式だったけど冷たかった。暖房便座にはならないものか、と意見をいただき、その要望を担当課に伝えに行きました。そのような声はまだ届いていない、聞いていない、と言われましたが、いまやトイレは洋式で暖房便座が標準ではないでしょうか。バリアフリーの面からもです。また、先日、熊本市内で会議があって、休み時間にトイレに入ったのですが、６基のトイレのうち４基が和式で、２基は洋式でした。すると行列ができており、和式は駄目だからと、洋式のほうに何人も並んでおられるんです。年齢を重ねると、筋力が衰えたり、関節が痛んだりして、和式が利用しづらくなってきます。その点、高速道路のサービスエリアのトイレはほとんどが洋式の暖房便座で、快適に用を済ませることができています。私は改めて、本市の公共施設のトイレがどうなっているか知りたいと思いました。

そこで、学校施設以外の、庁舎や公園、コミセンや公衆便所などの公共施設のトイレの現状、和式と洋式の数、多目的トイレや暖房便座の数、そして、今後の整備計画についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君）　御質問にお答えします。

公共施設のトイレにつきましては、管理いたします所管課が分かれておりますので、私のほうからまとめてお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務部のほうで管理しております庁舎でございます。仮本庁舎となっておりますカルチャーパレスは、ホール棟も含めまして和式トイレが19基、それから洋式トイレが29基。洋式トイレは全て暖房便座つきでございます。また、洋式トイレのうち多目的トイレは、おむつ交換ベッドつきの身障者用トイレが２カ所ございます。

次に、西間別館でございます。西間別館は、和式トイレが４基、洋式トイレが７基。洋式トイレは全て暖房便座つきでございます。また、洋式トイレのうち多目的トイレは、おむつ交換ベッドつきの身障者用トイレが１カ所ございます。

次に、第二別館がありますスポーツパレスでございますが、和式トイレが29基、洋式トイレが15基、ここは暖房便座はございません。また、洋式トイレのうち多目的トイレは、身障者用トイレが２カ所ございます。

庁舎の今後のトイレの整備につきましては、新市庁舎建設実施設計におきまして、各階に和式の便器、洋式の暖房便座、親子連れの方、それから体が御不自由な方が使用できる多目的トイレを設ける予定でございます。

次に、建設部関係でございます。建設部のほうで管理しております公園のうち、トイレを設置しております公園は全部で15カ所ございまして、和式トイレが55基、洋式トイレが30基、そのうち暖房便座は14基ございます。また、洋式トイレのうち多目的トイレは、14基ございます。現在、都市公園のトイレにつきましては、人吉市都市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設長寿命化対策支援事業や都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の補助事業を活用し、トイレの改築、バリアフリー化を行っております。

平成25年度から平成28年度に、村山公園で２カ所、下新町公園で１カ所を整備し、平成29年度は瓦屋公園のトイレの改築も予定しており、今後も公園のトイレの改築を行っていく計画でございます。

次に、教育部関係で管理いたしております、７カ所ございます、校区コミュニティセンターにつきましては和式トイレが17基、洋式トイレが25基、そのうち暖房便座が18基ございます。また、洋式のうち多目的トイレは、身障者用トイレが５基ございます。

今後の整備方針でございますが、コミュニティセンターは災害時の避難所として位置づけられておりますので、昨年策定いたしました公共施設等総合管理計画個別施設計画の中で、年次計画による整備を行ってまいりたいと存じます。

最後に、市民部が管轄しております、これは公衆トイレにつきましては市内に５カ所ございまして、和式が８基、洋式が５基。洋式は全て暖房便座で、多目的トイレはございません。

なお、今後の整備の方向性としましては、洋式化していない公衆トイレ２カ所につきまして、老朽化に伴う改修の際に洋式化等を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　多くの市民の方が訪れ、多くの職員が働く仮本庁舎は、トイレの数が多く、洋式化は63%、洋式は全て暖房便座になっていました。西間別館も同じ割合です。スポーツパレスは洋式化が34%、暖房便座は残念ながらゼロ。この３カ所とも、多目的トイレはあります。

新市庁舎建設に当たっては、要望にかなうトイレが整備されます。憩いの場である都市公園のトイレは、洋式化が35%。そのうち、暖房便座は46%であり、トイレのバリアフリー化を行っているとのことでした。下新町公園のトイレを見てきましたが、以前と見違えるほどのトイレになっていました。集会や習いごとで地域の人がよく利用するコミセンのトイレは、洋式化が59%、暖房便座は72%。災害時の避難場所なのに、多目的トイレがないコミセンがあるので、公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づいて計画的に整備していくとのことでした。通行する人や観光客が利用する公衆便所のトイレは、洋式化が61%。全て暖房便座です。紺屋町会館横のトイレを見に行きましたが、観光客の方が利用されても大丈夫な、気持ちのよいトイレでした。トイレはこちらですよという標識、サインがわかりやすいように工夫されていたらいいのにと思いました。それぞれのトイレを管理する部署で、計画的に整備されていることがわかりました。

ところで、公共施設に準じる施設に町内会館があります。町内会館では、町内会の行事や会議、デイサロンが盛んに開かれていますが、町内会館のトイレ改修に市からの助成はあるのでしょうか。お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

地区公民館のトイレなどの整備におきましては、市の補助金といたしまして地区公民館等整備費補助金がございます。補助対象は、地区公民館等の建設または設備の設置でございまして、これは補助額につきましては、公民館建設の場合、建設に要します経費総額、これは50万円以上に限りますが、その３分の１以内となっております。新築、全面改築であれば、限度額200万円の補助を行っております。

御質問のトイレ関係の改修工事の多くは恐らく増改築等になろうかと存じますので、補助率は新築等と同じく３分の１でございますが、限度額は50万円ということになります。また、和式を洋式に変えるなど、トイレの設備改修や修繕の場合は、設置に要する経費総額の２分の１以内、これは限度額10万円ということでございます。公民館に関する補助金は、町内会からも要望が多い補助金でございまして、過去15年間の補助実績45件のうちトイレ関係は、改修補助で９件、設備補助で４件の計13件。内容は、トイレ改修それから排水工事、そして和式から洋式トイレへの変換もしくは修繕でございました。

直近の補助事例では、便器の交換に合わせて高齢者に配慮した手すりを設置するなどのトイレ設備補助を行っておりまして、補助対象経費は約20万円、その半額を、規定に従い、市が補助するということになっております。

公民館の多くは、町内会館も含めて、多くの方々に御利用いただく施設でございますので、今後もでき得る限り、トイレの改修ということだけではなく、御要望、御相談に応じて対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　新築の場合、改修の場合、そして施設の設備の場合でも補助金があって、そして実際に使われているということを知りました。皆さん、御存じなんでしょうかと言うつもりだったんですけど、皆さんが御存じで、たくさん利用されているということがわかりました。

では最後に、市長に伺います。公共施設のトイレの整備について、お考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

トイレは、心の鏡のようなものと聞いたことがあります。きれいで清潔なトイレを維持し続けていくことは、観光都市を標榜する本市の哲学でなければならず、トイレは市の鏡、そこに住む人の人格をも映し出すといった例えにもありますよう、地味であるかもしれませんが、すごく大切なことであると、私自身思っております。

市の公共施設の管理につきましては、平成29年３月に策定いたしました人吉市公共施設等総合管理計画に基づきまして、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うこととしております。また、施設ごとの具体的方針、整備計画につきましては、個別施設計画において整備を進めてまいります。

御質問の施設のトイレの今後の改修整備についてでございますが、トイレは誰もが日常必ず使う機能であり、生活空間であると同時に、利用者によっては不自由な動作を強いられる場所でもございます。だからこそ、改修には細やかな配慮が必要であると、私自身思っております。利用状況や利用実態、さらには市民のニーズを把握するとともに、施設ごとのトイレ整備、管理方針を定め、全ての利用者に配慮したトイレ整備を行ってまいりたいと存じます。

具体的には、公共施設等総合管理計画に基づく各施設個別計画に位置づけ、有利な財源確保も視野に入れながら、計画的な整備を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　私は、去年の３月議会で公共施設のバリアフリーについてと観光のまちづくりとバリアフリーについて、取り上げました。トイレが和式だけだったら、その時点で、車椅子を利用している方や足が弱っている方は使えないことを意味します。人吉市を誰もが安心して過ごせるまちに、そのためにもトイレの整備は避けては通れないと思います。

観光庁は、訪日観光客が急増しているために、観光地の公衆トイレの洋式化に補助金を出しているそうです。市長がおっしゃったように、有利な補助制度も活用して、これから取り組んでいただきたいです。

これで、一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分　休憩

午前11時05分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）（登壇）　こんにちは。５番議員の宮﨑保です。本日は２項目について通告しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、１項目めとして鳥獣対策から、耕作放棄地の現状について、鳥獣被害について、今後について。２項目めとしまして、市民の声より、観光について、大畑駅、矢岳駅の駅舎の譲渡について、今後の活用と観光振興策についての２項目を一般質問させていただきます。

まず、１回目です。耕作放棄地の現状についての質問ですが、耕作放棄地の調査について、昨年、農業委員会の法改正が行われましたが、法改正前と法改正後では、調査の内容についてどのように行われているのか、また変わった点についてお尋ねしたいと思います。

１回目を終わります。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えします。

耕作放棄地の調査についてのお尋ねでございます。まず、昨年７月以前の農業委員会法改正前までの旧体制では、農業委員がそれぞれの担当地区の農地の利用状況調査及び荒廃農地調査を兼ねた農地パトロールを、毎年８月から９月にかけて実施しておりました。その後、農業委員会が把握しました耕作放棄地を、農業委員会事務局で整理し、耕作放棄地リストを作成後、10月から11月にかけて、農業委員及び事務局職員で再度現地確認作業を行い、耕作放棄地調査を実施してきたところでございます。

次に、法改正後の昨年７月以降からは、新たに任命された農地利用最適化推進委員が中心となりまして、８月から９月にかけて農地パトロールを実施するようになりました。その後、農地利用最適化推進委員が把握しました耕作放棄地を、事務局で整理いたしまして、耕作放棄地リストを作成後、10月から11月にかけ、今度は農業委員さんと農地利用最適化推進委員及び事務局職員で再度現地確認作業を行い、耕作放棄地調査を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、法改正前と法改正後については、農地パトロールの仕方が、農業委員から農地利用最適化推進委員に変わったということであるようであります。そしてまた、再度現地確認につきましても、二者で行われていたのが、今度は三者になったと、法改正後はなったということでありますが、農地パトロールについて、やはり年に１回ではなく、回数をふやすなどしながら、農地の状況を把握することは必要であり、それがやはり、そのようなことを指導することによって、荒れないような農地になっていくのではないかということで、それについては大事だというふうに考えておりますので、その点については検討方をよろしくお願いをしたいと思います。

では、そういう形で耕作放棄地の農地パトロールをしながら確認をされているようでございますけども、５年間の推移はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君）　御質問にお答えします。

過去５年間の耕作放棄地の推移についての御質問でございます。農業委員会におきまして毎年実施しております農地パトロールにおいて、把握しました耕作放棄地は、平成25年度が3,017筆で219ヘクタール、平成26年度が2,035筆で138ヘクタール、平成27年度が776筆で50ヘクタール、平成28年度が921筆で59ヘクタール、平成29年度が941筆で72ヘクタールとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の報告の中を見ますと、年々減っているようには見えますけど、５年間で約540ヘクタールが耕作放棄地というか地目変更になっているということでありますが、本当に、数字的には年々減っているように見えますけれども、前年度分の耕作放棄地分については加算をされないということで、それをプラスしていくと、やはり５年間で540ヘクタールということで、かなりの数に上っているというふうに思います。

そうした中において、数字的にはそういうことになっているんですけど、耕作放棄地について、どのようになっているのか。耕作放棄地になるのを、農家の方がどのような形で見ておられるのか。それを、農業委員会としての見解はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君）　御質問にお答えします。

５年前と比較しますと、今、議員御指摘のとおり、ここ数年は耕作放棄地の筆数、面積とも減少傾向ということになっております。ただし、これは農業委員会で把握しましたこれらの耕作放棄地のうち、農地として復元不可能と判断しました農地は、非農地として所有者に通知いたしまして、農地以外の原野等の地目に変更していただくようお願いしているところ

でございます。したがいまして、非農地として判断した農地は、次年度の調査から対象外となり、耕作放棄地としてはカウントされないために、結果としまして、数値的には年々耕作放棄地の面積が減ってきたようにみられるということになります。

ただし、本市におきましても、農家の高齢化、担い手不足が非常に進行しております。耕作放棄地は、実際には拡大しているのではないかと思われます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の中で、復元不可能な農地は、農地以外の地目に変更してもらう――原野等にですね――ということでお願いをしているということでありますし、非農地として判断した農地は、次年度から対象外となるために、数値的には年々減少してきたが、実際には拡大しているとの見解であります。

そうした中で、耕作放棄地をふやさないためにどのような指導をされているのか、また耕作放棄地について、苦情、相談等があっているのか。あっていれば、その相談内容についてどのようなものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君）　御質問にお答えします。

耕作放棄地のうち、復元可能と判断した農地におきましては、その農地の所有者に対しまして、今後の利用についてお尋ねいたします利用意向調査を行うようになっております。毎年11月中に発送し、翌年の１月までに回答いただくようお願いしているところでございます。

なお、期日までに回答がない農地所有者に対しましては、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員のほうで戸別訪問を行い、利用意向調査のとりまとめを行っているところでございます。このような調査を通しまして、農地所有者の耕作意識を向上させ、耕作放棄地の解消に努めているところでございます。

なお、耕作放棄地が周囲の農地や住宅に被害を生じているなどの相談があった際は、随時、農地所有者の方へ、適正管理を依頼する通知書を発送しまして、苦情相談への対応を行っているところでございます。ちなみに、過去３年間の相談状況の実績でございますが、平成27年度が13件、平成28年度が10件、平成29年度が現時点で９件でございます。

なお、苦情相談の時期でございますけど、これは雑草が繁茂する６月から10月までの夏場に集中しまして、主な内容としましては、農地所有者の方が遠隔地にお住まいで、管理ができなくなって耕作放棄地になった事例や、所有者の方がお亡くなりになった後、依然として未相続のままになっている農地が耕作放棄地となっている事例が見受けられました。今後、このような事例はふえていくことが考えられ、農業委員会といたしましても、大変危惧しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の中で、復元可能と判断した農地については、利用意向調査を毎年発送して、翌年の１月までに回答を貰い、耕作意識の向上に努めているということで答弁があっております。

また、耕作放棄地は苦情等がかなり出ていると思ったんですけど、10件程度ということで、かなり少ない――少ないという言葉はちょっとなんですけども、あんまり出ていないのかという形で。やっぱり田舎のほうというんですか、山とか山間部のほうが多くて、町なかとか少ないから、こういう形になっているのかと思ったところであります。

しかし、非農地を希望する方がおられると思うんですけれども、これについては年度途中――例えば11月か12月の農地パトロールじゃなくて――の方がおられると思いますので、そういう非農地を希望される方、建物も荒れているところが、農家パトロールでも見つからずに、自分としても、ここを非農地にしたいというような分で、そういうふうに希望される方に対しての対応は、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君）　御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、人吉市農業委員会では、これまで11月までに把握しました復元不可能な農地を、12月の定例総会において非農地判断の議決を行い、土地所有者の方々へ非農地通知書を発送してきたところであり、原則として年に１回限り、非農地処理を行ってきたところでございます。

しかしながら、荒廃農地調査の時期以外において、非農地希望の相談をされる場合も多く、また熊本県におきまして、非農地証明事務処理要領が昨年12月に改正され、土地所有者が非農地証明を希望された際は、所定の申請書を提出いただき、農業委員会で調査を行い、その土地が復元不可能な荒廃農地と判断された際は、総会の議決を経て、非農地証明書を交付することができるようになりました。

したがいまして、今後の非農地処理につきまして、そういった御相談があった際は随時対応するように検討していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　これで耕作放棄地については終わりますけれども、先ほど、農業委員会事務局長の答弁の中で、耕作放棄地は年々増加の傾向にあるということでありましたが、その中で、耕作放棄地がふえることにより、鳥獣被害も拡大するというふうに思っておりますが、このことについて、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　皆様、こんにちは。それでは、鳥獣被害について、耕作放棄地、これについて、どう考えるかということです。

耕作放棄地など、草木が繁茂いたしまして荒廃しているというところでは、イノシシとか鹿、こういった有害鳥獣のすみかや隠れ家、これは十分考えられている、実はなっているわ

けであります。そのたびに、隣接いたします耕作農地への被害拡大につながっていくということです。

そこで、耕作放棄地の解消や耕作農地の周辺に繁茂する草木、こういったものを排除いたしまして、また見通しをよくすると、そういうことによりまして有害鳥獣が寄りつかなくなるというのがありますので、これは被害防止の観点から重要なことであると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　実は、イノシシとか鹿等がすみかとなるという形で、やはり見通しをよくして、すみかにならないようにすることが大事であると思います。その中で、本市における有害鳥獣のイノシシとか鹿などの生息数について、調査などは行われているのか。また、頭数の把握はされているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

有害鳥獣、それぞれの個体把握ということでございます。これは、市町村単位での調査というのは行っておりません。熊本県のほうで、これは５年に１度なんですが、鹿についてのみ調査を行っておりまして、ほかの、イノシシ、猿、こういったものはないわけです。鹿の個体調査方法というものがございまして、基準値となります箇所の調査をまず行い、それから得られました平方キロメートル当たりの頭数に面積を掛ける方法で、いわゆる推定生息数を算出されております。

直近の平成26年度調査では、平方キロメートル当たり13.8頭、これに本市の面積を掛けまして、数字といたしましては2,905頭が本市の鹿の推定生息数という結果が出ているところでございます。

鹿だけで、これしかございませんので、よろしくお願いします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の中で、イノシシ、猿の生息については、本市では行っていないということでありますけれども、やはり被害等がかなり出ていると思いますので、本市としても調査の必要性はあるだろうというふうに思いますので、その点については検討のほうをよろしくお願いをしておきたいと思います。

そして、イノシシ、鹿、猿、カラスですか、そういう形の有害鳥獣における被害はどのくらいぐらいあっているのか。平成27年度と平成28年度について、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

有害鳥獣被害の現状でございます。本市が毎年実施いたしております、本市の農家振興組合を通じましての被害調査結果に基づきまして、平成27年度と平成28年度、これは被害農地の面積と農作物の被害額について、お答えをさせていただきます。

それぞれ、鹿、イノシシ、猿、カラス、アナグマと５種ございます。まず、鹿でございますが、被害農地面積と農作物の被害額、これが平成27年度が5.5ヘクタールで、約856万円。平成28年度が4.4ヘクタールで、こちらが約708万円となっております。

次に、イノシシでございます。これは平成27年度が約5.9ヘクタールで、約572万円。それから平成28年度が約4.6ヘクタールで、こちらが約402万円となっております。

次に猿でございますが、これが平成27年度が約1.0ヘクタール、約57万円。それから平成28年度が約0.3ヘクタール、これが約21万円の被害となっております。

それから、カラスでございます。平成27年度が約0.3ヘクタールで、これが約338万円。それから平成28年度が約0.2ヘクタールで、こちらが約331万円の被害となっております。

それから、最近出てきていますアナグマでございます。そのほかの鳥獣の被害ということで、平成27年度が約0.3ヘクタールで、これが約126万円。それから平成28年度が、これが約0.1ヘクタール、約47万円の被害となっております。これの合計をいたしますと、平成27年度の被害農地面積が全部で約13ヘクタール、農作物の被害額が約1,949万円。それから平成28年度が約9.6ヘクタールでございまして、金額といたしますと約1,509万円となっております。

なお、被害調査につきましては任意の被害調査報告によるものでございますので、報告が実際あっていない報告、こういうものも含めますと、これを上回る数字になるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　前日の平田議員の答弁の中で、直接支払交付金の話があったと思うんですけれども、作付面積が540、これについては、先ほど言われました耕作放棄地、非農地にされた部分と、面積も変わらないわけなんですね。それと、まして、交付金が大体1,250万円と言われたと思いますので、これによると鳥獣の被害のほうがかなり出ているんじゃないかというふうに推測をされると思います。

先ほども言われましたように、年間の鳥獣の被害状況につきましては、面積については13ヘクタール、平成27年がですね。1,949万円ということで、約2,000万円以上になるんじゃないかと。報告も上がってきていないという分も含めますとですね。平成28年はやはり9.6ヘクタールで、1,500万円ほどでありますので、任意調査であるために、やはりこれについても、被害についてはかなりの額に上るんだろうというふうに考えています。

それでは、平成28年度、かなりのイノシシ、鹿等がふえていると思いますので、平成28年度と平成29年度の有害鳥獣の捕獲頭数についての実績と、今年度については見込みになると思いますので、それについてよろしくお願いしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

平成28年度の捕獲、こちらは実績でございます。平成29年度は、まだ捕獲見込みということです。

平成28年度でございますけど、まず鹿が1,250頭、それからイノシシが113頭、猿が12頭、アナグマが40頭、カラスが102羽でございます。平成29年度、これは見込みでございますけれども、鹿が1,283頭、イノシシが266頭、猿が21頭、アナグマが74頭、カラスは110羽を見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　有害鳥獣の捕獲頭数について比較をしてみますと、鹿とカラスについては余り変化はないということでありますけど、イノシシと猿、またアナグマについては、約平成28年度の倍、増になることを見込まれているようであります。また、イノシシにつきましては狩猟期間については含まれていないというふうに思いますので、もう少し頭数については、捕獲といいますか、獲られた数についてはふえるものではないかというふうに推測をします。

それでは、有害鳥獣の捕獲を行ってもらっている人吉市鳥獣被害対策実施隊の方々の年代別構成と平均年齢、また有害鳥獣を捕獲されたことに対して、平成28年度に支払われた捕獲報償費の実績についてどうだったのか、また狩猟免許を取得するための補助があるのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊の、まず年代構成、平均年齢、それから捕獲報償費の支払い実績ということでございます。まず鳥獣被害対策実施隊員、現在68人いらっしゃいます。年代別に見ますと、30代が３人、40代が３人、50代が５人、60代が31人、70代以上という方が26人で、平均年齢は66歳となっております。

報償費でございますけれども、平成28年度の報償費の支払い実績は県費のほうが130万7,000円、市費が155万9,000円です。人吉市有害鳥獣被害対策協議会から支払います国からの交付金、これが2,396万7,820円でございます。また、支払い回数でございますけれども、国からの交付金が協議会を通じて支払われます関係上、これに県費、市費をあわせて支払う必要がありまして、年に２回払っております。

また、狩猟免許取得の際の補助ということでございますが、これは現在、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金を活用いたしまして、狩猟免許の取得の際に、人吉市有害鳥獣被害対策協議会から１人１万円の助成を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　実施隊について、68名であるということでありますけど、60歳以上が

多く、平均年齢も66歳と、高齢化が進んでいるようであります。

また、そうした中で、本市が今、保有しておられます箱わなについてはどのくらいあるのか。貸し出しの状況はどのようになっているのか。また、先ほどの答弁でもありましたように、人吉市鳥獣被害対策実施隊の方も60代と70歳以上が、57名と８割以上を占めておられますので、こういう方の負担も軽減するために、市の職員がみずから狩猟免許を取得し、人吉市鳥獣被害対策実施隊と一緒に捕獲活動はできないのか。また、有害鳥獣が出たということについての通報があった場合については、どのように対応されているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

箱わなの貸し出し状況、それから市職員が狩猟免許を取ってということで有害鳥獣の捕獲ができないかということでございます。

箱わなにつきましては、人吉市有害鳥獣被害対策協議会で所有いたします箱わなを貸し出しをいたしております。現在、大型の箱わなが28基、それから小型の箱わなが22基、猿用の箱わなが２基でございます。現在、ほとんどそれを貸し出している状況でございまして、それだけ多いということなんですけれども。

また、市町村職員によります捕獲活動につきましては、ほかの自治体では職員が狩猟免許を取って捕獲活動をしているところもあるようでございますけれども、鳥獣の捕獲には長年の経験といいますか、地理をよく知るというそういった勘も必要でございますし、地理の内容も知るということでありまして、その成果というのは余り上がっていないということをお聞きしているところでございます。

市職員の、ということでございまして、本市では捕獲技術に長けました猟友会人吉支部に所属いたします狩猟免許所持者を、市長が特別職の非常勤職員として人吉市鳥獣被害対策実施隊員に任命をいたしておりまして、わなや銃によります捕獲活動を行っているところでございます。市の職員といたしましては、農家等からの被害とか有害鳥獣の出没通報があった場合、この場合に迅速に現地に出向きまして状況を確認いたしまして、近くの実施隊員の方々に連絡を取って、緊急捕獲の依頼を行うと。そういった実施隊との連絡を常に図りながら、あわせて私ども市職員も現地に赴きまして追い払い活動を行っているところでございます。市職員で、今、わなの免許を持っているのは、私は２人と聞いておりまして、その２人から、自分で捕まえたという報告を受けたことは、まだございません。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　箱わなについて、全部で52基であるけれども、それについては、現在ほとんど貸し出していて、手持ちはないとのことだと思います。それだけ、言われましたように需要があるようですので、箱わなについては数をふやしてもらうようにお願いをしてお

きたいと思います。

先ほど述べましたが、人吉市鳥獣被害対策実施隊の方も、68名の中に60代、70代の方が57名以上おられますので、このことについても８割を占めておられます。また、年間に数多くの鳥獣を捕獲されていますし、昨年度の合計は、先ほど言われていましたように2,683万3,000円の報償金が支払われているようであります。

また、先ほどの答弁の中で、農作物の被害は、報告だけでもかなりの数にあがっているというふうに思います。そうした中で、電気柵等の防護柵が有害鳥獣対策には有効だというふうに考えております。電気柵などの設置についての要件は、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

電気柵ということでございます。交付金や補助金を活用いたしました電気柵の設置の要件でございますけれども、国の交付金事業と市独自の補助事業がございます。国の補助事業でございますけれども、国の鳥獣被害防止総合対策整備事業交付金を活用いたしました電気柵設置は、電気柵の資材一式を、農家に対しまして、自己負担はないというところで無償貸与するもので、そのかわりに設置作業については、自力施工が条件となっております。対象者は、被害防止の対象となります農林産物を販売目的で生産されている農家３戸以上で組織いたします団体ということになっております。

次に、市の単独事業として行っておりますのが、人吉市農業活性化対策事業補助金でございます。これは、国や県の補助対象とならない農産物の販売をされている農家を対象といたしまして、電気柵等の設置に対し事業費の２分の１以内で、50万円を限度として補助をいたしております。

なお、本事業は、設置後３年間でございますけれども、事業実施後の状況、それから事業の効果及び改善策を報告していただくと。こういった事業実施状況報告書の提出が必要となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の中で、国のほうも市のほうもどちらも、販売目的の農家に限定しているということでしたが、小規模農家で農地を所有しておられる方も数多くおられると思います。そういう自給農家の方もおられると思いますので、そういった方々のところで鳥獣被害が発生しますと、どうせつくっても、被害に遭うのでやめてしまいたい、またそういうことで耕作放棄地になってしまうことも考えられると思います。

電気柵の補助対象を、自給農家まで広げることができないのか。また、現在の資材のみの補助でありますが、国のほうについては３件という形でありますので、割とできると思うんですけど、個人１件で、市のほうの助成を受けるときに、やはりかなり人手も要ると思いま

すので、設置のために人件費の補助ができないのか。設置の際の人件費を補助することにより、耕作放棄地も減ってくるのではないかと思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

電気柵の補助対象についての御質問でございます。国の鳥獣被害防止総合対策整備事業交付金、それから市単独の農業活性化対策事業補助金制度、これはいずれも農林水産物の生産性の向上と農家の経営安定を目的といたしております。このことから、補助対象が、まず販売目的の生産農家を対象といたしておりまして、自給農家を対象としてはいないところでございます。

設置の際の人件費ということでございまして、こちらにつきましては国の鳥獣被害総合対策事業交付金、これは先ほど御説明を申し上げましたが、自力施工を条件に、自己負担なしで無償貸与と。これまでにも、特に人件費に対する要望は、今のところはいただいていない状況でございます。仮に設置費用を含む事業となりますと、補助率が２分の１に下がりまして、逆に設置者の自己負担が発生してしまうという懸念もございまして、本市では、現在の形でこの事業に取り組んでいるところでございます。

次に、単独事業でございます人吉市農業活性化対策事業補助金につきましては資材費に対する補助といたしておりますことから、設置に伴います人的な経費の補助は行っていないというところでございまして、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　先ほども述べましたように、耕作放棄地を少なくするためには、少ない面積を耕作しておられる自給農家の方まで拡大していく必要はあるというふうに思います。これについては、今後の課題として検討をお願いしたいというふうに思います。

また、農家の高齢化が進んでいますので、先ほども言いましたように、耕作放棄地を少なくするためにも、人件費の補助についても再度検討のほうをよろしくお願いしておきたいと思います。

先ほど、２件とも、答弁の中で、販売目的でないと国の鳥獣被害防止総合対策整備事業交付金及び人吉市農業活性化対策事業補助金の対象とならないとのことだったと思いますが、現在、くま農業活性化協議会と球磨地域農業協同組合で取り組まれておりますクリの改植・新植について、これについては、クリについては桃栗３年といいますように、３年くらいは収穫がないと思いますので、収穫もなく、販売もできないと思います。こういったクリの改植・新植についてはどのようになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

クリの改植・新植の補助を受けている圃場、そういうところに電気柵の設置の補助という

ことでございます。御質問のクリの改植・新植といいますのは、ＪＡが窓口となっておられます国の果樹経営支援対策事業のことじゃないかと存じます。国の鳥獣被害防止総合対策整備事業交付金、それから市の単独事業でございます人吉市農業活性化対策事業補助金、これはともに事業の目的が、販売農家の鳥獣被害対策のためでございますので、電気柵設置に対する補助は可能でございます。

人吉市農業活性化対策事業補助金、これにつきましては、１回目の御質問でお答えいたしましたとおり、設置後３年間、事業実施後の状況や事業の効果、それと改善策等を報告していただく事業実施状況報告書を提出していただく必要がございます。

クリにつきましては、たしかに改植後３年間は収穫が見込めないということで、事業実施状況報告書に収穫量は、たしかに記載がこれはできないところもございまして、これに対する御質問もございますので、事業申請のそういうときには、申請相談時に、改植を行った圃場への電気柵の設置であるという旨をお伝えいただくと。それから、事業実施後の草刈り等の管理状況、それから食害の有無の状況、こういったものは、御報告をいただければ結構じゃないかと思います。このことにつきましては、御相談をいただいた際にその都度、御説明のほうはさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、クリの改植・新植については、どちらも事業の目的が販売農家のために鳥獣被害対象となるために、電気柵に対する補助が可能とのことでした。また、その中で、やはり市の分については、自分が設置する旨を、こういう形できちんと報告をしてくれということであったように思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、個人において山林を伐採した後に植林を行った場合、防護柵、網等を設置することに対して、どのような補助があるのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

山林で新植、こういうときの防護柵設置に対する補助ということでございます。個人林など民有林において、一番多いのは鹿でございます。鹿による樹木の食害、これに対する防護柵設置の補助事業といたしましては、熊本県が実施いたしておりますシカ森林被害防止柵設置事業がございます。これは、新植とあわせて附帯事業として防護柵を設置する場合でございますので、メートル当たり550円を補助するものでございます。

実施主体といたしましては、森林所有者、森林組合、１施工地の面積が0.1ヘクタール以上と、こういう要件もございます。また、ヘクタール当たり1,500本以上の植栽の場合が対象となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　クリの新植とか山林の植林について、申し入れれば、そのような形で対処してもらえると思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

先ほどから何度も言っておりますが、高齢化に伴う耕作放棄地、また有害鳥獣被害により耕作放棄地の増大が心配されます。一度荒れた農地は、復元するのにかなりの時間と労力を必要としてきます。農地を荒らさないためにも、農地パトロールのあり方や補助金の利用方法について、もう少し柔軟な対応をお願いしておきたいと思います。そういったことの検討をよろしくお願いしまして、次の質問に入ります。

市民の声より、観光について。駅舎の譲渡について、今後の活用と観光振興策についてです。肥薩線が「日本の20世紀遺産20選」に選ばれた経緯と、イコモスとはどういう組織なのか、お尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

昨年12月に、本市にとりまして大変喜ばしいニュースが舞い込んでまいりました。肥薩線の「日本の20世紀遺産20選」への選定ということでございまして、これは肥薩線の歴史的・文化的価値が改めて認められたものでありまして、この価値を、沿線地域がうまく生かしつつ、後世にしっかり継承していくことが重要であると認識をいたしております。

さて、この20選に選定されるまでの経緯についてでございますが、ユネスコ世界文化遺産に関する諮問機関でありますイコモス――これは国際記念物遺跡会議のことでございますが、文化遺産保護に係る非政府組織であり、世界文化遺産の保存・保護、そして価値の高揚のための重要な役割を果たしている組織ということでございます。

このイコモスにおきまして世界文化遺産に登録された20世紀遺産が、著名な建築家による建築作品に偏っていることが指摘され、20世紀遺産の多様性について議論を深めるため、世界30カ国のイコモス国内委員会に、各国の20世紀遺産を20件提出するよう要請がなされました。これを受けまして、2013年から、日本イコモス国内委員会、20世紀国内学術委員会により選定作業が重ねられてきたということでございます。

そのような中で、19世紀までにあり、20世紀に進化・変化したもので、導入された海外技術を日本的に展開した肥薩線、旧鹿児島本線が選定されるに至ったというものでございます。本市としましても、プレス発表を受けたマスコミの取材により、このたびの選定を知ったものでございます。このたびの選定は、これまでの世界遺産認定を目指して積み重ねてきた活動の成果であろうと考えております。改めまして、御尽力された関係者、関係団体の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の中で、ユネスコの世界文化遺産の諮問機関であるイコモスにおい

て、プレス発表を受けたマスコミの取材において、当市としては初めて知ったということであります。

それでは、日本の20世紀遺産に選ばれました大畑駅舎と大畑駅給水塔、矢岳駅舎について、ＪＲ九州との協議はこれまでどのようになされてきたのか。その経緯についてお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

平成24年４月に、肥薩線の世界文化遺産登録の推進及び当該路線の利用促進による沿線地域振興のため、肥薩線世界遺産推進室が設置されておりますが、その年の11月に、肥薩線における木造駅舎等の所有権移転についてを議題といたしまして、協議を開始いたしました。その後、平成25年２月には、肥薩線の世界遺産登録を目指すため、当時ございました肥薩線を未来へつなぐ協議会の会長名で、ＪＲ九州熊本支社長宛に、駅舎等の譲渡を依頼をいたしております。

依頼物件といたしましては、球磨村の一勝地駅、渡駅の両駅舎、これは既に球磨村が譲り受けを済ませております。そして、本市にございます大畑駅舎、大畑駅の旧給水塔、矢岳駅舎でございます。協議当初は、有償で譲り渡したいとのことでＪＲ九州から提案を受けておりましたが、その後、昨年度になりましてから、無償譲渡が可能と提示をいただいております。この無償譲渡になった理由につきましては、直接お聞きしたものではございませんが、駅舎の維持管理費の削減などコスト面で御検討をされての結果と捉えているところでございます。

ＪＲ九州熊本支社との協議では、譲り受けに当たっての電気配線切り分け工事の費用負担をどちらが行うか、災害時等の施設破損の際の取り扱い、維持管理の役割分担と担当範囲、また底地の扱いなど、さまざまな論点を相互に協議する中で調整をしてきたところでございます。

そのような中、１回目の御質問にございました「日本の20世紀遺産20選」に選定されたこと等もございまして、これはさきの全員協議会で御説明させていただきましたけれども、譲り受けの上、国登録有形文化財を目指すことで、肥薩線鉄道遺産の構成遺産としての価値を高めることができるものとして、現在、協議の最終段階を迎えつつあると認識をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　昨日の平田議員の質問と重複する部分もあると思いますが、大畑駅舎と給水塔の維持管理と活用方法は、どのようにされていかれるつもりなのか。また、昨年の一般質問の中で、大畑駅を愛する友の会の方々と意見交換を行った中で、現在の会の構成、活動状況や課題などについて話をしたが、やはり今後の高齢化と人口減少により、駅や周辺

の環境の維持が保てるか心配をされているとのことでした。これについては、大畑駅を愛する友の会の方のほうの部分だろうと思います。

そのことも含めた中で、今後の活用策についてどのように行っていきたいと思われているのかお尋ねをしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

大畑駅の譲り受け後の活用方法につきましては、昨日の平田議員への答弁の中で、当面、引き続き大畑駅を愛する友の会の皆様と連携させていただき、地域の憩いの場、観光客とのふれあいの場として活用を図ってまいりたい。そして、維持管理についても、友の会の皆様に清掃管理を行っていただくことができないかと考えております、とそういう旨の答弁をいたしたところでございます。

やはり、この駅舎に最も愛情を注いでいらっしゃる方々による維持管理が最も適しており、日ごろから乗客へのおもてなしをされるなど、引き続き今の雰囲気を持っていきたいとの思いから、そのような考えを述べさせていただいたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、友の会の皆様も御高齢の方が多く、将来的に、駅及び周辺環境の維持が保てるのか心配しているとの声もいただいていることも事実でございます。したがいまして、この維持管理につきましては、友の会の皆様の御意向をお聞きし、寄り添いながら、一緒になって、長期的な視点で維持管理方法を見出していかなければならないと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今言われましたように、大畑駅につきましては大畑駅を愛する友の会の方々に行ってもらうのが一番だろうというふうに、私も考えております。そういうことで、大畑駅を愛する友の会の皆様と、よく相談をしていただき、維持管理等についてもどのようになっていくのか、引き続き協議をお願いをしておきたいと思います。

また、矢岳駅の矢岳駅舎についても質問する予定でしたが、昨日の平田議員の質問と重複しますので質問しませんが、要望だけをしておきたいというふうに思います。

維持管理につきましては、昨日の答弁の中で言われましたように、ＳＬ展示館の清掃業務等を、矢岳町内会に委託をされております。地元の方々に管理していただくのが、やはり愛着があって、一番いい部分でありますし、地域内交流もできるというふうに思いますので、ぜひとも町内会の方々と相談を行い、よい方向でできるように検討方をよろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後の質問です。先ほど塩見議員も言われましたけども、３月17日からダイヤ改正が行われます。肥薩線の普通列車の運行本数が、八代―人吉間で６便の３往復、人吉―吉松間におきましては４便の２往復の減便となります。住民の方に影響を及ぼすというふう

に思います。１月17日の掲載の中で、ＪＲ九州がこの春のダイヤ改正で、列車の運行本数を減らすと報じられています。私が利用している肥薩線も減便の対象になっていますが、なくしてほしくありません。週末にイベントを企画するなど、乗客を集める工夫をしてみてはどうでしょうか、という意見が新聞で報道をされております。また、そういった中で、ＳＬ人吉の便についても、かなりの便が減便になるということになっているようであります。そういうことについて、きちんと把握をされていたのか。こういうことは、観光面についても大きな影響が出てくるのではないかと心配をしております。

この状況について、どのように捉えておられるのか。また、今後の振興策についてお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

ＳＬの年間運行本数が減るという、そういう把握でございます。それから、状況と今後の振興策ということで、これは経済部からお答えをさせていただきます。

まず、ＳＬ人吉の年間運行本数が減るということは、ＪＲ九州のほうからダイヤ改正について連絡をいただきましたときに、このときに運行予定本数が23本減るということは把握をいたしております。平成29年が151本でございました。ことし予定されていますのが128本でございますので、その差23本ということでございます。その詳細につきましては、昨年に比べまして、４月、９月、10月の月曜日運行が減になるということです。それから、運行最終月が11月になるわけですが、今まで第３週まであったわけです。これが第１週までに、ちょっと短くなるということで、そういうところで運行本数の減というところでございます。

また、23本減ったという理由でございます。このことにつきましては、ＪＲ九州にお尋ねしたわけですけども、４年に１度の検査年で、検査日程が多いというのが１つの大きな理由でございます。平成31年に再び増便されるか、これは不明でございますけども。ＳＬ人吉というのは大正11年製造の御年96歳でございますので、やはりそういうところで４年に１回は徹底的にやらなければならないというところでございます。

次に、肥薩線の運行本数が減るという状況の捉え方でございます。今後の振興策ということでございます。ＳＬ人吉の運行本数が減ることによりまして、宿泊や日帰り観光客及び観光消費額の減少の影響、これは予想はされるところでございますけれども、一方でＳＬ人気、これは非常に高いものがございまして、乗車したいと希望される方、こういう方は非常に多いということでございますので、運行本数は減りますけれど、その分、各便の乗車率は上がるんじゃないかと。昨年の乗車率が85％でございまして、これが仮に本数が減っても、100％にもしなったとしますと、その差は46人の差であると。これは、１つ出しております。もし、100％になったときでございます。

また、ＳＬ人吉の後に１本、普通列車が実はなくなるわけなんですけども、これは11時６分に八代を出まして、人吉には12時18分に着くのが、ＳＬの９分後に着くのがございます。

こういったところの影響もちょっと考えておかなければならないということなんですけども。

ＳＬ人吉の運行期間中、人吉駅に到着するまでの沿線とか駅などで、ＳＬ人吉の撮影目的に乗車されている方、同列車で、今、11時６分八代発の列車でおいでになると、これは申しわけございませんけど、正直把握していなくて、この影響というのはわからないところでございます。いずれにしましても、ＪＲ九州とは連携をとりまして、今後、乗客数の推移を注視していきたいということがございます。

今後の状況の変化、それとか乗客数の推移を踏まえまして、私どもは積極的に観光の商談会や相談会へ参加しながら、観光パンフレットでも、先ほどから出ております「日本の20世紀遺産20選」をアピールするという、これも重要であろうと。それから何といいましても、「鉄道のまち、人吉」である。人吉駅というのは、明治の遺産でございます人吉機関庫がございます、これは明治44年と。それから、ＳＬ人吉は大正11年と。現在の人吉の駅舎は３代目で、昭和52年のものと。それからＭＯＺＯＣＡステーションは平成27年のものと。いわゆる、明治から今までの歴史の建物が全て、それからＳＬ人吉も全てそろっているところでございますので、こういった人吉駅の魅力を、大いに全面に上げまして、観光宣伝、ＰＲ、それとＪＲ九州とのタイアップが必要であると。また、かわせみやませみ、これは１周年でございました。それからＳＬ人吉が10周年になります。こういった観光列車を活用いたしましたイベントといたしましては、特に人吉温泉女将の会さくら会がやっておりますノスタルジック人吉でございます。大変ありがたいことでございまして、こういった地元の有志の方々によります魅力あるおもてなしイベント、それからさらに、平成31年７月から９月30日までの３カ月間なんですけれども、ＪＲグループ６社と熊本県が協力して行いますデスティネーションキャンペーンが開催されますので、こういったものに積極的に取り組んでまいりたいと。多くの観光客の誘致に向けまして、観光団体と一致した協力、振興策を図ってまいりたいと存じております。

また、ことしはＪＲさんのほうから、ＳＬに対しまして小さい旗を貰ったんですね、これは初めて貰ったんですけど。運行日からずっと、それを使ってくれということで。ただ、お披露目はまだちょっと待っておってくれということでございますので、今度来るときに皆さんで使いましょうということでございます。

以上、お答えいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　生活路線の観点から、お答えさせていただきたいと存じます。

今春のＪＲ九州のダイヤ改正におきましては、先ほど塩見議員の一般質問でも御答弁させていただきましたけれども、過去最大規模となる117本の運行本数削減がなされ、そのうち肥薩線に関しましては、人吉―吉松間の通称山線が10本から６本へ、４本の削減、また、人吉―八代間の通称川線が30本から24本へ、６本の削減と、それぞれ削減がなされることとなっております。

これらの本数削減につきまして、地域住民の方々の生活路線の面から見た状況の見通しにつきましては、特に通学や通院など日常利用される方にとりまして、乗り継ぎ時間が長くなるなど、その分、これまでよりも時間的制約に縛られてしまうことなどが考えられ、この利便性低下から、さらに利用客減少が進むという悪循環に陥るおそれがあると考えているところでございます。

今後の振興策についてでございますが、沿線人口の減少やモータリゼーションの振興により、地域住民の日常的な利用の増加策を打ち出すことは、なかなか困難を極めるものでございますが、そういった中におきましても、例えば団体などの行事イベントで、ＪＲを初め公共交通を御利用いただくために、情報発信を行いましたり、ふだん利用されていない方々に楽しみ方をＰＲするなど、本年度新設いたしました肥薩線利用促進・魅力発信協議会の各自治体とも連携をし合いまして、知恵を出し合いながら、地元利用についても利用促進を図っていかなければならないと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　たしかに観光客は、観光列車はもとより、普通列車でも来られる方もかなりおられるというふうには思います。また、列車の便の減によって、住民の方々の利用にもやはり影響は及ぼすことは必然であるというふうに思います。また、そういう面につきましては、より一層の関係機関へ働きかけをお願いしておきたいと思います。

また、今回、「ＪＲ九州から譲渡されました」大畑駅舎、給水塔及び矢岳駅舎の維持管理の有効的な活用につきましては、今後、民間の方々と知恵を出し合いながら、官がするんじゃなく、民のほうでどういうふうにできるかということを話を行われ、運営のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

最後になりましたが、今月末をもって、議場におられる井上総務部長、山田建設部長、松岡教育部長を初めとして、多くの方々が「勇退」をされると聞いております。長い間、市民のために御尽力いただき、まことにありがとうございました。また、大変お世話になりました。今後とも、御指導をよろしくお願いしたいと思っております。また、第二の人生を歩まれる方々もおられるというふうに聞いております。より一層の御活躍を期待しております。また、地域に帰られましても、体には十分留意され、市政発展のために、さらなる御活動をお願いしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時09分　休憩

午後１時10分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（田中　哲君）　ここで５番、宮﨑保議員から、発言の申し出があっておりますので、これを許可します。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）（登壇）　私の先ほどの発言の中で、「ＪＲ九州から譲渡されました」という部分を、「ＪＲ九州から譲渡される予定の」に訂正をお願いします。

また、それと、退職の方ですね、多くの方々が「勇退」と言いましたのを、「退職」に訂正方をよろしくお願いしておきます。

○議長（田中　哲君）　ただいまの宮﨑保議員からの発言の訂正の申し出につきましては、訂正を許可いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　それでは、引き続き一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇）　皆さん、こんにちは。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

４点質問しますけど、まず、１点目にダムによらない治水対策で、地元への経済効果ということをもとに、質問していきたいと思います。また、２点目に給付型奨学金制度ということで、若者の貧困に応じた創設について質問してまいります。３点目は子育て支援で、国保税の均等割の免除について質問してまいります。４点目が介護保険料で、生活困窮者への減免について質問してまいります。

それでは、１点目のダムによらない治水対策です。

２月20日に、球磨川治水対策協議会の第８回会議が開催されました。そのとき配付された資料を見てみると、第９回以降、引堤、河道掘削と堤防嵩上げ、遊水地、ダム再開発、放水路、宅地の嵩上げ等、輪中堤という８つの治水対策の組み合わせ案を立案、評価することが書かれています。また、コンクリート鋼矢板による構造の堤防案のように、意見募集で提案があった対策についても、検討対象とすることは評価できると思います。

このようなダムによらない治水対策は、地元経済にも恩恵を及ぼすという視点から、この質問を行います。会議の中では、検討する場で積み上げた対策の進捗状況の説明もありました。資料を振り返って見てみますと、球磨村渡地区の内水対策や人吉市周辺の掘削案についての説明がなされたことがわかります。これらの工事は、地元の業者が請け負ったのではないかと思います。

そこで、人吉市大柿地区の掘削、球磨村地下地区の掘削、球磨村渡地区の導流堤の建設に

ついて、どこの業者が受注したのか、また工事請負金額は幾らだったのか、国交省に聞いてもらうようにお願いしておきました。その回答は、どのようなものだったでしょうか。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に確認をいたしたところ、まず、人吉市大柿地区における掘削工事につきましては、受注業者が松本土建合資会社、株式会社土井組、三和建設株式会社の３社によりまして、約４億1,900万円。球磨村地区の地下地区でございますけども、この掘削工事につきましては、株式会社江川組、株式会社中山建設、三和建設株式会社、味岡建設株式会社の４社によりまして、約10億6,900万円。同じく球磨村渡地区の導流堤築造工事につきましては、三和建設株式会社が約２億4,600万円と、それぞれ整備を行われたとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今、答弁ありましたように、八代も入ってますけど、八代も当然、地元といえば地元に、大きく見れば言えますし、また、特に人吉球磨の業者もしっかり入っていることがわかりました。ダムによらない治水対策が地元の業者に発注されていることが明確だったと思います。

そこで、市長にお伺いしていきたいと思いますけど、ダムによらない治水対策は、地元経済にも恩恵を及ぼすという認識があるか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員御承知のとおり、現在、球磨川治水対策協議会の場において、国・県及び流域市町村で一体となって球磨川等の治水対策が検討をされているところでございます。同協議会におきまして、直ちに実施する対策及び追加して実施する対策案としまして、本市におきましては大柿・中神地区の掘削、また人吉橋下流左岸の掘削及び築堤が進められているところでございます。

下流から実施されております治水工事の進捗により、流域の治水安全度が向上していくことは確かであり、議員御指摘のとおり、地元企業が受注した場合、当然、経済効果も生じるものではございますので、市民の生命と財産、安全を守るという本筋はしっかりと踏まえながら、今後も国・県、流域市町村と連携を図りながら、球磨川の治水対策に鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　市長も、地元経済に恩恵を及ぼすということで、そこは相違がないことがわかりますし、今ちょっと、答弁されて思い出したのは、人吉橋のところも白砂組と人吉球磨の業者が受注されております。

それで、そういうふうに恩恵があるということは共有されたんですけど。先ほど述べたように、球磨川治水対策協議会の第８回会議は２月20日に開催されました。そこで、私が気になるのは、第７回会議から余りに時間がたっていることです。第７回会議を開催されたのが昨年の３月21日ですから、11カ月たって、やっと開催されたことがわかります。もし、このペースで行くならば、いつ、組み合わされた治水対策案が決定されるまで、相当な年数がかかってしまうことが危惧されます。

そのことは、今もおっしゃいましたけど、球磨川の治水対策が、本当、ここが中心ですけど、どんどんおくれていってしまうことにもなってしまいますし、また、今議論してます地元経済の恩恵も見えてきません。球磨川治水対策協議会の会議がテンポよく開催されるように求めるべきだと思いますが、どう考えておられるか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

去る２月20日、第８回目の球磨川治水対策協議会が行われ、これまで同協議会において検討されてきた８つの対策や昨年実施されたパブリックコメントで提案があった対策を組み合わせた治水対策案について、同協議会で検討を行っていく旨の方針が示され、出席者からは、組み合わせ案の提示にどれくらいの期間を要するのかといった御質問もあったと報告を受けたところでございます。

議員御指摘の、テンポよくという点は、私も十分理解できるところでございますし、球磨川の治水対策につきましては、市民の皆様の安全・安心につながる問題でございますので、今後も引き続き、同協議会において議論を進めていただくようお伝えしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今おっしゃいましたけど、どれくらいの期間を要するのかという質問があったことも、私はその中にも、えらい今までも、前回からもかかっているという思いがあるんじゃないかという思いがあるんですよね。

この問題は、こういう要請ですね、治水対策の要請は、町村長と協力しながら要望していきたいということで言われましたけど、この問題はまさにそうやって、ほかの、多分市町村からもその思いがあると思いますので、ぜひとも、もっとテンポよく開催されるように求めていただきたいということをこのことに対しては申しておきたいと思います。

次に、給付型奨学金制度について質問してまいりたいと思います。

近年、子供の貧困や高齢者の貧困のみならず、若者の貧困についても、テレビや本で数多く取り上げられるようになりました。そのような状況の中、給付型奨学金制度を創設する自治体が生まれています。人吉市も、給付型奨学金制度ができないかという思いから、この質問を行います。

まず、人吉市には、人吉市奨学金貸与条例に基づく奨学金制度がありますので、これがどのような制度なのか、その概略を御説明ください。

○教育部長（松岡誠也君）　皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

奨学金制度の概要については、人吉市奨学金貸与条例におきまして、その目的や要件、貸与額などが定められているところでございます。

目的としましては、第１条におきまして、経済的理由により修学困難な者に対して学費を貸与し、その能力に応じた教育を受ける機会を与え、もって有用な人材を育成することを目的とする、と定められております。

次に、要件につきましては、第２条において、奨学金を受ける者は、学校教育法に規定する大学、高等専門学校、高等学校、または専修学校に在学していることなど、幾つかの項目により定められております。

奨学金の貸与額につきましては第３条に定められておりまして、大学の学生または専修学校専門課程の生徒などは、国公立が月額３万円、私立が月額４万円でございます。それから、高等学校の生徒または専修学校高等課程の生徒などにつきましては、国公立が月額１万円、私立が月額２万円でございます。いずれも、奨学金は無利子でございます。

また、奨学金の返還につきましては、第10条におきまして、卒業した月の１年後から、貸与期間の２倍以内の期間内に月賦で返還しなければならない、と定めております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今ので、よく内容はわかりました。

人吉市のような、今の貸与型奨学金ですけど、返していく必要がありますが、学校を卒業した若者が返還できる状況にあるのか気になります。

そこで、まず、現在、返還をしなければならない人について、その人数、返済の状況別に何人ずついるのか、また滞納総額は幾らになるのか、お答えください。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

人吉市奨学金の返還の状況でございますが、平成30年２月末現在で、返還すべき時期が到来している方の総額は1,055万5,000円、人数は37人でございます。

なお、返還すべき時期が到来している37人の人数の内訳は、期限どおり返還している方が11人、決まった額をおおむね順調に返還している方が14人、おくれ気味ですが少額ずつを返還している方が10人、全く滞っている方が２人でございます。滞納総額は468万5,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　皆さん、頑張って返されているとは思うんですけど。ちょっと気にな

るのは、おくれ気味なところ、10名ですよね。滞っている方２名おられます。現状わかりませんけど、今の状況の中にそのような若者を取り巻く状況ですね、大きな理由もあると思います。

インターネット上の東洋経済オンラインのホームページに、ＮＰＯ法人ほっとプラス代表理事の藤田孝典氏が、「「若者の貧困」に大人はあまりに無理解すぎる　仕事や家族に頼れる時代は、終わりを迎えた」という題の論文を執筆されています。その中の、もはや通用しない労働万能説、という項目でこのようなことを書かれています。若者は働けば自立できる、働きさえすれば、まともな生活ができるという神話（労働万能説）が根強く存在している。働けばそれに見合った賃金を得られ、その賃金によってまっとうな生活を営めるというものだ。しかし、当然ながら、上場企業へ入社できたり公務員になれる人数は、もともと決まっている。全ての人がまともな賃金を得られる職業を確保することも、現実では不可能である。事実、働いても、まともな賃金が得られる保証がない職種もふえている。そして、その仕事は、たいてい非正規雇用で終身雇用ではないため、不安定な就労形態をとっている。賞与や福利厚生がない職場も多く、働いたからといって生活が豊かにならないことが現在の労働市場で起こっているのだ。いわゆるワーキングプア問題が注目されるようになってきた。働いても貧困が温存されてしまうのである。これは何も、本人が低学歴であったりコミュニケーション能力が低いということに由来しているわけではない。大学を卒業しても、普通に働いて生計を維持することが急速に困難になっているのだ、というものです。

このように、働いても貧困が温存されてしまうという、今の若者の状況を認識しておられるか、お伺いします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

働いても貧困からなかなか抜け出せない今の若者の状況について、どう認識しているのかという御質問だと思いますけども、親の世代から貧困が子供の世代に引き継がれる、いわゆる貧困の連鎖が社会的な課題になっていることは、強く認識しているところでございます。

また、貧困から抜け出せない若者を取り巻く現在の状況は非常に複雑であり、都会と地方でも違う問題がございますし、日本全体でも非正規雇用の増加が進んでいるということを考えますと、今すぐに解決が難しい、現代の日本が抱える重大な問題と認識しております。

また、奨学金で学生生活を送り、卒業と同時に奨学金という多額な負債を背負いながら社会人となり、その返済に追われ、余裕のない生活を強いられたまま、結婚も諦めざるを得ないという事例も、新聞報道やテレビニュースで目にする機会があったところでございます。

本市の奨学金を利用されている方や利用された方の全ての方々が、必ずしも同じ状況や同じ気持ちであるとは言えませんけども、滞納をされている方も実際にいらっしゃることを考えますと、単純で簡単ではない、とても重い問題であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　いろんな例はあるでしょうけど、たしかに。ただ置かれている現状は、大変若者の貧困の状況がやっぱり厳しい状況にあることを認識されているというようなことを感じる答弁でした。

弁護士で、奨学金問題対策全国会議事務局長の岩重佳治氏は、「誰も置き去りにしない社会へ―貧困・格差の現場から」という本の中で、若者の学びと成長を支える学費と奨学金制度という論文を執筆されています。そこには、先ほどの藤田孝典氏と同じような、若者の現状を明らかにした後、奨学金制度についてこのように指摘しています。以前と違って、返す前提が崩れているわけです。にもかかわらず、同じように返済を求める。だからこそ、私が強調し、奨学金地獄という本でも言ったように、返還制度そのものの問題点を明らかにする必要があります。返せなくなるかもしれないにもかかわらず、きちんと救済制度を使えるようにできていない。収入が少なく、仕事が不安定で返せなくなっているのに、逆に取り立てが厳しくなっている。そうしたことが、大きな問題なのです、というものです。

政府が、昨年度、大学生の給付型の奨学金制度を創設し、この４月から本格実施しています。しかし、その内容は、学生の２人に１人が奨学金を借りる現状から見て、極めて貧弱で、制度の抜本的拡充が求められています。そのような状況の中、独自に給付型奨学金制度を実施する自治体が広がり始め、2018年度も、滋賀県米原市や神奈川県相模原市が創設しています。米原市の給付型奨学金制度は、対象が大学、短期大学、専門学校の専門課程、または高等専門学校に在学する人となっています。奨学金の額は、月額３万円。支給条件が、１、市内に１年以上居住する人と生計を１つにする人。２つ目に、満25歳未満。３つ目に、経済的理由で学資金の支援が必要と認められる人。これには収入基準はあるそうです。４つ目に、卒業後、市内に定住する意思のある人となっています。ちなみに、滋賀県内では、３市１町が給付型奨学金を実施しています。

それから、先ほど申しました相模原市の給付型奨学金制度は、高校生が対象となっています。資格があるのが、保護者と生徒が市内在住。世帯構成員全員が、市民税所得割額非課税となっており、成績要件はありません。奨学金の額は、入学支度金として入学時に２万円、修学資金として年額10万円となっています。人吉市でも、このような給付型奨学金制度はできないか、お伺いします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

給付型の奨学金制度の創設につきましては、これまでも教育委員会会議における奨学生決定の議案審議の際に話題に上ることもございましたし、教育部の担当課職員などにおきましても何度か協議したこともございますが、実現までには至っていないところでございます。

今申し上げました協議などの中で課題となっておりますのが、貸与型奨学金と給付型奨学金を比較した場合に、奨学金希望者世帯の所得要件あるいは学校の成績に、給付型には貸与

型より、さらに高いハードルを設定すべきかなどの基準の問題、既に貸与している方々への対応の問題など、さまざまにございましたが、やはり一番の課題は財源の問題でございます。

給付型奨学金が開始された場合、希望者の増加も想定されますので、奨学基金保有額は減少していき、やがて枯渇してしまいますので、恒久的な奨学金制度の維持は不可能となります。そうなると、奨学金を維持するための財源としては一般財源しかございませんので、今後は各自治体の状況を調査し、市全体の財政状況を見ながら、財政課との協議も含め、給付型奨学金の検討を始めさせていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今、答弁あったように、教育委員会の会議で話題に上ったとか、担当課の職員の中でも協議もされたということで、やはりこの給付型奨学金制度の意義は重々わかってやっているなというのが、非常に今の答弁で感じたところです。

今後、検討を始めていかれたいということで、ぜひとも、今の若者の状況に応じて、ぜひともこの給付型奨学金制度をつくっていただきたいということを申しまして、これに対する質問は終わって、次の質問に行きたいと思います。

次は、子育て支援です。少子高齢化や人口減少の中、子育て支援の重要性は誰もが認めるところだと思います。そのような状況の中、国保税の均等割を、第３子から全額免除する自治体が生まれています。人吉市でもこのような取り組みができないかという思いから、この質問を行います。

子育て支援を行う上で、経済的支援が必要なことは人吉市もよく認識されていると思います。それは、平成27年度から平成31年度までの５年間を１期として推進する人吉市子ども・子育て支援事業計画にも、よくあらわれていると思います。そこで、この計画書の第６章、計画の取り組みの１、安心して子育てできる環境づくりの基本施策４、経済的な支援の現状と課題には、どのように記入されているか、お答えください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えさせていただきます。

平成27年３月に策定いたしました人吉市子ども・子育て支援事業計画には、その基本理念実現のため、５つの基本目標と19の基本施策を設定しております。その基本施策の中の１つとして、今、議員が申されました経済的な支援について、現状と課題を記載しております。

記載内容を、そのまま読み上げさせていただきます。ニーズ調査でも、子育てをする上で不安に思っていることや負担に感じていることについては、子育てで出費がかさむという意見が最も多く、子育てをする上で経済的な負担が大きいことがわかります。第２子の出生に影響する要因としても、経済的な要因が挙げられています。また、第３子以降の出生には、子育てや教育に伴う費用が大きく影響しています。子育てに係る経済的負担の軽減は、市民

のニーズが高く、その取り組みを推進していく必要があります。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今、答弁いただいたように、第３子への影響まで、よく書いてあると思いました。それで、国保税の均等割を第３子から全額免除すると、子育て世帯にどれだけありがたいのかを明らかにしていきたいと思います。

国民健康保険では、標準世帯の１例として、子供が２人いる夫婦の保険税額を示しておられます。その額から、子供が３人いる夫婦の標準的な保険税額を導き出せると思いますが、その額は幾らになりますか。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

まず、平成30年度の国保税につきましては、今回の税率等の改正案をお認めいただいたと仮定させていただきまして試算算定させていただいておりますことを御了承お願いいたします。

標準的な世帯例のお尋ねということで、一応世帯例としましては、所得が200万円で、世帯主45歳、世帯員39歳、18歳以下の子供３人の世帯、５人で算定いたしております。このケースでは、所得判定の２割軽減が入りまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金の合算の金額でお答えいたしますと、所得割24万7,000円、均等割14万6,000円、平等割２万4,900円、合計41万7,900円となります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今ので大体の保険税額がわかりました。じゃあ、今、言われた世帯について、第３子の国保税の均等割が全額免除されたとすると、国保税は幾ら安くなるかお伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

本市が仮に所得判定基準が軽減対象に該当しない世帯のケースで、３人目の子供の均等割を免除した場合は、医療給付費分の均等割１名分、２万4,900円、後期高齢者支援分１名分、8,400円、合計３万3,300円の減額となります。

先ほど例で申し上げました、２回目の御質問でお答えいたしました200万円の世帯のケースでは、所得判定基準が２割軽減に該当いたしますので、２万6,800円の減額となります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　先に担当課に、どのくらい安くなるのかをちょっとお聞きしまして、子育て中の母親に話したんですね、どう感じるかと。言われたことは、子供がふえると負担増になるというそういう意識がものすごくあると。だから、そのような意識が和らぐ上で、

大切なことだと思う、と言われていました。

子供の均等割の負担軽減を求める声が広がっています。全国知事会は、2015年１月の緊急要請の中で、今後、国との協議の場において、子供の均等割の軽減を検討することを要求しています。また、東京都議会は、平成29年３月30日に、子供の医療費等の負担軽減に関する意見書を採択して、国に国民健康保険制度における子供に係る均等割保険税の負担を軽減することを求めています。

そのような状況の中、独自に均等割の減免をする自治体が生まれています。埼玉県ふじみ野市は、2018年４月から、18歳未満の子供が３人以上いる世帯の第３子以降の均等割を全額免除します。これは、子供１人当たり３万6,100円の減免となります。近隣の富士見市でも、2018年度から同様の全額免除が行われています。北海道旭川市では、2018年度から、18歳未満の被保険者の均等割を３割減免します。

市長にお伺いしていきたいと思いますけど、人吉市でも、このような子供の均等割の負担軽減ができないか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、平成30年度からの国民健康保険税につきましては、今回、熊本県の運営方針に基づき、介護納付金分の改正を御提案申し上げているところでございます。先ほど塩見議員にお答えいたしましたが、まずは共同運営の中で財政的に安定したものとすることを最優先課題といたしまして、県とのさらなる調整を図りながら、本市の安定した国民健康保険事業及び財政運営に努めてまいりたいと存じます。

御質問の３人目以降の均等割の免除につきましては、子育てに係る経済的な支援の具体的事例といたしまして貴重な情報の提供をいただきましたが、全国的には、新制度開始に際しての激変緩和の一環として、新たに取り組まれる自治体があるようでございます。熊本県内や近隣町村におきましては、まだ実施事例の情報はございませんが、新制度におきます共同運営の健全化、安定化が図られ、持続可能な医療保険制度が確立される中で、参考資料や事例の情報収集、調査研究に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今後、やっぱり事例とか踏まえてということで、市長もわかるとは思うんですよね、こういうのの有効なところはですね。全国の知事会も、国に要請することからですね。だから、ぜひ、いろいろ状況等を検討しながら、今後、子育て支援のためにも均等割の負担軽減を、ぜひ実現していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それでは、最後の介護保険料のほうに入っていきたいと思います。

2015年度のＯＥＣＤのレポートによると、日本の高齢者の貧困率は19.4％となっており、加盟国の中で４番目に高い値となっています。全員協議会で、来年度から始まる第７期の人

吉市いきいき高齢プランの案をいただきましたが、現在の暮らしの状況を経済的に見てどう感じていますか、というアンケートの問いに対して、大変苦しい、と答えた人が6.8%、やや苦しい、と答えた人が21.3%おられることがわかります。そのような状況の中、第７期では、介護保険料基準額が月額6,112円から6,490円へ、378円引き上げられようとしています。保険料を払いたくても払えない方が、さらにふえることが危惧されます。

私は12月議会において、生活困窮者の介護保険料が減免できるように条例改正を議案提案しましたが、減免を行っている自治体の状況を考えると、人吉市が減免制度をつくらないとする理由はないと思います。それで、質問により、介護保険料の減免制度の実現を求めていきたいと思います。

介護保険料に関して深刻な状況に追い込まれるのが、１年以上介護保険料を滞納されている方です。介護保険料を１年以上滞納すると、介護サービスを受けるためには、一旦、介護サービスの全額を払わなければなりません。しかし、既に保険料が払えていない方ですので、サービスの全額を払うことが困難だと思われます。１年以上介護保険料を滞納されている方は、何人おられるのかお伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

介護保険料滞納は、１年以上の滞納者数は延べ469人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　本当は実態の数、本当の人数が出ればいいんですけど、延べしかわからないというのが、ちょっと先に言われていましたので。延べで、重複する人もいるんでしょうけど、469人。やっぱりそれぞれ何人かと正確に出すと、かなりの方が滞納されているんだというのを非常に感じます。

それで、その状況の中で、私たちが考えておかなければならないと思うのは、このような介護保険料を滞納している生活困窮者にこそ、介護が必要な方が多いということです。千葉大学予防医学センターの近藤克則教授は、2005年に、健康格差社会という本を出版されています。その本の中には、所得階層別に対する要支援者と要介護者の出現率のグラフが載っています。その内容は、給与所得控除後の総所得が200万円以上の方の要支援者と要介護者の出現率が3.7%なのに対して、99万円から199万円では5.4%、１万円から99万円では8.4%、ゼロ円では17.2%となっています。所得が低くなるほど、要支援者と要介護者の出現率が高くなっています。

このことを補完するような内容を、ＮＨＫスペシャルのホームページで見ることができます。2016年９月19日に、ＮＨＫスペシャルで、「私たちのこれから、健康格差、あなたに忍び寄る危機」という番組が放映されています。ホームページの動画では、番組の初めに、低所得者の人の死亡率は高所得者の人のおよそ３倍という調査結果や、非正規の人は正社員よ

りも糖尿病を悪化させることが1.5倍高いことがわかった、という調査結果を紹介しています。この番組のディレクター、神原一光氏は、番組について、インターネットの日刊ゲンダイのインタビュー記事で、こう述べています。千葉大の近藤克則教授を初めとした専門家に話を聞くと、皆さん、しっかりと根拠に基づき、健康格差について問題提起をされていました。それまでは、薄々と格差は健康にまで及んでいるのではと感じる程度でしたが、現実は思っていたより、かなりの影響があると気づかされた。これは看過できないな、というものです。近藤教授の調査結果は、現状をリアルに示したものだと思います。

そこで、所得が低くなれば低くなるほど、要支援者と要介護者の出現率が高くなることを認識されているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

高所得者に比べまして低所得者のほうが、介護等の出現率が高くなることを認識しているかという御質問でございます。住んでいる地域や雇用形態、家族構成の違いで、病気になったり寿命が短くなるという問題が、議員から御紹介のありました健康格差と呼び、各所で取り上げられているようでございます。

調べてみますと、健康に対する自己管理能力の低さが原因ではなく、生まれ育った家庭環境や地域、ついた職業や所得などを原因として生じた病気のリスクや寿命など、私たち個人の健康状態に、気づかぬうちに格差が生まれてしまう状況を指すようでございます。このような研究成果を見てみますと、特定の人に限った問題ではなく、子供、高齢者、全ての世代に当てはまる社会問題であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　先ほど言った近藤克則先生のグラフについては、私もやっと手に入れましたので、そこは見られていないと思いますが、健康格差について、よく認識されているのがわかったところで、そのような介護の面でもそれが起こっているのは、今の答弁からも認識されていることだと思います。

そこで、低所得者ほど介護サービスを受けることが必要になっている人は、大勢いるということを認識すべきでありまして、生活に困窮される方も、保険料をきちんと納めて、介護サービスを受けることができるよう、介護保険料の減免制度が広がっています。平成28年９月議会において、村口健康福祉部長は、「全国を見てみますと、徐々にふえてまいりまして、市町村独自の減免制度を実施しているところも約３割ほどにふえてきたというふうに聞いているところでございます」と答弁しています。

それを実証するかのように、近隣では、多良木町が多良木町介護保険料減免取扱要綱の第５条で、特に生活が困難である者については、次の表の区分に応じて介護保険料を減免することができる、と規定して減免制度をつくっています。また、インターネットで検索してみ

ると、数々の自治体が介護保険料の減免制度をつくっていることがわかります。

そこで、市長に、介護保険料の減免制度が広がっていることを認識されているか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本市の介護保険料の減免につきましては、人吉市介護保険条例及び人吉市介護保険条例施行規則におきまして、災害や失業など特別な事情により保険料を納めることが困難な方に対して、徴収猶予及び減免に関する規定を定めているところでございます。

その制度以外で、所得の低い方に対する減免につきましては、現在、本市では実施していない状況ではございますが、先ほど議員もおっしゃいましたように、全国では約３割の保険者において、それぞれに要件を定め、市町村独自の減免制度を実施されているという報告を、所管課から受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　市長も認識されていることがわかりました。

それでは、介護保険の減免制度について、平成27年12月議会で市長は、低所得者への軽減を行うことは、そのほかの段階にある方の負担が増大する、と答弁し、平成28年９月議会で村口部長は、一般会計からの繰り入れは行わないという厚生労働省が示した原則について述べています。

しかし、私が調べると、一般会計からの繰り入れは行わなくても、減免の要件や内容を工夫すれば、第１号被保険者の保険料を上げなくても済むことがわかりました。電話で、減免を行っている自治体に聞いてみました。人吉市と同じくらいの人口の兵庫県播磨町は、平成28年度で16名。人口は異なりますが、宮崎県都城市は平成27年度で19名、平成28年度で16名、平成29年度で10名。茨城県取手市では、平成28年度で８名の減免の認定者がいます。しかし、この３つの自治体は、いずれも保険料を上げていないということでした。その理由として、全体の被保険者に比べて認定者の割合が少ないので、保険料の値上げはありません、とのことでした。

このように、減免の要件や内容を工夫すれば、第１号被保険者の保険料を上げなくても済むことを認識されているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

介護保険料の独自減免につきましては、平成30年度から３年間の第７期保険料を算定するに当たりまして、本市において独自減免を実施した場合の影響額等を試算し、その実施の有無について検討を行ったところでございます。

全国で実施されております独自減免の要件及び内容はさまざまでございますけれども、その要件等を参考にしながら、幾つかの想定要件のもと、試算を行っております。一例を申し

上げますと、所得段階が一番低い―― 一番所得の低い方々でございますけれども、第一段階の方々に対して、前年度の収入、土地・家屋・預貯金等の資産の有無、扶養家族や生計同一世帯員の状況等の一定の要件に該当する方で、保険料を30%減額した場合で試算を行ったわけでございますけれども、その対象者の資産要件や、申請される方の人数など、把握困難な要件が多く、減免に該当する金額を詳細に推計することは困難でございました。その影響額を正確に計り知ることも、難しい状況でございました。

したがいまして、議員の御指摘のとおり、対象者の数によっては、減免額が少額なため、介護保険財政に大きな影響を及ぼすものではないとも言えますけれども、厚生労働省が示す保険料減免の三原則の１つでございます、一般会計からの繰り入れを行わず、介護保険料の財源の中で行うことからいたしますと、いかなる形でも、減免を行うことで生じる影響額は、65歳以上の被保険者に御負担いただく保険料に頼ることとなりますので、全く影響がないというわけではないと捉えているところでございます。

また、この介護保険料の独自減免の実施につきましては、第７期介護保険事業計画を策定するに当たりまして、人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会にもお諮りしたところでございまして、制度運営を確かなものにするため、第６期に比べ、さらに保険料負担をお願いする状況の中で、本市における独自減免の実施につきましては、慎重な御意見をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　影響額がわかりにくいと、確かに難しいのはあると思うんですけど、これは独自に自治体がさっき言った要件や内容を決められますので、そして、また、規則で変えていけますから、条件とか内容をですね。最初、心配だったら、ほかの第１号被保険者に係る、値上げするんじゃないかと心配するなら最初ですね、この内容等を、まずは軽いものからしておって、試行期間を設けて、それからまた、まだ上げられるなと思えば上げていくと、そういう方法もあると思うんですよね。だから、やっぱりやっていくことが大事だと思うんですね。

そして、最後、質問していきたいと思いますけど、これまで述べたように、人吉市には生活が大変苦しいといわれる高齢者がおられます。また、介護の必要があると思われるのに、保険料を払えないがために介護を受けられない方々がおられると考えます。さらに、介護保険料の減免制度は、多くの自治体に広がっています。そして、減免制度を設けても、他の被保険者の保険料が上がらない方法があることが明らかになっています。

そうであるなら、減免制度を設けて、生活困窮者の方も保険税を払えるようにして、介護サービスが受けられるようにすべきだと思います。市長に、介護保険料の減免制度を創設すべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

介護保険制度におきましては、世界に類を見ない高齢化が進む我が国において、高齢者の暮らしを確かなものにするために、介護サービスを充実することにつきましては、国民誰もが異論はないところであると存じます。

しかしながら、社会保障、保険制度で運営する以上、給付が充実しますと、加入者の保険料負担が増加するわけでございまして、その保険料負担が高くなってまいりますと、その対策を求める声が出てくることにつきましては、私も十分受けとめさせていただいているところでありますが、現実として、安定的に介護サービスを提供していく介護保険制度の運営を考えますと、非常に難しい問題であると認識をしておりますし、もはや保険者、地方自治体で解決する次元を越えている問題であるとも感じているところでございます。

先ほど健康福祉部長がお答えしましたように、人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会の皆様には、本市の介護保険制度の運営につきまして、第７期介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険制度を持続可能なものとするため、介護サービスの充実と介護保険料負担の設定という大変難しい課題について、御審議をいただき、答申をいただきました。

答申の中には、低所得者の保険料軽減策を、国が定める基準に沿って行うことも記されており、委員の皆様に御苦労いただき、まとめていただきました答申内容は、尊重すべきものであると存じております。

介護保険制度につきましては、先ほど述べましたように、さまざまな問題がございますが、全ては将来にわたり持続可能で公平かつ安定的に運営できる制度設計に尽きると考えておりまして、これまで全国市長会を通じ、国に対して要望を行ってまいりました。

低所得者の保険料軽減に公費を投入することにつきましても、その要望の１つでありますが、現在、平成27年度から、保険料負担の第１段階の方について、標準となる保険料の50％負担から、さらに５％を軽減することとし、公費負担を開始しているところでございます。この低所得者の保険料軽減、公費投入は、私たち地方の声が国を動かし、制度化されたものと理解をしております。

国におきましては、財源を含め、あらゆる課題につきまして、今後、持続可能な介護保険制度としての制度設計を進めていかれるものと存じますが、私に与えられた役目は、介護保険制度に係る市民の皆様の意見を、熊本県市長会、全国市長会を通じ国に届け、本市における介護保険制度について、皆様に御理解をいただき、安心して制度運営ができる環境を構築することであると存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今、国の制度改正で、平成29年度から、ちょっと減額が進んだということですけども、それで十分かということですよね。それで十分であったら、今まで減免し

ておった自治体が減免制度をやめるわけで、そうではない、引き続きやっているということは、やはり減免制度が必要だと、それぞれやっている自治体も感じていることだと思います。

多良木町もやっているんですから、人吉市でも、やはり低所得者に対する減免制度を、ぜひ実現すべきだと思うということを述べまして、私の質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時09分　休憩

午後２時22分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員の高瀬堅一です。本日の一般質問も４番目ですので、少々、皆様お疲れとは思いますが、よろしくお願いいたします。

今回、通告いたしました項目は、市長の施政方針から、平成30年度当初予算より、公約と市政運営について、自主財源について、活性化事業についてといたしております。また、要旨に、それぞれ具体的質問内容を示しておりますが、昨日、また本日の質問で、通告内容が重なるものもあり、一部割愛し、また、総括して行うところもありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市長の施政方針からです。本市の歴代の市長は、この半世紀、約50年間で、松岡市長を入れて、わずか４人です。それだけ、長期の在任市長が長かったことがわかります。２人は国会議員挑戦を経ての市長就任で、それぞれ５期20年間勤め上げられました。実に40年間となります。そして、前市長は、民間からの市長就任で２期８年間でした。それぞれ、年齢も40代、50代後半となっております。しかし、３年前、松岡市長は、市議会議員からの市長就任で、しかも37歳の県内最年少でありました。市議会議員として８年間の経験は、多面にわたり市政に携わられ、また、熟知され、執行部との共同面もありつつ、ときには対峙する立場でもあったわけです。本市にとって、初めての市議会議員からの市長就任となったわけです。

何を申し上げたいかと言いますと、市議８年間、執行部とともに市政に身を置き、そして市長になられましたので、半面、大きく立場が一変したわけです。しかし、即戦力を兼ね備えた市長の誕生といっても過言ではありません。そのことから、今回の一般質問は、少し視点を変え、その時代背景の違いはありますが、市議会議員時代の認識や見解、希望、目標と、現在、市政を運営されている市長の立場と比較することによって、その立場の違いを初めとする政治、行政執行の相違点から、問題の比較検証することにより問題提起になるのではないかと考えております。政治信条、政策の立案・執行、予算の計上などにヒントを見出すのではないかとも思っております。よって、市議会議員時代と現在の市長の立場を比較させて

いただきながら、一部ではありますが、質問をしていきたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、質問です。

今回の施政方針で、市長は、冒頭から、歴史ある人吉市政を預かることになりましたが、光陰矢のごとしの言葉どおり、早いもので、本年が最終年度となりました。これまでの３年間を振り返りましたとき、と言われ、松岡隼人に市政を任せて、人吉市民は幸せになったのだろうか、その思い、不安が交錯し、とあり、眠れない日々が続いたこともあったと回想しております、と続き、特に熊本地震の発生の件に触れられ、人吉市政の拠点、本丸でもある市庁舎が落城の危機に瀕したときは、と悲痛な思いを述べられました。この発言には、少々驚いたわけですけども、かつて同僚議員として席を同じくし、温厚かつまじめで、何事にも真摯に向き合われ、また、積極的な政治姿勢をとっておられました。市長になられましても、おごることない、変わらぬお人柄です。

しかし、このような悲鳴にも似た、悲痛な発言を施政方針でお聞きし、何につけても責任者たる者には、孤独と苦悩と判断力が求められ、それは常につきまとうものといわれています。しかし、同情とともに、一方、その苦悩の深さを感じ、少々不安を感じたところです。

そこで、市長に就任され、３年が経過いたしましたが、現在、この３年間を振り返られ、残任期間１年という中で、今の市長の心境をお聞かせください。中でも、触れられているように、地震以外にも多くの苦悩があったと推察しますが、このことも含め、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたが、光陰矢のごとしといった、あっという間の３年間でございました。市議会の議員各位を初め、市民の皆様の御理解や御協力、市職員の精勤をもって、多くの課題解決を図ることもできましたが、私が市政を預かる以前からの、いわゆる過去からのプロセスがあってこそ成し得たものも多く、これまで携わってこられた皆様に、心から感謝を申し上げたいと存じます。

市政全般におきましては、時代の要請やトレンドといったものを的確に捉えながら対応していかなければならない部分と、町内会を初め各種団体や業界にはそれぞれの団体等における課題が、それぞれの御家庭や市民の皆様個人にもそれぞれの悩みごとや困りごとがあって、そこにどれだけ応えることができたのか。これは、施政方針での攻めの施策、守りの施策への取り組みとも関連をするのですが、道のりははるかであるという思いでございます。

次に、地震以外でも眠れない日があったのかという御質問ですが、やはり市民の皆様の生命・財産に危険が及ぶという意味では、風水害等災害発生への懸念といったものが最も心配されるところでございまして、不安な夜を幾度となく経験いたしました。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　少々踏み込んだ質問であったのかなというふうに思いますけども、このことを尋ねておき、この後の質問の参考にして、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。今、答弁いただいたことも含めて、残された任期の、重要な最終年度に当たりますが、今後の市政運営をどのように進められ、また、具体的に、本市の課題と今後の取り組みについて、どのようにお考えか、あわせてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成30年度は、私の任期の最終年度に当たる年でもございますが、施政方針でもお伝えしましたとおり、平成という時代のラストイヤーに当たる節目の年でございます。私のお約束した部分の積み残しについて、全力で取り組むことはもちろんでございますが、同時に、そこで実施に至らなかった施策、事業や新たな課題につきましては、検証をし、精査をする、いわゆるＰＤＣＡを行うことが重要であると考えておりまして、市政の停滞を招くことがないよう行政の継続性を保つべく、重要な１年にしてまいりたいと存じます。

本市の課題は、ということでございますが、人類が初めて経験する少子高齢化社会、人口減少社会の中で、この地域を持続可能たらしめるだけではなく、これまでにも増して、豊かで、安全・安心で、さらには幸福な地域を築いていけるのか、これが最大の課題であり、目標であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ただいま、最大の課題と目標のほうと、答弁いただきましたけども、何といっても財政問題が市政運営上、不可欠な問題というところはわかっておりますけども、やはり松岡市長のカラーを、もっと前面に打ち出してほしいというのが率直な気持ちといいますか、感想であります。

次に、平成30年度当初予算よりの項目に移らせていただきますけども、平成30年度は極めて重要な年度であるというふうに思います。平成最後の年度であり、本市にとっても、多くの課題を抱えながらも、大きな飛躍の年にしなければなりません。また、来年４月は、市長・市議会議員選挙もあります。特に、行政に対する市民の皆様の関心と注目が、注目する年度でもあります。

そこで、松岡市長の市議会議員時代の一般質問から市政に対する思いを感じ取り、今、市長となられ、どのような心境の変化や意欲、苦悩等があるかを聞くことにより、市政への意気込みと取り組みを比較検証したいと思い、過去の議事録などから、市長の議会での発言を調べてみたところです。市議会議員時代の一般質問を、議事録やネット中継録画などから見てみますと、市長選挙に立候補される直前の平成27年３月議会のみ一般質問はされておりませんが、他の定例会においては一般質問を行われております。

前市長の任期時期と同じ設定のときが参考になると思い、調べてみましたのが、平成23年３月ですが、このときは教育の振興と安全対策でありました。３年後の平成26年３月の一般質問は、鉄道ミュージアムと本市財政について、となっておりました。市議として最後の一般質問は平成26年12月議会で、総合的なまちづくりによる商業の振興に関する取り組みについてと国民健康保険に関する取り組みについて、また児童福祉の充実に関する取り組みについて、となっており、新年度予算に関する質問はございませんでした。

そこで、現在と同じ状況下での比較をし、当初予算に関する質問となると、平成26年３月になります。そこで、質問項目は、新年度予算についての考え方について、となっており、内容は、厳しい財政状況が続く中で、新年度予算編成の内容と本市財政の今後の見通しについて、を質問されています。新年度予算について、どのような考えで予算編成を進められたのか、が一番重要な質問項目にあったわけです。政治経済は、一瞬先は闇とよくいわれますが、一面、社会情勢に違いはあるとはいえ、まだ４年前です。地方自治体全体が厳しい財政状況を強いられている中で、本市も同じ状況であったというふうに思っております。

そこで、昨日、同様な質問と答弁もあっており、重複する部分がありますが、かつて市長が市議会時代に質問された同じ言葉になりますけども、新年度予算について、どのような考えで予算編成を進められたのかと、どこに集中し、どれを選択されたのかを、市長にお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

市議時代と、市長になってから、重視する視点は変わったのかということに関しましては、ふるさと人吉が、また市民の皆様が幸せになるために、との視点で、本市のために身命を賭すという覚悟をもって取り組んでいくという気持ちは、市議時代も、市長となってからも一貫して変わっていないところでございます。

それを踏まえまして、平成30年度におきましても初心を忘れることなく、市民の幸せという強い思いを持って、これまで重視をしてきた内容を具現化するものとして、予算編成に臨んだところでございます。

特に、守りの施策としましては、施政方針の中でも述べましたように、市民の安全・安心、健康といった、人吉で暮らす市民の皆様の満足度を上げるための施策を重視したところでございます。また、同時に、攻めの施策として、人口減少社会に対応すべく、しごと創出から始める移住定住促進、活かし、稼ぐための観光戦略といった取り組みにより、地域経済の活性化も図ることを重視したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　なかなか、先ほどの答弁と今回の答弁とですね、なかなか、市長らしい答弁をいただけないというのが、ちょっとですね、市長の言葉の答弁じゃないのかなとい

うふうに思っておりますけども。ちょっと残念に思っております。

新年度予算について、どのような考えで予算編成を進められたのか、どこに集中し、どれを選択されたのかという質問ですけれども、やはり厳しい財政状況下では、同じような答弁になるのかなというふうに感じた次第ですけれども。このことに、松岡市長が市議時代、質問されたときには、そのとき中村総務部長でありましたけども、今回、市長の答弁を聞きまして、市議時代には、その執行部の答弁に対し、不満を持っておられたというふうに思っております。

立場が変われば、このように見解であったり、認識が変わるのかなというふうに、私感じているところですけれども、いかがでしょうか。この辺が仕方ないことなのでしょうか。市長、いかがでしょうか、このあたりについてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

市議時代も、そして市長になってからも、人吉市のために、また市民の皆様方の幸福向上のために、そして将来の子供たちのために、しっかりと地域をつないでいかなければならないという気持ちのもとに、政治家として活動に取り組んでおるところでございます。

今回の予算編成に関しましても、当然、財政状況は厳しい中ではございますが、そういったことに、守りの施策と攻めの施策といった形で、施政方針からお答えをしてきたつもりでございます。詳細に関しましても、施政方針の中に気持ちはしっかりと述べさせていただいたつもりでございますので、そのあたりの気持ちをお酌み取っていただければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　以前の、市長がその当時、質問をされたときは、消費税のアップの時期でありましたので、地方消費税交付金が１億6,000万円の増というふうになっております。また、収入増の現象は生み出しております。ただし、その一方で、経費削減のための一律５％のカットを導入されておりまして、全体的にはやはり厳しい予算措置であったというふうに思います。

次の質問に入りますけども、予算削減と新規予算の計上と、予算から見る公約との整合性については、議長のお許しをいただいております。昨日、同様な質問をされております。答弁もあっており、重複する部分もありましたので、今後しっかりと精査検証し、機会を見て、再度お尋ねすることとし、割愛をさせていただきたいと思います。

次に、公約と市政運営についてですが、３年前の市長選挙では、「チェンジ人吉」と大きく掲げられたわけです。市役所新庁舎建設の白紙撤回、中学校卒業までの医療費無料化、給食費の全額補助を、ＳＮＳ、紙媒体などで幾重にでも連呼されておりました。もう１つの施策108項目の実現は、どちらかといえば後方支援のマニフェストではなかったかなというふ

うに思っておりますけども。そこで、選挙公約は完全に実施できるのでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

市庁舎、そして給食費、医療費助成を、私の公約の三本柱と表現していただいておりますが、中学生以下の医療費助成につきましては、これまでの市政の流れや関係者の御尽力もあり実現を見ましたが、市庁舎は大きく方針を転換し、熊本地震の影響もあり、現況にいたり、給食費につきましては、段階的な補助ということもあり、途上にあるということで、皆様の期待にはお応えできていない部分でございます。これらについての御批判につきましては、真摯に受けとめ、今後に努めたいというふうに存じます。

108つの公約に関しましては、前回も御説明しておりますとおり、総合計画（後期基本計画）の中に入れ込んでおりまして、市の方針と同じくして、現在市政運営に取り組んでいるところでございます。あえて108つだけをピックアップしたときには、80％を超える実施率というふうになっておりますが、目的は達成しつつも、やはり手段・方法というのは、その状況状況にあって、変えなければならない状況もあるというふうに考えております。

私が公約に掲げたから、必ずしなければならないというわけでもなく、それは庁舎内でしっかりと優先順位を持って、今すべきこと、そして財源等を踏まえて、実施可能かどうか、そういうのをしっかりと見据えた上で、現在は市政運営を行っているところでございます。さまざまな評価はあるかというふうに存じますが、現在はそういった形で進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　今、答弁の中にもありましたけども、庁舎問題であったり、医療費、給食費についての答弁がありましたけども、結果的には、新庁舎問題については二転三転、紆余曲折を経て、地震という未曾有の予期せぬ大災害により事態は一変し、その結果を経て、今後、確実に建設実現へ向かって進んでいることは皆さん御存じのとおりですけども、医療費の無料化も遅れましたけれども、昨年10月に実施をされております。しかし、給食費の全額補助については、現在、完全実施とはなっておりません。今回の当初予算にも計上されておりません。

私は、昨年９月の一般質問で、医療費の早期無料化実施と給食費の全額補助について質問をしております。最終的には、財政上の問題と言われましたので、クリーンプラザの起債償還終了２億9,000万円による財源の補塡を提案をしたわけですが、総務部長は答弁の中で、地方財政の動向等々をしっかりと見極めながら、財政運営に努めるということが、今後の課題でございますので、その中で給食費の問題をどう取り扱うのか、それは今後、最大課題として検討してまいりたいと存じておりますと、最大の課題として検討していきたい、という

ふうな答弁をされております。

そこで、この最大の課題の検討は、いつ検討されたのか。その経緯と内容をお尋ねいたします。それと同時に、医療費の補助を実施されましたけども、現況から見て、年間どのくらいの市の財政負担増になるのか、参考のためお聞かせください。また、想定額との差はどのようになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　まず、私から、学校給食費の関係についてお答えをいたします。

学校給食費の段階的な無償化に関しましては、次の段階としてどのように取り組んでいくのかということを、２つの案を軸に検討してまいったところでございます。

１つ目の案といたしまして、該当する全ての児童・生徒への助成金を一律に引き上げるものでございます。具体的には、現在、月額1,000円をベースとしております助成額を、２倍の2,000円に増額するものでございまして、約2,300人を対象とし、2,500万円程度が必要になると試算したところでございます。

もう１つの案でございますが、こちらは、同一世帯において３人以上の小中学生がいる場合につきまして、その年齢が高い方から３番目以降の児童・生徒に係る給食費を全額補助し、無償化するということでございまして、約220人を対象とし、試算の結果700万円程度を必要とするという案でございます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　それでは、私のほうから、子ども医療費完全無料化に伴います影響額、負担増という形でお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられましたとおり、昨年10月診療分から対象範囲を拡大いたしまして、中学３年生まで無料化となったところでございますけれども、平成29年度におきましては、子ども医療費の総額を１億1,769万円と見込んでいるところでございます。

このうち、無料化の範囲拡大に伴う影響でございますけれども、先にちょっと結論を申し上げますと、正確な数値の把握は困難なところでございます。理由につきましては、通院について例を申し上げますと、無料化以前には、１医療機関一日当たり500円の自己負担がありましたので、毎月医療機関から上がってくる実績報告には、一日ごとの集計があったわけでございます。しかしながら、10月からは無料化となりましたので、医療機関にかかった日数にかかわらず、まとめての報告が可能となりました。これによりまして、医療機関からの報告も簡略化いたしましたので、積算の根拠となるデータがなく、正確な影響額の集計ができないところでございます。

医療費に関しましては、季節的な流行による医療費の増減もありますことから、一概には比較できませんけれども、完全無料化がスタートしました10月分で見てみますと、平成28年度同期の実績と比べまして、約300万円の伸びがございました。最新１月分の実績では、約70万円ほどの伸びでございます。また、同じような考え方で、１つの目安として考えていた

だければと存じますけれども、平成28年度医療費の実績値と平成29年度の決算見込額を比較いたしますと、約1,100万円の増でございます。また、平成30年度の当初予算額と平成28年度の実績値で比較いたしますと、約2,500万円の増ということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　済みません、ちょっと、先ほどの市長答弁の中にちょっと戻らせていただきますけれども。先ほど市長は、掲げたマニフェストを、必ずしもやらなければならないということではない、というふうに答弁されたと思いますけども、私は、できるように取り組まなければならないんじゃないかなと、完全実施できるように取り組むべきじゃないかなと、私は思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ちょっと表現に誤解を招くようなことがあったかというふうに思っておりますが、当然、私が市民の皆様方に選挙の中でお示ししましたことは、実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、その中で優先順位とか、あとは本市を取り巻くこと、総合的に勘案しながら、そして時代の変化、またはニーズ等々にもしっかりと目を、そういったものも調査研究をしながら取り組んでいくという意味でございまして、誤解を招きましたことに対しましては申しわけなく思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ぜひそのような形で、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

ただいま答弁をいただきましたけども、給食費の全額補助について、保護者アンケートを実施をされておるということですけども、私はこのことについても、アンケートをされているということが、大変疑問に思っているところであります。なぜなのか、アンケート調査をする必要があったのか。財源も含めて、練りに練られた、これはまぎれもない選挙公約の大きな３本の柱の１つであったわけです。このアンケート調査の結果において、この公約が左右するのか。選挙投票数608票差の要因の１つであると言われる方も、多くおられます。アンケート調査の聞き方ひとつでも、その反応は大きく変わってきますし、給食費の全額補助をしたくないという意向が裏にあるのではないか、と批判する方もおられます。

ただ、言えることは、この公約を掲げ、当選されたというのは事実であります。今回はこれ以上申し上げませんけども、私はかつて給食費の全額補助については、ある程度は親の責務ではないかという見解を示したこともありますが、議論の上、賛成多数で決定したものでございます。ゆえに、ぜひ、給食費の全額補助につきましては、早期の実施をお願いしたいと思います。３本の、最も大きな公約ですので、申し上げるものです。

医療費の無料化については、今、金額を示していただきましたけども、これから精査し、また類似都市等との比較などを行い、健康であれば、個人も市も負担が減少するという観点からの政策も必要となると思います。

次に、施策108項目の実現については、どのようになっているのでしょうか。従前から、人吉市総合計画の中に、先ほども市長言われましたけれども、組み込むとの答弁に終始されております。第５次人吉市総合計画は平成24年度から平成31年度までとなっております。第５次人吉市総合計画（後期基本計画）が平成28年度から平成31年度の期間となっていますので、当然、この後期基本計画に松岡市政として組み込まれたものと思いますが、なかなか中身が見えてまいりません。公約による総合計画の現状と進捗状況についてを、お尋ねをいたします。

また、市長選挙公約の施策108項目、いわゆる選挙マニフェストの位置づけと達成状況。先ほど言われましたけれども、市民への、そして報告などはあっているのでしょうか。このようなことは必要なものではないでしょうか。この点について、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど少々触れましたが、特に重点的に取り組むべきものを、５つの重点施策として、その実施状況や平成30年度の取り組み方針については、お示しをしてきたところでございます。そこでの御説明と重複する内容もございますが、御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、108の施策でございますが、現時点でのその達成度は81.5％でございます。今年度に取り組みました主なものといたしましては、子育て環境の充実として、中学校卒業までの子ども医療費の完全無料化を、本年度10月診療分より開始いたしました。また、経済に関する項目といたしましては、人吉しごとサポートセンターＨｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）の設立に向けた準備を行っており、現在、その核となるセンター長の採用予定者が決定したところでございます。さらには、移住定住専用ポータルサイト人よしライフや市公式インスタグラムの運用による情報発信力の強化、活気ある人吉の未来像を考える大未来会議や、小学生による子ども議会などの開催、スポーツ活動の振興に寄与するため、ＮＰＯ法人人吉市体育協会との協働による人吉市スポーツ振興事業補助金の設置などが上げられるかと存じます。

実施状況の説明についてでございますが、このように議会において御質問していただくことで、私の考えや取り組み状況を市民の皆様にもお知らせできますので、大変ありがたく思っております。加えて、議員御指摘のとおり、まだまだ、市の取り組みについての情報発信の足りない点もございますので、町内を回って御説明をしている未来カフェやさまざまな広報メディアを使ってお知らせをしていきたいと考えております。

次に、総合計画でございますが、後期基本計画が平成28年度から平成31年度までの４年間の計画期間となっておりまして、現在その２年目に入っているところでございます。この総

合計画につきましては、本市の行財政を取り巻く環境や社会情勢の変化等に対応するため、毎年度ごとに実施計画を作成し、その中でＰＤＣＡサイクルによる検証を行いながら、事業の見直し等を行っているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、108の施策は、総合計画（後期基本計画）に位置づけて、一体として事業を進めており、その核となる部分はおおむね重なってまいります。進捗につきましても、同様に御理解をいただければと存じます。

なお、総合計画（後期基本計画）につきましては、計画期間が平成31年度までとなりますので、来年度以降、市民の意識調査も含め、第６次計画に向けて総合的な検証を行うこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　このことにつきましては、今後しっかりと精査してみたいと思います。市長任期の最終年度だけに、当然、マニフェスト検証報告が市民から何らかの形で求められるというふうに思います。ぜひ、このことも御検討いただきたいというふうに思います。

次に、少子高齢化問題についてであります。これは、この質問項目ではないかもしれませんけども、市長の福祉面での公約の「健やかに暮らせる人吉」の中に、強く述べられている大きな公約ですので、ここに含んでおります。私自身も、また私を取り巻く環境も、特に、人が集まれば必ず高齢化問題の話題となり、老後の話ばかりになります。そこで、当初予算計上に当たり、この高齢化問題に進捗があるのではと期待をし、現状、課題、そして政策、今後の見通しについて、あればお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えさせていただきます。

高齢者の施策につきましては、平成30年度からの指針となります第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定したところでございます。計画策定に際しまして、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えまして、地域包括ケアシステムをさらに進める方針としていることから、市といたしましても、第６期計画の方向性を継承し、計画の重点目標を、高齢者が健やかに暮らし、いきいきと活躍できる社会を構築するための地域包括ケアの推進と定めているところでございます。

市では、第４期計画までは施設等の基盤整備を行い、施設関係の介護サービスの充実を図ってまいりましたけれども、今後はこれらのサービスと地域のあらゆる資源、力を活用しながら、適切な支援が速やかに提供できるよう、地域包括ケアシステムを推進してまいりたいと存じます。

また、その取り組みの１つでございます在宅医療と介護の連携につきましては、人吉市並びに球磨郡の医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員協会の方々と検討を重ねまして、本年４月から、人吉球磨地域が同じ運用指針のもと、連携を開始することとしておりま

す。高齢者の方がふえていく中で、高齢者を地域で支える取り組みにつきましては、行政だけでは的確に対応できない状況になりつつあります。高齢者を取り巻くさまざまな問題につきまして、医療や介護の専門職の方々、地域住民の方々、家族と一体となりながら、高齢者が地域で安心して暮らせる仕組みづくりに努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　高齢化問題は大変奥深いものであり、国や県の政策に準じていく場合が大変多いものでありますけども、本市に合った独自の政策とその実現、健やかに暮らせる人吉の実現に、今後期待をしたいというふうに思っております。

次に、自主財源についての質問に移ります。

全国どこの地方自治体も、地方交付税に頼らざるを得ない３割自治体ばかりということです。自主財源の確保は、自治体の死活問題と言えます。新年度予算計上の、この３月議会になりますと、財源確保、特に自主財源確保が頭をよぎってまいります。

昨年３月議会で、自主財源確保についての質問をいたしました。井上総務部長は、議員おっしゃるとおり、自主財源の確保というのは、本市に限らず地方自治体全体の最大の課題であり、誰もが認識しているところです。月並みですが、市税を初め、保育料とかこういうものの滞納等をなくし、確保しなければなりません、と答弁をされています。

そこで、本市独自の、いわゆるオリジナルの自主財源の確保の手だてはないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

きのうも平田議員に、自主財源のことで、いろいろ予算編成で苦労した点ということで御質問を受けたわけですけれども。私個人からすると、今回の当初予算の編成は21回目なんですよ。勤務年数36年のうち、財政に18年近くおりました関係で、その中で今回、一番大変な予算編成だったと思っております。要するに金がないわけですよね。金がないというのは、無駄な金を使っているわけじゃないと。要するに、普通にやっていても金がないというような状況で、財政課長あたりはもう真っ青な顔をして、かなり眠れない日が、本当、市長と一緒じゃないですけども、続いたということで、これは本当に眠れなかったと思います。

状況的に、やはり平成17年の三位一体の改革等々で税源移譲をうまくやるということで、国はかなりバックボーンを上げましたけど、結果的には、それは何にもならなくて、やはり都市圏を中心とした税収が多くなっただけであって、地方にはほとんど影響がなかったと、そういうような状況でもございます。

また、少子高齢化の中で、当然、私たちが一番恐れていた――措置費と昔は言っていましたけども――例えば障がい者の自立支援費とか保育所、認定こども園の運営費、こういうものがどんどんどんどん上がってきて、そういうものに一般財源、要するに自主財源等々が取

られていったと、そういうようなことで、かなり厳しい予算編成の中で、よくこれだけの庁舎移転も入れながら予算が組めたなというふうに、私自身は実感を、そういうふうに自分たちの予算編成を褒めるわけじゃないんですけども、本当によく包み込んだなということが、まず実感でございます。

国が示す平成30年度地方財政計画の中で、地方交付税は2.0％の減となっておりまして、地方交付税は依存財源でございまして、その中でも最も大きい率でございますけども、交付税の大幅な増が恐らくことしは期待できないと思います。というのが、クリーンプラザの償還が去年終わりました。去年終わって、ピーク時に６億円近く行政組合に償還のお金を返していたんですけど、その半分は地方交付税の中に事業費補正として算入されていて、要するに市に入ってきたお金を、そのまま償還財源として行政組合のほうに渡していたと。だから、その分がすっぽり基準財政需要額から抜けてしまいますので、当然、交付税は相当落ちるというような状況は前々から私たちも予測しておりましたので、自主財源を確保していく上で、今回の交付税に頼るということは、恐らくことしはできないだろうということで、そういう中で自主財源をどうするかということを考えてきたわけでございます。

市税は、今のところ、ことしの当初は若干伸びたような形になっていますけど、実際は、固定資産税は３年に１度の評価替えで、土地も家屋も落ちていますし、そういう状況の中でやっぱりしっかり滞納分も含めて確保していく必要があると。要は、現年分の確実な確保を、現年分の例えば期限内の納入をしっかりやってもらうと。そして、それでもって現年分の市税をしっかり確保していく。納税課が非常に頑張っていて、収納率も、今、向上していますので、これは私たちもかなり評価をしているというような状況でございます。

そしてまた、保育料が現在1,000万円以上の滞納分を抱えていますので、これもしっかり、取るという言葉はちょっと失礼なんですけど、納入していただく。要するに、そんな小さいことをやらないと、要はもう自主財源の確保には追いついていかないんですよ。保育料の場合は、国の基準での保育料がございます。それの６割から７割しか、市のほうは取っておりません。じゃあどうなるかというと、取らない分だけ、それは市が持ち出しをしなければなりません。それはもう１億円以上になっておりまして、今、これを私たちが超過負担と言っております。この解消にも、しっかり努めていく必要があると。それは何をやらなければならないかというと、やはり国の基準が上がっていきますので、本市の保育料もそれに準じて見直していくと。そういう作業が出てくるわけであります。自主財源確保のための基本的なスタンスです。こういう問題は地道に取り組むべき課題でもあると存じております。

また、昨年から好調をキープしているふるさと納税、これは今、企画政策部企画課が非常に頑張っておりまして、シティプロモーション推進室の頑張りがあって、今回の増額につながっているというような状況でもございます。これまで以上に積極的に全国展開を図り、寄附を募っていく。これは、本市にとっては極めて新しい、今、議員が申された取り組みの１

つでもあり、これは今、好調ですので、これをやはり続けていく必要があると。平成30年度はふるさと納税の目標額を３億円と設定しており、これまで以上に積極的に周知を図る、そして先進的に取り組まれている事例等々も、ここに国の関与もありますので、国のいろいろな指導のもとに、そこに抵触しない範囲内でしっかりやっていく。そういうものが、新たな自主財源の確保につながっていくというふうに考えているところでございますけども、口で言うはやすし、やはり非常に難しい課題として捉えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ありがとうございました。今、部長の答弁の中に、市税と保育料について、どういう状況かということでお話がありましたけども、総務部長が言われました、多くの歳入の確保の重要性から、歳入となるべきものの内容と納入状況、近年の推移について、主なもので結構ですので、お尋ねをしたいと思います。

○市民部長（廣田五浩君）　それでは、私から、市税につきましてお答えいたします。

収納率の過去３年間分を、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税を合計しました現年度分収納率でお答えいたします。

平成26年度が98.0％、平成27年度が98.1％、平成28年度が98.2％で、わずかではございますが上昇傾向となっております。

税収の確保は、市政の円滑な運営や市民の福祉の向上を支える重要な命題でございまして、市税の収納率を向上させるためには、市民の皆様に税負担の必要性を御理解いただくとともに、税負担の公平性を保つためにも、今後も滞納処分の強化に努め、着実な収納向上を図ってまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　それでは、私のほうからは、保育料の現状と今後の対応につきまして、お答えをさせていただきます。

保育料の、最近３年間の収納率でございますが、平成26年度が98.42％、平成27年度が98.37％、平成28年度が97.63％となっておりまして、若干ではございますけれども、低下している状況でございます。

保育料の収納につきましては、日ごろから保育所におきまして、保護者への納入喚起のお声かけをしていただいておりまして、認可保育所７園につきましては事務委託を行い、代理徴収をお願いしております。また、納期を過ぎた方につきましては、20日以内に督促状を送付いたしております。なお、認定こども園の６園につきましては、こども園が保育料を保護者から徴収し、直接、園の収入となっているところでございます。

滞納世帯への取り組みでございますけれども、現年度分の保育料を３カ月以上滞納された方につきましては、訪問や電話により催促を行っておりまして、年度末には職員で徴収班を

つくり、自宅を訪問し、徴収強化に努めております。また、過年度分の滞納がある方につきましては、催告状の送付や電話、訪問等で、さらなる納入喚起を継続して実施し、このうち、高額滞納世帯へは、御相談の上、児童手当の支給方法を窓口払いに変更いたしまして、支給の際に保育料納付のお願いを行っております。さらに、承諾が得られた世帯につきましては、児童手当からの直接徴収――いわゆる天引きと申しますけども――に取り組んでおるところでございます。

なお、平成31年度からは、幼児教育保育の新しい制度が施行される予定でございますので、制度の熟知に努めまして、適正な保育料の設定など、保育料滞納解消の取り組みに加えまして、将来的に一般財源の負担の軽減に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（山田　巧君）　では、私のほうから、過去３年間の市営住宅の使用料の現年分収納率につきまして、お答えさせていただきます。

平成26年度が98.46％で、前年度と比べまして0.59ポイント下がっております。平成27年度が97.54％で、前年度と比べまして0.92ポイント下がっております。また、平成28年度は97.92％で、これは前年度と比べまして0.38ポイント上がっております。

収納率向上のための取り組みといたしましては、毎月納期限から20日以内に督促状を発送し、その後、納入がない場合は催告書の発送や電話による納付指導、あるいは連帯保証人に滞納の事実を知らせることで、滞納者への納付の働きかけを行っております。また、年末や年度末及び出納閉鎖期間中に設定します徴収強化月間における職員による夜間の臨戸訪問や、滞納者個別の生活実態の聴取の実施により、世帯状況を適切に把握しながら、納付相談や納付指導を行っているところでございます。

今後におきましても、基本的には滞納に至る生活実態をしっかりと見極めることが重要となりますので、滞納者と接触する機会をふやし、早期の納付指導を行いながら、公平な負担と自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ただいま、納入率について、それぞれお聞きしましたけれども。市民が納付すべき歳入の確保に、大変苦労されているというのは十分承知しておりますけれども、今後も歳入をふやし、納入するのは市民の義務ですし、市民の公平負担の原則からも重要です。他の自治体も工夫を凝らし、このことについて努力をしている様子を、メディアなどで見ることが多くあります。さらなる努力をお願いいたしたいというふうに思います。

また、オリジナル自主財源の確保につきましては、近い町においても断念されたいきさつがあり、困難な問題であるということはわかります。しかし、成功している事例も多くあることも事実です。一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

ふるさと納税につきましては、昨年の３月議会の一般質問で、井上総務部長は、ふるさと納税を通じて、一人でも多くの方々に人吉市、その地域のファンになっていただけるような取り組みを進め、来年度は私たちも目指すところが１億円ということで、寄附額を目指してまいりたいと存じます、とはっきりと意思表示等を確約をされました。その結果、本年１月末現在で、昨年の約５倍となる１億5,600万円となる旨の報告を受けております。まさに見事な決意と、その達成はすばらしいと思います。このようなすっきりとした目標と行動が、市民に大きな信頼を与えるものだと感じ、大変うれしく思います。中には、好意的に、まだまだ人吉市は大きな伸びしろがある、と言われる方もいらっしゃいます。このふるさと納税については、今後ますます期待が膨らむばかりです。

そこで、返礼品等によって一部乱れが生じた本制度に対し、総務省が通達した返礼品の制約によって、変化や効果はあったのでしょうか、お尋ねいたします。また、九州内で結構ですので、本制度の活用の上位自治体の現状と、本市の今後の取り組みについても、あわせてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今年度のふるさと納税の状況でございますが、２月末時点で5,867件、１億6,096万3,808円の御寄附を、現在いただいているところでございます。昨年度と同時期に比べ、件数で約４倍、金額では約５倍と、今年度目標にしておりました１億円を大きく上回る状況となっておるところでございます。

これは９月議会でも、高瀬議員の御質問にお答えしましたとおり、返礼品の数を220品目ふやしたり、カタログの配布や新聞、雑誌への広告展開、また都市部における熊本県人会や人吉球磨出身者の集まりなど、市長や副市長、担当職員が出向き、直接御寄附のお願いをするなどのＰＲ活動に取り組んだ結果ではないかと考えております。

返戻割合を３割以下にするよう求められた、総務省の通知に対する他の自治体の状況でございますが、この通知を受けて、３割以下に見直した多くの自治体が寄附額を減らしているという報道がある一方で、３割以下に変更することなく、従前からの３割を超える返戻割合で継続している自治体もあるとのことから、この通知に対する対応は、自治体さまざまなようでございます。

上位のランキングで行きますと、やはり都城市がかなり上げておりますけれども、本市におきましても、今年度の実績を踏まえまして、来年度３億円の寄附額を目標に、取り組んでいきたいというふうに考えております。引き続き、人吉らしさが感じられ、地域のＰＲにつながるような返礼品を、引き続きふやしてまいりたいというふうに考えております。

このふるさと納税では、各種メディアを駆使した宣伝が非常に効果的であることから、新聞、雑誌に加え、ネットや交通広告など、複数のメディアを効果的に組み合わせた宣伝戦略を展開したいと考えております。また、先進事例によりますと、これまでの返礼品競争とい

うものに加え、魅力的な寄附金の使途をアピールする取り組みに力を入れている自治体もふえてきているということでございます。今後は、本市におきましても、返礼品による取り組みを、さらに強化いたしますと同時に、より魅力的な使い道を提示して寄附を募る、クラウドファンディング的な手法も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　このふるさと納税につきましては、人的、また予算的にも費用を要する点が多くあると思います。費用対効果の観点から、必要であれば、その措置を講じ、また関係業界のみならず、市民をあげての政策として捉え、積極的に事業展開されることを希望をするものです。

最後に、活性化事業についてとし、４点を上げておりますが、地場産業の推進と本市の活性化については市長へ、商工業の現状と推進発展策について、観光業の現状と推進発展策について、そして、人吉しごとサポートセンターについては一括して経済部長に質問させていただきます。

まず、地場産業の推進と本市の活性化についてですが、市長は、市議会議員最後の一般質問の平成26年12月議会で、総合的なまちづくりによる商業の振興に関する取り組みについての中で、中心商店街のにぎわい創出についての考え方として質問をされています。これには特に熱意を持って持論を展開され、さらに急務な課題である、と問題提起をされています。質問内容は、私は行政がやるべきことというのは、やはりつなぐことだと思うんですね、これは市長が言われていることですけども、人と人をつなぐ、人と地域をつなぐ、地域と地域をつなぐ、そして今のまちを未来へつなぐ、これが私は行政のやるべきことだというふうに考えております。行政の皆様を初め、我々も、じゃあいかにつなぐか、いかに具現化していくかというのが今後私も大事なことではないかというふうに考えております。議員としても市民の一人としても汗を流しながら、本市中心商店街を初め、人吉市がにぎわいを取り戻せるように努力をしてまいりたいと、私自身も考えております、と述べられております。

そこで、今、市長に就任され、市政を運営されており、また、各種事業に取り組んでおられますが、この分野の今の本市の中心商店街を見ますと、人、車の進入は少なく、商店街のシャッター通り化は、一層進んでいるような気がしてなりません。こう感じているのは、私だけでしょうか。

そこで、本件につきまして、どのような中心商店街の実情で、今後どのようににぎわい創出を図られるのか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私が議員時代の平成26年12月議会において発言した内容を、今御紹介いただきましたが、

当時の私は、中心市街地活性化を初めとしたまちづくりの考え方として、市民がどういうまちをつくりたいかということを中心としたまちづくりを進めていただきたい。キーとなるのは、人。人が輝かないことには、まちも輝かない。本気になった人たちが骨格を定め、まちの課題解決を図る。にぎわいの創出はコンセプトとビジョンが大事で、そこに住む方、かかわりのある方が、進むべき方向をきっちりと定める必要がある、の３点が、今、議員がおっしゃったことに加えて、申し述べさせていただいたかと存じます。

この考えは、今も全く変わっておりません。このコンセプトに基づき、108つの施策、または第５次総合計画（後期基本計画）においても、民間主導のまちづくりの推進を掲げさせていただいているところでございます。

先日のひとよし大未来会議で、20年前と比較して、人吉市の人口が減少し、事業所数も減っており、今後もその傾向は続く。そのような中で、人吉市をどうしていきたいか、それは、住民みずからが、どうしたいのか考えていく必要がある、と冒頭挨拶の中で、参加者の方々へ問いかけをさせていただきました。中心市街地への思いも、同じでございます。私は、人口縮小プロセスの日本において、不動産価値は景気で決まり、まちの価値を行政がつくる時代は終わったと考えております。厳しい現実かもしれませんが、まず、ある程度の人口減少は前提条件と考えつつ、中心市街地に資産を持つ人、事業を営む人、住んでいる人、また、それらにかかわる方々などを中心に、みずから住むエリアの価値をいかにして高めていくかを、本当に真剣に考え、議論する必要がある。そして、そのプロセスが必要不可欠だと認識しております。さらに、中心市街地の最大の魅力は多様性であり、その実現にはさまざまな事業者の方々が、きらりと光る魅力的な店舗であるよう尽力していただくことも必要でございます。

現在の本市の中心市街地活性化の主な取り組みは、空き店舗開業支援事業補助金による新規開業支援が主でございますが、新規の申請件数は、平成28年度が５件、平成29年度が７件と、高い数字で推移しており、一定の効果を上げているものと認識しております。また、近年の出店者の特徴は、人吉市のまちの活性化に貢献したいという高い志を持つオーナーが多数いらっしゃるということでございます。民間主体によるイベントにつきましても、東西九日町商店街を中心とした百円商店街を初め、鍛冶屋町、人吉駅前通りによる取り組みは年々活発化しており、さらに今年度は商工会議所青年部主催の婚活イベントや、３月４日に開催されました「人吉よさこい祭り」など、商店街以外の民間の方々が中心となって、町なかを舞台に開催する取り組みもございます。これら実施主体の方々、また、協力いただく方々は、人吉市をどうにかして盛りあげ、にぎわいを創出したいとの思いで実行されており、本当に頭の下がる思いでございます。

確かに、本市のさまざまな経済指数に目を向けますと、厳しい数字となっておりますが、それに負けず、どうにかしようという市民の方がいる限り、中心市街地の活性化は、必ずや

図られると自信を持って申し上げることができます。

昨今、少人数からスタートする民間のまちづくり会社が、不動産事業者、行政、テナントオーナーなど、共通のビジョンのもと、経営視点による事業としての採算をきちんと見据え、空き家のリノベーションによる活用等を中心に、資産を有効活用して、エリア価値の向上を図る。ここでは行政は、都市政策の検討や協議の場を設定するなどサポート役にまわり、極力補助金に頼らないという取り組みが全国で注目されております。九州におきましては北九州市での取り組みが有名ですが、リノベーションまちづくりという形で、官民連携により、既に実現している自治体もございます。

昨年11月、人吉商工会議所が事務局となり、中心商店街の方々で構成される人吉ＴＭＯにおいて、このリノベーションまちづくりを実践されている鹿児島県鹿屋市を視察され、その取り組みを学んでこられました。この取り組みには一定の期間を要しますが、単に民間主導というところから、さらに踏み込んで、多様性、にぎわい、そして立地する事業者がきちんと稼ぐことができる、そんな中心市街地活性化の実現において有効な手法であると存じます。

今後でございますが、まずは人吉ＴＭＯと連携し、平成30年度において、自分たちの稼ぎは自分たちで上げるという、本気になってどぎゃんかせんといかんという人たちでの協議の場を設け、小さな取り組みから実践できるよう進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　今、答弁の中に、やはりいろんなイベントに参加された方が、どうにかして人吉を盛りあげないかん、そういった思いで参加されたと。それに、市長も、やはり率先して、そういった気持ちで、しっかりとまだまだ取り組んでいかなければいけないんじゃないかなというふうには、私は思っております。

このことについては、一日も早く中心商店街のにぎわい創出ができるように期待をしております。ただし、今、市政全体に対し、行政にわくわく感がなく緊張感を感じない、という声も多く聞こえてまいります。これは大変気になるところでありますけれども、メディアなどで露出の減少や、話題不足もあるとは思いますけども、今までの緊張感を感じません。私の思い過ごしであればいいのですけども、大変心配をしております。今後も、市政全体に対しましても、このことにつきましても、しっかりと推進をしていただきたいというふうに思っております。

次に、商工業の現状と推進発展策について、観光業の現状と推進発展策について、人吉しごとサポートセンターについてを経済部長に一括して質問をいたします。

従前より、商工業、観光業の推進発展について訴えてまいりましたけれども、難しい問題が山積していることは十分承知をしております。ただ、今回、新年度予算編成期に当たり、新規政策が立案されていないか、お尋ねをするものです。また、観光面で、広域観光に関す

る広域行政組合の組織、事務執行につきましては、昨日、笹山議員が質問をされ、市長は、見直しと謝罪をされました。私も疑問を持っておりましたし、全く同感であります。むしろ、私は、これ以前に、まだまだ郡市間での観光に対する温度差が大きいというふうに思っておりますので、人吉市がリードしてこそ、この役割、効果も発揮できるのではないかと感じております。正直、推進体制は大丈夫なのか、心配しているところですが、執行部の今後の取り組みに期待をしています。

具体的に、日本遺産での観光推進、また外国人の観光客誘致策や八代港への大型船の寄港に伴う観光推進等について、本市、また広域観光への考えをお尋ねいたします。

さらに、人吉しごとサポートセンターについては、現状確認を含めての質問です。センター長の高額報酬問題に関心が寄せられがちですが、いよいよ事業が始動するようです。市民、特に業界からは熱い視線と期待が寄せられています。今後、どのような日程で、また、どのような事業が行われ、その推進策をどのようにされるのか。と同時に、この人吉しごとサポートセンターと人吉市、人吉商工会議所などとの連携はどのように構築されるのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

商工業の現状を踏まえまして、今後の具体的取り組みと、まず、こちらのほうからですけども。

商工業の現状につきましては、商工会議所が今年度から四半期ごとに公表いたしております景気動向調査がございますので、これを中心に述べさせていただきます。

この調査は、市内事業者に対しまして四半期ごとにアンケートを実施いたしまして、その結果を観光関連産業、それから飲食業、建設業、製造業、サービス業、それから卸小売業などの業種別に、業況判断指数を用いて集計されているものでございます。これによりますと、観光関連産業、飲食業、これにつきましては、いまだ熊本地震によります風評被害の影響から完全には脱却していないと。このようなことがございまして、主に観光客の増加等を背景にいたしまして、プラスもしくは現状維持の判断となっているところでございます。

建設業につきましては、復興需要の影響などから、年度を通じて業況はプラスになっているところでございます。ただ、製造業でございますけれども、資材、材料の価格上昇、こういったものの影響で不安定な状況もありまして、業況はマイナスということでございます。

特に厳しい状況でございますのが卸小売業でありまして、これはインターネットの通販の拡大とか地域経済規模の縮小、こういったものが影響いたしておりまして、より厳しい数値となっております。

さらに、当該調査によります業種全般で課題が顕在化いたしておりますのが、全国的な傾向でもございますが、人手不足でございまして、これが一番なんですけれども。それから、観光関連産業、飲食業、建設業と、業況がプラスにある業種も、社会的変化への対応等への

支出も相まっておりまして、営業利益を出すことに苦戦されているのが現状でございます。

このように、日本経済全体の景気は好調とされておりますが、その恩恵は余り享受できておりませず、地場の商工業事業者の置かれた現状は厳しい状況にあると言わざるを得ないと、私は認識いたしております。

これらのことを踏まえまして、まず商工業の振興策についてでございますが、まずは平成30年度におきます国の中小企業支援の柱となる考え方、これは生産性向上と、それから事業の承継と再編、人材不足の解消、この３つとなっております。その課題解消とともに、一方で攻めの分析、この部分でございますけども、中小企業の持続的発展や経営改善サポート等支援を行うメニューとされているところでございます。この内容は、本市の中小企業における課題解決にも有効な支援メニューであると存じますので、本市としても、人吉商工会議所、それから関係機関と連携をいたしまして、国の方針とこれに則りまして、しっかりと活用してまいりたい。

そのような状況のもと、本市におきまして、人吉しごとサポートセンターを設置いたしまして、従来の中小企業支援から、さらに踏み込みまして、ビジネス経験豊かで高いスキルを持った人材、これは先日、センター長の選定がありまして、佐藤さんという方でございます、52歳の方です。中小企業事業者が抱えます課題、悩み、問題点、こういったものを解決いたしまして、成果が出せるようにサポートをしてまいりたい。成果という部分では、特に相談者の強み、こういったものを最大限生かした上で、知恵出しの部分に焦点を当てた支援を行っていきたいと思っております。今、選定されましたセンター長、４月１日から赴任ということで、その後２カ月ほどの研修がございまして、その後、正式に７月からオープンということです。場所は、国民宿舎の中にＨｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）ということでやってまいりたいということでございます。

また、１つ問題がございます、人手不足ということでございます。このこともちょっと触れなければならないんですけれども。人手不足対策でございますけれども、人口減少対策とも関連してまいりますので、これは現在、人吉球磨に存在いたします４つの高等学校の就職を希望する生徒さんに、何とか地元事業所で働いてもらうような取り組み、これをハローワーク球磨、それとか県とか商工団体、並びに地元の企業等と連携しながら行ってまいりたいと。何とか残ってもらいたいというのが、切実な思いでございます。

それから、さらに、先ほど市長が述べましたように、にぎわい、そして稼ぐこと、そんなまちづくり、こんなものを官民一体となって目指していくということで、将来に夢を持てる事業者を少しでもふやしてまいりたい。そのための人吉しごとサポートセンター、これを活用してまいりたいというところでございます。

もう１点、観光につきまして御質問がございましたので、観光の現状でございます。今後の具体的取り組みとともに申し上げますが、これも商工会議所の景気動向調査、この内容に

ございますように、平成28年熊本地震以降一番痛いのは教育旅行のキャンセルでございます。ラフティングに一番影響があっておりまして、皆さん方にも大変御心配をかけております球磨川下りにつきましても、一番多いときは4,000人来ていたと。それが今、まだまだ1,000人ほどと。こういうところで、いわゆる風評被害によります日帰り観光客の減少もあったわけでございますけども、一方で宿泊客につきましては、地震後の復興需要がございました。九州ふっこう割などのクーポン事業がございまして、平成28年は前年比でプラスで推移したところでございます。平成29年につきましても、市内の主な宿泊施設の宿泊客数につきましては前年を上回っておりまして、堅調に推移しているというところでございます。日帰り観光客につきましても、徐々に戻りつつあるようでございますので、これからも引き続き、観光キャンペーン等への取り組み、リピーター、特にリピーターが一番重要だと思っておりますので、観光客の増加へ取り組んでまいりたいと存じます。また、ことしは３月30日にはななつ星が正式に来るようになりますので、もう１つ観光列車が正式にふえるということでございます。

また、平成30年度から、より発展しました広域連携を進めていくための観光地づくりにつきましては慎重に取り組んでまいりたいと思っております。

また、平成31年からですけども、これはＪＲグループが行います熊本デスティネーションキャンペーンが開かれます。これが一番需要の喚起になるかと思っておりますので、これにつきましては郡市一体、官民一体、特にＪＲさんとは提携しながら進めてまいりたいと思っております。

もう１つ、外国人関係でございます。一番、観光関係で、これから重要になってくるんじゃないかと思っております。今も大変ふえてはおりますけども。これを観光統計で把握をいたしておるところで、宿泊客数なんですけども、平成27年から大変伸びてきたと、急激に伸びてきたと。平成28年には、これは倍増になりまして、平成29年には、これは正確な観光統計の数値を待つことになりますけども、既に今のところ１万人を超えているという状況でございます。主に個人や小グループの個人旅行客。上位で申しますと、香港、台湾、大韓民国ということになっております。それから、これは把握は大変難しいんですけども、クルーズ船ですね、八代にまいります。これにつきましては、平成29年は八代港へのクルーズ船、これは寄港数が65回でございました。そのうち、本市へ１万4,000人ほどがバスツアーで、ときには20台一気に来るということもございました。ただ、問題点といたしまして、言葉の問題がございます。それから、買い物の際の支払いの問題がございまして、今はスマートフォンでやっていて、非常に形態が年々変わってきているということがございます。こういったクルーズ船のツアー客につきましては、中国からのお客さまが一番多いわけでございますので、英語での対応が難しいと、そういうのもあります。それから、先ほど申しましたスマートフォンとかカードによる決済が普及しておりますので、それに対応していこうと、そうい

うぐあいに、今努力をしております。

平成30年以降でございますけれども、八代港へ年間大体100回を超す入港が見込まれておりますので、クルーズ船の外国人日帰り観光客、こういったのも増加することが見込まれているところであります。観光消費につながらなくても、やはり多くの方に来ていただくこと、これは大変地域の消費の活性化には、経済活性化には大事なことでございますので、今後も観光消費の増加につながりますように、キャッシュレスの観光対応、こういったものにも取り組まなければならない。それから、外国語への対応ということで、これは４カ国語とか韓国語も、当然英語も、中国語も、中国も台湾と本土でまた違いますから、これにも取り組まなければいけない。そのため国際交流協会、こういうところとの連携、これは外国人対応案内人の養成と、こういうものも今後進んでまいりながら、観光地づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで会議時間を延長いたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ただいまそれぞれに答弁をいただきましたけども、商工業、観光業と、しっかりと今後取り組んでいただければというふうに思っております。

人吉しごとサポートセンターの事業は鳴り物入りで、市民、業界などの大きな期待を一身に受けております。本市の商工業、観光業など、基幹産業の発展のための道筋がつき、全体の底上げが可能となるよう、市民一丸となって応援、支援を行いたいというものです。

最後に、市長。市民並びに、特に産業界で大変熱い視線と注目を送られている人吉しごとサポートセンターの事業についての見解をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

中小企業の起業創業の支援を行っていくために、今、準備を進めております人吉しごとサポートセンターでございますが、やはり地域が元気になることということは、地元の事業者さんたちが儲かることだというふうに思っております。現在、それぞれさまざまに問題、課題があるというふうに認識をしておりますし、そういった指摘を高瀬議員からもいただいたところでございます。

その課題抽出からしっかりと寄り添い、そして知恵を出し、伴走するという、まずは地域での事業者の方々をしっかりと商工会議所とともに御支援をいたしまして、そして、それぞれが所得の向上、地域の活性化につながるような取り組みに向けて、しっかりと我々も尽力してまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ありがとうございました。

最後に、このたび市役所を退職される皆様方に、これまでの御活躍と御苦労に対し、心から感謝と慰労を申し上げます。さらに、今後のますますの御健勝をお祈り申し上げます。大変お疲れさまでした。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時48分　休憩

午後４時02分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇）　こんにちは。14番議員、市政クラブの村上恵一でございます。

昨日の夜、きょうは何時ごろになるだろうなと考えておりまして、多分16時ぐらいだろうと予測しましたが、ぴったしですね。予想が当たってしまいました。

まずは、今月末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間、市政発展のために御尽力されましたことに対しまして、感謝の意を表したいと思います。これからも健康に留意されまして、御自分のそれぞれの第二のステージで御活躍されますことを心から祈念申し上げます。本当にお疲れさまでした。

また、過日、45歳という若さで亡くなられた職員の方に対しましては、心より哀悼の意を表します。まさに、散る桜、残る桜も、散る桜、の心境でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、市民の声から、名誉市民推挙について、そして、人吉市土地利用計画（案）、ゾーニングと均衡ある発展とは、の２項目を通告しております。

私も、議員になってから、また議員になる前にも、違った形で本市の市政周年事業にはかかわらせていただいております。市政50周年、そして60周年、70周年と、何らかの形でかかわってきました。これまで、その周年事業ごとに名誉市民を推挙されております。そこで、御質問でございますが、本市におきまして、名誉市民とはなんぞや、その位置づけとはどういう位置づけなんでしょうか。お聞きいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

名誉市民の位置づけは、ということでございますが、人吉市名誉市民条例に、本市の発展に、または公共福祉の増進、文化の発展に、あるいは社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著な本市住民、または本市と縁故の深い者、と定められており、この条項に基づきまして、市制施行の節目の機会等を捉えて推戴をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　今、御答弁いただいた内容は、まさに人吉市名誉市民条例の第１条に、そのまま明文化されており、それをそのまま読まれたというようなことでございますが、つまりは、本市出身、あるいは本市ゆかりの方で、いわゆる郷土の偉人である。日本国内で偉業をなしえた人、と捉えたほうがわかりやすいのかなと思っております。国レベルで申しますと、国民栄誉賞に匹敵するものではないかなというふうに思います。

ほかの市町村の条例では、これは熊本市なんですが、「広く社会文化の向上発達に寄与し、市民が郷土の誇りとして尊敬する者に対して」とあります。また、県内の八代市にありましては、「学術、技芸、産業及び公共の福祉の増進等広く文化の興隆に貢献し、または地方自治の進展の功労者として、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められる者に対して」というふうにございます。この共通の言葉は、郷土の誇りというのが共通の言葉でございます。この概念がポイントではないかなと思います。

しかし、本市の条例には、郷土の誇りという言葉がないんですよね。これは、ぜひ、今後、何らかの改正するポイントがありましたならば、ぜひ、この郷土の誇りという言葉は入れたほうがよいと思います。

ところで、今までに選定された名誉市民、そのお名前と、それぞれの御功績はどんなのかをお聞きしたいと思います。また、先ほどの、できれば、郷土の誇り、この辺に関しての概念をちょっと述べていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　先ほど御提言ありました郷土の誇り等につきましては、十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

現在の名誉市民の状況でございますが、人吉市名誉市民条例は昭和29年に制定され、同年に、相良氏第37代当主で、本市に広大な土地を譲渡された相良頼綱氏を最初の名誉市民に選定されています。以来、平成４年に開催いたしました市制施行50周年記念式典においては、故郷の廃家や旅愁などの名曲を作詞、広く国民に愛され、優れた音楽家の犬童球渓氏、本市初代議長で第２代市長、及び、第６代から第８代まで市長を務められ、教育や文化の向上などに貢献された渕田長一郎氏、第９代から第13代まで５期連続で市長を務められ、本市の経済成長に、インフラ整備などに貢献された永田正義氏、不世出のプロ野球選手として、打撃の神様と称され、読売巨人軍Ｖ９時代を築いた、名監督と知られる川上哲治氏の４人の方を。また、平成14年に開催しました市制施行60周年記念式典においては、太平洋戦争の末期、海軍の中枢にあって、早期の終戦工作に挺身し、さらに戦後の日本の復興にも奔走し、今日の日本の礎を築いたともいえる髙木惣吉氏、お一人を。平成24年に開催しました市制施行70周年記念式典においては、日本航空界の先達として、また発明家として、我が国の近代技術の発展に貢献された日野熊蔵氏、お一人を選定いたしており、本条例制定以来７人の方々を名誉市民に選定いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　どの方も偉大で、本市に対する功績も大きく、まさに名誉市民としてふさわしい方々だと思います。平成４年の50周年のときに４人というのは、ちょっと今、初めて知ったような次第でございます。昭和29年４月１日に、この条例が施行されておりますので、その間、ちょっと間がなかったのかなと思うくらい、若干少ないような感じも、私はするわけでございます。

しかし、今現在では、全てのこの７人の方が亡くなれておられまして、故人となっておられます。そこで、質問でございますが、現在までの７人は、もう既に故人でございますが、この中で、存命中に選定された方はどなたなのかを教えていただきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

存命中に名誉市民に選定した方ということでございますが、第１号の相良頼綱氏を初め、永田正義氏、川上哲治氏の３人の方々を、存命中に名誉市民に選定をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　相良頼綱氏、永田正義氏、川上哲治氏の３人が、存命中に推挙されたということでございますね。条例を見ますと、第３条には、名誉市民に対しての特典及び待遇が示されております。１つは、市の公の式典への参列。もう１つは、市税及び市長の指定する行政財産の使用、または公の施設の利用についての使用料、各種手数料の免除。３番目に、その他市長が必要と認めた特典、または待遇、というふうにございます。この３条の場合は、生きていてこその特典でございます。

次の４条には、名誉市民が死亡したときの待遇が示されております。弔慰金を送ること。そして、２番目に、本人またはその遺族の希望により、無償で墓地を提供すること。３番目に、顕彰碑を建てること、ということになっておりますね。

ところで、もともと推挙された名誉市民が、故人であった場合はどうなるのでしょうか。すみません、ちょっとここはお聞きしておきたいと思います。名誉市民が、推挙されたときに、もう既に故人であった場合は、この第４条の弔慰金とかその辺はどうなるのかなと思いまして、ちょっと疑問に思ったわけでございます。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時13分　休憩

午後４時15分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　時間をとらせまして、大変申しわけございませんでした。

条例によりますと、死亡したときということでこの特典となっておりますので、故人が既

に死亡されているということになりますと、このような特典はないというようなことで取扱いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　はい。理解しました。存命中に選定された方が、死亡されたときにということですね。わかりました。済みませんでした。

ところで、余談でございますけれども、川上哲治氏は1920年３月23日生まれ、２年後の東京オリンピックのある年の2020年３月が生誕100周年となると。このことは、読売巨人軍にも伝えてあるということでございます。今後、大きな動きがあるはずでございます。昨年が沢村栄治氏の生誕100周年ということで、生まれ故郷の三重県伊勢市において、巨人軍の協力のもと、記念事業が行われているというような状況でございます。ぜひ、２年後は記念事業を、読売巨人軍と、そして本市の硬式野球連盟の方々の協力のもとに、ぜひ盛大に行われることを望んでおりますので、よろしくお願いいたします

ところで、名誉市民の候補者選定のプロセスですね、どのような形で選定されるのかをお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

名誉市民に選定するまでのプロセス、過程でございますが、人吉市名誉市民条例に、名誉市民の選定は、市議会の議決を経なければならない、と規定をされておりますので、市議会に上程し、議会においてお認めいただいた方を名誉市民として推戴することといたしております。

なお、上程に至るまでの経過につきましては、現在、特に規定はございませんが、名誉市民の選考につきましては、市民の方々から御意見等をいただけるような場、選考委員会のようなものを設けまして、さまざまな御意見をお伺いしながら、候補者を選定し、組織的な決定を経て、市長が市議会に上程することになるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　選考委員会を設置してということで、私は手法はそれでよいと思います。しかし、選考委員の年齢の幅は、できるだけ幅広く、若い方も参加できるように。そしてまた、女性の方も参加できるような体制をつくっていただきたいというふうに思っております。

これまでの推挙は、選定は、各周年事業の際に行われてきたのですけれども、今後もそのような形でいくのでしょうか、いかがなんでしょうか。そこをお聞きしておきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今後の方向性、時期、推挙や、提案時の時期でございますが、新たな名誉市民を推戴すべく、人選が整った場合、現時点では、これまで同様に市制施行記念式典において、市政功労者表彰とともに、式典に花を添えるというメイン行事の１つとして、新たな名誉市民を推戴したいと考えているところでございます。したがいまして、市制施行、これは平成34年に当たる年になりますが、市制施行80周年記念式典のスケジュールから逆算いたしますと、その前年、平成33年に当たる年の12月市議会定例会までには上程しなければならないと考えておりまして、その１年前の秋ごろをめどに、先ほど申し上げました選考委員会のようなものを設けまして、市民の方々の意見を取り入れた名誉市民の選考作業を行っていく必要があるかと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　やはり市制80周年の折に、ということでございますね。平成34年ですから、そのころは年号が変わっていると思いますね。西暦で申しますと、2022年ということでございます。これから、本年、実施設計が終わって、市庁舎も大きく動き出すと思います。３年後には完成ということになると思いますが、供用開始が行われての次の年ということで理解していいのでしょうか。

そこで、この件についての最後の質問になりますけれども、内村光良さん、この方は推挙してもよい時期に来たのではないかなというふうに思うわけでございます。まさに、郷土の誇りであり、お笑い芸人、タレント、俳優、司会者、映画監督、日本国民誰もが知る存在でございまして、また昨年末の大晦日の第68回ＮＨＫ紅白歌合戦では総合司会。また、ＮＨＫ「ＬＩＦＥ！～人生に捧げるコント～」など、あるいは民放では毎週日曜日のゴールデンタイムの番組で司会を務めるなど、その活躍は誰もが知るところでございまして、本市観光の宣伝にも大きく寄与されているというふうに思っております。

そこで、これは市長のほうにお伺いします。もちろん、次の市制80周年も市長でおられることを前提の質問でございますが、よろしくお願いします。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

ウッチャンこと内村光良さんを名誉市民に推挙してよいのでは、という御質問でございますが、皆様御存じのとおり、内村さんは、子供から大人まで幅広い層に人気があり、お笑い芸人、タレント、俳優、司会者、そして映画監督など、芸能界という厳しい世界の第一線で長く御活躍をされておられます。昨年大晦日の、国民的番組でもあるＮＨＫ紅白歌合戦では総合司会を立派に務められ、視聴者からは、その司会ぶりに絶賛の声が相次いだ、と一部メディアで報道されており、私も同じ郷土の一人として大変うれしく、誇らしく思っております。

ただし、内村さんという特定の方の名誉市民への推戴については、先ほど企画政策部長が

申しました選考委員会等に委ねることとして、私の意見を述べることは、これからの議論や審議に影響を及ぼしかねませんので、差し控えさせていただきたいと存じます。

しかしながら、現在の思いということでお許しをいただけるのであれば、私も議員や多くの市民の皆様と同様の思いであると感じておりまして、議員が以前から御指摘のように、行政の中だけの一定の議論ではなく、市民の皆さんの中で、この人をぜひ名誉市民にしたいという機運が醸成され、多くの方々が望む形で自然と名誉市民候補者として押し上げられ、御本人や御家族も喜んで受け入れられるといった流れが理想であると考えております。

特に、現役で活躍されている方につきましては、受けていただくこと自体が１つのハードルでございますので、しっかりとした説明責任や、市民の望む声をお届けすることが重要であると認識をしているところでございます。また、内村さんにつきましては、ほかの数名の本市所縁の方々とあわせて、親善大使にしてほしいとの要望もいただいておりまして、こういったことも含めて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　非常に前向きな答弁をいただきました。選考委員会があることですから、何と言いませんけども、これは議事録に載っていますので、数年後には恐らくノミネートされるんではないかなというふうに期待しております。

実は、私、16年前の平成13年12月議会でも、同様の質問を行っています。そのときには60周年ですかね、そのときに髙木惣吉さんが選任され、そのときに同時にウッチャンもいかがですかということを申し上げたことがありました。そのときはなかなか、まだウッチャンも若い年齢でございましたので、実らなかったわけなんですけれども。今、もう既に53歳ですか54歳ですか、もういい年になられていますし、御存命のうちに、元気に活躍されているうちに名誉市民になっていただいたほうが、本市のためにもなるというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、２つ目の、人吉市土地利用計画（案）について。ゾーニングとは、均衡ある発展とは、これについて質問いたします。

７月27日の市庁舎建設に関する特別委員会の折に、人吉市土地利用計画（案）というのが配付されて、説明を受けております。これは、本市の将来にわたる土地の利用の指針となるものと、私は理解しておりますが。この質問でございますが、土地利用構想としてのゾーニングをどう考えているのかと、そして、この説明も若干含めましてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

少し長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

市の総合計画策定に合わせて、市の土地利用の方向性といったものも定めることになって

おります。これは、国土利用計画に沿って、均衡ある国土の発展を目指して策定するもので、これを土地利用構想として定めております。土地利用状況と地域特性により、市街地、つまり都市計画区域になりますが、ここを囲む形で農林業ゾーンが広がっており、都市計画区域の中を商業、工業、官公庁、スポーツ・レジャー、歴史・文化施設・交流、観光・レジャー、舟運ゆうばの７つのゾーンで区分をしており、全体で８つのゾーンを設定いたしております。そのゾーン設定が、おおまかではありますが市の土地利用の基本的な指針となっております。

この土地利用構想を踏まえた上で、今後の公共施設の有効利用と土地利用について、計画的に進めていくことといたしております。市議会でも御指摘をいただきましたように、新市庁舎建設に伴い、本市のまちの様相や人・物の流れが大きく変わっていくことが予想され、後追いではなく、将来のまちの姿を含め、まちづくりの青写真、ビジョンを描くことが非常に重要になっております。

今回、新市庁舎を中心に、行政機能をできるだけ集約をしたいと考え、新たな官公庁ゾーンを検討する中で、特に影響が出ると予測をしております市街地部分全体についても、一定の整理、検証をしておく必要があると考えており、人吉市土地利用構想に基づく人吉市土地利用計画としてとりまとめを行いました。

この計画では、特に市街化部分については、球磨川の南北、球磨川以北を山田川、以南を胸川で東西に分けて、イメージ的なものにとどまっておりますが、ⅠからⅣ地区までローマ数字をつけて、４つのゾーンとしております。その市街地周辺を農業ゾーンが取り囲み、その外側には農林業ゾーンが広がっているというイメージでございます。それぞれの地区の特性に沿ったバランスの取れた土地利用、防災への配慮を主眼といたしております。

ⅠからⅣまでのゾーンの将来の方針ですが、Ⅳゾーン、球磨川の川北、山田川より西の地域で、人吉駅周辺の商業ゾーンを抱えた広いエリアで、カルチャーパレスを核にした住民自治を構築するといった、将来の方向性を示しております。

Ⅲゾーンは、球磨川の川南で、胸川より西の地区、いわゆる新市庁舎等が集まるエリアでございまして、新市庁舎を核とした自治を構築する方向性を示しています。

Ⅱゾーンは、球磨川の川南で、胸川より東のエリアでございまして、旧市庁舎、城跡を有する地域で、旧市庁舎の跡地利用という部分も含めて、住民自治を構築する施設の配置を想定いたしております。

Ⅰゾーンは、球磨川の川北で、山田川の東側、いわゆる中心市街地の多くを含むエリアでございまして、空洞化が懸念されるところでもございます。隣接する東西コミュニティセンターやコンビニ収納を行うコンビニエンスストアを初め、何らかの公共施設や事務所機能等を誘導するような将来構想を設定いたしております。

今後は、本市の限られた地域の中において、特に市街地部分についての土地利用、公共施設の配置について、この４つのゾーンに照らして検討をいたしていくことといたしておりま

す。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　最初のほうで、新市庁舎建設に伴い、本市のまちの様相や人・物の流れが大きく変わっていくことが予想され、将来のまちの姿を含め、まちづくりの青写真を描くことが非常に重要と。これが一番重要なポイントじゃないかなというふうに思っております。全くそのとおりでございます。

持続可能な地域の形成のために、また、戦略的な地域の空間計画として、全国のさまざまな自治体で土地利用計画、あるいは土地利用基本計画が作成されております。そこで、本市の今後の土地利用計画を、さらに煮詰めて描くに当たっては、やはり人口分布が１つの指標になるのではないかというふうに思うわけなんですよね。この人口分布を詳しく分析する必要があるためにお聞きしたいのが、球磨川の川北の人口と川南の人口、これの比較、そしてまた人口の重心ですね、バランスの取れる重心はどこにあるのかをお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

平成27年度の国勢調査の結果によりますと、球磨川の右岸を川北地区、左岸を川南地区とする人口比較で、これは都市計画区域におけるものでございますが、川北が２万2,195人、川南が7,597人となっております。比率に換算しますと、川北が74.5％、川南が25.5％となります。

人口重心についてでございますが、総務省統計局が発表しております人吉市の人口重心は、東経130度45分16.18秒、北緯32度12分45.95秒とあり、おおよそ上青井町の手塚病院近くの月極駐車場付近となっております。これは、人吉全域を対象とした人口重心でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　今、気づいたんですけど、川北が２万2,195人、川南が7,597人、これは足すと３万人に満たないですけど。これは何か、このデータの差違は何かあるんですか。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今、申しましたのは、都市計画区域内におけるものでございまして、参考までに市の全体で申し上げますと、これは平成28年９月30日現在の、外国人登録を除いた住民登録での数値での申し上げますと、総人口の３万3,443人のうち、球磨川から北、いわゆる球磨川右岸で川北地区の人口が２万2,513人、左岸の川南地区が１万930人となっておりまして、これで、パーセンテージでいきますと、川北が67.3％、川南が残りの約32.7％となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　私が聞いたのは川北と川南の人口比率なわけですから、今、説明して

いただいた人口を先に、これを言っていただいたほうがよかったかなと思います。これが一番正確な数字じゃないかなと思うんですけどね。

それと、人口重心は、今回、答弁では、上青井町の手塚病院近くの月極駐車場付近と。この間、火事があった付近ですかね。若干、以前聞いたときには、青井神社の蓮池前の歯科医院付近ということで聞いたものですから。これは、時代の流れとともに少しずつ動くものではあるというふうに理解しております。この数字を見ても、もっと川北にも目を向けてほしいというふうに思うわけでございます。今回の市庁舎建設に当たりましては、私も前期は特別委員長を務めさせていただき、既にもう西間に本市の土地があるということで、その地に落ち着いたわけでございます。

特に、人口密集地域である東校区の川北地区には、国・県・市にかかわる施設が、学校施設を除いて、もう全く存在しないというような状況でございます。また、石野公園を道の駅にするという構想もございますけれども、以前、私は、人吉インターをおりた鬼木町の県道沿いに、道の駅をＰＦＩで建設してはどうかという一般質問をした経緯もあります。均衡ある発展をということでございますので、ぜひ、まだ急がずに、できれば、本当は南に１カ所、北に１カ所あってもいいんでしょうけども。道の駅はどこにあるべきなのか、よく、私は考えていただきたいと。私は、そういうふうに思っております。

ところで、気になることが１つございまして、今回の計画案の中に、旧市役所本庁舎用地に、住民自治の構築をイメージできる施設整備、というふうな表現があるんですけれども、これはどういうものを考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

旧市庁舎の移転後、あるいは解体後の跡地利用については、ずっと以前から、関係者や市民の皆様にとって関心の高い部分でもあり、さまざまな議論が行われてきたところでもございます。多くの観光客が訪れる本市を代表する名勝である一方、歴史の広場を初め、城址公園一帯が市民の集う場所であり、歴史的にも地域のシンボル、市民の心のよりどころといった側面を持った、大切な場所となっております。こういった場所の特殊性を踏まえますと、国指定の史跡内ということで、文化庁との協議や人吉城跡保存管理計画との整合性という大きな前提もございますが、人吉城跡の魅力を高めるガイダンス機能、交流拠点、そして市民の集える場所という３つの方向性、これに何かしらの防災面での機能も付加できるものが望ましいと考えておりまして、できれば複合的な施設を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　私は、このことは初めて聞いたような次第でございます。恐らく、ほかの議員も、全議員、初めて聞いたんじゃないかなと思いますけども。将来にわたっての、

遠い将来にわたっての計画かなとは思いますけども。その重要性は認識できるんですけども、また魅力的な企画ではあるんですが、現在、国民宿舎跡に旅カフェエントランスセンターの開設で動いていますよね、もう既に。また、観光客の動線として、国宝青井阿蘇神社や人吉駅の案内所のことも考え合わせれば、余りガイダンス機能を分散させないほうがいいというふうに私は思います。だから、新たな施設よりも、歴史館にその機能を持たせたほうがいいんじゃないかなと、私は思うわけでございます。

ところで、旧市庁舎周辺は、相良藩の時代の歴史的背景を考えますと、川南にいわゆる政治の統治の中枢としてのお城を配置して、球磨川を自然のお堀に見立てて、北側からの敵の侵入に備えたということなんですよね。ですから、西南の役のときにも、まさにそのとおりになりましたですね、川北のほうに官軍、川南に薩軍。そういう位置にあるということは理解します。

しかし、川北の話に戻りますけども、前期の市庁舎建設に関する特別委員会におきまして、建設場所を西間別館地一帯に決定したと。委員会として最終報告をしたわけなんですけども、その中に、中心市街地に対しての振興策を図ることを強く要望しております。また、あわせまして審議会のほうでも、同様に要望してあります。

ここで質問なんですけれども、新市庁舎建設に伴って、川北地区の衰退に拍車がかかるおそれがあると述べてありますが、これに関しまして何か構想はあるのか。また、実は、市図書館を中心市街地に移転するという案があったというふうに聞いております。このことについて、これまでの動きをお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

先ほど土地利用計画のゾーンでも申し上げましたが、いわゆる中心市街地の多くを含むエリアで、市街地の郊外への広がりによって空洞化が進んでいる地域でもあり、何らかの公共施設や事務所機能等を誘導するような将来構想を設定いたしております。人口重心の場所という御質問もいただきましたが、都市の大小には関係なく、まちの中心性というのはまちづくりにとって非常に重要な部分でもございますので、球磨川河畔まちづくり重点ゾーンということで活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、図書館を市街地に移転する案についてでございますが、市街地に人を呼び込み、中心市街地を再びにぎわいのある場所にしていくために、これまでも旧中津留美術館跡地への市図書館移転構想など、市民意識調査においても最も話題性が高かった市図書館を、町なかに移転するための検討協議を行ってきたところでございます。

経緯について御説明いたしますと、平成28年５月、当時のイスミ商事株式会社岡本社長から、副市長、経済部長に対し、九日町のイスミ本店の改築を機に、市の図書館に入ってもらうことはできないかとの御相談がございました。本市といたしましても、狭く、場所がわかりにくいという図書館の課題を解決でき、また、中心市街地活性化に資するという高い公共

性が認められることなどから、企画課を窓口として検討協議を進めていくことといたしました。

また、庁内においても、図書館を所管する教育部、当時、企画課、財政課がありました総務部、市街地活性化担当の経済部、都市計画を担当する建設部の４部により、図書館移転検討会議を設置して協議調整を行ったところでございます。検討に当たりましては、移転後の図書館の必要面積、駐車場を初めとする設備等の確保のほか、多くの蔵書を抱える図書館を移転させることになりますと、必要な強度を持つ建物となるよう改築する必要がありますので、建てかえの工法やＰＰＰ、ＰＦＩを活用した開発の手法、財源の確保、法的な問題など、さまざまな観点から協議検討を行ったところでございます。また、イスミ商事とも20回を超える協議を行い、改築後の建物の構造、お互いの費用負担と負担の仕方などの協議も行っております。

そのように協議検討を進めていく中で、本市としましては、平成28年12月に人吉市立図書館利便性向上計画を策定し、現在の図書館の現状分析、建てかえ後のイスミ本店２階部分への市図書館の移転構想を取りまとめたところでございます。しかし、その後、建設単価の増嵩や工法上の課題により、事業費が多額に上り、新市庁舎建設の詳細が具体化していく中で、新たな財政負担をどこまでできるのかという悩ましい状況になってまいりましたので、平成29年８月、副市長と企画課長でイスミ商事を訪れ、図書館の市街地移転断念をお伝えしたところでございます。

図書館移転計画の検討経緯につきましては以上でございますが、検討に際し、相手方の経営に大きな影響を与える案件でもあり、最終合意までは細心の配慮をとの判断、要請もございましたので、これまで議会に対しましては説明を控えさせていただいたところでございます。

少し長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　実現しなかったことは、本当に残念でございます。もし、実現していましたら、大きく人の流れも変わり、そして、まち再生の大きな起爆剤になっていたんではないでしょうかね。しかし、今回、条件が整わなかったということですが、移転構想がなくなったわけとは思っておりません。

そこで、これからは、追加の質問は、今度は図書館のほうにちょっと視点を変えて質問をしていきたいと思います。

本市の図書館、今現在ある、この同じフロアにございます図書館の面積、そして座席数、蔵書数、そしてまた、県内の類似都市の状況はどのような状況になっているのかをお聞きしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

本市図書館の面積についてでございますが、延べ床面積が397.89平方メートルでございます。座席数は30席で、平成28年度末の蔵書数が９万9,424冊でございます。

県内他市の状況についてでございますが、人口が本市と同規模で、本市と同様に分館がないというところで、宇土市と水俣市の平成28年度末の状況についてお答えをいたします。なお、平成28年度末の本市の人口は３万3,203人でございます。

まず、宇土市が、人口３万7,442人で、延べ床面積902.94平方メートル、座席数が61席、蔵書数が８万9,014冊でございます。次に、水俣市が、人口２万5,310人、延べ床面積711平方メートル、座席数が46席、蔵書数が９万8,955冊でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　今、述べていただいたんですが、宇土市と水俣市、比較しても面積は半分以下ですよね。座席数も、本当に半分、あるいは、もう相当少ないというところでございます。座席数は完全に不足している状態ではないかなと思います。やはり、生涯学習の場の拡充という観点から、もっとゆったりできる空間で、読書あるいは調べものができるように改善が必要だというふうに感じております。

日本図書館協会というのがございますよね。この中に、ある程度指針がありました。ただ、人口段階別に指針がありまして、１万人未満、１万人から３万人、３万人から10万人ですから、幅がちょっとわかりにくい幅だなと。１万人から３万人のところは、平均人口が１万7,900人ということになっています。３万人から10万人のところは平均人口が４万9,800人ですから、この中間ぐらいに人吉市は入るのかなと思いながら。ただ延べ床面積は、１万人から３万人のところが1,591平方メートルですから、相当差があるなというふうに思う次第でございます。また、蔵書冊数に関しましては、１万人から３万人までのその段階では９万3,373冊ですから、現在ある蔵書で非常にこと足りていると。こと足りているというか、まあまあ満たしているというようなところですね。こういうふうなことは、私も調べたわけなんですけども。

ところで、人吉市が目指す図書館の姿、図書館像とはどういうものなのかをお聞きしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

本市が目指す図書館の姿といった御質問でございますが、まず、ソフト面に関してお答えをいたします。

近年、読書を取り巻く環境は、テレビ、ゲーム、ＤＶＤなどの映像媒体の浸透、さらには携帯電話、インターネットなどの情報メディアの発達普及などにより、本に親しむ機会が少なくなるなど、大きく変化をしております。このような中、知的社会基盤としての図書館の役割は、ますます大きくなっており、今後も、市民の皆様のニーズに応えるべく、さまざま

な資料等を収集、保存、提供するとともに、窓口機能の充実を図り、市民の生涯学習活動を支援できる社会教育施設として、より一層の充実を図ってまいる所存でございます。

次に、ハード面での本市の目指す図書館の姿といたしまして、立地条件と館内面積について申し上げます。

まず、立地についてでございますが、現在の図書館の立地につきましては、やはり少し市の中心から離れているのではないかと考えているところでございます。図書館といたしましては、できる限り市民の皆様の利便性が高くなるよう、中心市街地に近い場所に位置することが理想ではないかと考えております。また、面積についてでございますが、今、議員からも人口規模についての、1,591平方メートルというお話がありましたけども、そのようなことも参考にいたしまして、また、ほかの自治体の図書館の面積などを参考といたしまして、1,000平方メートル程度が必要ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　ソフト面、ハード面で、今述べていただいたわけなんですけれども。そうでしょうね、やはり1,000平米ぐらいが一番、ベストなのかなと、私も思った次第です。

実は、先月の15日に、会派の仲間と一緒に、東京都の荒川区にあります文化複合施設「ゆいの森あらかわ」という施設に行ってまいりました。荒川区には総務文教委員会で10月か11月に視察に行かれて、このことを聞いて、また再度我々の会派が行ったような形でございます。この施設は、昨年３月にオープンしております。区の中央図書館と、区の出身者である作家の吉村昭氏の記念文学館、そしてゆいの森こども広場という子育て世代が安心して子供たちと遊べる施設が同居しております。館内は、木のぬくもり感のあるナチュラルな雰囲気でございまして、まさに癒やしの空間であり、理想的な施設でございます。コンセプトというか、私が思ったんですけど、子供たちはのびのびと本と戯れて、そして大人はのんびりと読書の世界に浸れ、そしてゆっくりと調べものができる、そういう施設であるなというふうに思った次第です。館長がおっしゃっていましたけど、ＴＳＵＴＡＹＡに頼らない施設を目指した、ということをおっしゃっていました。

また、最近では、昨年の12月ですか、菊池市にもすばらしい図書館がオープンしたということを聞いております。６日の日にちょっと行ってみようかなと思ったけど、少し用事ができまして、行けなくなって。今後ちょっと時間を見つけて、行ってみたいというふうに思っております。

そこで、終盤の質問になるわけなんですが、今回の定例会の施政方針の中に、中心市街地とか商店街という文字が１つも見当たらないんですよね。実は、ずっと施政方針をひもといてみました。そしたら、平成28年９月議会で、百円商店街と球磨焼酎フェスのコラボイベントの件が施政方針で述べられていて、以来、全く記述がないというような状況でございます。

もう少し目を向けていただきたい、私はそう思った次第でございます。先ほどの高瀬議員の答弁にあった、ああいう思いを施政方針に載せていただいたほうがよっぽどいいんじゃないかなというふうに、私は思った次第です。

そこで質問なんですけれども、本市として新図書館構想を諦めていないと聞いております。そうであれば、今後、プロジェクトチームを設置するなど、目標を明確にして取り組むべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市の土地利用計画を考える上で、中心市街地の果たす役割は重要であり、本市のまちの中心として、そのありようには行政としてしっかり取り組んでいくものと考えております。

現在、取り組んでいます新市庁舎建設につきましては、長い年月、多くの方の議論と努力の上に、やっと着手できましたが、次の課題は図書館移転であると認識をいたしております。今回の移転計画が成し得なかったのはまことに残念ですが、再度、体制を整えて取り組むべきテーマであると考えております。既に、新市庁舎建設後のカルチャーパレスの利活用については、検討チームを設置して検討を進めていく準備をしておりますが、議員から御提案のありましたプロジェクトチームにつきましても、そこから大きく派生するものであり、そのほか公共施設の適正配置も含め、土地利用計画を踏まえて検討すべき課題が多々ございます。そういったものも含めて整理をし、市街地への図書館等の公共施設の設置を目指して、企画政策部を中心としたプロジェクトチームの設置を行い、着実に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　先ほどの高瀬議員の質問の中にも、そしてまた昨日の大塚議員の質問の中にも、本当に町なか、あるいは中小商業者、中小企業は本当に苦しんでおります。平成８年の橋本首相のころの大店法撤廃後、これから小さなお店がやっていけなくなり、もう、まちの様相が、非常に大きく変化しております。もうまさに剣が峰の状況なんですよね。

そしてまた、今回配布された土地利用計画（案）の商業ゾーン、中心市街地には重点促進区域と明確に表示されております。恐らく総務部長が気を使ってくれたのかなというふうに思いますが。行政といえども、やはり経営感覚が必要とされる時代なんですよね。松岡市長、ぜひ本腰を入れて取り組みましょう。そして、キーワードは、やはり均等ある発展というふうに思います。今、述べていただいたんですが、市長に。この中に、年次計画という言葉は１つもなかったですよね。この年次計画は、どう考えておられるんでしょうか。ただ立ち上げるんじゃなくて、立ち上げた末には年次計画、そして目標年度を設定して、それに向けて頑張っていくという言葉が、私はほしいんですよ。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

このたび、市庁舎移転建設に関しまして、人口減少が進む中、市の公共施設、または土地利用に関して、全てを総合的に考えながら、今後のまちづくり、またはまちのあり方については考えなければいけないということを、我々執行部も、特に今、強く認識をしているところでございます。また、その管理のあり方、ＰＰＰ・ＰＦＩ、さまざまな民間と連携した今後の取り組み、そういったものも必要だというふうに考えております。その中の１つとして、やはり図書館の位置づけがございまして、総合的にそういった観点から取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、早急に検討する部を、先ほどお答えしましたように企画政策部の中に立ち上げまして、その中でそういった年次計画等も立てていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　先ほどの、平成26年12月議会での最後の一般質問は、市議としてのこのときの思いを、もっと、また復活させていただきたい。今現在の松岡市長は市職員の代表になっていると、私は思います。じゃなくて政治家なんですよ。自分の思いを強く具現化するために、リーダーシップを強く取ってやっていただきたい。そう思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時01分　散会

平成30年３月第１回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成30年３月９日　金曜日

１．議事日程第５号

平成30年３月９日　午前10時　開議

日程第１　一般質問

１．豊　永　貞　夫　君

２．犬　童　利　夫　君

３．宮　原　将　志　君

４．井　上　光　浩　君

日程第２　議第38号　平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）

日程第３　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・追加日程　議案の訂正について（議第８号　平成30年度人吉市一般会計予算）

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	塩　見　寿　子　君
２番	宮　原　将　志　君
３番	高　瀬　堅　一　君
４番	大　塚　則　男　君
５番	宮　﨑　　保　君
６番	平　田　清　吉　君
７番	犬　童　利　夫　君
８番	井　上　光　浩　君
９番	豊　永　貞　夫　君
10番	西　　信八郎　君
11番	本　村　令　斗　君
12番	笹　山　欣　悟　君
13番	福　屋　法　晴　君
14番	村　上　恵　一　君
15番	永　山　芳　宏　君
16番	三　倉　美千子　君

17番　仲村勝治君

18番　田中　哲君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	井上祐太君
企画政策部長	迫田浩二君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
次長	椎葉千恵君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

また、一般質問終了後、３月６日に提出されました議第38号に対する議案質疑、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

═══════════════════════════════

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　一般質問に入ります前に、日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを、日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを、日程に追加し、直ちに議題といたします。

═══════════════════════════════

追加日程　議案の訂正について（議第８号　平成30年度人吉市一般会計予算）

○議長（田中　哲君）　執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております議案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算案でございまして、歳出の７款商工費及び14款予備費に係る訂正でございます。なお、歳入歳出予算総額に変更はございません。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇）　議員の皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算の議案訂正につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に、「議案の訂正について」というタイトルで正誤表のほうをお配りしておりますので、これにて御説明をさせていただきます。正誤表の２ページ、A版を折り込んでおります。それを開いていただいて、２ページのほうから、まず説明をさせていただきたいと存じます。

２ページのちょうど折り込みのところでございます。これは、予算書の92ページから98ペ

ージの事項別の歳出を少し圧縮して、訂正する箇所のみをここに記述したものでございます。７款、１項商工費、３目観光費において、19節負担金、補助及び交付金の負担金のうち、ちょうど説明欄に書いてあります、（仮称）日本遺産人吉球磨ブランド創造協議会負担金４万円を予算計上いたしておりましたが、これを――ちょうど訂正後のほう、下の段になります――削除をお願いするものでございます。説明欄に「削除」ということで表記させていただきました。

以上の削除によりまして、７款、１項商工費、３目観光費におきまして、本年度の欄、それから１罫飛んで、比較の欄、それから財源内訳で一般財源の欄、それから区分で19節負担金、補助及び交付金の金額の欄が、それぞれ訂正前と比較いたしますと、４万円ずつ減額になっているということでございます。

取り下げをいたしました（仮称）日本遺産人吉球磨ブランド創造協議会負担金４万円につきましては、その行き先でございますけれども、これは一番下の、予算書でいくならば142ページになります。14款、１項、１目予備費、減額になりました４万円を、ここで予備費の中に入れ込み、予備費を増額しているということでございます。要するにプラス・マイナス・ゼロということで、歳入歳出予算の総額に影響が出ないようにいたしております。

それに伴いまして、14款予備費、一番下の段でございます。14款予備費におきましても、本年度欄、それから比較欄、それから財源内訳のうち一般財源の欄が、訂正前と比較いたしまして、それぞれ４万円ずつ増額になっておるところでございます。

今、私が説明いたしましたのが、事項別の歳出のほうでございます。それが、事項別明細の総括に積み上がります。一番上でございます。このページの一番上、これが事項別の総括でございます。予算書は10ページになりますが、７款商工費、14款予備費の本年度の予算額、それから比較欄、それから財源内訳の一般財源欄、ここが訂正前と訂正後で比較いたしますと、商工費が４万円減額になって、予備費が４万円増額になるということで御了承いただければと思います。

そして、これが第１表に積み上がってまいりますので、めくっていただいて１ページをごらんください。これが歳入歳出予算第１表でございます。７款商工費、１項商工費が４万円減額になりますので、訂正前と訂正後を比較いたしまして、訂正後の数字を読み上げさせていただきます。赤書きで４億3,573万8,000円となっております。

それから、予算書の６ページ、これが予備費、14款、１項予備費でございます。先ほど７款商工費で４万円減額になった分が、ここで増額になっております。読み上げさせていただきます。5,590万1,000円、一番下のところになります。赤書きで書いております。ここに訂正をさせていただいております。

以上で、平成30年度人吉市一般会計予算の議案の訂正についての補足説明を終わります。８ページ、25カ所にもわたります訂正となりましたこと、大変御迷惑をおかけいたします。

議案訂正につきましては、御了承賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、承認することに決しました。

ここで執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては、事前に十分な内容の検討、精査の上、提出されますようお願いいたします。

日程第１　一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、これより一般質問を行います。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、おはようございます。９番議員の豊永貞夫です。ただいまより一般質問を行いますけども、一般質問に入る前に、３月末日をもって退職されます３名の部長を初め職員の皆様、これまで市政発展のために御尽力いただきまして、まことにありがとうございました。これからは健康に留意され、これからの皆様の御活躍をお祈り申し上げます。それから、若い職員が亡くなられました。非常に残念でございます。心から御冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

通告内容は、３項目であります。１番目に、学校教育行政。２番目に、がん検診。３番目に、市民の声からであります。

１番目の学校教育行政であります。

昨年７月、新潟県の高校で、野球部のマネージャーの女子生徒が練習後に心停止となって倒れ、学校に設置してあったＡＥＤ（自動体外式除細動器）を使用されないまま、亡くなるという事故が起こりました。また、７年前の平成23年９月には、さいたま市の小学６年生の女子児童が駅伝の練習中に心停止となり、ここでもＡＥＤが使用されることなく、亡くなりました。この事例は決して特別ではなく、毎年７万人を超える方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用については、平成16年に医療従事者以外の市民の方でも使用が認められ、既に14年が経過しています。その間、全国的にも商業施設を初め、各施設への設置も急速に進み、ＡＥＤの使用によって救命される事例が数多く報告されています。平成17年に開催された愛知万博では、ＡＥＤが周到に準備され、心停止５例中４例、東

京マラソンでは心停止７例中７例という高い救命率が達成されています。一般に、若者ほど心停止からの救命率が高いことが知られています。心停止の瞬間が目撃されやすく、周囲の人出も多い学校内においても、周到な準備、日ごろからの訓練、緊急時の連携体制などの整備によって、さらに高い救命率が期待できると考えます。ＡＥＤの普及により、全国の学校ほぼ全てにＡＥＤが設置されるようになり、また学校で心肺蘇生法やＡＥＤを用いた講習も実施されてきているようです。

まずは、本市の各学校のＡＥＤの設置状況と教職員へのＡＥＤ講習の実施状況について、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、ＡＥＤの設置状況につきましては、各学校に２台ずつ設置しております。設置場所につきましては、職員室や玄関、体育館など、人目につきやすい場所や、教職員、児童・生徒が毎日目にする場所、運動が行われる場所など、各学校の実情に合わせて設置しているところでございます。なお、水泳の授業の際には、必ずプールに持ち運んでおるところでございます。

次に、教職員へのＡＥＤの講習会についてでございますが、市内の全ての小中学校で、毎年、職員研修の中に救急救命法の講習会を位置づけしておりまして、下球磨消防組合の指導のもとに、実習を伴った心肺蘇生法やＡＥＤの適切な取扱いなど、応急措置について理解を深め、その方法やスキルを身につけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　設置状況、また学校での先生たちに対する講習も行われているということがわかりました。消防庁によりますと、日本では119番通報をしてから、救急車が現場に到着するまでにかかる時間は、2016年調べで、全国平均で８分30秒。救命の可能性は、心臓と呼吸がとまってから、時間の経過とともに急激に低下しますが、救急隊を待つ間に、居あわせた市民が処置を行うことによって大幅に救命率が向上します。突然の心停止で、現場に居あわせた市民がＡＥＤを使用した場合の１カ月後の生存率は53.3％、市民がＡＥＤを使用しなかった場合の9.3％に比べ、約5.7倍高くなっています。さらに、１カ月後の社会復帰率については、市民がＡＥＤを使用した場合は45.4％であり、ＡＥＤを使用しなかった場合の4.9％に比べ、9.2倍高くなっています。平成29年３月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫――心臓マッサージですね、ＡＥＤ使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする、と明記されており、これまでの学習指導要領よりも進んだ内容となっております。

しかし、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象に、ＡＥＤの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、15年度実績で、小学校が4.1％、中学校が28.0％、高校でも27.1％と、非常に低い状況にあります。

ここで質問ですけども、現在、本市のＡＥＤなどを活用した心肺蘇生法、救命教育の実施状況について、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

まず、中学校におきましては、来年度から３年間の移行期間を経て、2021年度から、今、議員のほうから御提案ございました新学習指導要領に基づく授業が行われます。現学習指導要領の「傷害の防止」の領域において、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生法を取り上げ、実習を通して理解できるようにする。なお、必要に応じて、ＡＥＤにも触れるようにする、とあります。しかし、改訂された新学習指導要領におきましては、議員御指摘のとおり、応急手当の実際として、ＡＥＤ使用などの心肺蘇生法や直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする、とあり、これまでより一歩踏み込んだ指導内容となっております。すなわち、今回の学習指導要領の改訂は、ＡＥＤの使用を含む心肺蘇生法の実習を行い、応急手当を知っているから実践できることを目指しております。

次に、本市の中学校におけるＡＥＤ等を活用した心肺蘇生教育の現状につきましては、現学習指導要領に基づき、保健分野の「傷害の防止」の領域で、中学２年生が心肺蘇生法について学習しております。応急手当の意義と心肺蘇生法の手順、胸骨圧迫、気道確保、人工呼吸などの方法やＡＥＤの使い方を、教科書の資料で確認しながら、また教師の師範を行い、理解を深めているところでございます。

また、第三中学校におきましては、本年度から、これまでの教職員の心肺蘇生法の研修に全生徒を加え、６月から始まる水泳の授業の際に、下球磨消防組合から講師を招聘し、全生徒と教職員を対象とした救急救命講習を行い、ＡＥＤの使用方法についても実体験を通した学習を行っておるところでございます。東間小学校におきましても、本年度、５・６年生児童を対象に、同様の学習を実施しておるところでございます。

このように、学校の実情によって心肺蘇生法の学習に多少の違いはございますが、次年度から移行期間に入りますので、新学習指導要領に基づいた授業が実施できますよう、各中学校に働きかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　答弁にありましたように、本年度から、第三中学校、また東間小学校で行われているという答弁でございました。やはり若い時代から訓練をすることで、社会に出てから役に立つ場面も出てくるんじゃないかと思いますので、やはり重要な取り組み、ま

た2021年度から、新学習指導要領に基づいて取り組まれるということでございますので、その辺は重要かと思います。

冒頭で述べました、さいたま市の女子児童の事例ですけども、この事故を教訓に、さいたま市独自の取り組みをされております。平成23年９月、さいたま市の小学校６年生の女子児童が、先ほど申したとおり、駅伝の練習中に校庭で倒れました。保健室に運ばれましたが、教員らは呼吸があると判断し、心肺蘇生やＡＥＤ装着が行われませんでした。しかし、約11分後の救急隊到着時には、心肺停止状態となっていました。呼吸があるように見えたのは、心停止後に起こる死戦期呼吸であった可能性があります。二度とこのような悲しい事故を繰り返さないために、同市教育委員会は事故を検証し、遺族や専門家に協力を得ながら、平成24年９月に、教員研修のためのわかりやすいテキスト「体育活動時等における事故対応テキスト」を作成しました。目の前にいる人が、突然倒れ、反応や普段どおりの呼吸があるかわからない場合も、直ちにＡＥＤを手配し、心肺蘇生を行うことが強調された同テキストは、「ＡＳＵＫＡ（アスカ）モデル」という愛称がつけられ、全市立小中高、特別支援学校及び市立幼稚園の教職員に配布されております。

さらに、さいたま市では、平成26年度から、全市立小中高校において、保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実習を行っています。小学校５年生から、毎年繰り返し学習することによって、緊急時に迅速かつ最善の行動を取れるようにするためであります。同市では、中学校１年生の段階で、全ての生徒がＡＥＤの使用を含む心肺蘇生法を行うことができるようになることを目標に、取り組んでおられます。

本市において、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とＡＥＤに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を整える必要があると考えますけども、本市の考えはどうでしょうか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

市内の小中学校では、各教科の授業を初めとしたさまざまな教育活動を通して、命を救い、またけがの悪化を防ぐために、応急手当の方法を指導しております。中でも、議員御指摘のとおり、心肺蘇生法やＡＥＤは命を救うことに直接つながるものであり、その方法を理解し、実践できるようにすることは、大変重要であると認識しているところでございます。

現在、日本では、年間７万5,000人を超える、心臓を原因とする心肺停止が、病院外で発生しているとのデータもございます。学校の内外を問わず、突然の心肺停止に、子供たちが適切な対応や応急措置がとれれば、救命に大きな力になると思います。

それぞれの学校で、子供たちが救急救命法を学び、実践できるようにすることは、子供たちが将来社会に出てからも役に立つ、有用なスキルであると思いますので、今後、実習等を積極的に取り入れる工夫を行うなど、学校での指導の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、各学校では、平成21年４月１日施行されました学校保健安全法に基づき、学校にお

ける教育活動が安全な環境において実施され、児童・生徒等の安全の確保が図られるよう学校安全計画を策定し、１つ目、施設及び設備の安全点検、２つ目、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活に関する指導、３つ目、職員の研修、を位置づけ、実施しているところでございます。また、子供の安全を最優先に、通常の安全点検、安全対策、緊急時の対応を確実に行うための方法や手順、教職員の役割分担、さらには関係機関との連絡系統等を明記した危機管理マニュアルを策定しております。

しかし、近年、事故や事件、自然災害への対応に加え、学校や児童・生徒を取り巻く環境は、さまざまな安全上の課題は多様化しており、危機管理マニュアルにつきましては、随時見直しを行わなければならないと認識しているところでございます。

文部科学省では、ことし２月に、新たに学校の危機管理マニュアル作成の手引きを作成し、各学校においては、想定される危機事象に特化した内容を追加するなどの見直しを行うよう通達がなされました。本市といたしましても、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等につきまして、定期的に実態を把握し、指導助言を行い、事故、自然災害等の緊急事態発生時などに迅速、的確に対応できるよう、家庭や地域、関係機関と協働して、児童・生徒等の命を守るための安全を確保する体制の整備をするとともに、安全確保のための施設整備等の整備充実に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　日本循環器学会ＡＥＤ検討委員会が、学校での心臓突然死ゼロを目指して、という提言をされております。その中で、以下の３つの理由から、救命法は、教職員だけではなく、児童・生徒も学ぶ必要があり、カリキュラムの整っている学校こそが、それを学ぶ絶好の場所である、と言われております。その３つを紹介させていただきます。

１つは、救命は、教師が児童・生徒に対して行うだけとは限らない。学校内の心停止であっても、第一発見者は児童・生徒のみの場面も多いはずである。また、心停止に陥るのは、児童・生徒のほか、教師や参観中の保護者もあり得る。そこで、迅速に動けるのは大人とは限らず、子供のほうが迅速な対応を取れることもある。２つ目が、日本では、年間――先ほど教育長も言われた内容と同じですけども、日本では年間７万5,000人を超える、心臓を原因とする心停止が、病院外で発生している。学校の内外を問わず、突然の心停止に、児童・生徒が適切な対応をとれれば、救命に大きな力となる。大規模災害時にも、子供たちの協力は欠かせない。子供の時期から、繰り返し救命法を学ぶことで、成長して社会に出てからも役立つ、有用なスキルとして定着させることができる。３つ目が、小児期から人の命を救うことを学ぶことによって、他人の命を大事にする心、共助の精神が育まれる。さらに、自己有用感の醸成にも役立つ、という提言がされております。

ぜひ、学校内での心肺蘇生法、ＡＥＤの活用の訓練をしていただくように、よろしくお願

いいたします。

学校関係は、以上ですけども、ここで関連として、本市の職員の心肺蘇生法、ＡＥＤの講習の実施状況として、お尋ねしたいと思います。多くの市民の方と接する機会が多い市職員の講習の状況をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

先ほど教育長と議員のやりとりを聞いておりまして、私たちも、今、しっかりちゃんと使えるのかなということで思ったところです。ＡＥＤが本市にも備えつけられてから、もう12年ぐらい前になりますけど、当時、フロアマネージャー制度というのがあって、庁舎の玄関に、職員で管理職が順番に立って、そして、そういう仕事もやっていたんですけども。そういうフロアマネージャーの方たちと、あと、当時の教育委員会のスポーツ振興課と――今は社会教育課に入っておりますが、その職員に対して、平成20年度に、このときには全職員を対象にした研修を下球磨消防組合で、これは結構ハードな研修だったことを私も覚えておりますし、午前中いっぱい、これはＡＥＤ操作だけではなくて、その前の段階ですよね、映像を使ったような状況とか、心臓マッサージ等々も実際やらせていただいて、相当きめ細かな研修を受けたということを記憶いたしております。

ただ、近年におきましては、新規採用職員に対しＡＥＤ操作の研修を受講させているということで、要は、平成20年のときにやった職員が果たして今、私も含めてなんですけども、しっかり使用することができるのか。それは、当然不安もあるわけでございますので、公共施設、現在、市庁舎のほうは分散しておりますけども、多くの方が、不特定多数の方が利用されますことから、いざというときにＡＥＤを使うということも、これからあるだろうと思いますし、そのときに、この機械が機能しなかったり、ましてや職員が使用できなかったということにならないように、それは本末転倒でございますので、これは適正な管理、当然パッドの入れかえも含めて、職員への継続的な研修、これは、きのうもさまざまな研修を総務課でやっておりますけども、契約管財課あたりが中心となって、職員の、今一度このＡＥＤの操作方法についても研修をやる必要があるよね、ということで、しっかり話し合ったところでございます。

なかなか分庁舎になってからは、こういう実務研修ができておりませんので、これを機会に、しっかりやらせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　10年前ですね。ちょうど10年前に、全職員はやられたということです。私たち議会も、ちょうど10年ぐらい前ですかね、三倉議員が音頭をとられたと思いますけれども、全員が参加して、ＡＥＤの訓練をした覚えがございます。やはり10年前でございますので、私たち議員も、実際に今使えと言われたら、なかなか使えるかどうか自信がございま

せん。議会としても、その辺は今後考えていく必要があろうかと、今、答弁を聞いて感じた次第でございます。やはり命を守るためにも、訓練はしていく必要があろうかと思いますので、私たちも含めて、よろしくお願い申し上げます。この件については終わります。

次に、がん検診の状況でございます。がんは、御存じのとおり、日本において、昭和56年から死因の第一位となり、平成28年では年間37万人以上の方ががんで亡くなられております。これは、３人に１人ががんによって亡くなっていることになります。日本人にとって国民病と言っても、過言ではない状況になっています。

部位別では、死亡者数は、男性の１位が肺がん、２位が胃がん、３位が大腸がん。女性は、１位が大腸がん、２位は肺がん、３位は胃がんとなっております。2007年６月に策定されたがん対策推進基本計画では、個別目標の１つとして、がん検診の受診率を50％以上にすることが掲げられました。しかし、５年後の見直しを経て、2012年６月に策定されたがん対策推進基本計画では、５年以内に受診率50％、胃、肺、大腸は当面40％が掲げられ、受診率の算定には40歳から69歳までを対象とすることとなっております。

がん検診受診率については、私も、平成24年と平成26年、そして２年前である平成28年３月議会で同様の質問をさせていただいております。その後の状況について、何点かお尋ねします。

まずは、本市のがん検診受診率の、最近の全体的な状況をお尋ねいたします。受診率は上がっているのかどうかでございます。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから、各種がん検診の受診状況につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、本市では６種類のがん検診を行っておりますけれども、がん検診の種類ごとに順次申し上げさせていただきたいと思います。

最初に、平成26年度、平成27年度、平成28年度の受診率の順番でお答えをさせていただきます。

まず、肺がん検診でございます。33.8％、36.8％、39.7％でございます。大腸がん検診が、34.6％、30.4％、32.1％でございます。胃がん検診が、26.4％、25.9％、27.9％でございます。子宮頸がん検診は、26.9％、18.0％、同じく18.0％でございます。乳がん検診のうち、乳房Ｘ線検査につきましては、29.2％、20.4％、21.3％でございます。乳がん検診のうち、乳房超音波検診につきましては、19.2％、19.5％、24.5％でございます。最後に、前立腺がん検診でございますけれども、33.7％、33.5％、36.6％でございます。

以上のように受診率は、がん検診の種類によりまして多少増減が見られる状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　ただいまデータで御答弁をいただきました。３年間でちょっとふえたのか減ったのかというのは、ちょっとわからない状況でございましたけども、私は平成24年にも質問した際に、平成19年からのデータを答弁していただいております。それで、今、答弁いただいた内容と比べたら、かなり上がっているのがわかります。特に胃がんと前立腺がん、この２つはかなり上がっております。平成19年度で、胃がん検診の受診率は18.7％でございました。前立腺がんも19.2％。胃がん検診に関しては、平成19年度から平成23年度までが10％台、平成23年度に至っては16.2％だったんですけども、平成24年度以降、平成25年度が26.5％、先ほど答弁いただいた平成28年度においても27.9％と、かなりの受診率が上がっております。また、前立腺においても同じような状況で、10％台だったのが36.6％と、かなり上がっております。やはり健康志向、平成24年度に市民検診が始まりましたよね。多分、それが功を奏したんじゃないかと思います。

受診率を上げることで、やはりがん発見、早期発見・早期治療が、今、言われておりますので、そういった意味では受診率が上がったというふうに、今のこのデータ、以前からのデータを比較すると、上がったというふうに、私は思った次第でございます。その辺のデータの分析も、今後必要じゃないかと思いますので、その辺の分析も、またよろしくお願いいたします。

先ほどのがん検診３年間の受診率データを答弁していただきましたけども、その中から、がんが発見された人数というのはわかりますでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えさせていただきます。

胃がん検診の受診率についても、再度申し上げさせていただきたいと思います。平成26年度は、受診率が26.4％、がん発見者数は５名でございます。平成27年度が、受診率25.9％で、がん発見者数は６名でございます。平成28年度が、受診率27.9％で、がん発見者数は３名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　数名の方が、やはりがんが発見されたということでございます。発見されたからには治療をされると思いますけども、先ほども申したとおり、医学の進歩により、がんは現在約６割の方が治るようになりました。特に、進行していない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことで、非常に高い確率で治癒します。したがって、そうしたがんを初期の段階で見つけるがん検診は、がんの死亡率を下げるのに非常に有効だと考えられます。まずは、受診率50％を目標に、受診率を上げる取り組みを地道に続けていくしかないと思いますので、今後も受診率を上げていく取り組みはよろしくお願いいたします。

このがんの検診については、これまでもピロリ菌検診を提案させていただいております。平成28年３月以降の状況について、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ピロリ菌の検診につきましては、国立がん研究センターが示しております、胃がん検診ガイドライン2014によりますと、ピロリ菌検査は死亡率減少効果が不明ということでございまして、対策型検診としての実施は推奨されていないところでございます。

ピロリ菌検査の導入につきましては、議員から御提案をいただきました後、検診をお願いしております人吉市医師会との意見交換会におきまして、対策型検診としてのがん検診のあり方、経済的コストなど、今後の方向性について、毎年検討を重ねているところでございます。

しかしながら、現時点では、本市が検診として実施する上で十分な医学的根拠が必要と考えておりますので、まだ実施する状況には至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　２年前の答弁と、ほぼ変わりません。やはり根拠がないと、そういったことでございました。ただ、先ほど、ガイドラインが2014年と言われましたけども、2014年といったら、もう４年前で、やはり１年１年医学は進歩している中で、４年前のガイドラインというのは、やはり古いんじゃないかと、私は思います。その辺は、今後、国のほうで考えていただけると思いますけども。がんになられた方のほとんどの方が、ピロリ菌に感染しているというのは、病院のポスターでも貼ってあるんですよね。だから、このピロリ菌がやはり原因であるというふうなことは、広く知れ渡っている状況じゃないかと思っておりますので、今後、いつになるかわかりませんけど、国のほうも認めざるを得ない状況になるんじゃないかと思っております。

そこで、２年前もちょっと紹介させていただいたんですけども、ピロリ菌検診を始める自治体が、２年前ほどから出ておりました。そのときの紹介は、佐賀県で中学校３年生を対象に、ピロリ菌検診を本人の了承を得て、任意で行われるようになっております。学校健診の尿検査を使用して行われたということでございまして、そのときは、まだ始まったばかりでございましたけども、その後の結果が新聞に掲載されておりました。報道によりますと、対象となった県内8,912名の約８割が保菌の有無を調べる検査を受け、247人が陽性だったという報道がされておりました。やはり陽性ということはピロリ菌がいたということでございますので、その辺の取り組みというのは、早期発見という意味では、その後の報道はされていませんので、除菌されたかどうかはちょっと定かではございませんけども、やはり247名の方が陽性だったということが、本人が知るということが一番大事でございますので、そういった意味では、検査の意義があったんじゃないかと思っております。

また、熊本県内でも、ピロリ菌検査を実施する自治体が出てきております。天草市と宇城市でございます。天草市は昨年からです。また、宇城市の場合は、ことしの４月から取り組

むということでございましたけども、両市の取り組み状況、詳細について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど議員が申されましたように、県下でピロリ菌検査を実施されておりますのは天草市と、宇城市が平成30年度から予定ということでお聞きしているところでございます。

まず、天草市の状況でございます。国のがん検診指針では、ピロリ菌検査は推奨されていないということでございまして、がん検診としての実施ではなく、健康を考える機会の１つとして、中学３年生を対象に検査を実施されているようでございます。

実施方法といたしましては、学校健診で行われます尿検査と同時期に実施をされているというところでございます。受診率は47.2%、陽性率は8.57%とお聞きしているところでございます。

次に、宇城市の状況でございます。宇城市は、胃がん検診や特定健診とは別の日に、ピロリ菌検診といたしまして、平成30年度から、15歳以上の全市民を対象に、３年間の計画で実施を予定されておるようでございます。

検査方法につきましては、医療機関におきまして、尿検査、また血液検査で行われる予定とお聞きをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今、天草の陽性率が8.57%というのがありましたけど、これは人数でいうと何名ぐらいになるんでしょうか。47.2%、何名、検査をされて、何名の方が陽性だったのかというのをお尋ねします。また、その後、陽性だった方が病院に行かれて、内視鏡検査あるいは除菌治療を受けられたのか。また、陽性の方が多分多いと思うんですけども、その多い要因というのは何なのか。わかる範囲で、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

天草市にお尋ねいたしましたところ、中学３年生350名が受診し、そのうち30名が陽性だったということでございました。結果が、検査機関から直接受診者に届けられ、受診した生徒の保護者からの相談につきましては対応されておりますけれども、医療機関を受診し、除菌治療が行われたかどうかまでは確認は行われていないということでございました。

また、陽性人数が多い要因につきましては、天草市13の中学校の生徒の受診状況が、学校により偏っていること、また受診率が50%を下回っているということから、分析までには至っていないという状況でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　30名の方が陽性だったということがわかりました。受診の人数が半分

に至っていないので、分析まではされておりませんけども、陽性という判定がされた生徒さんは、多分除菌まで至るんじゃないかと思っております。早い段階でわかることで、早めの対応ができるんじゃないかと思っております。

まだ、天草市においても、昨年の４月からですので、まだ１年たっていないという状況もありますので、今後、また検診が進むにつれて、詳しい状況がわかってくるんじゃないかと思っております。また、宇城市に至っても、同じだと思います。

このピロリ菌検診を行うことで感染の有無がわかり、早期発見・早期除菌することで、将来の医療費削減にもつながると思いますけども、本市として取り組まれる考えがあるか、市長にお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ピロリ菌検診を、本市の検診として行う以上は、国のがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針に則り、十分な医学的根拠が必要ではないかと考えているところでございます。

しかしながら、先ほどから議員からもお示しいただいておりますように、さまざまな対象だったりとか検査の方法だったりとかあるようでございますので、今後、本市の進むべき方向性につきましては、他市町村等の実施状況を注視しながら、検診を実施していただく人吉市医師会と、さらなる協議を重ね、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　本市の検診としては取り扱えないかもしれませんけど、先ほどの天草市と同等に、学校検診の中に取り組むということもできるんじゃないかと、今、思った次第でございますので、市長の決断を、英断を今後期待して、この件については要望しておきます。この件は終わります。

最後に、市民の声からでございます。市民の方から、来年の５月１日から、新しい元号に変わるけども、その前後は申請手続などの事務処理は混乱するんじゃないか、というお尋ねがありました。そのときは、これまでと違って、事前に元号が発表され、準備できるので、大きな混乱はないと思います、とお答えしておりましたけども、果たしてそうなのか。後から考えてみますと、いろいろ市民の方も混乱するのではないかと思いましたので、この件についてお尋ねいたします。

報道では、新元号の発表時期が、当初の時期よりおくれるとの報道がされておりますが、発表時期はいつごろになるのか。わかる範囲でお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

新聞報道等でしか、私たちも情報は知りませんので、それを少しまとめたものでお願いしたいと思います。

政府は、昨年の12月13日に、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政

令を公布。天皇陛下が退位される日は、2019年４月30日と定められました。翌５月１日に、皇太子様が新天皇に即位され、元号法の規定により、新元号となります。新元号の発表の時期につきましては、報道等によりますと、当初、政府は、国民生活に大きな影響を与えないように、新元号が始まる半年以上前に発表予定であったと認識をいたしております。しかしながら、ことしに入り、政府は、新元号の発表を本年末以降に発表する方向で動いているようでございます。理由としまして、早く公表しすぎると、天皇陛下に失礼に当たるのではないかと、それと、事前公表による新元号への賛否の議論の過熱への懸念、陛下の公務に一区切りがついた後の発表が望ましい、との声が強まっていることがあるようでございます。さらに、最近では、来年に公表する案も浮上しているようでございます。

陛下は、2018年12月23日に天皇誕生日、翌年2019年１月７日には即位30周年を迎えられます。そのため、政府は、2019年２月24日に即位30周年を祝う記念式典を予定しており、式典後に新元号を公表する可能性もあるようでございます。

市といたしましては、新元号の発表が市政運営、それから市民生活に与える影響を鑑み、引き続き、政府の動向を注視していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今、答弁いただいたとおり、新元号の発表時期をおくらせることの理由は、もっともなことだと思います。ただ、発表がおくれればおくれるほど、行政処理などの日付の変更、そういったものの混乱が出るのではないかと想定されます。それに伴いまして、システム改修も出てくるんじゃないかと思っております。５月以降の新元号の取り扱いも今後考えていく必要があると思っております。

２つ目の質問ですけども、今の段階で想定される課題についてお尋ねします。どういったものが混乱するんじゃないかという、そういった課題でございます。

○総務部長（井上祐太君）　お答えいたします。

来年の５月１日から新元号が始まることで想定される課題としまして、まず公文書の元号表記の変更でございます。それから、条例、規則、要項の改正や各種届け出、契約書等の表記の変更。それから３つ目に、税や料などを納めるための納付書など印刷物の変更。それから、議員も申されましたように、情報システムなどそういう電算関連の改修など、そういうものが考えられるところでございます。

政府の方針では、先ほど述べましたとおり、新元号の発表時期が、新元号が始まる来年の５月１日に近づくおそれがあり、発表がおくれますと、当然システム改修などの時期が、年度末や年度当初の市民生活の異動時期と重なることが想定されるわけでございます。新元号の発表が事前にあるということ、また５月１日からは新元号になるということがわかっておりますので、昭和から平成に変わった前回――このときにはもう市のほうも余り電算関係は

そんなにほとんどなかったような状況です。ゴム印でこういうふうに、こうやっていたような状況なんですけど。それでも、今回は、準備期間は十分にあると考えております。先ほど述べました課題に対しましては、新元号が始まることで市民生活に大きな影響が出ることがないように、やはり対応をしていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　想定しておくことは必要だと思います。来年の４月といいますと、統一地方選もございますので、そういった意味でもばたばたするんじゃないかと思います。また、いろんな推進計画をつくっておられますけれども、その元号も平成が37年とか、かなり先までされているのもあったんじゃないかと思っております。そういったところも、また今後変更することも出てくるんじゃないかと思っております。

いずれにしましても、市民の方が混乱することがないように、準備はしていただくようにお願いを申し上げまして、私の一般質問は終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時16分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。７番議員の犬童利夫でございます。

まずもって、若くして、職員の方がお亡くなりになりました。慎んで哀悼の意を表します。御冥福を心からお祈り申し上げます。

２月は、久しぶりの明るい話題がありました。特に最終日は「そだねー」に共感いたしました、ピョンチャンオリンピックの熱戦が目に浮かびます。苦しみを乗り越えてプレーする、その姿に、怖さとおもしろさを合わせ持つスリルに夢と感動をもらいました。野球では、よく筋書きのないドラマなどと表現されますが、まさに筋書きのないドラマを見せてもらいました。本当にありがとうございました。また、本日開幕しますピョンチャンパラリンピックの熱戦にも、大いに期待しているところでもあります。

そして、３月は別れの季節でもあります。定年退職の方だけでなく、早期に退職される方も多くおられるとのことで、寂しい思いでもありますが、３月末日をもって退職されます職員の皆様に、これまでの長い間、市政発展と市民の皆様の幸福向上に御尽力いただきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。また、私個人に対しましても御指導いただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。そして、大変お疲れさまでございました。これからも、健康に十分留意され、お元気でお過ごしいただき、これまで積み重

ねてこられました経験を生かされ、市政発展のため御指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

今回は、２項目について通告しております。１項目めが、地中の空洞化対策についてでございます。２項目めが、学校と地域の防災についてでございます。

まず、１項目め、地中の空洞化対策等についてでございますが、防災対策を含んだ道路の空洞化等の調査について、質問させていただきます。

市民の生活の基盤である道路や橋梁の点検などが進められていることは認識しているところですが、道路の地中の空洞化対策等について伺います。埋設されている上下水道設備につきましては、住みよい暮らしのための安全で安心な生活環境には欠かすことのできない重要な施設となっていますが、突然道路が陥没し、人が転んだり、車両の立ち往生や、車輪が陥没にはまり身動きがとれなくなったりする事故が、全国的に多く発生しております。上下水道管等の経年劣化などの漏水により、周囲の砂利などが削られることによるものが、地中の空洞化の主な原因であるとのことであります。近年では、集中豪雨も要因になっているとのことであります。

いまや、全国の多くの地域で、上下水道のある暮らしが当たり前になっております。これは、長年の投資と努力があったからこそと思っておりますが、道路陥没などで市民生活や物流、緊急活動に支障が出るおそれがあり、対策が必要であると思います。原因は違いますが、熊本地震でも、九州自動車道や、そのほかの道路が陥没し、一部区間の通行どめなどにより、物流に多大な影響があったことは記憶に新しいところです。

当市では、道路の空洞化等について、調査を実施した経緯があるのか。また、道路パトロールなどの現状について、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　皆様、こんにちは。まず、初めに、市道を管理いたします建設部より、お答えさせていただきます。

地中空洞化についての調査実績に関する御質問でございますが、本市が管理しております市道につきましては、現在のところ、地中空洞化に特化した調査は実施いたしておりませんが、平成25年から平成27年にかけて、路面性状調査や舗装構造評価調査を実施し、舗装のたわみやひび割れなどの状況確認を行っております。また、この調査結果をもとに、人吉市舗装維持管理計画を策定いたしまして、計画的な舗装修繕を行っているところでございます。

次に、パトロールの実績についての御質問でございますが、日ごろから、道路河川課職員によります道路パトロールを実施し、道路における路面補修や倒木処理、落石の除去などを行い、道路の維持管理に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水道局長（中村則明君）　皆様、こんにちは。それでは、道路占用者であります水道局から

も、御質問にお答えさせていただきます。今議会、初答弁でございます。よろしくお願いいたします。

水道局は、安心・安全で低廉な水道水を市民の皆様に供給するための水道管等、そして日常生活により生じた汚水を処理し、清潔で快適な環境を保持するための下水道管等の施設の維持管理を行っております。この上下水道管等の施設は、道路内に埋設し、占用する必要がございます。道路内に上下水道管等を占用するには、道路法第32条の規定により、道路占用許可申請を、道路管理者であります県・市に提出後、許可を受けて工事をし、占用をさせていただいております。

水道局が許可を受け、占用している上下水道管等における調査実績でございますが、現在のところ、地中空洞化に特化した調査は実施していないところでございます。なお、空洞化を視点とした調査ではございませんが、下水道長寿命化計画に伴う下水道管内カメラ調査とマンホール調査を、平成20年から平成25年にかけて実施し、亀裂や漏水の有無の状況を確認しております。

地中空洞化の原因としまして、上水道管等が関与しますのは、議員の質問の中でも御紹介いただきましたが、水道管からの漏水や下水道管の腐食によるものと思われ、発生した際は、一般的に水たまりやくぼみがあらわれます。そのようなことから、日常業務の一環としまして、占用許可を受けた上下水道管等の埋設箇所をパトロールする等、注意深く道路の状況を監視しているところでありまして、異常があれば対応しております。

また、道路管理者との連携を密にし、占用物件であります上下水道管等が起因する漏水及び陥没等の情報交換を行っているところでありまして、市民の皆様からの通報等もあわせまして状況を確認し、必要に応じて緊急漏水修繕工事等を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　今、答弁いただきましたけれども、空洞化に特化した調査の実績は、ないとのことでありました。現状は、日常業務としてパトロール等で、道路や上下水道の維持管理面から、定期的な調査や特別な調査が実施されているとのことでありましたが、調査される市内の道路は、およそどのくらいの距離があるのか、お尋ねいたします。国道、県道、市道あると思いますので、分けてお願いいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

人吉市管内の道路の総延長につきましての御質問だと思います。熊本県が管理しております国道は、全部で４路線ございまして、総延長は約43キロメートルでございます。同じく、熊本県が管理しております県道は７路線ございまして、総延長は約27キロメートルでございます。また、市が管理しております市道につきましては、638路線で、総延長は約405キロメートルでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　市道だけでも638路線で、405キロメートル以上にも及ぶとのことでございました。

国土交通省の調査では、下水道管路が原因の道路陥没事故等が、年間で、全国で約3,300件発生しているとのことでございます。道路側溝などの工作物などを含めた全ての原因によるものをあわせますと、これは道路局の調べでございますけれども、平成28年中は１万2,334件発生しているとのことでございました。これまでの道路陥没や、それらに起因する道路上での事故や、側溝などの工作物等の劣化や落石などが原因と思われる、過去５年間の事故発生状況と件数、その概要についてお尋ねいたします。また、人身事故等もありましたら、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

市が管理しております市道で発生いたしました事故につきまして、直近の５年間でお答えさせていただきます。

平成24年から平成29年の過去５年間で、計７件の事故が発生しております。７件の事故の内容といたしましては、１件目が、平成25年１月19日、人吉市上林町市道村山観音道路線において、木の枝が落下し、通行中の車両が損傷したものでございます。２件目は、平成25年７月26日、人吉市上戸越町市道戸越鹿目線において、道路のり面からの落石により、通行中の車両が損傷したものでございます。３件目は、平成25年８月23日、人吉市紺屋町市道青井二日町線において、路上に突出していた側溝のグレーチング蓋への接触により、通行中の車両が損傷したものでございます。４件目は、平成27年７月21日、人吉市上戸越町市道戸越草津線において、コンクリート舗装のひび割れた箇所が跳ね上がり、通行中の車両が損傷したものでございます。５件目は、平成27年８月10日、人吉市下原田町市道城本西駅線において、アスファルト舗装が剥がれている箇所の段差につまずき、通行人が転倒、負傷したものでございます。６件目は、平成27年11月24日、人吉市東大塚町市道大塚桑木津留線において、道路のり面からの落石により、通行人が負傷したものでございます。７件目は、平成28年８月17日、人吉市下田代町市道下田代地内第９号線において、ひび割れたコンクリート舗装の割れ目への接触により、通行中の車両が損傷したものでございます。

以上、説明いたしました７件のうち、車両損傷事故が５件、人身事故が２件となっております。また、いずれの事故も、幸いなことに甚大な人身事故には至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○水道局長（中村則明君）　お答えいたします。

道路内の占用物件であります上下水道施設としましては、上下水道管、仕切弁、仕切弁

ボックス、マンホール、公共ます等がございますので、この上下水道施設に関連し、発生した事故でお答えいたします。

過去５年間に、２件の上水道施設に関連する事故が発生しております。１件目は、平成27年９月４日、人吉市願成寺町国道445号の道路上で起きております。埋設し、占用している水道管の仕切弁ボックスの蓋が外れ、外れた箇所に、軽車両が通過した際に左後方タイヤが落ち込み、タイヤのパンク及びタイヤホイールを損傷したものでございます。仕切弁ボックスは、昭和53年に付設された水道管を管理するもので、37年経過しておりまして、経年劣化も１つの原因と考えられ、車両の通行箇所に設置してあり、車両通過時における振動等で蓋が摩耗し、受け枠との間に隙間ができ、大型車両が通過した際に、蓋を跳ね上げたものと思われます。なお、人身事故までには至っておりません。

２件目は、平成29年７月27日、昨年でございますが、人吉市中神町大柿市道大柿地内第７号線の道路上で起きております。埋設し、占用している水道管に附帯する給水管から漏水し、アスファルト舗装下部の路盤材、埋め戻し土が流出しており、空洞となっておりました。車両が通行した際に、アスファルト舗装面が割れて、車両前方が落下し、前方車輪車軸及び前方バンパーを損傷したものでございまして、こちらも人身事故までには至っていない状況でございます。水道管及び給水管は、昭和57年に埋設したビニール管、ポリエチレン管でございまして、35年経過し、管の経年劣化による漏水と、埋設箇所の埋め戻し材が原因と思われます。建設当初の水道管埋設につきましては、掘削した土砂を埋め戻し材料として再利用しておりましたが、施工箇所によっては埋め戻し材料に適さない土砂もあったかと思われます。現在は、良質な購入材であります再生クラッシャーランを埋め戻し材として使用しており、道路面の沈下の割合が少なくなったものと存じております。

下水道施設におきましては、過去５年間の事故は発生しておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　人的な重大な被害はなかったとのことでありましたが、一歩間違えば重大事故につながることも十分考えられます。十分な注意が必要であると思ったところでございます。また、過去５年間で、人身事故も含めまして全部で９件、事故が発生しているとのことでありました。道路のり面からの落石により、通行人の負傷とか、あるいは道路上のアスファルト舗装、道路下の空洞により舗装面が割れて、車両がはまって損傷したケースなど、事故があったと答弁いただきました。現在は、下水道管も、また埋め戻し方法もいろいろ研究されて、陥没しにくいようになったと、今、答弁があったところでございますけれども、事故があった場合には、いろいろ損害賠償等も出てくると思いますけれども、現在の事故の損害賠償金額については、どのような状況であるのか、お尋ねいたします。

また、保険等の適用があるのか、また、その対応は全て保険内の範囲でできるのか、お

尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

賠償の件数でございますけども、先ほど答弁いたしましたが、市道におきましては過去５年間で７件の事故が発生しており、いずれも損害賠償の対象となったものでございます。その賠償の金額につきましては、７件あわせまして70万6,186円となっております。また、７件とも、市が加入しております道路賠償責任保険で対応したところでございます。

以上、お答えいたします。

○水道局長（中村則明君）　お答えいたします。

先ほどの御質問でお答えしましたとおりに、上水道施設で過去５年間で２件の事故が発生しており、いずれも損害賠償の対象でございます。損害賠償の金額でございますが、２件あわせて47万4,600円でございます。２件とも、加入しております日本水道協会の水道賠償責任保険で対応したところでございます。また、過去５年間に、下水道施設を起因とする事故の発生はございませんが、仮に発生した場合は、加入しております日本下水道協会の下水道賠償責任保険で対応することとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　それぞれ管理する道路あるいは水道のほうで、賠償責任保険で全て対応されるということで理解したところでございます。道路の陥没事故で、記憶に新しいのは、平成28年11月８日に、博多駅前付近で、深さ約30メートルの大規模な道路陥没が発生しています。けがされた方などはおられなかったということで、幸いではありましたが、事故が起こった時間帯によっては多大な人的被害も考えられるような事故でありました。こちらの地方とは違って、大都会ならではの事故ではなかったろうかと思ったところであります。

そのような中、高度経済成長期につくられた上下水道管の老朽化が進んでおります。現行法では、国などが補修を命じることができないため、道路法の改正案について、国会に提案されるとのことで報道がなされました。その道路法の改正案については、地下にある上下水道管などが付設されている道路を管理する国や自治体が、是正命令を出せる権限が新設されるとのことであります。また、罰則規定も盛り込まれるとのことであります。

本年２月２日には、道路法等の一部を改正する法律案が閣議決定されております。このことにつきましては、後でまたお尋ねしたいと思いますが、適正な指導など、さまざまな対応が新たに追加されるのではなかろうかと思ったところでございます。

次に、市地域防災計画では、災害時における市民の避難誘導や救助救出活動、救援物資輸送活動などを円滑に行うため、関係機関の協力を得て緊急道路を確保するということで、災害緊急輸送道路が、国道など指定されています。この指定道路の維持管理状況と上下水道管の付設状況について、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

災害緊急輸送道路の維持管理状況についての御質問でございます。議員御指摘のとおり、本市におきましては、人吉市地域防災計画において、災害緊急輸送道路は国道４路線、主要地方道である県道３路線、市道８路線が指定されております。この災害緊急輸送道路は、災害発生時には、避難、救助を初め、物資供給等の応急活動のための緊急車両の通行を確保するべき重要な路線でございまして、日ごろから、職員による道路パトロール等を行っているところでございます。

今後も、定期的な道路パトロールを行うとともに、防災安全課とも連携し、適正な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○水道局長（中村則明君）　お答えいたします。

災害緊急輸送道路における上下水道管等の付設状況でございますが、国道４路線、主要地方道である県道３路線、市道８路線の道路につきまして、その全区間ということではありませんが、全ての路線に上下水道管等を付設させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　答弁いただきましたけれども、重要な路線ということで、日ごろから、職員による道路パトロール等を行ってもらっていただいておるということでございました。維持管理状況と上下水道管の付設状況については理解したところであります。

次に、緊急時の災害緊急輸送道路について、今、答弁いただいたんですけれども、市内の国道や県道の道路パトロールなどについては、調査は実施されているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

人吉市管内の国道・県道の管理者であります球磨地域振興局にお尋ねをいたしましたところ、球磨地域振興局が管理している国道・県道におきましては、一日当たりの交通量が5,000台以上の道路については週４回、一日当たりの交通量が5,000台未満の道路については週２回、職員及び委託業者により、道路パトロールを実施しているとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　国や県の道路調査については、交通状況に応じてパトロールが実施されているということでございました。これからも、やはり調査については実施していただきたいと思います。

全国的に、地中の空洞化が原因による道路の陥没事故が発生していることから、調査を実施する自治体もふえているとのことであります。路面下を、レーザーつきの車でスキャンし

ながら調査する方法もあるということでございます。道路の空洞化調査というのは、私たちの体でいうならば健康診断のようなものであると思います。定期的に行っていかなければならないと思っておりますが、考えをお尋ねいたします。また、先ほど述べました、今国会に提案されています道路法等の一部を改正する法律案について、あわせて行政の考えをお尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

市道における道路空洞化の調査を行わないのかという御質問でございますが、１回目の御質問でお答えいたしましたとおり、本市が管理しております市道は延長約405キロメートルでございます。そのうち、舗装されている道路が約350キロメートルでございまして、舗装されている道路全ての空洞化調査を行った場合、多額の調査費用が必要になると考えているところでございます。

本市としましては、現段階におきましては、職員による道路パトロールを行い、道路利用者の安全性や災害時の通行に支障がないように努めてまいりたいと存じます。また、議員より御紹介がありました、今国会に提案されている道路法等の一部を改正する法律案では、占用者による物件の維持管理義務や当該義務違反者への措置命令権限が新たに規定され、道路占用者へ、占用物の安全性の確認が強化されると思われます。現在も道路占用者には占用物の適正な維持管理を指導しているところでございますけれども、道路法等の一部を改正する法律が施行されました際には、その内容を十分精査するとともに、国・県の動向も踏まえ、道路占用者に対し、さらなる適正な指導を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○水道局長（中村則明君）　道路を占用させていただいております水道局からも、お答えさせていただきます。

議員御紹介のとおり、今国会に提案されている道路法等の一部を改正する法律案では、占用者による物件の維持管理義務、また当該義務違反者への措置命令権限が新たに規定されているようでございます。現在においても、先ほど建設部長の答弁のとおりに、占用許可の条件としまして、道路管理者の指示への速やかな対処等がございますが、法律施行後は、より具体的な基準が定められるものと存じます。

現段階では、地中空洞化の対策につきまして、具体的にどのような対応を求められるかはわからないところでございますが、道路管理者と協議させていただきながら、管渠等の強靭化や道路利用の安全性の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　答弁いただきましたけれども、法律の改正については、施行後は国・県の動向を見ながら、また詳細に精査して、行政としての指導や対応をしっかりとやるとい

うことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

空洞化の調査については、舗装された市道も350キロメートルもあり、多額の費用が必要であるとの答弁をもらいましたが、昭和50年代から60年代にかけ集中して付設整備が行われてきた下水道管等の更新を怠れば、20年後には耐用年数の50年を超える下水道管の割合が、30％に急増するとのことであります。専門家によると、その場合の陥没件数は、年間で５万件に達する可能性もあるということでございます。また、維持管理が最大の課題でありますが、積極的に投資をして効率化などに努める必要があるとのことでございます。今後、いろいろな方面から検討いただき、計画的な調査方法など検討をいただくことをお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時54分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

次に、学校と地域の防災についてお尋ねいたします。

小中学校の防災主任の設置については、昨年、西議員の質問と答弁の中で理解したところでもあります。重複するところもありますが、お尋ねいたします。

その経緯については、国において次世代を担う子供たちに、これまでの大災害の教訓を伝えるとともに、児童・生徒等の危険予知・危険回避能力を高めるための防災教育など、安全に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進することにあるとのことでありました。また、熊本県では、平成28年の熊本地震の経験を踏まえ、今後も予想されるさまざまな災害から児童・生徒を守り抜くためには、地域との連携による学校防災体制の強化等を進める必要があることから、防災主任を明確に位置づけることになった、との答弁がありました。

このことから、市内各学校長は、防災主任を定められて、教育委員会へ報告がなされているのか、お尋ねいたします。また、防災主任は、必要な資格などを定める制度等があるのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

学校の防災主任の位置づけにつきましては、熊本地震を機に、熊本県教育委員会におきまして、平成29年度の校務分掌から、県内の全ての公立学校において防災主任を明確に位置づけることとなっております。本市におきましても、全ての小中学校の校務分掌において防災主任が位置づけられ、その報告がなされております。

学校における防災主任につきましては、熊本県教育委員会が主催となり、毎年度研修が開

催されることになっておりますが、研修を受講することによって資格が付与されるものでもなく、資格を取得する制度等もございません。

各学校における防災主任の位置づけにつきましては、毎年度の校務分掌により、教職員の中から選任されることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　防災主任は、特段の資格などは、制度化もないということで、毎年研修があるとのことでありましたが、その研修の参加と、ほかにもいろいろ防災に関するシンポジウムなどいろいろあろうかと思います。ぜひ参加できるような体制づくりをつくっていただければと思います。

次に、学校には、学校長が防火管理者を選任されて、消防計画などを作成されるよう定められておりますが、そこの防災主任との役割などの違いについて、お尋ねします。また、学校内の指示体制についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

学校における防災主任は、学校安全計画等の見直し、防災訓練、校内研修の企画実施、学校防災マニュアルの作成など、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に中心的な役割を担うとともに、学校外では、学区外の家庭や地域、自治体の防災担当部局と連携し、自校における地域防災推進のコーディネーターとしての役割を担うこととなっております。

一方、防火管理者は、建物などの火災による被害を防止するため、人命尊重の立場に立って、指令及び緊急通報の命令伝達や日常における消防設備の点検整備、火気の使用に関する監督など、防火管理上、必要な業務を計画的に行う責任者として位置づけられております。本市の小中学校におきましては、消防法に基づいて、毎年開催されております防火管理講習を受講した校長や教頭等の管理職が、その職務に就いております。

防災主任と防火管理者は、それぞれ職務の役割が明確になっておりますが、学校内でも学校の外におきましても、防災主任と防火管理者の連携なくしては学校安全対策の確保は困難であると理解しております。また、管理権限者である校長からの指示につきましては、各学校で作成しております学校安全計画等の中で、校長の総指揮のもと、教職員全員が一致協力して防災に努めるよう、毎年度、災害対応組織が編成され、学校安全に対する取組がなされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　児童・生徒の防災教育につきましては、防災主任と防火管理者の連携が必要であり、また全職員による組織体制がなければ、学校の安全対策はできないとのことで、まさしくそのとおりであると、私も理解したところでございます。特に、学校が避難所

となり、避難生活が長期化するなどの事態には、やはり全職員の方々の協力なくしては運営は難しいと思います。また、児童・生徒が迅速に対応できる力を身につける必要もあると思います。そのため、みずから考え、判断し、みずから行動するため、学校安全計画等の見直しや学校防災マニュアルの見直しなどが掲げられておりますが、市内各学校の情報の共有化等については連携されているのか、お尋ねします。

先ほど、防災主任はコーディネーターとしての役割があるということで、連絡調整役といいますか、そういうことで連携があるのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

学校の危機管理マニュアルにつきましては、議員御承知のとおり、学校保健安全法に基づき、全ての学校において作成が義務づけられております。文部科学省では、危機管理マニュアル作成の手引きとなる参考資料を各学校等へ配布するとともに、さまざまな安全上の課題への対応等について、随時周知し、危機管理マニュアルの作成、見直しを依頼されてきました。

本市では、熊本県が作成いたしました参考資料をもとに、本年度、全小中学校において、学校防災マニュアルの見直し、改善を行っております。防災は、全ての学校において重要な課題でございます。さきにお答えいたしましたように、平成29年度の校務分掌から、新たに防災主任が位置づけられ、学校では防災主任の育成が喫緊の課題であるとのことから、議員御指摘の防災主任間での情報交換や、学校間での連携を強化していくことを目的として、現在、市内教頭会におきまして、今後の方向性を協議されているようでございます。実際に、平成29年度は一中校区のみが防災主任の会議を開催したとお聞きしております。また、熊本県では、本年度中に学校防災教育指導の手引きを作成し、ホームページ上に掲載される予定でございます。教育委員会といたしましても、平成30年度から、市内教頭会、ほとんどが防火管理者になっておりますので、全防火管理者となっております、防災担当部局と一緒になって、防災主任の育成と合わせ、学校間の連携強化に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　連携については、現在、既に市内教頭会にて方向性を協議されているとのことで、ぜひ情報を共有されて、学校間の連携強化に努めていただき、さらに、先ほど申されましたように、防災主任の育成も推進していただきたいと思います。また、地域に合った学校のマニュアル作成についても、十分に連携しながら作成していただきたいと思います。既に平成29年は、一中校区でも連携した協議があったということですので、そういうことを踏まえ、市内全体で連携強化に努めていただければと思ったところでございます。

熊本地震で学校が避難所になったことを踏まえ、県教育委員会が、県立学校が防災拠点として機能するよう、保護者や地域住民が学校運営に参加するコミュニティスクールの導入を

進めるということで、報道もあっております。昨年の９月24日に行われました人吉市防災訓練では大規模な地震が想定され、東校区川北支部では地域住民を対象に、人吉高校へ避難訓練が行われました。その中で、高校生も参加した避難所づくりに、段ボール箱によるベッドつくりや間仕切りづくり、仮設トイレの組み立てと設営、図面上行う避難所を運営するＨＵＧ（ハグ）訓練などがありました。参加したところでもありますが、参加した生徒さんからは、避難所設営の大変さや大切さがわかり、非常に勉強になった、と話を聞いたところでもございます。また、私の家は人吉高校のすぐ近くにあるわけでございますけれども、定時制の夜の避難訓練であったり、文化クラブ発表会に伴う練習での音響などへの理解と協力について、近隣の住宅にお知らせが配布されることがあります。こういうＡ４の紙で、ちょっと印刷された文書なんですけれども、その中でも、文化クラブ発表会について、一般公開していないが、近隣の皆様を歓迎します、など案内も記載されておりました。私はちょっと参加することができませんでしたけれども、地域と一体となった事業に取り組まれているものと感じたところでございます。

昨年10月は、東京都荒川区で取り組まれている中学校防災部について、総務文教委員会の行政視察で研修させていただきました。このことについては、12月の定例会で大塚議員が提案などされて、いろいろ答弁をいただいたところでありますが、その中で、取り組まれている中学校防災部で地域の行事に参加したり、絆ネットワーク活動として、地域で学校に携わっていただいた人など、自宅を訪問して学校の行事などのお知らせを配布するなど、日ごろから地域ときずなを深めておられるということでありました。保護者や地域の方々との強いつながりを持つということが、コミュニティスクールの始まりではなかろうかと思ったところでございます。保護者や地域の方々と連携した避難訓練や避難所設営訓練など、学校校区で、その単位で実施できないか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　皆さん、こんにちは。お答えいたします。

学校は子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な環境が確保されている必要があります。文部科学省では、事件や事故、自然災害への対応に加えて、学校や児童・生徒を取り巻くさまざまな安全上の課題や、平成28年３月に作成されました学校事故対応に関する指針、それから平成29年３月に閣議決定されました第二次学校安全の推進に関する計画などを踏まえ、現行の危機管理マニュアルに、基本的な対応方法や留意点などを大幅に追記して改訂を行った、新たな学校の危機管理マニュアル作成の手引きを平成30年２月に作成されております。各学校では、この新たな手引きを参考にして、再度、学校防災マニュアルの見直しを行うこととなります。

文部科学省が提示した留意点の１つに、家庭、地域、関係機関と連携して、児童・生徒などの安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練などを行うこと、と示されております。本市では、既に、一中校区のコミュニティスクー

ル、二中校区の学校支援地域本部事業、三中校区の大畑版コミュニティスクールで、地域連携を進められておりますし、新たに地域学校協働活動も導入されますので、それらを踏まえて、また、先ほど議員が申されましたような先進事例も参考にさせていただきながら、地域や保護者と連携した避難訓練のあり方を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　ありがとうございました。既に、家庭、地域、関係機関と連携した児童・生徒の安全を確保する体制づくりに、地域連携で進められているということで、訓練についても検討をするということでございました。

一中校区のコミュニティスクール、二中校区の学校支援地域本部事業、三中校区の大畑版コミュニティスクールということで、非常に興味ある――大畑などについては、三中校区については興味ある言葉、名称をつけられて進められているということで、心強く感じたところでもございます。

また、以前にも述べさせていただきましたけれども、児童や生徒による、高齢者の方々ですね、こういう方に日ごろから、やはり声かけをする運動も進めてはいかがかと思ったところでもございます。そういうことに取り組まれることも必要ではなかろうかと思います。

人吉市では、マンホールトイレ整備計画の中で、整備した避難所においてはマンホールトイレの組み立てマニュアルを作成し、学校や町内会と一体となって管理運用ができる体制の整備も図っていきたいということで、このことについては全員協議会で説明もあったところでございます。ますますこれから、地域と連携したものが必要になってくるんじゃなかろうかと思っております。

ここで、御存じと思いますけれども、熊本地震でユニークな避難所運営に当たられた益城町立広安西小学校の例を、少し述べさせてもらいます。学校では、避難者の声に寄り添い、どうやって安心感を維持していくか工夫され、長引く避難生活のストレスや不安の解消に努められた取り組みが紹介されました。学校と避難者の共存を考え、職員がそれぞれの得意分野で持てる力を発揮したいということで、先生たちを得意分野の、例えば伝言大臣とか衛生大臣とか、いろいろな担当大臣に任命し、避難所内閣を誕生させて避難所を運営されたということでございます。それに共感された一般の避難者の方々が、自分たちにできることをということで、立ち上がって行動を起こされたということでございます。また、避難している児童も、自分たちにできることを、ということで「ニコニコボランティア」が組織されました。避難所の身近なボランティアや壁新聞などをつくられ、後に「ニコボラ」と愛称で呼ばれるようになったことが報道もあっております。苦しさや辛さを知る人こそが、真に寄り添い、共感していく姿を、子供から学んだ、と感想で述べられていました。学校、家庭、地域の方々の連携を、さらに進めていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたしま

す。

次に、人吉東小学校の避難所開設について、お尋ねします。今まで述べてきたことも関連するわけでございますけれども、人吉東小学校は指定緊急避難所として指定されております。ここ近年の台風時の避難など、開設されていない状況でありますが、近隣の住民の方は、特に高齢者の方など、近くに避難所があるのに遠いところに行くには体力的に無理である、など座談会で意見を伺ったところです。東小学校の体育館は２階となっているため、車椅子等の対応に難点があるなどのクリアしなければならないことが多くあることは認識しているところでございますが、現在は少子化等もあり、空き教室の活用ができないかなどの意見もあったところです。人吉東小学校の避難所について、空き教室、会議室などを活用した開設ができないか、お尋ねいたします。

また、指定避難所について、人吉市地域防災計画書には記載がありますけれども、ホームページには記載がないなど、誤解を招くかと思うこともありますので、そのことについてもお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君）　通告を受けています御質問で、私の担当はこれが最後ですので、しっかりお答えさせていただきます。

議員が申されたように、指定避難所につきましては、災害対策基本法第49条の７で定めがありまして、本市では21カ所を指定避難所として定め、人吉市地域防災計画書へ記載しておるところでございます。本市の避難所開設の状況でございますが、災害初期の段階や発生が予測される場合、例えば強い台風が直撃する予報がある場合などは、21カ所のうち、まずは８カ所、ここ数年は、ずっとこの８カ所の指定避難所を開設しておるところでございます。

具体的には東西コミュニティセンター、それから県立人吉高等学校、それから保健センター、それから東間コミュニティセンター、大畑コミュニティセンター、スポーツパレス、西瀬コミュニティセンター、中原コミュニティセンター、以上の８カ所を開設することを基本として、職員の配置計画をしておるところでございます。大規模災害時には、８カ所以外につきましても開設してまいりますが、幸いにも近年はそのような災害、熊本地震もありましたけども、そこまでの災害は発生していないというところでございます。

これら指定避難所の広報やホームページへの掲載についてでございますけども、災害の初期段階で開設し、職員が待機している指定避難所に早めに避難していただきたいという観点から、初期段階で開設する８カ所を広報などでお知らせをいたしております。御指摘のとおり、８カ所以外には指定避難所がないのでは、と議員申されたように、誤解を招くおそれがありますので、今後はしっかりその辺の掲載の方法等々については工夫をしてまいりたいと存じます。

東校区の避難所として、人吉東小学校を避難所として開設ができないかという御質問でございます。この地域、特に球磨川に近い町内につきましては、現在は人吉高校を初め、指定

避難所として開設をしておるような状況でございます。人吉東小学校の災害時の避難所開設につきましては、小中学校を避難所として開設する場合の問題点、先ほど、東小学校体育館２階建てになっておりますので、その問題点を考慮しながら、さまざまに検討を、現在行っているところです。具体的には、セキュリティーを含めた学校施設の管理面、それから職員配置、市職員はもともと災害支部の職員として配置されますので、これは当然なわけでございますけども、学校を開ける場合は必ず教頭先生が常駐されますので、当然、教頭先生もかなり御負担にもなりますし、体力面、それから健康面にも、もう長期化してきますと不安視されますので、そういう問題が今後考えられると。あと、避難される方の避難場所の確認と施設のバリアフリー化、そしてもう１つ、最近大事なのがＩＣＴ関連でございます。今、台風でも大雨でも、常に職員は情報を取ってまいります。その場合に、小学校、中学校で避難所を開設したときに、情報を取れる場所は、現在のところ、職員室、それから事務室等々に環境整備が整っておりますので、そういうところになるわけですけれども、やはりそこは学校の管理上の問題もございまして、セキュリティーの問題も含めて、そういうところも解決していかなければならないと。そういうものもありますが、市としては、災害時の活用を前提として、大規模災害にも備えたところで、東校区の支部、それから関係御町内、それから学校を所管いたします教育委員会のほうとも、さまざまに協議を行ってまいりたいと存じております。

また、人吉東小学校には、大規模災害に備えてマンホールトイレの整備を計画しておりまして、マンホールトイレの設置、使用方法の確認など、これは議員も先ほど申されましたけども、学校や地域と連携した取り組みが必要であると考えておりますので、こちらの協議も今後進めてまいりたいと存じます。

松岡市長が就任してから、町内と未来カフェ、地域座談会を、今ずっと行っております。昨年でしたか、上新町の座談会、未来カフェを行ったときに、ある方が、大水のときは――大水というのはおそらく昭和40年７月の大水害だと思うんですけども、それに触れられまして、もう、私たちは常に避難所がどこにあろうと東小学校を目指しています、というふうにお話になったことが、今でも私の耳に残っているわけでございまして、そのようなことも踏まえまして、12月定例会でしたか、村上議員のほうからも御質問がありました川北支部の分割再編と踏まえ、あわせ、急ぎ結論を出していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　総務部長として最後の答弁ということで、丁寧に説明いただきましてありがとうございました。ぜひ、関係町内会の方や住民の方々の意見を聞きながら、関係機関と検討して開設できるように、できるだけ進めていただければと思います。

それから、先ほど、ちょっと答弁の中で、職員の配置やらＩＣＴ関係、あるいはセキュリ

ティーの問題、いろいろ問題点もクリアしなければならないというお話でございましたけれども、聞いたところによりますと、近隣の老人会などは、もう既に空き教室をお借りして、会議室だろうと思うんですけれども、会合をされているとか、あるいは、これは座談会で村上議員が発言されたんですけども、サブ公民館として、今から活用も必要じゃなかろうかということで、少子化対策の１つにもなるんじゃなかろうかと思ったところでございます。そういうことも踏まえて、やはり公共施設を活用するといいますか、利活用するというか、そういうことも含めて地域ぐるみでやはり考えていっていただきたいと思うところでございます。

ここで、７月の九州北部豪雨で大きな被害を受けた福岡県東峰村の東峰学園では、帰宅できなくなった児童たちを、学園で泊りの預かりをして、無事に保護者の方に引き渡されたことが報道されていました。災害時は、学校などが突然、住民の命を預かることになり、学校長や職員の方々の管理運営や地域の方々の理解、協力が必要不可欠であります。

また、これから誰もがそういう意識を持つため、次世代を担う児童・生徒の体験的な防災教育が急務であると思います。そういう意識の中で、一住民として参加していきたいと思ったところでございます。

これで、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）（登壇）　こんにちは。２番議員の宮原将志です。一般質問も、残り２人となりました。お疲れのこととは存じますが、最後までおつきあいのほどよろしくお願いいたします。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

１項目めが、企業誘致、ＩｏＴの活用から、ＩＴ系企業誘致とＩｏＴを活かしたまちづくりについて。２項目めが、石野公園から、石野公園の道の駅構想の取り組みについて。３項目めが、学校教育から、不登校などの児童生徒に対する本市の対応について、質問を行ってまいります。

それでは、ＩＴ系企業誘致とＩｏＴを活かしたまちづくりについて、質問を始めます。

ＩＴ系の企業誘致については、昨年の３月議会で一般質問をさせていただき、ＩＴ系企業のサテライトオフィス誘致の考え、また、サテライトオフィスを誘致する場所として、旧国民宿舎くまがわ荘をサテライトオフィスとして活用したらどうかという質問をさせていただきました。

その後、サテライトオフィス誘致について前向きに検討され、くまがわ荘の利活用についても、２階部分にＩＴ系企業のサテライトオフィスの誘致を進めていくとのことでありますので、今後のサテライトオフィス誘致に大変期待しているところであります。また、サテライトオフィス誘致については、熊本県も県南地域と阿蘇地域において、市町村が誘致企業の

ための補助制度を創設することを条件に、拠点の整備費等を助成する制度を来年度から新設される予定であり、本市にとってサテライトオフィスを誘致する絶好のチャンスではないかというふうに考えております。

そこで、最初の質問ですが、この１年間、サテライトオフィスの誘致に向けて、どのような準備、取り組みを行ってきたのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　皆様、こんにちは。お答えいたします。

本市におきますＩＴ企業誘致の取り組みということでございますので、まずは全国におきますＩＴ企業誘致の状況について御説明させていただきます。

ＩＴ系企業の誘致というものは、単に雇用を生むだけではなく、都市部の優秀な人材が地方で働いていただくということで、地方と都市部の交流、相乗効果、それも期待できるところであります。全国で現在200以上の市町村が、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中でＩＴ系企業誘致の推進を明記いたしておりまして、サテライトオフィスの誘致活動を行っているところでございます。

一方、ＩＴ系企業側の状況を申し上げますと、総務省が実施いたしておりますサテライトオフィス設置に係る民間企業等ニーズ調査というものがございまして、これによりますと、三大都市圏におきます、いわゆる働き方改革に非常に関心があるという、ＩＴ企業のうちからなんですけども、約90％がサテライトオフィスに関心があるという結果が出ております。地方へのサテライトオフィス開設のニーズが確認できたところでございます。

そのような中で、全国数多くの地方自治体の中から本市を選択していただく、そのために必要なことは何なのかということでございまして、ＩＴ企業等を訪問する中で、ＩＴ企業が求めますニーズ、それから通信インフラ設備等、こういったものを把握しながら、熊本県や熊本県東京事務所とも連携協議をしてまいりまして、誘致活動を展開してきたところでございます。

本市の具体的な取り組みといたしまして、サテライトオフィス誘致のための先進地であります和歌山県白浜町、これは議員も行かれたと聞いております。それから徳島県神山町、宮崎県日南市、こういったところを訪問いたしまして、実際、地方に進出をいたしておりますＩＴ企業にヒアリングを行いまして、成功へ導くための秘訣を探っているところであります。

また、サテライトオフィスを誘致したい市町村とＩＴ企業とをマッチングするイベントを行う。ＩＴ企業を訪問いたしまして、ＩＴ企業への効果的なアプローチの仕方、こういったものの把握にも、今、努めてきたところでございます。さらに、人吉球磨10市町村、この中で構成いたしております人吉・球磨企業誘致連絡協議会がございますので、熊本県の仲介をいただきながらＩＴ系企業との意見交換会も実施いたしておりますし、またＩＴ系企業等の誘致に向けまして、人吉球磨地域が一体となって活動を、今のところ行っているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　これまでの取り組みとしては、職員の方が先進地を訪れて、ＩＴ系企業の方とヒアリングを行ったりと、ＩＴ系企業を直接訪問されて意見交換をされたということで、さまざまにアイデアや意見をいただけたというふうに思っておりますけども、その話の中で、やはり本市のサテライトオフィス誘致の話になると思うんですよね。そのような中で、誘致活動を行っていく中で、相手方が本市のサテライトオフィス誘致、サテライトオフィスの設置場所について、どのような反応を示されているのか、そこをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

私どもが誘致活動を行って、その反応ということでございます。まず、ＩＴ企業がサテライトといたしまして、地方へ進出する際に重要視するポイントがあるということで、社員やその家族にとっても魅力があること。それから人材確保のしやすさも必要であると。それから、本社からの交通アクセス、通信インフラの環境と生活環境も重要であると。さらに、自治体、私どもの優遇制度はどういうものがあるのかという、これが重要であると、そういう反応がございます。これらの観点を踏まえながら、ＩＴ企業を訪問する際には、本市の人口や年齢構成、それから業種別の有効求人倍率などの基本的なデータ、それと住環境等、こういったものを示しながら立地を御案内しているところでございます。

このことは、本市は東洋経済新報社が発表いたしております全国の住みよさランキング上位にあるということでありまして、飲食や住居など、生活する上で必要な利便性、これは優れているんだということでございます。交通アクセスの面でも、東京から飛行機を利用して３時間で移動可能ということもありますので、ＩＴ企業からは高い評価をいただいているというところでございます。

一方で、鹿児島空港から本市へとつなぎます二次交通の面につきましては少々不便との意見もございますので、課題が残されていると認識はいたしております。

人材の確保でございます。これにつきましては、都市部においてＩＴ人材が不足しているという状況もございますので、情報系の学科を有しております球磨商業高校、それから九州技術教育専門学校、この地域にはあることでありますので、大変これは魅力的であるという声をいただいているところであります。さらに、本市がサテライトオフィス誘致を目指しまして、整備を予定しております旧国民宿舎くまがわ荘につきましては、私もひとつ天然温泉を売りにしております。スパサテライトオフィスという、そういう観点も考えられます。目の前に球磨川がありますので、それからヤマセミなんかもとまっていて非常に自然環境もいいという、そういった絶好のロケーションということで、すばらしい環境であるという、そういった評価をいただいているところでございます。また、ＩＴ系企業によりますと、サテライトオフィスとして、いきなり地方へ進出することにつきましては、これはハードルが高

いと。何度もやはりその地域に足を運んで関係性を持つことで、愛着が地方に生まれると。そして、初めて進出という話になるという、こういうことでございますので、これまでのＩＴ系企業訪問に加えまして、まずは本市に実際来ていただく必要性を実感したところでございます。

以上のように、ＩＴ系企業に御案内しました際の反応は非常に良好でございますので、ＩＴ系の企業に対しましては、人吉市というまちの魅力をしっかりとＰＲし、伝えていくことが必要であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　鹿児島空港からのアクセスについては課題があるものの、利便性、また人材の確保というところで魅力的であると。また、くまがわ荘については、スパサテライトオフィスですかね、これはナイスなネーミングだと私は思いますけども。ロケーションがいいと、すばらしい環境であるということで、反応は良好であったということです。ただ、最初の御答弁でもあったように、全国各地、地方創生、地域活性化の手段の１つとして、サテライトオフィスの誘致、これの誘致合戦が始まっているんですよね。その中で、やはり本市を選んでもらわなくちゃいけないということで、本当、さまざまに知恵を絞って誘致活動を行われると思いますが、今後、どのようにサテライトオフィスを誘致していくのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今後の誘致活動ということで、まず、これまでの誘致活動の中でわかってきましたこと、これは本市がターゲットといたしますＩＴ系企業の明確化と、それから、ＩＴ系企業に具体的にどういった地域の課題を解決してほしいのかをお示しすることであると。また、ＩＴ系企業が進出した際の将来的なビジネスづくり、それと地域とのかかわりを行政としてバックアップしていく必要があるということでございます。

そこで、本市がターゲットといたしますＩＴ系企業の明確化でございますが、ＩＴ系企業の中でも、雇用吸収率が高いのはウエブマーケティングやライティングといわれる業種がございまして、現在は東京と大阪に集中をいたしております。この業種に求められますパソコンスキルというものがございまして、これはワードとエクセルが主でございますので、事務職の仕事が不足しております本市にとりましては、ここをターゲットにすることは非常に有効策かと存じております。また、都市部と同じ仕事を地方でもできるという、こういう利点もあるわけですので、若者や中高齢者のＵターンにも効果的と思われるところであります。また、ソフトウエア開発系や先端ＩＴ系という業種、これは非常に高度な専門スキルを有しておりますので、本市全域を地域課題を解決する実証実験の場として提供することで、全国におけます先進地になる可能性も秘めているわけでありますから、こういった、できました

システムを横展開して販売するというビジネスモデルにもつながっていくという、そういうことも考えられるということであります。

これらのことを踏まえまして、今後の具体的な取り組みといたしまして、大きく２点ございます。まず１点目ですけど、ＩＴ企業等協創促進業務委託事業がございます。これは、平成30年度地方創生推進交付金を活用するものでございまして、この事業では旧国民宿舎くまがわ荘、ひいては本市を全国のＩＴ企業等にとりまして、ビジネスチャンスがある魅力的な場所と、このように広く認識していただくことの目的。ＩＴ系企業等を対象に、本市の地域課題をＩＴで解決するためのアイデアソンとハッカソン、これを開催するものでございます。アイデアソンとハッカソンに参加するＩＴ企業、これは、本市の地域課題を解決するためのサービス、システム、アプリケーション、こういったものを地域に入って地域住民やほかのＩＴ系企業等と一緒につくりあげていくと。こういうことで、本市でのビジネスチャンスの具体化や地域とのかかわり、これを実際体験していただく。そういうことでサテライトオフィスへの誘致につなげたいと考えております。こういった取り組みを通じまして、先ほども申し上げましたが、何度もお越しいただいて、この地域にかかわっていただくと。そういうことで本市に対する愛着を持っていただけると、そのように存じます。さらに、このアイデアソンにおきましては、コワーキングスペース等のインフラ整備についても検討したいと存じます。アイデアソンに参加いたしますＩＴ系企業が、自分たちが入居したいと思う場所を検討していただく。これも重要でございまして、魅力的かつ効果的な場所の提案、こういったものが出てくるんじゃないかとそのように考えております。

また、２点目でございますけども、サテライトオフィスと誘致事業補助金の新設でございます。現在、本市にサテライトオフィスを設置される場合の優遇措置につきましては、熊本県の産業支援サービス業等立地促進補助金があるわけです。これは、一定の投資額を条件といたしておりまして、投下固定資産の10％、オフィス家賃の半額、それから通信回線の年間使用料の半額補助及び雇用奨励金の支給というものがございます。さらに、県南地域の市町村限定でございますけれども、ＩＴ系企業の受け皿づくりを行った場合には、補助金を交付する制度を新設いたしまして、先ほど申されたものでございますけれども来年度予算に計上されているところでございます。これは、熊本県の優遇措置を活用しながら、今般、市独自の優遇措置を整備するものでございまして、市内にサテライトオフィスを賃借する場合の家賃につきましては月額５万円、これを上限に半額補助するものでございます。今後の誘致活動といたしましては、これまで以上に積極的なＩＴ系企業へのアプローチを行ってまいりたいと思います。それから、ＩＴ企業等協創促進業務委託事業によりまして都市部のＩＴ系企業同士、または本市とのネットワークをつくってまいりいたい。本市で集まりましたＩＴ系企業、それを知り合いのＩＴ系企業等、こういうのに対しまして、熊本県と本市の優遇措置を提案してまいりたいと存じます。さらに、サテライトオフィスの開設がゴールではござい

ませんので、進出していただきましたＩＴ系企業の継続的な発展、こういったものを行政としてもバックアップする体制。こういった戦略的な誘致活動を展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　ターゲットを明確化して、戦略的に誘致活動を行っていくということで、具体的に２点挙げられましたけれども、まず１点目がアイデアソンとハッカソンを開催して地域にかかわってもらうことで、本市に愛着を持ってもらうということでしたけれども、この取り組みについては、私、大変いいと思うんですが、アイデアソンやハッカソンの開催が目的じゃなくて、ゴールじゃなくて、やはり出てきたアイデアをビジネス化につなげていくことが大事だというふうに思っております。

先日、ＩＴ系のセミナーがありまして、ちょっと、私そこに参加したんですが、その中で、ハッカソンの話がありました。長野県の伊那市ではＩＴ系のハッカソンを開催されて、その中の最優秀のアイデアで、鹿などを捕獲する括りわなですね、括りわなにセンサーをつけて、これに獲物がかかったとき、携帯端末に捕獲の通知が来るというものでありました。そのハッカソン後、このアイデアに市が研究費、補助金を出して、現在、実証実験が行われている。４月以降に、この実用化を目指されているという話でありました。ぜひ、本市もそのあたりまで考えていただいて、これは御答弁でもありましたように、企業側が、人吉市に来るとビジネスチャンスがあるというふうに思ってもらうことは、本当、大事だなというふうに思っております。

２点目は、サテライトオフィス等を設置する際の補助金の新設ということで、これは今回、熊本県も、先ほど答弁でもありましたように、県南地域でサテライトオフィスの進出企業に対して助成を行うことを予定されていますので、いいタイミングじゃなかったかなというふうに思っております。今後も、サテライトオフィスには注視していきたいと思いますが、今の御答弁の中で、ＩＴ企業に地域の課題を解決してほしいというような話がありました。このことは、仕事始め式の市長の挨拶の中で、これは新聞の記事なんですけど、課題や市民の困りごとを解決することが、我々の役目。課題を一緒に解決してくれるパートナー探しを、例年以上に力を入れて進めたい。中小企業支援や起業創業支援を行い、国民宿舎にも企業誘致を考えているが、そういう企業に入っていただき、一緒になってこの地域をつくっていきたい、というふうに言われてるんですね。

そこで、現在、地域の課題を解決する手段として、ＩｏＴという技術で地域の課題を解決しようという動きがあります。ＩｏＴとは、「Ｉｎｔｅｒｎｅｔ　ｏｆ　Ｔｈｉｎｇｓ」、物のインターネットという言葉なんですけれども、例えば、先ほどの長野県伊那市の例で簡単に言うと、括りわなが物ですよね、物が、これがインターネットにつながって、獲物がか

かると通知が来ると。そこにいなくても、離れている物の状態を知ることができる。こういったものも、ＩｏＴの１つであります。このＩｏＴは、地域の課題や地域活性化を低コストで実現できるツールとして、今着目されており、多くの自治体で実証実験や研究が進められております。

そこで、市長もＩｏＴやＡＩなど、先進技術に大変興味があられると思いますし、先進技術を生かしたまちづくりを進めたい、と言われたこともあると思いますが、このＩｏＴを生かしたまちづくりについて、どのような見解をお持ちかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

現在の情報社会の社会システムでは、経済的発展と社会的課題の解決を両立することは困難な状況にあることから、時代はインターネットなどの仮想のサイバー空間と我々が暮らす現実のフィジカル空間を高度に融合させることが可能となる超スマート社会、次世代であるソサエティ5.0に向かって歩み始めるといわれております。

超スマート社会においては、人が負担をしていたビッグデータ等の解析を、ＡＩと呼ばれる人工知能が解析を行うことで、少子高齢化や過疎化などに伴うさまざまな地方のビハインドも解消され、その解析結果はロボット等を通して人に還元されることになりますので、交通、輸送、医療、介護、農林業など、さまざまな分野で市民生活の不便や政策課題の解消が図られていくものと理解をしております。我々地方にあっても、人類が初めて迎える人口減少社会の中で、持続可能な社会が約束されているものと期待をするところです。

全国の先進自治体あるいは産学官によるＩｏＴによるまちづくり、つまりスマートシティへの取り組みが始まっており、その概念も、省エネという狭義のものから、生活の質自体の向上や社会基盤の充実、産業振興など、大きな広がりを見せております。この広がりつつある中で、何に取り組んでいくかでございますが、言い方は悪いのですが、そのネタというのが本市の困りごとだというふうに考えておりまして、例えばサテライトオフィスへの進出企業などに、本市での実態を踏まえた上でＩｏＴ等による課題解決の提案をいただくなど、１つは事例に基づいたＩｏＴのまちづくりを進めていきたいと考えております。

第４次産業革命ともいわれているＩｏＴやＡＩなどが進展する社会の到来により、やれること、やるべきことについては、ある意味、人類史的な課題解決など無限の可能性をも感じているところであり、私たちの想像を超えたスマートシティが実現するものと存じます。

その一方で、先般、公表されました文部科学省による高等学校の学習指導要領の改訂案でも、グローバル化や人工知能の発達に対応する力を育てる目的でアクティブ・ラーニングが導入されるなど、次世代への準備が着々と進められており、新たな社会の受け皿づくりということも非常に重要であると感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　市長は、ＩｏＴを活用したまちづくりを進めたいということでしたが、海外にはバルセロナ市など、ＩｏＴを活用したスマートシティ――先ほども市長も言われましたけども、スマートシティの事例がございます。外灯の明るさを、交通量に応じて自動調整したり、駐車場の空きスペースをセンサーで感知し、空き情報をドライバーのスマートフォンに送信する取り組み、また、ゴミ収集車ではゴミ箱内の温度と重量を検知することにより、ゴミ箱の満杯、空き情報がわかり、その情報をＷｉ－Ｆｉネットワークを通してドライバーに送信され、これによりゴミ収集車が無駄に回ることなく、作業時間やエネルギーの効率化につながるような取り組みを行っております。

国内においては、まだまだ、まちぐるみ全体ではありませんが、先ほども言いましたように、ＩｏＴ導入における効率化や効果などについて、全国各地で実証実験が行われております。

そこで、本市もＩｏＴを生かしたまちづくり、スマートシティを進めていく一環で、新市庁舎を実証フィールドとしてＩｏＴの仕組みを導入したらどうかというふうに考えております。ＩｏＴを導入することにより、例えば会議室の照度を感知することで施設管理を効率化することができ、また、職員の名札につけたタグで所在管理を行うことで、来庁された市民の利便性の向上、職員の業務の効率化、生産性の向上につながる仕組みをつくることも可能だというふうに思います。また、現在、働き方改革が注目されておりますが、働き方改革の推進に伴い、注目されている健康経営についてもつながると思います。そして、何より、全国にないモデル事例として注目されるのではないかというふうに思っております。

そこで、次世代の庁舎づくりに向けて、市庁舎建設とあわせてＩｏＴの導入を検討したらどうかと思いますが、この考えについて、市長はどのように思われるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員に御提案いただきました新市庁舎へのＩｏＴの活用、いわゆる物がインターネットを介し、さまざまな情報を収集し、データを活用する技術につきましては、今後、大きな可能性があると認識しており、先ほども述べましたように、全国各地のさまざまな分野で先駆的な取り組みに注目をしているところでございます。

行政サービスの拠点となる庁舎におきましても、先ほど議員もおっしゃいましたようなこと、また、職員の行動をセンサーにより感知して、入退室の記録を自動で管理したり、人の表情を分析するセンサー技術により、窓口利用者の満足度を把握したりするなど、さまざまな検討がなされておりますが、まだまだＩｏＴの活用は発展途上の段階で、具体的な活用する事務、事業、あるいは新たなシステムの導入を、私がここで述べるまでには至っておりませんが、センサー技術を活用し、全く現時点で想像できない業務機能も、近い将来、ＩｏＴにより、スタンダードな業務システムとして根づいていることも十分にあり得ると認識をしているところでございます。

今回、新市庁舎の設計コンセプトの１つが、時代の変化に対応できるフレキシブルな庁舎の実現でございまして、業務形態の変化や将来のワークスタイルの変化に対応できるフレキシブルな空間を構成することといたしております。本議会におきましても、本市の抱える問題、課題等におきましては、議員の皆様方からさまざまに御指摘、またはアイデア等々も御提案いただいたところでございます。それらを解決する手段、手法として、このＩｏＴの活用というのが大変重要ではなかろうかというふうに考えているところでございます。先ほども申し上げましたように、ＩｏＴの技術を使って、本市の課題を、本市全体として解決してまいりたいというふうに思っているところでございますし、今現在、建設に向けて進んでおります市庁舎に関しましても、ハード面の検討と同時に、そういったソフト面、または働き方、そして何より、市民の皆様方に対しての行政サービス、こちらをしっかりと充実するための１つの手法といたしましては、大変有用であるというふうに考えておりますので、これから検討を行いまして、取り入れることができる部分は積極的に取り入れてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　なかなか、まだイメージが湧きにくいのかもしれませんけれども、もうそういった時代に入ってきているんですよね。ですので、庁舎にＩｏＴを導入して、来庁された方の利便性、また、職員の施設利用の効率化、ひいては職員の健康管理などについて、これはもうデータが見れますので、そのデータをある程度見える化させながら効果の検証を行うことで、対外的なアピールや、本当、先進性につながることができると思います。それによって、企業が誘致しやすい環境になったり、また視察が相次ぐようなまちづくりにつなげられるというふうに思っておりますので、ぜひ御検討のほうをお願いしたいというふうに思っております。これで、ＩＴ系企業誘致とＩｏＴを活かしたまちづくりについての質問は、終わらせていただきます。

次に、石野公園の道の駅構想の取り組みについて、質問をいたします。

現在、平成31年度の供用開始を目指し、人吉球磨スマートインターチェンジの建設工事が進められております。近くに住む者として、開通を大変楽しみにしているところであります。しかし、ただ、開通を楽しみに待っているだけでなく、開通に伴う地域の活性化についてしっかりと検討しなくてはならないと思っております。その活性化策の１つとして、人吉球磨スマートインターチェンジから近く、利活用が検討されている石野公園を、どのように生かし、地域活性化につなげていくのか考えなくてはなりません。私は、観光、物産の拠点として地域振興を図るために、石野公園を道の駅に登録してはどうかと、――昨年６月に一般質問をさせていただき、また昨年３月の一般質問の際にも、その進捗状況を確認させていただきました。あれから１年がたちました。現在は、国交省や熊本県も、道の駅の登録に向けバ

ックアップをしていただいていると聞いており、あとは本市がどのように取り組んでいくかだけだというふうに、私は思っております。

それでは、昨年の３月の一般質問から１年たちましたが、この１年間、石野公園の道の駅登録に向け、どのような取り組みを行ってきたのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

昨年３月の一般質問以降、どのような取り組みを行ってきたかという御質問でございますが、昨年４月に、国土交通省熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所と協議を行い、審査の手順、審査のポイント、駐車場・トイレ設置等のアドバイスをいただいたところでございます。また、協議が本格化してまいりましたので、今後の相談窓口については熊本河川国道事務所とすることを決定いたしております。その後、部内におきまして、石野公園については、道の駅のハード面だけの整備ではなく、ソフト面を含めた石野公園の利活用と整備計画を踏まえて、道の駅事業を進めていく必要があるとのことから、７月から10月にかけて、総務部、企画政策部、経済部、建設部の４部で石野公園活性化と道の駅化についての協議を行っております。また、11月には、国土交通省熊本河川国道事務所、熊本県道路保全課と人吉市の企画課、財政課、都市計画課にて、石野公園の道の駅の登録につきまして協議を行ったところでございます。その協議の中で、正面階段とクラフトパーク部分との高低差のことや、駐車場と情報発信施設とトイレとの動線を考慮した配置計画のこと、トイレの計画を、下の駐車場だけで計画するのか、それとも下の駐車場トイレと上の売店裏のトイレをあわせたところで計画するのか、見きわめが必要であるということなどの課題が出たところでございます。

現在、関係部署と連携し、道の駅を含め、石野公園のハード面、ソフト面の整備につきまして協議を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　国交省との協議なんですけども、４月と11月に協議をされたということなんですが、ちょっと協議の回数が少ないんじゃないかなというふうに思っております。もしかしたら電話等でちょっとした打ち合わせ等はされているのかもしれませんが、この２回の協議だけで、さまざまにある課題の解決に向けて、本当、十分に協議ができているのかとか、意思の疎通ができているのかというふうに思うと、疑問に思うところであります。もっと今後は、密に協議のほうを行っていただきたいと思いますし、それと庁内の協議ですけれども、７月から10月にかけて、部局を超えて協議をされたということですが、これももっと早くするべきじゃないかなと思っておるんですよね。もっと早くから話をして、ある程度の方向性は示すべきだというふうに思っていますが。職員の皆さんはお忙しいとは思いますが、ちょっとこれ、スピード感がなくて大変残念に思っているところであります。

次の質問なんですが、昨年３月の一般質問の際、トイレの整備や情報発信の方法など、５つの課題がありました。そこで、１年がたち、この５つの課題について、どう対応されたのか。また、その課題以外に、新たな課題が出てきたのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　５つの課題の進捗状況につきまして、お答えいたします。

課題ごとにお答えいたしますので、少し長くなりますが、お許し願いたいと存じます。

１つ目は、駐車場から利用者が目標とする場所までの間に、道路情報や地域の観光情報などを提供する施設、いわゆる情報発信施設を必ず通るような動線を計画しなければならないという課題でございます。この課題につきましては、まず情報発信施設とトイレ施設の動線を考えますと、この２つの施設を一体の建物にすることで、２つの施設をつなぐ動線は解決できるものと考えております。

問題になりますのは、その建物からクラフトパーク部分への動線をどう考えるかということでございます。駐車場を利用される来訪者の方が、クラフトパーク部分へ行かれるには正面階段を通ることになりますので、トイレ施設と情報発信施設が入った建物をどこにつくるのか。その配置計画も、新たに検討しなければならないと考えております。

２つ目は、駐車場台数とトイレの基数や清潔さ、多機能設備に関する課題でございます。駐車場台数とトイレの基数につきましては、国土交通省から御教示いただきました算出式と平成27年度交通センサスの国道219号の交通量データを用いまして、最低限の必要数は把握できております。また、トイレの清潔さや多機能設備につきましては、今後の設計業務の際に、ＮＥＸＣＯの設計計画基準を参考にしながら協議、検討をしていく予定としております。

３つ目は、情報発信施設の機能という課題でございます。近年つくられました道の駅におきましては、モニターや電光掲示板などを用いて、24時間リアルタイムに道路情報や地域の観光情報などが提供されているところが多く見受けられますので、本市におきましても、財源等の問題はございますが、モニターや電光掲示板などを設置する方向で考えているところでございます。

４つ目は、防災拠点の計画に関する課題でございます。一昨年の熊本地震の経験から、道の駅に対しては防災拠点としての機能が求められているので、防災拠点についても計画したほうがよいというアドバイスを、国土交通省よりいただいております。このことにつきましては、市の防災計画や石野公園全体の利活用と密接に関係しておりますので、関係部署と十分協議しながら、防災拠点としての機能について検討してまいりたいと存じます。

５つ目は、道の駅化にする目的に関する課題でございます。これは、簡単に言いますと、地域の活性化にどのように寄与するかなどについて整理をすることでございますが、私どもは、この道の駅構想につきましては、短期的には（仮称）人吉球磨スマートインターチェンジ開通に向けた対応策、長期的にはインバウンドや石野公園の活性化への対応策と捉え、取り組んでいるところでございます。このため、駐車場やトイレ等のハード面の整備だけでは

なく、地域連携施設として、物産販売等のソフト面の事業をいかに充実、展開させ、石野公園の利活用につなげていけるかが重大な課題と考えております。そのため、現在、関係部署ではさまざまに協議を進めているところでございますが、何分、検討すべき課題が多くございますので、その検討、整理に時間を要しているところでございます。

次に、新たな課題が発生していないかという御質問でございますが、大きく２点、課題が発生しております。１点目でございますが、私どもは当初、公園の既存の施設である駐車場やトイレの利用、情報発信施設としての案内所の改築等により、余り費用をかけずに道の駅の登録を受けたいと考えておりましたが、検討を行いましたところ、事業費が当初の見込みより、かなり増加するのではないかと予想しているところでございます。現在、庁舎建設事業等で大きな財政負担が予想される厳しい財政状況にありますので、長期的な市の財政状況についても検討する必要が出てきております。

２点目は、地域連携施設への動線についてでございます。一般的に、道の駅は物産館などの利用が多く、本市におきましても地域連携施設が重要と考えております。石野公園につきましては、正面駐車場からクラフトパーク部分に上がる階段が、皆様御存じのとおり、かなりの高低差があり、子供や高齢者、身障者の方の負担となっております。この問題は、石野公園の長年の課題ではありましたが、地域連携施設への動線、道の駅利用者の利便性を考えた場合、改めてこの階段のバリアフリー対策は、重要な課題であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　解決できたもの、また、まだ検討中なものというふうにありましたけども、ハード面、ソフト面と２つの大きな課題があると思います。

まず、ソフト面から聞いていきたいと思いますが、私も、ハード面じゃなくて、石野公園をどう活用していくかというソフト面の事業、これは本当、重要だというふうに思っております。そこで、石野公園の活性化に向けたソフト面の課題、そしてその課題への対策はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

石野公園活性化に向けたソフト面の課題と対応でございます。石野公園が開園いたしましたときの平成４年、これが一番多かったんですけど、そのときが18万人来場者がございました。現在は大体、約５万人前後という、こういった状況から考えてみますと、まずは平成31年、スマートインターチェンジの開通、これは非常に本地域、石野公園にとってはビッグチャンスと、そのように捉えております。また、特に私どもがソフト面で考えなければならないのは、国内のお客様はもとよりなんですけども、訪日されますインバウンドの観光客のお客様でございます。この方々を、いかに石野公園に導いて来園者をふやすことができるかと

いうことは、これは魅力化、それから活性化計画の策定、こういったのが必要じゃないかと考えております。具体的には、平成31年にインターチェンジが開通することを考慮いたしますと、昨年、八代港に寄港しておりますクルーズ船、これが65隻、これに対して今後も熊本県の計画におきましては、八代港の岸壁が整備されることに伴いまして、新年になりますとさらに船の増加がある、そのためにお客様もさらに人吉球磨に来ると、またスマートインターをつかって、より近く石野公園に来ていただける、そういう状況が考えられるわけであります。

そこで、外貨を獲得するためには、インバウンド観光客のニーズに即した受入体制をいかに円滑に進めていくことができるか、これが鍵だと存じます。現在、把握いたしておりますソフト面のニーズの１つといたしましては、クルーズ船からのインバウンドの割合、これは東アジア、こういった圏域の中でも中国からのお客様が大変多いということを踏まえまして、スマートフォンカード、そういった新クレジットシステムの導入が必須になってきたんだなということがございます。これは私どもの重要な問題なんですけども、石野公園の職員、私どもも含めまして、いわゆるインバウンドのお客様に対するおもてなし教育ですね。この言葉からもそうなんですけども、商品の表示、そういったものも重要であるということがございます。また、これに伴いまして、スマートインターチェンジが開通いたしますと、国内の一般客、こういったものも増加すると。これは、前あったとき、高速が開通して蟹作町に乗っていらっしゃったお客さんがかなりいらっしゃったわけでございますので、そういった方々に既存の決済システムから、カード決済等にも対応可能なシステムの導入が必要であると。また、都市公園としての制限がございますので、そういったもとでも販売できる商品のラインアップ、こういったものも考慮した上で商品販売売り上げの増加策、これも考えなければならないということでございます。

次に、イベントの充実というのも必要であります。平成７年から旬夏秋冬キャンペーンがスタートしていたわけでございます。特に目玉がおひな様でございます。今、開催しておりますけども。これがどこでも開催されているという状況でございますので、石野公園としても新たな魅力づくり、こういったおひな様につきましても、より充実したものを考えなければならない。また、今後は日本遺産にちなんだ新たなキャンペーンも必要ですし、またイベントの開催、こういった活性化策を構築しなければならないと、そういったソフト面の充実が必要でございます。特に、クラフトパークの機能としての、さらなる充実も必要と思います。大変、今、クラフトパークで鍛冶の体験とか、これは世界でも珍しいんですね。ドイツから来たお客様もいらっしゃいます。それとか焼酎館がございますので、こういうところも利用させていただければ、新たなクラフト機能の充実、そういったものを使いまして、公園全体を滞在時間を長くしていただくと。特に、子供さんを、こういった方々を中心といたしましたイベントも考えていったほうがいいのではないかというふうに思っております。

現在、開催いたしております人吉球磨の工作展。例えばですけど、こういうものを県レベルでできないかということもございます。これは１つの例でございますけれども、熊本の音楽幼稚園の皆様方が、震災のときに阿蘇にまで行って、人吉に来ていただいたと。そのとき80人に来てもらったわけですね。それが縁になりまして、昨年は、その倍の150人来てもらっています。今度は、さらにことしも来ていただけるということでお聞きしております。また、スマートインターチェンジ等が完成しましたら、より近くなって、さらに来ていただけると。そういった圏域を広げたところで、体験していただく誘致、こういったものも充実しなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　ソフト面に対しては、さまざまな視点から構想を練られているということですね。インバウンド対策だったり決済システムであったり、クラフトパークの充実、またイベントの充実等をさせて、県外の、またインバウンド観光客へのＰＲをしていきたいということでありましたが、先日、栃木県宇都宮市にある道の駅うつのみやろまんちっく村というところに視察に行ってきたんですが、ここでは何かしら週末イベントをされているんですよね。その効果もあって、週末は県外のお客様が多いというふうな話をされておられました。

イベントを充実していくことは大事だと思いますが、しかし、今の運営の体制で、毎週イベントを開催したり、先導的な地域活性化の取り組みをみずから展開していくことができるのかというふうに考えると、これはちょっと難しいんじゃないかなというふうに、私は思っております。私は、道の駅の運営については民間の力が必要であるというふうに思っております。先ほど言った道の駅のろまんちっく村ですが、最初は宇都宮市の農林公園として整備されたんですね。それが、現在は民間事業者が指定管理を受けて、管理運営をされております。民間のノウハウや企画力を生かして、さまざまな取り組みをされておられまして、道の駅だけじゃなくて、道の駅を核とした地域商社、この地域商社も、全国のモデルとなる地域商社でありますし、また着地型観光も展開されておられました。ちなみに、この着地型観光の取り組みは、ドラマの「ナポレオンの村」のモデルの１つにもなっております。

石野公園においても、クラフトパーク、お祭り広場のところだけじゃなくて、公園ですね、ちびっ子広場からやっぱりキャンプ場まで、これ全体ですね、この全体の運営をどうしていくか。また、石野公園を核とした観光、物産をどのように展開していくかというのを考えたときに、やはり運営については、直営ではなくて指定管理などの方法によって民間事業者にお願いしたほうがいいというふうに、私は思っております。

そこで、市長にお尋ねですが、石野公園の運営について、民間事業者に委託する考え、また石野公園の有効活用、道の駅登録に向けた検討に当たり、民間事業者から広く意見提案を

求め、対話を通じて事業への有用な意見やアイデアを収集するサウンディング調査の実施の考え。また民間事業者を含めた協議会の設置についての考え。この３点。民間委託、サウンディング調査、民間を含めた協議会の設置について、市長はどのように考えられるか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

運営についての民間事業者のかかわりについてでございますが、議員御指摘のとおり、石野公園の活性化につきましては、地元の物産などを幅広く展開する地域振興のためのさらなる魅力化が必要であり、そのためにも民間の力をお借りする必要性を認識しているところでございます。

そこで、今後は現在の直営方式から民間主導による管理運営体制への移行、さらには指定管理も視野に入れて、管理体制の強化策も必要だと存じます。また、事業構想段階から民間事業者のアイデアやノウハウを活用した提案を受け、対話を通じて、より優れた事業を創出していく官民連携の１つの手法でもありますサウンディング型市場調査等の活用も、当然考えられるところでございますし、議員お尋ねの道の駅化につきましても、そのような場を通じ、多様な事業者から石野公園全体の活性化、利活用等を含め、さまざまな御意見をいただければと考えているところでございます。

つきましては、今後のインバウンド対策や、一過性に終わらない体験の充実も踏まえた地域振興策と民間主導による管理運営体制のあり方について、民間団体等で構成されます石野公園事業審議会に諮らせていただき、早急に地域振興策の一定の方向性を出してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　民間への移行も考えていると。サウンディング調査、このようなものも検討していきたいということで、もちろん、今、働いている方もいらっしゃいますので、その方たちの御意見等もやはり聞かなくちゃいけないと思いますけども、これからはやはり、今、市長も言われましたように、民間の力を借りて、本当、稼ぐ地域をつくっていくというのが大事だというふうに思っておりますので、早急に取りかかると言われましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次にハード面のほうに移りたいと思います。ハード面についての質問ですが、ハード面についてはさまざまに課題がありました。その課題も全てを解決すれば、本当、理想の道の駅になると思うんですが。例えば、この基準まで達成しておけば道の駅に登録できますよと。あと、ここは、道の駅に登録した後でも検討実施してくださいよというのがあると思うんですよね。ですので、道の駅の登録に当たっての課題解決の優先順位、これはどのようになっているのか、どのように考えられておられるのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

課題解決のための優先順位を、どう考えているかという御質問でございます。私どもとしましては、まずトイレの規模をどの程度にするかというのが一番の課題だと思っております。次に、駐車場とトイレとクラフトパーク部分を結ぶ動線について、次に検討すべき課題だと思います。最後が、クラフトパーク部分に上がる正面階段のバリアフリー化というふうに、以上の順番で優先順位については認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　正面玄関のバリアフリー化については、もう建設からかなりたちますけれども、今さら感もありますが、これはもう道の駅であろうがなかろうが、これは考えていかなくちゃならない問題ですので、これはしっかり検討していただきたいというふうに思います。動線も、トイレの配置が決まらないと、なかなか難しいのかなというふうに思いますので、私は、最大の課題はやはりトイレじゃないかなというふうに思っております。トイレの規模がかなり大きくなって、事業費も増加するのではないかということでありますが、現在、どのくらいの規模でトイレを計画されているのか。また、トイレを整備するに当たって、社会資本整備総合交付金などの補助メニューはないのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山田　巧君）　御質問にお答えいたします。

トイレの規模についてでございますが、当初、既存のトイレを改修して、登録を受けたいと考えておりましたが、基準に照らして規模を試算しましたところ、建築面積が、男子トイレ約44平方メートル、女子トイレ約69平方メートル、多目的トイレ約７平方メートル、合計約120平方メートルが、最低必要になってくると予想しているところでございます。これは、具体的に言いますと、正面駐車場にあります今の既存のトイレの面積の約3.7倍となるところでございます。

また、トイレの整備に充てられる社会資本整備総合交付金があるかとのことでございますけれども、社会資本整備総合交付金につきましては、現在調査をしているところでございまして、どのようなメニューがあるのか、今後、この規模をもとに資料を整理いたしまして、国・県と協議をしていく必要があると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　既存のトイレの3.7倍ということで、これはかなり大きいですね。今、基準に照らし合わせて試算されていると思いますが、ほかの道の駅の規模、トイレの規模とか建設費を調査すると、その中には、ああ、これぐらいだったらうちもできるんじゃないかとか、そういうのが出てくると思うんですよね。そういったのもしっかり調査していただいて、先ほども言いましたように、国交省や県と、補助メニューについてもそうですけれども、

もっと密になって協議のほうをしていただきたいというふうに思います。

それでは、この項目についての最後の質問ですが、市長も、石野公園の活性化、道の駅構想については、いろいろお考えがおありだというふうに思います。しかし、今現在の石野公園の利活用については、本当、ゴールが見えない。いつまでにこうするというのが全く見えないんですね。私は、石野公園の活性化策には道の駅の登録が有効であると思っていますし、可能であるならば、スマートインターの開通に合わせて登録を目指すべきだというふうに思っております。先ほど何回も言いますけど、出てきますけど、ろまんちっく村の方も、道の駅は知名度と情報発信力が生かせるので全然集客力が違う、道の駅を目指しているのであれば、登録したほうがいいですよ、というふうにも言われました。

そこで、お尋ねです。市長は、石野公園の道の駅登録を目指すのか。また、今後のスケジュールをどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

石野公園の道の駅化構想につきましては、先ほど建設部長が申しましたとおり、昨年４月以降、国土交通省等の関係機関や庁内の関係部署において、さまざまな検討、協議を行ってまいりまして、解決すべき課題等がはっきり見えてきたと思っております。平成30年度より建設工事に着手します市庁舎建設事業や旧国民宿舎の整備利活用に係る事業、カルチャーパレスを初めとする市所有公共施設の長寿命化や適正量管理の問題など、現在、本市が抱えております事業や問題等を考慮したとき、今後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。

石野公園の道の駅化構想は、地域活性化の面からも有効な施策であると考えておりますが、そういった状況の中、新たな財政負担を発生させる可能性のある事業につきましては、将来の財政計画等を含め、いま一度、総合的に考えるべきではないかと認識をしているところでございます。こういった観点から、石野公園の道の駅構想につきましては、今しばらく検討する時間をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　財政が厳しいと。それは大変わかるんですが。それで、しばらく検討したいということで、大変残念な答弁でありました。

石野公園も、開園から長年たつんですが、今後はトイレだけじゃなくて、施設の整備や改修も必要になってきます。やはり今のうちから、やはり稼ぐ仕組み、これをしっかりつくっていかなくちゃいけないというふうに思っていますので、今しばらく検討したいということですが、今後の石野公園の利活用について、方針を早く示していただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時04分　休憩

午後３時19分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　続きまして、不登校等の児童・生徒に対する本市の対応について、質問を行います。

今議会において、いじめ・不登校問題における一層の児童・生徒への指導の確立と、相談業務の充実を図るために、人吉っ子アドバイザーと子ども・子育て相談員の、１名ずつの増員の予算が計上されております。12月議会でスクールソーシャルワーカーの質問をさせていただくために、学校現場の方々にお話を聞かせていただいたとき、悩みや不安を抱える児童・生徒の支援をしていくマンパワーが足りない、という話を聞いていたので、今回認められれば、子供たちへの相談体制が少しは充実されるものだというふうに思っております。ただ、マンパワーが足りないということは、それだけ不登校など、悩みや不安を持った児童・生徒が多いということだと考えられます。

調べてみますと、文部科学省が公表した、平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で、平成28年度の不登校の小中学生は13万4,398人であり、子供における不登校の割合は２年連続で過去最高を更新しており、不登校は全国的な社会問題と言ってもよいほど、深刻な事態にあります。

そこで、お尋ねですが、本市における不登校の児童・生徒の数、また不登校ぎみの児童・生徒や、学校には行っても教室に入ることができない児童・生徒の数、また近年の不登校の児童・生徒の数の推移はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

まず、不登校等の本年度の状況について御説明いたします。

正当な理由なく、年間30日以上欠席した不登校児童・生徒数につきましては、各学校からの毎月の定例報告によりますと、平成30年２月末現在で、小学校７人、中学校18人の計25人でございます。昨年同月と比べますと、１人減とはいえ、ほぼ同じ状況でございます。

そのほかにも、正当な理由なく、年間10日以上30日未満欠席した、いわゆる不登校傾向児童・生徒につきましては、小学校が２人、中学校５人の計７人が報告されております。また、学校に行くことはできても、自分の教室にはなかなか入ることができない別室登校等の状況につきましては、小中学校合計20人の報告がなされております。

次に、不登校の５年間の推移について御説明いたします。

不登校児童・生徒数につきましては、平成24年度から平成26年度にかけて増加しており、平成26年度が、この５年間では最も多く、39人でございました。しかし、その後は、全体的に減少傾向にあるようでございます。

ただ、気になりますのは、本年度、小学生が増加しており――これは県下でもそのような状況であるとお聞きしておりますが――過去５年間で最多となっている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　不登校の児童・生徒数については、減少傾向にあるということでしたが、現在25名と。それでも、まだまだ多いような気がしますし、言われたように、小学生が多いということは、本当、気になるところであります。不登校の児童・生徒においては、それぞれに理由があって学校に行けないというふうには思いますが、不登校の児童・生徒がどのような要因で学校に行けないのか。これを把握しているのであれば、その要因について、どのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

不登校の要因につきましてはさまざまなことが考えられますが、本県では、要因を大きく５つに分類して、毎月の報告を受けているところでございます。

その５つは、１つ目が、学校における人間関係。２つ目が、遊び・非行の件。３つ目が、無気力。４つ目、不安。５つ目、その他というようにして、５つに分類しております。

本市でも、毎月の定例報告におきまして、不登校の要因も確認しているところでございますが、ただ、数だけではなく、具体的にどういうことで、どのような状況であるということまで書いていただいております。トータルいたしますと、その他がやはり最も多く、次いで無気力、不安という順になっているところでございます。

その他の主なものとしては、家庭環境等によるものが多いようでございます。不登校の要因につきまして、個々違ってまいりますけれども、一概にこれといって判断できる内容はほとんどございません。大変難しくて、複合的な要因で不登校になっているというのが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　いろんな要因が重なって不登校になっているということですが、その中でも、要因として多いのは家庭環境が影響しているということで、やはりそういった点でもスクールソーシャルワーカーの配置等の専門職の配置が必要になりますので、さらなる支援体制を充実させるためにも、市独自のスクールソーシャルワーカーの配置についてもしっかりと検討を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、現在、本市の不登校等の児童・生徒に対して、どのような対応・対策を取られているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

本教育委員会としましても、不登校問題を最重要課題と位置づけ、各学校と緊密な連携を

図っておるところでございます。毎月の定例報告はもちろんのこと、何か気になる事案が発生した場合には、速やかに連携を図りながら対応させていただいております。学校に出向くとか、また御相談に来られるとか、いろんな対応をしているところでございます。

しかしながら、未然防止の観点から取り組んでいくことも重要であると考え、特に次の５点の対応を行っております。１点目は、子ども・子育て相談員の活用でございます。本市教育委員会には、１名の相談員を配置させていただいております。相談業務はもとより、ケース会議等への参加による情報収集を行い、家庭訪問をしたり、当該児童・生徒と一緒に登校したりしており、フットワークを大事にしながら、児童・生徒に応じた対応をさせていただいているところでございます。ときには、休みの日に一緒に走りに行ったりとか、そういうこともしていただいているところでございます。

さらに、今以上、一人一人に寄り添い、子に応じた、よりきめ細やかな対応をするためには、やはりマンパワーが必要でございます。先ほど御紹介いただきましたが、平成30年度の当初予算で１名の増員をお願いしているところでございます。

２点目は、適応指導教室――通称かがやき教室と申しますが――の利用でございます。２名の人吉っ子アドバイザーを配置させていただいております。再び学校へ登校できるためのステップ段階として、アドバイザーが個別に支援するなど、当該児童・生徒が通いやすい環境が整っております。本年度は、先ほども紹介いたしましたが、小学生の不登校が増加している影響もあり、今までになかった小学生の利用が増加している状況でございます。

３点目は、関係中学校に常駐している人吉っ子アドバイザーの活用でございます。アドバイザーが、別室登校してくる生徒の対応や個別の学習指導、家庭訪問等、さまざまな対応を行うことで、生徒も安心して登校できるようになり、不登校の未然防止にもつながっていると考えます。やはり学習の保障という観点からも、これは大切なことだと思います。さらに、先ほどと同様に、より対応を充実するために、この人吉っ子アドバイザーにつきましても、平成30年度の当初予算で１名の増員をお願いしているところでございます。

４点目は、関係各中学校において行います不登校児等に関する合同会でございます。それぞれ年８回実施しております。出席者は、学校担当者、子ども・子育て相談員、人吉っ子アドバイザー、指導主事等の本市教育委員会関係、さらには学校支援アドバイザーであり、スクールカウンセラーであり、スクールソーシャルワーカー等の球磨教育事務所関係の先生方とともに、情報共有、さらに対応等について協議をしております。

５点目は、人吉市不登校対策担当者会議の実施でございます。出席者は、９校の各小中学校の担当者、さらに子ども・子育て相談員、人吉っ子アドバイザー、指導主事等の本市教育委員会関係者で、不登校の現状と課題を共有したり、各中学校区において、未然防止と解消に向けた協議を行ったりしております。

このほかにも、福祉課、医療、児童相談所等、関係機関とも密に連携を図りながら対応し

ており、情報収集すること、さらには不登校問題等の未然防止と解消に向け、連携を密にして、先ほど申しましたように対応させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　不登校を最重要課題と位置づけて、不登校の解消、また未然防止に向けて努力されているということはわかりました。しかし、今の未然防止の対応は、子供たちが休みがちになってきたとか、悩みや不安を抱えているのをわかったというような問題が表面化してから、不登校につながらないための対応だというふうに思っております。もっと問題が表面化する前に、子供たちが悩みや不安を抱えていないか、早期に発見し、また早急に支援体制を整える必要もあると思っております。

そこで、現在、日常の教師の観察だけでどうしても気づけない、子どもの内面部分や大人からすると意外な感情を抱いている場合があり、そのような教師の観察と子供の実態のずれを補うＱ－Ｕテストというのがございます。このＱ－Ｕテストとは、子供たちの本音や心の中を把握するテストであり、不登校になる可能性の高い子供、いじめを受けている可能性の高い子供、学校生活の意欲が低下している子供などを発見し、早期対応につなげることができると言われております。

そこで、教育長にお尋ねですが、このＱ－Ｕテストについて、どのような認識を持っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

Ｑ－Ｕテストにつきましては、「Ｑｕｅｓｔｉｏｎｎａｉｒｅ　Ｕｔｉｌｉｔｉｅｓ」ということで、ちょっと発音が悪いんですけれども、そのＱとＵの頭文字を取って、楽しい学校生活を送るためのアンケートのことでございます。分類を、テストと書いてありますけども、分類するならば、その心理テストの部分にアンケート式で答えるというような形になっております。

中学校用の資料等によりますと、学校生活における生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を、質問紙によって測定するものでございます。そして、やる気のあるクラスをつくるためのアンケートと居心地のよいクラスにするためのアンケート、この２つから構成され、15分程度の短時間で実施することができるようでございます。

アンケートからは、次の情報を得るとあります。１つ目、生徒個々の学級生活における満足感や学校生活における意欲。２つ目が、生徒の満足感や意欲の分布状況による学級集団の雰囲気や成熟状態。３つ目が、学級や学校生活における満足感や意欲に関する生徒の学級内での相対的環境。このほかにも、１ランク上になりますが、ｈｙｐｅｒ－ＱＵテストというのもございます。Ｑ－Ｕを構成する２つの尺度に、新しくソーシャルスキル尺度――いわゆる日常の行動を振り返るアンケートでございますが――が加わっているようでございます。

これにより、集団形成に必要な対人関係を営むためのスキルが、生徒にどの程度身についているかという視点を含めた、より多面的な情報を得ることができます。また、生徒返却用の個人票が附属されておりますので、生徒自身への結果のフィードバックが可能であるとのことです。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　答弁にもありましたように、生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を測定できるということで、現在、このＱ－Ｕを実施する自治体や学校が広がっているというふうに聞いています。

そこで、ほかの自治体の状況ですが、県内各地、また球磨管内の町村でのＱ－Ｕの実施状況について、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

県内13市の状況につきましては、予算措置をしている市が、八代市、水俣市、宇城市、合志市の４市でございます。その他の市につきましても、予算づけはしておりませんが、学校独自で実施している学校もあるというような情報も得ております。

ちなみに、本市内の全ての小中学校につきましては、現在実施しておりません。また、球磨管内の状況につきましては、あさぎり町が中学生のみ、多良木町が全ての小中学校、湯前町が中学生のみ、相良村、全ての小中学校、球磨村、小学校のみ、の５町村で実施しているとお聞きしております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　県内では４市で、球磨管内でも、あさぎり、多良木、湯前、相良、球磨村、５町村実施されている。約、半分の自治体ですね。実施されているということで、効果があって実施されているというふうに思っておりますが、このＱ－Ｕの利点ですね、メリット、またデメリットはどのようなものがあると考えられているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

Ｑ－Ｕのメリット・デメリットについて、実施しているある学校にお聞きしましたところ、メリットとしましては、不登校になる可能性の高い生徒の早期発見に活用できること、よりよい学級集団づくりに活用できること、教育実践の前と後に実施することで、指導の効果の評価、検討に利用できること、学級集団を可視化することができ、教師自身の教育実践の振り返りに活用できることなど、多くのメリットがあるようでございます。

半面、デメリットとしましては、系統的な活用を行わないと効果はかなり薄くなるということ、保護者の理解が必要であること、各クラスのデータを開示する動きにしておかないと、担任が１人で問題を抱え込むおそれがあること、費用がかかることなどが上げられているよ

うでございます。

このようにメリット・デメリットを把握しておくことも大切ではございますが、何よりも、その結果をもとに、しっかり分析・考察し、実践に移すことが重要であると考えます。さらには、アンケートの結果だけでなく、児童・生徒の日ごろの学級での様子や日記、保護者の思い、ほかの児童・生徒や他の教職員からの情報収集と、あらゆる角度からのアンテナを高くして、一人一人の児童・生徒を見つめ、寄り添っていくという姿勢が一番重要であると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　一番のメリットは、やはり教師の勘に頼るのじゃなくて客観的な情報をもとに、子供へのかかわりや学級経営ができることだというふうに思っております。また、どの子が悩みや不安を持っているというのがわかりますので、担任の先生だけでなくて、ほかの先生ともそのデータを共有することで、早期にその児童・生徒に対する支援体制が構築できるというふうにも思っております。

実際に、このＱ－Ｕを実施している学校に勤務されていた先生方にお話を聞いたんですが、やはりクラスを可視化できて、客観的に把握できるので、大変役に立った、というような話を聞いております。

そこで、本市においても、このＱ－Ｕを導入してみてはどうかと考えるんですが、Ｑ－Ｕの導入について、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

これまで答弁してきましたように、不登校問題は最重要課題であり、その未然防止と解消に向け、今後も全力で取り組んでいかなければならない問題でございます。今、御紹介もありましたように、このＱ－Ｕテストを実施することにより、客観的に把握ができること、可視化することができる、そういうようなメリットも十分に把握しながら、やはり状況を知るということは非常に大切なことだと思っております。そのためにも、児童・生徒が安心して、楽しく学校生活を送ることができる体制づくりを整備することが必要不可欠であると認識しております。

Ｑ－Ｕテストにつきましては、１人当たりの価格が310円、ｈｙｐｅｒ－ＱＵは１人440円と聞いておりますし、市内の各学校からの要望等も確認していく必要があると考えております。また、実施している学校や市町村等からも、管内でも５町村が実施しておりますので、その情報も十分に参考にさせていただきたいと考えております。

Ｑ－Ｕの導入につきましては、予算面や学校の要望等も確認しながら、前向きに、そして不登校問題の解決に向けて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　市内の学校でも実施したいというような話も、ちらっと聞いています。たしかに費用がかかりますので予算が必要ですが、例えばモデル校を設定して、そのモデル校で実施してみて、その効果があるならば、ほかの学校にも広めていくというようなことも考えられますので、悩みや不安を抱えた子供たちを早期に発見するためにも、また、子供たちが楽しい学校生活を送るためにも、ぜひ御検討のほうをお願いいたします。

最後に、この３月末をもって退職をされる職員の皆様、長きにわたり市政への御尽力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。皆様におかれましては、新たなステージで御活躍されることと存じますが、くれぐれもお体を大切にされまして、魅力溢れるセカンドライフをお過ごしになられますよう、心から御祈念申し上げますとともに、これからも市政発展のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中　哲君）　ここで会議時間を延長いたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。８番議員の井上でございます。

今回も、本定例議会の最終登壇者でございます。きょうは、少し暖かくなるかなと思いましたけども、ちょっと見ますと、白髪岳のほうの山頂は雪景色のようになっているようでございますけれども。例年以上に１月の冷え込みが厳しかった本年でございました。開花がおくれておりました春告草の別名を持ちます梅の花も、三寒四温を経て、薄紅色の花を咲かせ、春の訪れを知らせてくれております。春の訪れをうれしく感じる半面、別れの季節でもあります。この議場にいらっしゃいます井上総務部長、山田建設部長、そして私の一般質問に対して、大半の答弁をいただくことになっております松岡教育部長を初め、本年３月末日をもって退職されます市職員の皆様方、退職後も健康第一にお過ごしいただきまして、第二の人生を楽しんでいただきたいと思っておるところでございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。今回は１項目に絞りまして一般質問を行います。

平成29年３月定例議会、そして平成29年９月定例議会、一般質問をいたしました。市民の声から、小学校部活動社会体育移行に向けた取り組み状況についてであります。

まず、３月定例議会で質問いたしましたのは、平成31年４月に、現在の小学校体育から社会体育へ、社会教育へ移行するという２年前でございました。９月においては１年６カ月ということでございましたので、そのときに申し上げましたけれども、遅々として進まない、この移行に対しての状況が進んでいないという市民の指摘を受けてでありました。平成31年４月といいますと、あと１年でございます。そういったところで、９月の定例議会で質問をいたしました後に、教育部として、どういった対応を取ってこられたのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　最後に、私に答弁の機会を与えていただき、ありがとうございます。最後まで精いっぱい務めさせていただきます。御質問にお答えいたします。

小学校部活動の社会体育及び社会教育移行に伴う取り組みにつきまして、昨年９月以降の状況を御説明申し上げます。

まず、９月20日に、校区公民館長連絡協議会会長と各小学校ＰＴＡ会長からなる検討委員会役員会を開催いたしまして、指導者の募集状況、及び、これまでの経過について御報告を申し上げております。その後、各校区の検討委員会の日程調整を図り、10月末から11月中旬にかけまして、小学校６校区全ての校区検討委員会を開催しております。検討委員会役員会同様、指導者の募集状況、及び、これまでの経過について御報告を申し上げ、役員会の御意見等を踏まえ、新しいクラブの基本方針や移行イメージを御説明しております。あわせて、役員会での協議内容を踏まえまして、放課後に各小学校で実施するということと、運動部についてはメーンの指導者を複数名確保した上で、地域の皆様にはサポーターとして協力いただきたいという、市の基本方針について、委員の皆様の御理解を賜ったところでございます。

年が明けまして、本年２月20日には、再び検討委員会役員会を開催し、各校区の検討委員会で出された意見や情報の共有を図るとともに、実施に際しての基本理念の確認や具体的な活動と運営方法についての検討を行っております。現在は、運動指導を担っていただく人材の派遣について、市体育協会と協議させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　少し整理いたしますと、９月20日に、私の一般質問の後に校区公民館長連絡協議会会長並びに各校区のＰＴＡ会長さん方、検討委員会役員会と言われましたけど、これは多分、市の全体会議ということで、私は認識しております。その後、10月の末日から進めてまいりましたのが、校区検討委員会、各校区のＰＴＡの役員の皆さん方や公民館長さん含めてやられたと思いますが、やはり９月定例議会でも申し上げましたけども、どうしてこういうふうに協議をする場の空白が多いんですか、長いんですか、という指摘を改めて受けました。

ここでもう一度お聞きしますが、本年度の検討委員会――全体会議も含めてでありますが、長い空白期間があったのはなぜなんでしょうか。お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

平成29年３月に検討委員会全体会が開催されてから、今年度の検討委員会役員会が開催されるまでに約６カ月、各校区の検討委員会が開催されるまでに約10カ月の期間が空いたわけでございますので、各校区の委員をお引き受けいただいていた皆様には本当に申しわけなく思っているところでございます。申しわけございません。また、保護者の皆様、地域の住民の皆様に対しましても、情報の提供がおくれ、おわびを申し上げる次第でございます。本来

であれば、年度をまたいでも、期間を置かずに会議を開催すべきところでしたが、指導者が思うように集まらず、苦慮しているうちに、県民体育祭の対応に追われることになってしまい、会議の開催がおくれてしまいました。それでも、空白期間をつくってしまいましたのは、ひとえに事務局である教育委員会内の連携不足であり、不手際でございます。大変申しわけございませんでした。今後は定期的な会議の開催はもちろん、広報や御家庭への直接配布するチラシなど媒体を通して、進捗状況などの情報提供に努めてまいりたいと存じております。御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　県からの指導というのは、平成27年３月に出されているわけですね。これは、昨年の３月議会でも確認をいたしました。そして、平成29年１月19日が初めての全体会議ということで、ことしが平成30年ですから、なかなかスムーズにいっていないというのは顕著にあらわれていると思いますが、今、教育部長が申されましたけども、さまざまな理由があったというのはわかります。指導者が見つからない。初めてのことですので、なかなか移行に向けて進められないということは理解するところであります。それは、一定の理解をしながら質問を進めてまいりますけれども、この中で、私が一番市民からの御指摘をいただく件がもう１つあります。最初の計画、移行に対する準備については、公民館事業ではなかったですか、ということを御指摘を受けております。しかしながら、少し調べたところによりますと、当初の計画とすると、実施方法、移行の方法というのが変わってきているように見受けられます。こういったあたりについては、どういった見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

御指摘のように、当初は各校区の公民館を中心とした公民館活動としての取り組みとする計画でございましたが、指導者の応募が少ないため種目別の活動が困難だと認められることや子供たちへの指導に係る指導者の経験にも差があること、子供たちの移動に伴う不安や送迎の問題を感じることなど、幾つかの問題点が浮き彫りになったことや、公民館運営上、公民館にかなりの負担がかかることが懸念されることなどから、思い切って方針を転換させるしかないと判断した次第でございます。

このことは、応募された指導者の方や各学校のＰＴＡ会長などから、さまざまに御意見を頂戴した中で、市としての方針を明確に打ち出してほしいとのことでしたので、教育委員会内で協議を行い、先ほど申し上げましたように、放課後に各学校で実施するということと、スポーツ活動については、種目別ではなく、総合的な運動として取り組むという方針をお示しさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　思い切って、公民館活動事業から方針を転換させたということでありました。さかのぼってお聞きしますと、種目をまず聞いて、アンケート調査ですね、見させていただきました。どの種目をやろうかとか検討に入られたということは聞いておりますし、９月の定例会でも聞きました。しかしながら、やはり私どものように小規模校出身者としましては、なかなか種目に絞ると難しいという御判断をされて、総合型にやっていこうということで、転換をされたことについては一定の評価をしたいと思っております。

今後、私が心配いたしますのは、思い切って方針を転換された、しかしながら、一番最初から携わっていた方がいらっしゃいましたですね、役員の方にも。そういった方たちには、まだ御不満がたまっておられます。そういうことについては、明確に、やはり方向転換をしたんだ、そしてこういうふうに進めますというような説明を、今後、密にやられたほうが、私はいいと思います。一体どうなっているんだ、というような声がまだ上がっておりますので、そういった点については申し添えておきたいと思います。

今回、市長の施政方針の中でもございましたけど、指導者不足、指導をしていただく方、これは後ほど文化クラブのほうにも入りますけれども、やはり講師の先生方がいらっしゃらない、募集しても参加の意思を示されないということで、一番問題であったと思います。それで、ＮＰＯ法人人吉市体育協会のほうと協議をしていくという段階であると思いますが、では、市体育協会とは協議を何回ぐらいされたのでしょうか。まず、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

市体育協会との協議につきましては、体育協会の会長、副会長、理事長の三役及び事務局に対し、昨年11月27日と本年の２月２日に、事業の説明と子供たちのスポーツ指導についての御相談をさせていただいたところでございます。市の考えには一定の御理解を示していただきましたが、実際に取り組むに当たっては、スタッフの確保、派遣方法の問題を初め、まだまだ課題が多くあるとして、協議を継続していくことになっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　２回ほど、協会長、副会長、理事長、また三役の方と、あわせて事務局の方と協議は持たれておるようでございますけれども、今後、協議を重ねて、重ねて、重ねていかなければ、なかなか進まないのではないかなと思います。体協におられます方とも、少しお話を聞かせていただく機会がございました。まだ、私どもについては、まだ詳しく説明はあっておりません、という言葉でございましたので、今後、詰めていかれるということでありますので、これもあわせて、あと１年しかございません、協議の回数を、これも申し添えておきたいと思います、体協との協議も。おおむね会長さんあたりは理解をいただいたという答弁でありましたので、あとは協議を重ねていかれるということになると思いますの

で、申し添えておきたいと思います。

それで、指導者の部分については、今、申されましたので、今後これを実施するためには、やはり試行期間、一度やってみましょうよという学校、校区を選定して行わなければならないと思います。この試行期間というのは、いつごろから始められるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

新しい運動クラブや文化クラブの試行につきましては、対象となる児童や保護者への、本事業に対する理解促進と体験・見学の場として設けたいと考えております。試行を行うことで、運営に係る課題や修正点を確認し、平成31年度の本格的なスタートをスムーズにするために必要な取り組みと考えておりますので、各学校で複数回実施できればと存じているところでございます。

しかしながら、平成30年度中は、現在の部活動が、まだ実施されている状況でございますので、当然、各小学校の御理解が必要になってまいります。そのあたりは小体連の代表である先生や各小学校の校長先生を通じて、お願いしてまいる所存でございます。具体的な内容や実施時期につきましては未定でございますが、現段階では平成30年度の２学期後半までには準備を整えて、児童や保護者の皆様へ御案内したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　２学期後半までには準備を経て進めたいということでございますので、これについては予算の計上も考えておられると思います。今後、予算等が出てくると思いますので、そういったときに、また聞くことになるかもしれませんが、少し、小体連の先生方との折衝も残っておると思います。平成30年度の小体連のスケジュールもおおまかには、もうできあがっていると。最後の年だからということで、早めにつくられたのかもしれませんけれども、そういうふうに聞き及んでいるところでありますので、こういったことについても、先ほど申し上げましたが、協議を早くやっていただいて、スムーズに試行期間を設けていただいてというふうに、これも要望しておきたいと思います。

次に、小学校の部活動の社会体育に移行することについて、ある要望が出ております。実は、私ども厚生委員会――私は厚生委員会に所属しておりますので、本年30年１月23日に、市民と議会の意見交換会――これは厚生委員会と人吉市保育園連盟との意見交換会を開催いたしました。その中に、こういった要望が出ております。部活がなくなるから――これは小学校のことです――部活がなくなるから、学童保育がふえる可能性がある、市への財政の確保をお願いしたい、という旨の要望が出されております。これは正式に、皆さん方にも目に通るように、市長のほうにもお届けになるかもしれませんけれども。このことを含めて、学童クラブさん、保育園さん、こども園さん、この協議はされておるのでしょうか、お尋ねい

たします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

学童クラブを実施されている保育園やこども園とは、これまで特に協議を行っておりませんが、今後、幼稚園を含め、保育園やこども園、そして幼児をお持ちの保護者の皆様にも、本件の取り組みについて御説明する機会を持ちたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　これもあわせて、早く協議を進められたほうがよいのではないかなと思います。財政支援については、ここでは私もお聞きしませんけれども、その協議が整わないと、どうしようもないわけですから。保育園の先生方、こども園の先生方、こういった意見が、直接、厚生委員会には届いているわけですので、これも御理解いただきたいと思います。

今、さまざまに関係機関との協議状況をお聞きいたしますが、改めて、例えば体育協会の傘下の各競技の団体の皆様や、さまざまに協力いただけるであろう団体の皆さんとの協議状況、これについてお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

市体育協会傘下の各競技の協会や連盟、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関係団体とは、平成28年度中に意見交換会を行っておりますが、それ以降は、個別の具体的な協議は行っていないところでございます。

ただ、今年度初めに開かれました複数の競技団体の理事会などの席で、事業説明をさせていただく機会がございまして、指導者募集に理解を示していただいた団体もあったところでございます。また、スポーツ推進委員協議会につきましては、各校区の検討委員会のメンバーに入っていただいておりますので、内容は御理解いただいているものと存じます。

スポーツ関係団体も数多くございますが、それぞれの総会などの会議の席に伺わせていただくなど、機会を捉えて説明させていただければと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　総会等、やはりよく把握をされて、これについても理解を求めると、今後求めていくということでありますので、時間が１年しかございませんので、どういったふうに理解を深めていかれるのか。大変厳しいことも申し上げますけれども、再度申し上げますが、早めに、早くされて、していただければと思いますね。

そこで、きのう、少し同僚議員からも触れられました地域学校協働活動についての取り組みもお聞きをしておきたいと思います。これにつきましては、後ほど放課後文化クラブについても関連してまいりますので、お聞きをしておきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

現在、二中校区を対象に実施しております学校支援活動を、一中校区、三中校区にも広げ、なおかつ地域との連携・協働による子供の育成を目指す地域学校協働活動として事業を展開すべく、現在は一中校区の各学校の学校運営協議会、三中校区の大畑校区地域づくり協議会の委員の皆様に、事業内容の説明をさせていただいているところでございます。

新年度は、校長や教頭、ＰＴＡ会長の交替が予想されますので、改めて事業の説明と協力のお願いに上がる必要があると考えております。その後、現在の人吉市学校支援推進協議会にかわる新たな組織を立ち上げる予定でおりますので、平成30年度中にコーディネートの機能の強化と実施体制づくりに取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　平成30年度中にコーディネート機能の強化と実施体制づくりに取り組んでいくということでございましたけれども、人吉市学校支援推進協議会にかわる新たな組織を立ち上げると、今申されたと思いますが、これが地域学校協働本部設立になるのでしょうか。それであれば、少し整理をさせていただきますけれども、現在の人吉市学校支援推進協議会、大変、サポーター、ボランティアの皆さんの協力をいただきました。それにかわって、コーディネート機能を強化するとともに、文化クラブ、スポーツクラブを統括するような組織と。それを中心に、今後、移行の準備、そして移行した後も、それを中心に行っていくということで、間違いはないのでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

今、議員からおっしゃったとおりなんですが、地域学校協働本部を設立し、その活動の一環として、小学校部活動の社会体育移行、社会教育移行に取り組んでいくということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　また、ちょっと整理させていただきますけれども、文化クラブのことを今からお聞きしようと思います、スポーツのほうを先にお聞きしましたので。ですから、スポーツに対しては、指導者等々についてはＮＰＯ法人人吉市体育協会の協力を仰ぎながら進めていく。そして、文化クラブについては、地域学校協働活動、ですから、もともと組織されておりました協議会と申しますけど、協議会のボランティアの皆さん方や、スポーツのほうにも目配り気配りしていただくようなサポーターとしての御尽力をいただくということで、間違いございませんかね。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

議員が、今確認されたとおりの内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　それでは、先ほどから申しました文化クラブについて触れておきたいと思いますが、文化クラブの実施方法については、どうされていくのか。また、これについては、県の補助の活用があるのではないかと思いますが、これについてお尋ねをしておきます。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

文化クラブにつきましては、例えば器楽合奏を中心とした音楽クラブや、美術、将棋囲碁など、専門的知識・技能・経験などをお持ちの地域の方に、直接指導をお願いできないかと考えております。教室の内容につきましては、この３月中に実施予定の児童及び保護者アンケートの結果と検討委員会の協議を踏まえて計画したいと存じておりますので、スポーツクラブと違い、需要と供給のバランス次第では、学校によって創設されるクラブの数及び内容が異なることも考えられます。

次に、県の補助金の活用についてでございますが、本市が計画している放課後のスポーツクラブや文化クラブの活動は、県の補助事業である放課後子ども教室として実施したいと考えております。放課後子ども教室は、国・県が推奨する、小学生を対象とした事業でございまして、地域人材及び地域の教育力を活用し、地域で子供を育てるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とした、地域学校協働活動の中の１つの事業でございます。教室単位で補助金が出ることになっておりますが、本市が取り組む放課後のクラブ活動につきましては、スポーツクラブも文化クラブも、各小学校に１つずつとカウントされて、計12教室となる見込みでございます。

この補助事業は、活動の多様性が求められ、同じメニューを１年間続ける場合は対象にならないということを確認しておりますので、教室の内容については、県に確認しながら設定したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　おおまかにわかってまいりました。だから総合型に方向転換されて、公民館事業から変えられてきたんですね。今の部分で、よくわかってまいりました。教育部内でも相当議論があったと思いますけれども、冒頭申し上げましたけれども、やはりこういったことも含めて、公民館長を含めました一番最初のスタートの皆さん方にも、説明を改めて求めておきます。少し、ちょっと意見の相違といいますか、認識が違っている部分がございますので、こういったことについてもあわせて、説明には念には念を入れていただきたいと思います。

そこで、先進地、熊本県と青森県だけが導入をしていなかったわけですから、先進地の視

察等々は、もうやっておられるのでしょうか。職員の皆さん方は初めてだと思いますが、そういったことについてはどうだったのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

先進地視察につきましては、平成28年８月に、大分市野津原地区に赴き、Ｎスポーツクラブという大変大きな総合型地域スポーツクラブですけれども、そこの取り組みについて研修をしてきております。そのほかには、先進地視察と呼べるような取り組みは行っておりませんが、熊本県が年に２回程度開催しております市町村コーディネーター研修に参加し、県内の各市町村の取り組みや動向について、学んできております。県外については、先ほど議員も言われましたように、熊本県と青森県を除く各都道府県では、以前から社会体育で行われているわけですが、そのほとんどがスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、ジュニアクラブなどでの実施のようでございますので、本市が目指すような、実施主体が自治体であるクラブの運営のあり方とは異なりますので、県外の視察は実施していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　そうですね、大分のほうに行って研修をされておるようですけれども、やはり、熊本県下でも水俣市や、そして震災に見舞われました益城町あたりも、実は進んでいるわけですね。その皆さん方のお話を聞く機会は、まだ私はありませんけれども、やはり県からの指導でありますので、県のほうにも出向かれて、やはりどうやって進めていったがいいかということは、この１年の間に詰めていかれたほうがいいんじゃないかと思います。なかなか手探りのままでは難しいのではないかなと思います。それはなぜかと言いますと、やはり市役所全体、今回、退職者も大変多うございまして、課によっては、社会教育課にとってはマンパワーが足りてないんじゃないかなと、私は感じているところであります。なぜならば、人吉温泉春風マラソンもやらなくちゃならない。今後は川上哲治先生の生誕100周年も、恐らく、その課が担うと思います。そういった準備に対してマンパワーが足りているのかなと、私は危惧をしております。

そこで、私は指導者不足というのは冒頭申し上げましたけれども、この協議をする中で、市の体育協会内に、やはりこういった指導者を探していただく実務を担っていただく事務局を設置する必要があるのではないかなと思います。先ほど言われましたけども、地域学校協働本部設立に向けたコーディネート強化とありましたけど、これも含めて、やはり事務局を人吉市体育協会内にも持つべきだと思いますが、市のお考えはどうなっているんでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

スポーツクラブの運営に際しましては、メーンの指導者のほか、その指導をサポートする、いわゆるサポーターの存在が不可欠であると存じております。各学校の参加児童数にもより

ますが、児童が安全に活動できるような、そして保護者が安心して児童を参加させられるような環境を整えるためには、どうしても複数の目と補助をする力が必要になります。そうしたサポーターは、地域学校協働活動の登録ボランティアにお願いしたいと存じておりますので、そのコーディネートをする人材が必要になってまいります。

市体育協会内に、スポーツクラブの事務局を置く必要があるのではないかという御質問でございますが、体育協会側に余り負担をかけないような取り組みとしたいという思いもございますし、今のところ、放課後スポーツクラブも、地域学校協働活動の一環で取り組む考えでおりますので、メーンの指導者とサポーター、そして各学校との連絡調整を行うコーディネーターは、市教育委員会内に配置したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　コーディネーターは、市教育委員会内に配置をしたいということでございます。これは当たり前のことだと、私は思います。本部を持つわけですから、教育委員会内にお一人コーディネーターを持つということはよい施策だろうと、私は思います。しかしながら、やはり今までやったことのないことをやるわけですから、やはり体育協会内にも、こういったつなぎ役という部局を、私はつくった方がいいんじゃないかなと、今の段階ではそう思っております。そういったことがスムーズに、体育協会との橋渡しにもなるし、私ども同僚議員の宮﨑議員もいらっしゃいますけれども、スポーツ推進委員の皆さん方にもお話を聞いていただく機会もふえるのではないかなと、私は思うところでありますので、これについても、一度、もう一回考えていただきたいと思います。

それで、また改めて、今度は、３月31日をもって大体ＰＴＡの役員の皆さんは、卒業式終わられましたが、新年度に向けて役員の改選があるわけですけれども。今までさまざまに、平成27年から進めてまいられましたけれども、役員さん、その年度、年度かわってこられましたですね。この１年のためには、大変申しわけないんですけれども、新旧の両方のＰＴＡ会長さん方、かわられても、この検討委員会の中に残っていただきながら、新旧継続して話ができるような協議会と、検討委員会というものをつくっていただきたいと思っておりますが、教育部としてはどう思っていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君）　お答えいたします。

御指摘のように、本件に関する県の方針が示されてから３年が経過しようとしておりますので、その間に各学校のＰＴＡ会長や校長先生、教頭先生がかわっておられる学校が多くございます。新年度の検討委員会には、新旧両方のＰＴＡ会長に入ってもらう必要があるのではないかという御質問でございますが、教育委員会としましても、同様に考えております。実は、先月開催いたしました検討委員会の役員会でも、同様の御意見をいただいたところでございます。

社会体育、社会教育で行う児童の放課後活動の本格開始まで、残すところ１年でございますので、より円滑に協議を進める必要があると存じております。これまでの会議などの結果を記した、ＰＴＡ会長引き継ぎ用の資料は、各学校にお届けしてございますが、できましたら、新年度、ＰＴＡ会長の職を離れられる方も、御本人が御負担でなければ、これまでの経緯や内容を知るメンバーとして、引き続き委員として御協力いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。あわせまして、検討委員会役員会には、各小学校の校長先生にも、委員として入っていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　松岡教育部長におかれましては、もう答弁をいただくことはないかと思いますけれども。そこで、末次教育長にお尋ねをいたします。こういったふうに、今、移行に向けてのスケジュール等々含めながら、少し整理しながら質問を差し上げてまいりましたけれども、末次教育長にお尋ねをいたします。今後、平成31年４月に向けて、地域学校協働本部を設立をいたします。もちろんこれを設立をしなくちゃいけないんですから、その本部長としては教育長がなられると、私は思いますが、そういったことについて、教育長のお考えをお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

ただいま、井上議員のほうから御質問をいただき、また御提言をいただいて、私どもも反省すべきこと、そして今後の取り組みについて、新たな、自分としての意識も高まったところでございます。

地域学校協働本部事業はもちろんのこと、教育委員会が所管する事業につきましては、最後の責任者は教育長でございます。そういう意味でも、今後の取り組みについては責任を持ってやっていかなければいけないと、改めて思っているところでございます。特に地域学校協働本部事業におきましては、これは社会体育への移行、社会教育への移行、そういうことも含めておりますので、非常に大変な時期ではございますが、今まであった時間を凝縮する意味でも、真剣に取り組んでまいりたいと思っているところです。なお、試行する来年度は正念場でございます。１年しかございません。しかし、これはもう与えられた職務でございますので、先ほど申しましたように、責任を持って、そして職員と一緒に頑張っていきたいと、改めて感じているところでございます。

議員の御提言も大切にしながら、児童、保護者、地域、さらには、これまでかかわってくださった関係者等も含めて、説明責任をしっかり果たして、平成31年４月のスタートが、誰にも不安なく、スムーズにスタートできるように鋭意努力してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　末次教育長らしい答弁であったと思います。鋭意務めていただいて、平成31年４月の移行に向けて頑張っていただきたいと思います。また、松岡教育部長におかれましては、９月の定例会では、そもそも児童の運動離れを防ぐことが大切な目的ですというふうに、これもお人柄溢れる答弁だったと思います。こういったことも含めながら、退職はなされますけれども、行政の継続性ということで申し送りをしていただければと思っております。

そこで、この質問をいたしますけれども、平成31年４月といいますと、私ども含めて、松岡市長も任期が切れる年でありますけれども、仮定ではございませんけども、今後も、行政の継続性ということで、平成31年４月以降、社会体育へ完全移行という言葉を用いられて、施政方針で述べられております松岡市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　まず、お答えする前に、年度末に当たる３月議会ということで、ただいま井上議員を初め、議員各位に、本年度退職をする職員に対し、心温まるねぎらいや新たな人生へのはなむけの言葉を賜りましたことに、私からも御礼を述べさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

さて、小学校部活の社会体育移行についてでございますが、進捗につきまして、保護者、地域、関係者の皆様には御心配をおかけしておりますことに対しまして、私からもお詫びを申し上げたいと存じます。これまでも、先ほど松岡部長からも御説明をさせていただきましたが、協議、調査、検討を重ねてまいったわけでございますが、説明、内容、そしてスピードが不十分であるという、議員の御指摘はごもっともであるというふうに受けとめているところでございます。期限は、平成31年４月のスタートというのは以前から決まっておりまして、御心配をいただき、議員からも何度も御質問をいただいておりますことは、大変ありがたく思っておるところでございます。

今、教育長もおっしゃいましたが、平成31年４月に完全スタートが切れるように、しっかりと形づくって、安心してスタートが切れるように、私も、教育委員会と一緒になって精いっぱい取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　今回、社会体育、また社会教育移行に向けての質問をいたしました。さまざまに、まだ競技団体、関係団体との協議等が残っておると思います。これを１つ１つ積み上げていただきたいと思います。

本定例会の施政方針において、松岡市長は、スポーツ関連について触れられております。人吉球磨を離れ、各地で奮闘している全ての若い力にエールを送られました。そして、平和の祭典でありますオリンピックにも触れられておりました。私は、こんなに季オリンピックを真剣に見たことは、余りなかったんですが、ピョンチャンオリンピックにおいて、銅メダ

ルをカーリング女子チームは取りました。その際に、チームのメンバーであります吉田知那美さん、大変笑顔がすてきな選手がいらっしゃいますけれども。あの方たちが、北見市常呂町での凱旋報告会にて、こう述べられております。正直、このまち、何もないよね。このまちにいても、絶対夢は叶わないと思っていた。だけど、今はこのまちにいなかったら、夢は叶わなかったと思う。たくさん夢はあると思うけど、大切な仲間や家族がいれば、夢が叶う。場所なんて関係ない、と、地元の子供たちに述べられております。

松岡市長は、大変言葉を大事にされる市長だと、私は認識しておりますが、今回も、「善をなすは耕うんのごとし」という言葉を引用され、必ず市民の幸福向上につながるように頑張るという趣旨のお言葉を述べられておりますが、大変言葉を大事にされる松岡市長に対して失礼かもしれませんけど、私も恩師から、大変心温まる言葉をいただいておりますので、松岡市長に対して、心の片隅にでも残していただければと思います。「駟馬も追うあたわず」、これは私が議員に初めてなったとき、恩師からいただいた言葉であります。これを心のどこかに残していただければ、幸いでございます。

最後に、志半ばで亡くなられました市職員の方の御冥福を心よりお祈り申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中　哲君）　以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第２　議第38号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第２、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程第３　委員会付託

○議長（田中　哲君）　次に、日程第３、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第１号から議第38号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成30年３月第１回人吉市議会定例会各委員会付

託事項表のとおりでございます。

なお、議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）につきましては、３ページの［別記１］に記載のとおり、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算につきましては、４ページの［別記２］に記載のとおり、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）につきましては、５ページの［別記３］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として６ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第１号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）	各委［別記１］
議第２号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
議第３号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第４号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第４号）	厚生
議第５号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
議第６号	平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第７号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
議第８号	平成30年度人吉市一般会計予算	各委［別記２］
議第９号	平成30年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第10号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第11号	平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第12号	平成30年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第13号	平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第14号	平成30年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第15号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第16号	平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第17号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第18号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
議第19号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第20号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第21号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第22号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第23号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第24号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第25号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	厚生
議第26号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第27号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生

議第28号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第29号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第30号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第31号	人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第32号	人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定について	経建
議第33号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第34号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
議第38号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	各委［別記３］

［別記１］

議第１号　平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第５条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（５項　その他公共施設公用施設災害復旧費） 12款　公債費 13款　諸支出金 14款　予備費 第２条　継続費の補正（２款　総務費及び10款　教育費） 第３条　繰越明許費の補正（２款　総務費（１項　総務管費）） 第４条　債務負担行為の補正（11款　災害復旧費（５項　その他公共施設公用施設災害復旧費））
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費） 第２条　継続費の補正（８款　土木費） 第３条　繰越明許費の補正（６款　農林水産業費、７款　商工費及び８款　土木費）

［別記２］

議第８号　平成30年度人吉市一般会計予算		
○予算委員会	第１条	歳入予算（全款）
	第３条	地方債
	第４条	一時借入金
	第５条	歳出予算の流用
○総務文教委員会	第１条	歳出予算
		１款　議会費
		２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く）
		９款　消防費
		10款　教育費
		11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費）
		12款　公債費
		13款　諸支出金
		14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算
		２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費）
		３款　民生費
		４款　衛生費
		５款　労働費（１項２目　シルバー人材センター費）
		11款　災害復旧費（１項　厚生労働施設災害復旧費）
	第２条	債務負担行為（２款　総務費（２項　徴税費））
○経済建設委員会	第１条	歳出予算
		５款　労働費（１項１目　人吉球磨地域技能振興費）
		６款　農林水産業費
		７款　商工費
		８款　土木費
		11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費）

［別記３］

議第38号　平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第３条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（１項　総務管理費） 10款　教育費（２項　小学校費及び３項　中学校費） 14款　予備費 第２条　繰越明許費の補正（10款　教育費（２項　小学校費及び３項　中学校費））

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時40分　散会

平成30年３月第１回人吉市議会定例会会議録（第６号）

平成30年３月23日　金曜日

１．議事日程第６号

平成30年３月23日　午前10時　開議

日程第１	議第17号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第２	議第18号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第３	議第19号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第４	議第20号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第５	議第21号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第６	議第22号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第７	議第23号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第８	議第24号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第９	議第25号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	
日程第10	議第26号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11	議第27号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第12	議第28号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

日程第13	議第29号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第14	議第30号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第15	議第31号	人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第16	議第32号	人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定について	経建
日程第17	議第33号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第18	議第34号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
日程第19	議第１号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）	各委
日程第20	議第38号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	各委
日程第21	議第２号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
日程第22	議第３号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	厚生
日程第23	議第４号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第４号）	厚生
日程第24	議第５号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
日程第25	議第６号	平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
日程第26	議第７号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
日程第27	議第８号	平成30年度人吉市一般会計予算	各委
日程第28	議第９号	平成30年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
日程第29	議第10号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
日程第30	議第11号	平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
日程第31	議第12号	平成30年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
日程第32	議第13号	平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
日程第33	議第14号	平成30年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
日程第34	議第15号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
日程第35	議第16号	平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
日程第36	議第35号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める	

ことについて

日程第37　議第36号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第38　議第37号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第39　市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

日程第40　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第41　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第42　人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第43　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・追加日程　議案の撤回について（議第37号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて）

・日程第１から日程第43まで議事日程のとおり

・追加日程　議第39号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

３．出席議員（18名）

１番	塩　見　寿　子　君
２番	宮　原　将　志　君
３番	高　瀬　堅　一　君
４番	大　塚　則　男　君
５番	宮　﨑　　保　君
６番	平　田　清　吉　君
７番	犬　童　利　夫　君
８番	井　上　光　浩　君
９番	豊　永　貞　夫　君
10番	西　　信八郎　君
11番	本　村　令　斗　君
12番	笹　山　欣　悟　君
13番	福　屋　法　晴　君
14番	村　上　恵　一　君
15番	永　山　芳　宏　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	仲　村　勝　治　君
18番	田　中　　哲　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	井上祐太君
企画政策部長	迫田浩二君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栄原亨君
次長	椎葉千恵君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

今議会に提出されております議第37号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、市長から撤回したいとの申し出があっておりますので、議案の撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議案の撤回について（議第37号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて）

○議長（田中　哲君）　執行部に、撤回理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、本議会に御提案申し上げております議第37号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件を撤回させていただきたいと存じます。

撤回の理由でございますが、今回の公平委員会委員の上程に際しましては、人選について、執行部内で協議を行い、私も了承し、今議会へ上程を判断したところでございます。しかしながら、議会上程後、職員の勤務条件に関する措置要求に対する審査や、職員に対する不利益処分についての裁定など、重責を担っていただく公平委員会委員として議会に御判断をいただく前に、私が直接御本人とお会いし、お話をした上で議会へ諮るべきであったという反省に立ち、今回の議会の御議決を受けることを見送らせていただきたいと存じます。

今後は、このようなことのないように、公平委員会委員の選任に当たり、人選を行う際には慎重に進めてまいりたいと思います。議員各位におかれましては大変御迷惑をおかけし、申しわけございませんが、何とぞ御理解をいただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　ただいまの説明のとおり、議第37号については撤回したいとの申し出でございます。

お諮りいたします。議第37号の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第37号の撤回は、承認することに決しました。

ここで、執行部に申し上げます。人事に関する案件についての人選に当たっては、慎重かつ丁寧な相手方への説明、情報の収集等を怠ることなく提案されるべきものであります。今回に限らず、このような議案の撤回については、人選された相手方にも非礼であり、御心痛をおかけすることになることを強く肝に銘じて、今後、このようなことがないよう十分に注意いただき、提案されますように申し上げます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第１　議第17号から日程第３　議第19号まで

○議長（田中　哲君）　まず、日程第１、議第17号から日程第３、議第19号までの３件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第１、議第17号から日程第３、議第19号までの３件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第１、議第17号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、今回の改正は、行政機関個人情報保護法の一部改正に伴い、本市の関係条例を改正するもので、個人情報について、保護すべきものと利活用できるものを明確にし、グレーゾーンをなくすことで、データの利活用を促進していくことを目的に改正されたものです。

委員から、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義の明確化の具体例はとの質疑に対して、個人情報の定義の明確化は、氏名、住所、年齢について、情報技術が進んでおり、目の虹彩などでも個人を識別できるようになっている。個人情報の明確化を図るため、わからないような情報単体でも個人情報に該当することになった。また、要配慮個人情報の定義の明確化については、今までも現行の法の中で、６条の２項に、思想、犯罪などについて定めていたが、今回は特に慎重に配慮するため、定義し直したものとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第２、議第18号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、退職手当基本額における調整率を改定するものです。

委員から、調整率は５年ごとに見直しということであるが、どのような傾向かとの質疑に対して、平成25年度にも見直しがあっているが、引き下げであった。段階的に引き下がっているような状況という答弁。また、調整率の導き方はどうなっているのかとの質疑に対して、人事院が示しているものであり、民間と公務員の退職手当等の差分の端数調整をした率がおよそ3.3％となるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第３、議第19号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年４月１日から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い、条例の改正を行うもので、公務災害補償額の算定に必要な扶養親族加算額についてなどを改正するものです。

委員から、基本的に補償基礎額の加算額は減額になるのかとの質疑に対して、配偶者が下がっているので、低くなるケースは多くなるという答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第17号から議第19号までの３件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第17号、議第18号、議第19号は、原案可決確定いたしました。

日程第４　議第20号から日程第14　議第30号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第４、議第20号から日程第14、議第30号までの11件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　皆様、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第４、議第20号から日程第14、議第30号までの11件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。少々時間をいただきますが、よろしくお願いいたします。

まず、日程第４、議第20号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、新国保制度への移行に伴い、地方税法上の課税額の定義が変更されたため、あわせて条例改正するものと、熊本県国民健康保険運営方針が策定され、介護納付金分については、

２方式（所得割と均等割）により課税することが明記されたため、平等割を廃し、均等割額を改正するものです。介護納付金分について、平等割を廃し、均等割の額１万3,500円を１万6,000円に改正するものです。また、改正案第24条の国民健康保険税の減額につきましては、２割、５割、７割の軽減額の変更についての改正です。

審査の過程において委員から、市町村が住民の福祉のために行っている法定外繰り入れを今後解消すべきということは、県の運営方針にも出ているのかとの質疑があり、執行部から、保険税の引き下げのために行っている法定外繰り入れは、今後は解消するようにと、国から指導があっている。法定外繰り入れをしないと、保険税が急激に上がる市町村については、今後の６年間で解消するようにと、県からも説明があった。法定外繰り入れをした場合は、計画書も提出する必要がある。人吉市は法定外繰り入れを行っていないが、法定内繰り入れは今後も十分活用し、保険税の引き上げにならないよう運営していきたいとの答弁があり、さらに、委員から、国保税を軽減している法定外繰り入れを赤字とみなし、解消すべきと国が指導しているのは、疑問である。国からの財政支援がないと、国保運営は大変厳しい。国庫負担金をふやすのが大切だと思うとの意見がありました。また、委員から、保険税額を県で統一する可能性はあるのかとの質疑があり、執行部から、県の説明会があったときに、６年後に統一に向けて検討に入りたいとの説明があったとの答弁があり、さらに、委員から、自治体に対して収納率の向上や医療費削減のための圧力がかかるような保険者努力支援制度が出てくるおそれがあるが、その点はいかがかとの質疑があり、執行部から、保険者努力支援制度の20項目のうち、１項目に収納率に関する部分があり、人吉市の場合は収納率が92％を超えたときに100万円の上乗せがある。他の19項目の医療費の削減や、健診率などでも上乗せをしていきたいと考えている。平成30年度は収納率90％で想定しているが、今後、収納率92％以上を目指して、事業を展開したいとの答弁がありました。さらに委員から、反対意見として、人吉市は今年度は保険税が上がらなかったが、持続可能な医療費保険制度を目指して、医療費を削減するという狙いがあって、県単位の制度になった。保険税を引き下げる方法の１つとして、法定外繰り入れがあると思うが、この繰り入れをなくしていく方向で運営方針が立てられており、そういう自治体の努力ができなくなる。そのようなことから、この運営方針に基づく本件には反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第５、議第21号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険の運営主体が、市から熊本県に移行し、熊本県国民健康保険運営方針が策定されたこと、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによる国民健康保険法の一部改正及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。改正案第５条の、被保険者としない者は、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行

う者、もしくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のない者は被保険者としない、に改められています。

審査の過程において委員から、反対意見として、議第20号と同じように、国民健康保険の運営主体が熊本県に移行したことにより、改正するものであり、少しでも国保税の引き下げをしたいという市の努力ができなくなるような制度なので、本件には反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第６、議第22号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによる、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正案第３条の保険料の徴収には、高齢者の医療の確保に関する法律の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法の規定の適用を受け、これらの規定により、市に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者が追加されています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第７、議第23号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年度から、人吉市物忘れ相談支援事業が人吉市認知症初期集中支援推進事業において行われることとされたため、物忘れ相談支援医の項を削るものです。

人吉市が実施する物忘れ相談支援事業は、認知症相談に対し、精神科医が医学的な見地から相談を受け、支援を行う事業として、平成21年４月から実施されています。今般、国の制度化により、認知症対策を充実することとし、平成30年度から全ての市町村で認知症初期集中支援チームを配置することになり、本市におきましても、平成29年１月から認知症初期集中支援推進事業が開始されています。

事業の内容としましては、認知症に係る専門的な知識及び技能を有する医師のもと、複数の専門家（保健師、看護師、社会福祉士等）が、家族の訴え等により、認知症が疑われる者及び認知症の者、並びにその家族を訪問、観察、評価を行い、包括的かつ集中的に支援を行うことで、自立生活のサポートを行うものです。この事業開始以降、認知症の方の支援については、認知症初期集中支援チームを中心とした対応を行っており、今後、認知症及び認知症が疑われる者、並びに家族の支援については、認知症初期集中支援推進事業において実施していくことで、より充実した支援ができると判断し、物忘れ相談支援事業については、その役割をこの事業に継承したものとして、発展的に終了するものと説明がありました。

委員からは、認知症専門医や、これまでの相談件数及び今後の見込みなどについて、質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第８、議第24号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法第129条の規定による、第１号被保険者の保険料の改定及び質問検査権における対象者の範囲の拡大を行うため、条例の一部を改正するものです。

提案されている介護保険料の額は、第７期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険制度を運用するに当たり、第１号被保険者が負担する介護保険料を定めるものです。市では、金額6,490円を介護保険料の標準負担月額とし、段階区分を介護保険法施行令に定める標準の段階区分として、今回、提案がなされています。第７期介護保険料額の平成30年度から平成32年度は、３カ年の介護保険の標準給付費総額を128億9,309万1,000円、地域支援事業費を３カ年で６億3,220万3,000円と見込んでいるとのことです。標準給付費の伸びの主な理由は、利用者数の伸びや介護報酬のプラス改定、平成31年10月に予定される消費税増税、平成31年度中に予定される介護従事者の処遇改善策等によるものです。

これらの介護給付事業を確実に行う財源として、第７期期間中は、23％に相当する額が第１号被保険者の介護保険料となるが、国・県支出金や第２号被保険者の保険料を控除するなど、そのまま算定を行うと、３カ年で必要な介護保険料総額が26億5,454万2,000円、標準負担月額にすると6,960円となります。一方、現在、介護保険介護給付費準備基金を１億8,032万7,000円保有しており、この基金は介護給付費等の上昇により、保険料に不足が生じた際の財源として活用するものです。第７期の介護標準給付費を見込むに当たり、必要最小限の伸びにより見込んでいるとのことでした。

不測の事態の財政運営を考えると、基金については一定額を保有しておきたいところだが、介護保険料の上昇抑制のために、ほぼ全額の１億8,000万円を活用することにしたとのことです。よって、３カ年で必要な介護保険料総額から１億8,000万円を減額した24億7,454万2,000円を、今期の必要介護保険料額とし、標準負担月額を6,490円とするものです。また、平成30年度から平成32年度までの期間で第１段階の介護保険料額を、国の軽減措置後の額に定めるものとして、３万3,100円を３万5,100円に改めるものです。また、第18条の罰則規定は、現在、保険給付費等を行う場合に、第１号被保険者の配偶者もしくは第１号被保険者の属する世帯等に限定されている質問調査の範囲を、被保険者全体に拡大するために、第１号被保険者を被保険者に改めるものです。

審査の過程において委員から、今回、１億8,000万円の基金を活用されるが、今後も給付費が増大していくと思われる。今後３年間の基金の積立は、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、介護保険事業の円滑な運営のため、基金を確保したいと考えている。仮に３年間で３億円の給付費の増があった場合、23％が保険料に跳ね返ってくることから、約7,000万円の財源を確保していく必要があるとの答弁があり、委員から、今後も厳しい財政運営が予想されるので、適正な対応をお願いしたいとの要望がありました。また、委員か

ら、反対意見として、できるだけ介護保険料を抑えようと、基金を投入した市の努力は認めるが、サービスや施設はそのままで、介護保険料は上げないでほしいというのが高齢者の方の願いなので、値上げが入っている本件には反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第９、議第25号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるため、新たに条例を制定するものです。

概要は、介護保険事業において、在宅の要介護者が適切な介護サービスを利用できるよう要介護認定の申請や居宅サービス計画の作成などを支援する居宅介護支援事業者の指定が、介護保険法の改正により、平成30年４月から、都道府県から市町村に移譲されることに伴い、その指定に関し、必要な事項を定めるものです。これまで熊本県が定めておりました基準条例を継承する形で、国の指導に基づき、本市において基準条例を制定することになります。条例案の各条文の内容につきましては、議案書に掲載されております。

審査の過程において委員から、第３条の、事業者として指定しない範囲に規定がある暴力団については、見つけにくいケースもあるので、県にも事例を問い合わせるなどして、しっかり監視してほしいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第26号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。なお、この指定介護予防支援事業は、人吉市地域包括支援センターが、その業務の一部として実施をしています。

主な内容ですが、第４条第４項の指定介護予防支援事業の連携については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者が追加されています。これは、今回、地域包括ケアシステムを進めるための介護保険関係の制度改正の１つである地域共生社会の実現に向けた取り組みによるもので、高齢者と障がい者が、それぞれの共生したサービスを受けることができるよう連携を行うことを規定するもので、第７条第２項中に、サービスの開始に際し、事業者が利用者視点に立った説明を行う項目が規定されています。また、第７条及び第33条に、利用者の支援を図るために医療と介護の連携の仕組みを定める項目が、それぞれ追加されています。

審査の過程において委員から、医療と介護の連携の仕組みを追加する理由は。今まで連携

は行われていなかったのかとの質疑があり、執行部から、これまでも状況に応じて連携は行われてきたが、今回の改正で、改めて明文化したとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第27号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、新たに共生型地域密着型サービスに関する基準、共生型地域密着型サービスの定義が追加されています。定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業の基準ですが、オペレーターを、看護師、看護福祉士等にかわってサービス提供責任者が行う際の基準を、業務経験３年以上から１年以上に改めるものです。また、午後６時から午前８時までの時間帯で、サービス提供等に支障がない場合に限り認めていたオペレーターの配置の緩和について、全国的な傾向として、午前８時から午後６時までの日中とコール件数の差が大きくないことから、見直しを行うものです。地域との連携等については、利用者や地域の住民、関係者の意見等を事業に反映する介護・医療連携推進会議の開催を、地域密着型通所介護にあわせて、３カ月に１回以上から６カ月に１回以上に改めるものです。

共生型地域密着型サービスに関する基準ですが、これは障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業所について、共生型地域密着型通所介護の指定を行う基準を定めるものです。今回、国において、地域包括ケアシステムを進めるための地域共生社会の実現に向けた制度改正が行われておりますが、この基準を定めることにより、障がいを持つ高齢者が、障害福祉制度による事業所においても通所サービスを利用することが可能となります。

指定療養通所介護事業所の利用定員は、９人以下から18人以下に改めるものです。共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員については、これまで施設ごとに１日当たり３人以下としていたものを、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をユニットごとに、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が、１日当たり12人以下となる数に改めるものです。

小規模多機能型居宅介護の管理者の範囲ですが、介護医療院は、日常的な医学管理が必要な介護受給者の受け入れと看取り、終末ケアの機能や生活施設としての機能を備える介護施設として、平成30年度から運用される施設です。今回の条例改正において、介護医療院の定義づけが必要な箇所について、文言の追加等がなされています。

指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針は、身体的拘束等の適正化のため、事業者における措置対応を追加するものです。また、指定看護小規模多機能型居宅介護において、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準が定められています。サテライト型

とは、本来、業務を行う施設、その本体施設と密接に連携し、支援を受けながら事業を行う施設です。このサテライト型の登録定員及び利用定員は、登録定員を18人以下、通いサービスの利用定員を12人、宿泊サービス利用定員を６人と定められています。

審査の過程において委員から、介護医療院とは、具体的にどういう施設かとの質疑があり、執行部から、介護医療院は、今回の介護保険法の改正に伴い、新たに新設される介護施設で、今までの医療療養病床と介護療養型医療施設が介護医療院に転換できる施設との答弁がありました。また、委員から、介護医療院に移行することで、ベッド数が削減される印象を受ける。また、利用定員の基準が緩和されているので、サービスの質の低下を招かないような対応が必要だとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第28号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。なお、この改正案は、国の法令等の改正に伴い、根拠法令条項の追加及び根拠法令改正に伴う文言の追加、修正です。また、先ほどの議第27号地域密着型サービスに係る改正案は、介護認定で要介護認定を受けた方が利用するサービス関係ですが、この改正案は介護認定で要支援認定を受けた方が利用する介護予防サービス関係に係るものです。

単独型指定介護予防認知症対応型通所介護を行う従業者の員数ですが、運営主体の施設の定義に、介護医療院が追加されています。これは、平成30年度から運用されます介護医療院を追加するものです。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業の利用定員ですが、これまで施設ごとに１日当たり３人以下としていたものを、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が、１日当たり12人以下となる数に改めるものです。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱方針ですが、身体的拘束等の適正化のため、事業者における措置対応を追加するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第29号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。職員数の基準は、規定する主任介護支援専門員研修を終了した者を、主任介護支援専門員に改めるものです。主任介護支援専門員に、５年に

一度主任介護支援専門員更新研修を受けることが義務づけられたことから、主任介護支援専門員の基準を主任介護支援専門員研修を終了した者としていたものに、研修が終了した者で５年を経過した者にあっては、終了日から起算して５年を経過するごとに主任介護支援専門員更新研修を終了している者を加えるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第30号人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市水道条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、人吉市下水道条例第16条第３項で準用している条項の削除及び規定の追加を行うほか、文言の整理を行うものです。

内容は、特別な場合における使用料の算定といたしまして、月の中途において、公共下水道の使用を開始し、または使用をやめるときの算出方法が追加されています。これは、月の途中で下水道の使用を開始した、またはやめたときの下水道使用料の基本料金の取扱に関して、使用された汚水量が基本水量（10立方メートル）の２分の１以下であれば、基本料金（1,620円）を半額とすることとしておりましたが、４月から、上水道におきましては基本水量の制度が廃止され、使用日数が15日以内の場合に基本料金を半額とするように変更されますので、下水道使用料につきましては従来どおりの取扱となるよう、下水道条例におきまして、特別な場合の基本料金の取扱を定めるものです。また、今回は全体的な文言の整理がなされており、例えば、対象となる条例が熊本県生活環境の保全等に関する条例の場合、具体的な条例名を表記することになっております。そのほか、毎使用月という文言をやめ、毎月であるとか、一月と表記するなど、これまで以上にわかりやすい表記に変更されています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ちょっと１点だけ確認しておきたいんですが。

議第24号なんですね。人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の報告の中で、質問検査権における対象者の範囲の拡大について、第１号被保険者と定めてあったのを被保険者全体に、なぜ範囲を拡大するのか。その拡大する理由について、報告がなかったのかなとちょっと思いましたので、その点について、なぜ範囲を拡大する必要があるのかということについて、お聞きをしておきたいと思います。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬賢一議員。

○３番（高瀬堅一君）　慎重な答弁をしたいと思いますので、暫時休憩をお願いします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分　休憩

午前10時58分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　お時間を取りまして、大変申しわけございません。

先ほど、笹山議員のほうから質疑がありました、範囲を被保険者全体に拡大する理由ということですけれども、先ほど委員会の中で確認をしたところ、その理由が、第２号被保険者自体の介護サービスの利用が増加しているため、また介護サービスの利用に当たって、第２号被保険者の配偶者や世帯主の所得を把握する必要性が高まってきているためと説明があっております。

以上です。

○議長（田中　哲君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで、議第20号、議第21号、議第24号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

１番、塩見寿子議員の発言を許可いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）（登壇）　まず、議第20号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

2018年度からの国保の都道府県単位化によって、国民健康保険の運営主体が、市から熊本県に移行することになり、熊本県国民健康保険運営方針が策定されました。そこで強調されているのは、国保財政の赤字の解消です。決算補塡等目的の法定外一般会計繰り入れ及び繰り上げ充用金を、解消・削減すべき赤字と定義し、赤字解消基本計画の策定により、赤字の計画的、段階的な解消を進めるとしています。法定外繰り入れなどによる市町村の独自の支援ができにくくなる点と、現在繰り入れをしている市町村には国保税の引き上げが待っている点で、問題があると思います。これは、市町村が住民福祉として実施している負担軽減の解消を目指すものであり、住民の国保税が高い、引き下げをしてほしいの願いに、背を向けるものではないでしょうか。

また、保険者努力支援制度が新設されます。市町村の医療費削減や収納率向上の努力を国が判定して、交付金が配分されるようになります。市町村が否応なしに医療費削減や収納強化の競争に駆り立てられるおそれがあります。

今回の条例改正では、人吉市では国保税は引き上げにはなりませんでしたが、今でさえ国保の負担感は重いのです。この問題は解決されないまま、法定外繰り入れはするな、保険制度に必要な費用は保険料と法定の国庫負担で賄う、その原則を徹底していくと、国保の財源

不足は保険税の引き上げで賄うしかなくなるのではないでしょうか。国保加入者の命を守る国保が、逆に生活を苦しめるようなことになってはならないと考えます。

また、議第21号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例についても、同趣旨でございます。

以上のような見地から、私はこの２つの議案に反対します。

続きまして、議第24号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改正によって、現行で月6,112円の介護保険料の基準額が、平成30年度から月6,490円に引き上げられます。第１期では3,009円でしたから、第７期ではその倍以上になっています。介護給付費準備基金１億8,000万円を活用し、月470円を低減しましたが、結果的には月378円の値上げとなり、高齢者の生活はますます大変になってしまいます。

一方、介護サービスはどうなるでしょうか。介護保険2017年改革は、介護保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアシステムの深化・推進という２つの柱で具体化されました。介護保険制度の持続可能性の確保では、現役並所得者の利用料３割化、総報酬割の導入、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ、生活援助、その他の給付の見直しが打ち出されています。ここでいう持続可能性が、利用者の生活や事業所の経営にとってのそれではなく、あくまでも保険財政にとっての持続可能性なのです。

地域包括ケアシステムの深化・推進の基本的な理念は、自助・互助・共助・公助の役割分担であり、自助は本人と家族の自己責任と市場サービスの購入、互助はボランティアの活用や住民同士の助け合い、共助・公助は社会保険や生活保護などの公的制度と区分した上で、できるだけ共助・公助に頼らない、自助・互助中心のシステムとして設計されています。つまり、地域福祉や社会保障に対する公的責任を縮小・解体させていく新たな方策にほかなりません。

このように、介護サービスはどんどん悪くなっていくのに、保険料は引き上げられる。こんな理不尽なことはありません。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中　哲君）　以上で、討論を終了します。

それでは、採決いたします。採決は、分割して行い、議第20号、議第21号、議第24号を、先に行います。

まず、議第20号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りします。議第20号について、賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第20号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第21号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りします。議第21号について、賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第21号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第24号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りします。議第24号について、賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第24号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第22号、議第23号及び議第25号から議第30号までの８件について、採決いたします。

本案８件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第22号、議第23号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号は原案可決確定いたしました。

日程第15　議第31号から日程第18　議第34号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第15、議第31号から日程第18、議第34号までの４件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第15、議第31号から日程第18、議第34号までの４件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第15、議第31号人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定については、昨年９月議会において、法律の改正に伴う題名及び文言の一部変更について認めていますが、その後、新たな法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に伴い、国の基本方針をもとに、市町村及び都道府県が基本計画を策定し、国の同意を得る必要がある中、熊本県の場合は、県が全市町村を対象とした計画を策定し、昨年10月末に国から計画同意を得られたところです。さらに、人吉中核工業用地の開発行為に係る県の完了公告が昨年12月にあり、本格分譲が可能な状態となりましたので、本条例を改正するものです。

まず、大規模工場の設置に関しては、工場立地法において、周辺の生活環境との調和や公

害発生の抑制を図るべく緑地面積率等を規定しており、具体的には、対象業種を製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業とし、基準となる規模としては、敷地面積が9,000平方メートル以上、もしくは建築面積が3,000平方メートル以上の工場となっており、工場の設置者は、これらの基準に該当する場合は市に届け出なければならない旨、規定されています。その中で、敷地面積のうち、緑地を20%以上、環境施設を含んだところで25%以上設けなければならないと規定されているところですが、平成19年度の法改正により、市町村に存在する工業団地等が、県が策定する基本計画において重点促進区域として位置づけられ、国の同意を得られた場合は、その後、市町村条例にて具体的な区域や緑地面積率等を規定することで、緑地面積率等の緩和を行うことができることになりました。

本市の場合は、平成19年度の法改正に準拠し、梢山工業団地を重点促進区域として国の同意をいただいた後、本条例を制定し、区域を乙種と指定し、緑地率を10%以上、環境施設を15%以上に緩和し、平成20年４月に施行しております。その後、平成23年度に、緑地面積率等の下限が引き下げられる、さらなる緩和措置を可能とする法改正が行われ、その際、中核工業用地を県の策定する基本計画において重点促進区域として、追加で盛り込んだところですが、当時はまだ未造成の状態であったこと、梢山にしても9,000平方メートル以上の工業用地区画がなかったことから、条例の改正は見送っていたところであります。

今回、企業立地促進法が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められ、同法に基づき、再度、梢山工業団地及び中核工業用地を重点区域とする同意基本計画を県が策定し、国の同意を得ることができたこと、さらに中核工業用地のハード整備が完了し、本格的な誘致活動を展開していく時期に至ったため、条例を改正するもので、第３条において、梢山工業団地に加え、中核工業用地を新たに乙種区域とし、緑地面積率を10%以上から５%に、環境施設面積率を15%以上から10%以上に緩和し、緑地面積率の50%以内の範囲において、屋上緑化や芝生とブロック等を組み合わせたグラスパーキングなどとすることができる重複緑地を認めるものであります。

今回の緑地面積率等の緩和及び重複緑地の新設に伴うメリットは、立地企業による設備投資の促進と企業の移転流出防止、これらを踏まえ、敷地の有効活用及びコストの削減等が考えられます。

次に、第４条として条文を新たに追加し、重複緑地及びその緑地面積率の上限を定めております。

次に、日程第16、議第32号人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定については、人吉市国民宿舎くまがわ荘の所期の目的は果たされたので条例を廃止するものであります。国民宿舎くまがわ荘は、昭和39年３月に、人吉市国民宿舎条例により設置されています。国民宿舎の制度については、国民の健全なレクリエーションと健康の増進を図り、国民の誰もが低廉で、しかも快適に利用できることを目的として、昭和31年に制度化されたものであり、かつ

ては公営のものについては特別地方債が認められるなど増改築の資金調達も可能でありましたが、このような制度も終了し、全国の公営国民宿舎については、利用者の減少、老朽化等により廃止される施設も出ています。

そのような中、国民宿舎くまがわ荘は、開業当時から市の直営施設として運営してまいりましたが、開業から平成７年までの31年間で、実質単年度収支赤字が11回に及んだことから、平成７年度以降は一旦、廃止も検討されました。その後、民間委託により存続することとし、平成11年にくま川下り株式会社に民間委託、平成18年に指定管理者制度に移行後も、引き続き同社を指定管理者として運営を継続してきたところですが、同社に経営が移った後も赤字は続き、平成28年９月に同社から、施設の老朽化及び業績不振が継続したこと等を理由に、平成29年度以降の更新を行えない旨の申し入れがあり、平成29年３月をもって閉館となりました。観光客にとっても地元の市民にとっても、気軽に利用できる温泉観光施設として、また、宿泊、食事、宴会場として広く愛される施設でありましたが、施設の老朽化、国内旅行者の減少、旅行者ニーズの二極化等の要因により、国民宿舎として再開しても、今後の業績回復は見込めない状況であります。

以上のような経緯により、住民及び滞在者の保養、並びに健康増進を図り、あわせて観光業の発展に寄与するための人吉市国民宿舎としての所期の目的は果たされたことから、人吉市国民宿舎条例を廃止するものであります。また、あわせて、関連する２つの条例、人吉市国民宿舎財政調整基金条例及び特別会計条例についても廃止及び所要の改正を行っております。

閉館後の利活用については、（仮称）旅カフェエントランスセンターの設置や起業創業支援センターと温泉を併設した（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設としての整備を計画しており、平成30年７月をめどに、新しい施設としての設置を計画しているところです。

審査の過程で委員から、国民宿舎は全国でどれくらい残っているのかとの質疑に、全国では把握していないが、県内では、以前は11カ所あった。現在は、人吉市と山都町の通潤荘の２つだけになったとの答弁があっております。

次に、日程第17、議第33号人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されたことによる都市公園法施行令の一部改正に伴い、同令の基準を参酌して、都市公園における運動施設の敷地面積の上限を定めること、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。これまでは、１つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の50を超えてはならないとされていましたが、地域の実情に応じた運動施設の整備が可能となるよう、この割合を、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。本条例においては、この割合を、政令の基準を参酌し、100分の50とするものであります。

審査の過程で委員から、100分の50を超える事例が出てきたから改正するのかとの質疑に、

そのとおりである。ただ、本市においては11％くらいしかない。今後、100分の50を超えるような大きな施設の計画も今のところないので、国の基準を参酌して100分の50としているとの答弁があっております。

次に、日程第18、議第34号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、平成29年６月27日付議第46号議案をもって議決された曙橋補修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を変更するものです。ライト・味岡建設工事共同企業体により、平成29年９月から曙橋補修工事に着手し、曙橋上部工の現況の確認作業を行った際に、現塗装の塗膜について成分検査を行った結果、ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）、鉛等が検出されました。また、ほかの径間の桁についても追加検査を行った結果、同様の塗膜成分が検出されたため、環境的被害がないよう塗膜剥離剤を使用した工法に変更し、対処するため、工事請負額の変更を行い、あわせて工期の変更を行うものです。

工期については、平成29年６月28日から平成30年９月28日までを、平成29年６月28日から平成30年12月28日までと変更するものです。

工事請負額の変更については、塗装塗りかえ工が１億9,802万3,355円増額となるため、工事請負額を２億4,300万円から４億4,102万3,355円に変更するものです。また、契約の相手方の代表取締役の交代により、味岡正章氏から味岡俊彦氏に変更するものです。

審査の過程で委員から、橋梁長寿命化がほかの橋でも行われると思うが、今後、事前調査の段階から塗膜成分検査をやっていただきたいとの意見があっております。

以上、４件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第31号から議第34号までの４件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号は、原案可決確定いたしました。

日程第19　議第１号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第19、議第１号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）（登壇）　予算委員会に付託されました日程第19、議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）のうち、第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第５条地方債の補正につきまして、審査の主なものにつきまして御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に１億3,067万1,000円を減額し、歳入予算の総額を170億9,931万5,000円とするものです。主に交付金の交付決定及び国・県支出金などの最終見込みによるものや、事業費の確定に伴うものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　日程第19、議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、継続費補正の変更の２款総務費、１項総務管理費、市庁舎建設事業、内容は建設工事監理業務委託、本体工事、附帯工事、水路付け替え、西間別館改修等は、平成29年度の市庁舎建設事業に伴う環境整備の進捗状況及び国・県との起債協議内容を踏まえ、継続費設定額を変更するものです。期間についての変更はありません。総額について、今回、１億3,087万2,000円増の、総額を52億7,117万2,000円に変更するものです。

主な要因として、これまで未定となっていた駐車場用地について、国・県との協議により、旧本庁舎にて確保ができていた駐車台数までは災害復旧事業債としての起債が可能であるとの見解を得たことにより、今回、駐車場用地補償費を追加するものです。また、10款教育費、５項社会教育費の埋蔵文化財本調査に要する経費については、人吉・球磨スマートインターチェンジ建設予定地の文化財発掘調査受託事業で、事業費の確定に伴うものです。

次に、繰越明許費補正の追加ですが、２款総務費、１項総務管理費、旧商工センター解体撤去事業は、旧商工センター内にある消防団所有備品の移動に関し、消防団との協議に不測の日数を要したこと、また、麓町庁舎等解体撤去事業は、麓町庁舎が国指定文化財内にあることから、解体撤去に際し、国との協議、申請が必要であり、これらの諸手続に不測の日数を要したことから、事業費の一部を繰り越すものです。

委員から、旧商工センターの備品を移す場所はあるのかとの質疑に対し、消防詰所に新しい倉庫があるので、その倉庫に移すことになっているという答弁がありました。

次に、債務負担行為補正の変更の守衛室プレハブリース料は、リース契約に伴い、金額の確定により、限度額を変更するものです。

次に、歳出予算の補正について、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の増額補

正は、３節職員手当等において、希望等退職申し出のあった職員の退職手当の増や、19節負担金、補助及び交付金の補助金における人吉市地方バス運行等特別対策補助金や、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金が主なものです。なお、人吉市地方バス運行等特別対策補助金及び人吉市くま川鉄道経営安定化補助金には、人吉応援団基金の充当があっております。

委員からの補助金のあり方に対する質疑に対して、市の負担は減らしたいが、くま川鉄道をどこまで残すのかという議論や、さまざまな自治体の考えもあるとの答弁があっております。

13目市庁舎建設事業費の減額補正は、庁舎建設実施設計委託料や麓町庁舎等解体撤去工事費の減などです。

９款、１項消防費、１目消防総務費の減額補正は、人吉下球磨消防組合負担金の確定によるものです。内容として、平成29年度に購入された中央署における化学車及び中分署における水槽付ポンプ車について、当初は充当率75％の防災対策事業債での計画でしたが、充当率100％の緊急減災防災対策事業債の対応が可能となり、一般財源の持ち出しがなくなったことによる負担金の減などです。消防施設費の減額補正は、18節備品購入費においては、小型動力ポンプ積載車３台分の入札残による減です。

委員から、積載車１台の値段はという質疑に対して、３台購入のうち、普通車が１台466万8,400円で、軽自動車は２台購入しており、１台当たり310万800円との答弁がありました。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費の減額補正は、主に各種事業の最終見込みによる減額で、１節報酬は、特別支援教育支援員の勤務日数が少なかったことによるものです。８節報償費の減額は、主に放課後パワーアップ教室事業の学習支援員への謝礼の最終見込みによるものです。

委員から、パワーアップ教室のサポーター数はとの質疑に対して、サポーターは67名で、昨年から10名減っているとの答弁がありました。

６項保健体育費、１目保健体育総務費の減額補正は、19節負担金、補助及び交付金の減額は、負担金の県民体育祭実行委員会負担金の清算に伴う減額です。

委員から、県民体育祭実行委員会負担金の減額が大きい理由はとの質疑に対して、主に台風で１日の開催になったためとの答弁がありました。

11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費の減額補正は、老人趣味の家解体後の倉庫建設を取りやめたことに伴う実施設計委託料の減です。

委員から、老人趣味の家解体後の倉庫建設を取りやめた理由はとの質疑に対して、新たにつくった場合、6,000万円ほどかかり、有利な起債も使えない。周りの施設を有効利用させていただくことを考えているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第19、議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

２款総務費、２項徴税費及び３項戸籍住民基本台帳費の減額補正は、人件費や個人番号カード交付事業交付金の決定によるものです。

３款民生費、１項社会福祉費の減額補正は、民生委員児童委員の社会福祉委員研修が次年度に延期になったことによる旅費の減、決算見込みによる各種特別会計繰出金や扶助費の減、障害者住宅及び高齢者住宅改造助成事業補助金の減などによるものです。

審査の過程において委員から、障害者住宅改造助成事業補助金の利用申請がなかったとのことだが、これまでの利用状況は。また、制度を知らない方がいるのではないかとの質疑があり、執行部から、平成25年度が１件、平成26年度と平成27年度はゼロ件、平成28年度は１件。１件当たりの限度額は90万円。重度の方が対象となっており、必要な状態であれば相談支援員から周知しているが、市の広報でも定期的に周知を図っていきたいとの答弁がありました。

２項児童福祉費、２目児童措置費の減額補正は、保育園７園及び認定こども園６園の運営費、児童扶養手当、療育医療費等の決算見込みによるものです。

４款衛生費、１項保健衛生費の減額補正は、印刷製本費の不用額、３カ月児健康診査委託料、発達相談外来運営事業負担金の決算見込みによるものです。

２項清掃費、１目清掃総務費の減額補正は、浄化槽設置整備事業補助金を、当初見込みの合計31基から、最終見込みの合計24基に減額するものです。また、全員協議会でも報告がありました平成28年度分の浄化槽設置整備事業補助金の過大算定に伴う国・県支出金の返還金として、合計８万8,000円が計上されています。

執行部から、同補助金の申請者からの返納金は既に支払われているとの報告がありました。

委員から、事務処理ミスはあってはならないが、今後は十分注意し、申請者には真摯に対応してほしいとの意見がありました。

２目塵芥処理費の減額補正は、一般廃棄物収集運搬委託料の確定によるものです。

委員から、塵芥処理費の推移はとの質疑があり、執行部から、平成27年度から平成29年度までの３年間はほぼ同額で、ここ数年は9,900万円ぐらいで落ち着いているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第19、議第１号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第８号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費を1,591万2,000円減額し、補正後の額を４億6,014万5,000円としております。１項農業費、１目農業委員会費を246万3,000円減額、３目農業振興費を163万円減額、５目農地費を521万9,000円減額しております。主なものは、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員報酬等の減額、環境保全型農業直接支援対策事業交付金の交付決定による減額、平成29年度川辺川農業水利事業人吉市計画変更等同意徴集補助業務委託事業による職員手当等の減額、小柿地区ゲート設置工事の計画変更による工事請負費の減額などです。

２項林業費、２目林業振興費を567万円減額しております。下刈り委託料及び新植委託料の事業量、事業面積の減による減額、スマート林業展開事業委託料の人件費の減額などです。

審査の過程で委員から、農業委員会委員報酬に関し、委員報酬の減額の理由は何かとの質疑に、農地利用最適化交付金の中の成果実績払いと活動実績払いのうち成果実績払いが、遊休農地の解消や農地集積率の部分の成果が予定より下回ったためであるとの答弁。１人当たりの報酬がどれだけ下がったのかとの質疑に、上乗せ分であるが、月２万円の予定が、実際は１万5,000円程度になったとの答弁があっております。環境保全型農業直接支援対策事業交付金に関し、減額の理由はとの質疑に、平成28年ベースでプラス７％で予定していた。当初は3,471アールぐらいを予定していたが、実際、2,124アールの取り組みしかなかった。原因は、取り組みをされなかったり、例えば農薬の使用回数を誤ったなど、基準を超えて対象にならないものが出てきたためであるとの答弁があっております。平成29年度川辺川農業水利事業人吉市計画変更等同意徴集補助業務委託事業による職員手当等に関し、事前の協議では国と市町村で同行するということであったが、減額になった理由は何かとの質疑に、職員手当の減は、国も慎重に、農家に対する事前説明を文書で行った。また、同意書を郵送でも回答可能とした。電話での対応や直接訪問もされた。同意徴集前に丁寧な対応を国が行い、郵送回答が多かったため、また、国の職員の動員も多かったことによる。報償費は、農家の人となりや土地に詳しい方が同行する予定であったが、国の職員が回った段階で、本市の場合、異論もなく、特に同行してもらうことがなかったためであるとの答弁があっております。

７款商工費を1,642万2,000円減額し、補正後の額を３億4,235万7,000円としております。１項商工費、２目商工業振興費を1,642万2,000円減額。３目観光費は、一般財源を減額し、特定財源の人吉応援団基金繰入金と地方債の組み替え。５目（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設管理費は、特定財源の人吉応援団基金繰入金を減額し、国・県支出金の県補助金、

平成28年熊本地震復興基金交付金の組み替えです。主なものは、人吉商工会議所が地元企業へ経営指導等を図る小規模事業指導事業に関する決算見込みの減額、人吉市企業立地促進条例第３条第１項に規定する適用工場として指定され、市内居住者を新たに雇用されたことに伴う１人分の雇用奨励金に関し、奨励金交付対象者が規定の月数に満たなかったことに伴う減額、及び、同じく、人吉アサノ電機株式会社が願成寺町に工場を増設され、人吉市企業立地促進条例第３条第１項に規定する適用工場として指定され、操業を開始されたことに伴う用地取得に係る補助金の増額、市の制度融資に伴う市内金融機関からの貸付希望額が、当初見込みより少なかったことによる貸付金の減額などです。

審査の過程で委員から、人吉市企業立地促進補助金に関し、どのくらいの取得なのかとの質疑に、2,700平方メートルの山林を190万円で購入されており、その５％であるとの答弁があっております。

８款土木費を１億4,104万7,000円減額し、補正後の額を20億6,150万4,000円としております。１項土木管理費、１目土木総務費を636万8,000円減額。２項道路橋梁費、３目道路新設改良費を１億849万2,000円減額。５目橋梁新設改良費を2,000万円増額。３項住宅費、１目住宅管理費を260万円減額。２目住宅建設費を174万4,000円減額。４項都市計画費、１目都市計画総務費を469万5,000円減額。３目公園整備費を3,000万円減額。５項河川費、１目河川総務費を114万2,000円減額。２目河川改良費を570万6,000円減額しております。

主なものは、１項土木管理費、１目土木総務費は、人吉市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金、人吉市アスベスト調査分析事業補助金、人吉市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金の事業費の確定による減額。

２項道路橋梁費、３目道路新設改良費は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業における社会資本整備総合交付金の委託料から15節工事請負費への１億1,000万円の組み替えと、単独事業で行う道路改良事業のための測量設計委託料の事業費の確定及び人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業における社会資本整備総合交付金の交付決定、並びに事業量の確定による減額などです。

５目橋梁新設改良費は、曙橋補修工事においてひび割れ補修工事等を行っていますが、当初の補修計画より、ひび割れ箇所数が多く確認されたことに伴う工事費の増額です。

３項住宅費、１目住宅管理費は、市営住宅修繕工事の入札残。２目住宅建設費は、市営住宅外壁改修工事調査設計委託料の入札残であります。

４項都市計画費、１目都市計画総務費は、景観計画策定委託料の事業費の確定による減額。鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金の申請者側の準備に不測の日数を要したため、実施できなかったことによる減額です。

３目公園整備費は、事業の変更及び社会資本整備総合交付金の交付決定及び事業費の確定による減額です。

５項河川費、１目河川総務費は、国土交通省河川管理受託事業に伴う河川管理委託料の確定及び茂田川しゅんせつ業務委託の精算に伴う減額。

２目河川改良費は、鷹木川河川改修工事の設計見直しによるブロック積面積の減による減額です。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費を1,490万8,000円減額しております。上原地区ため池災害復旧工事の国による災害査定の事前協議において、排水施設の復旧は、高齢化した操作管理者の労力軽減、安全確保を図るために、ハンドル操作によるスライドゲートを計画しましたが、災害復旧事業として原形復旧の考え方に基づいた施設の機能回復を図るよう指示があり、被災した排水施設と同等の機能を有する簡易スライドゲートを採用したことによる事業費の減額です。

３項公共土木施設災害復旧費、３目公園災害復旧費を151万6,000円減額しております。村山公園のり面災害復旧測量業務委託料の入札残です。

次に、第２条継続費の補正につきましては、平成29年度から３カ年で実施をいたします曙橋補修事業におきまして、期間及び総額に変更はありませんが、平成29年度交付金の確定及び平成30年度の要望額により、年割額を変更するものです。

次に、第３条繰越明許費補正につきましては、６款農林水産業費、１項農業費、団体営農業農村整備事業は、下戸越地区用排水路改修工事で使用する工場製作のコンクリート製品が、昨年発生した九州北部豪雨による復旧事業の影響により需要増となったため、発注してから納品まで２カ月から３カ月を要している状況にあり、年度内の工事竣工が困難であるため繰越を行うものです。

７款商工費、１項商工費、（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設設備備品購入費は、（仮称）旅カフェエントランスセンター整備工事が平成30年３月までかかることから、備品の年度内納品が困難なため全事業費を繰り越すものです。

８款土木費、１項土木管理費、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業外８件は、地元関係者や関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったことなどにより繰り越すものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第１号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第１号は、原案可決確定いたしました。

日程第20　議第38号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第20、議第38号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）（登壇）　予算委員会に付託されました日程第20、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第３条地方債の補正につきまして、審査の主なものにつきまして御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に3,243万1,000円を追加し、歳入予算の総額を171億3,174万6,000円とするもので、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金の内示によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　日程第20、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費補正の追加、10款教育費、２項小学校費、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業と３項中学校費、中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業は、国の補正予算の成立に伴い、２月20日付で学校施設環境改善交付金の内示を受けたが、工事を学校の休業期間中に実施することから適正な工期が確保できず、事業の年度内完了が困難なため、事業費の全てを繰り越すものです。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の増額補正は、３月補正予算編成後に退職希望の申し出のあった職員と死亡に伴います退職、計２名分の退職手当を追加で予算計上するものです。

委員から、退職について、いつまでに申し出ないといけないなどの基準はあるのかとの質疑に対して、労働基準法と同様に、１カ月前までと考えているとの答弁がありました。

10款教育費、２項小学校費、３目学校建設費の増額補正は、国の補助金の内示に伴う小学校屋内運動場非構造部材改修事業で、東間小学校30基、西瀬小学校20基、中原小学校15基の

屋内運動場照明の固定化とＬＥＤ化を行うものです。

３項中学校費、３目学校建設費の増額補正は、小学校費と同じく、国の補助金の内示に伴う中学校屋内運動場非構造部材改修事業で、第一中学校30基の屋内運動場照明の固定化とＬＥＤ化を行うものです。

委員から、学校における屋内運動場非構造部材耐震化の工事は、いつ行う予定かとの質疑に対し、夏休みの期間で考えているとの答弁。耐震補強等工事、ＬＥＤ化について、全て終わったのかとの質疑に対し、大畑小学校と三中が残っているとの答弁がありました。また、委員から、学校での工事については、休業期間中に終わっていただきたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第38号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第38号は、原案可決確定いたしました。

日程第21　議第２号から日程第26　議第７号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第21、議第２号から日程第26、議第７号までの６件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第21、議第２号から日程第26、議第７号までの６件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第21、議第２号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、歳入歳出それぞれ決算見込みによる減額補正です。

審査の過程において委員から、総額で約１億1,000万円余りの大幅な減額になった理由は、どのように分析しているかとの質疑があり、執行部から、被保険者数が当初の見込みから300人程度減少したことから、共同事業費や療養給付費等に変動があったため、このような減額となったとの答弁がありました。また、委員から、特定健診受診率の今年度の見込みは40.5％とのことだったが、当初の目標の受診率と啓発はどのように行ったのかとの質疑に対

し、執行部から、今年度当初は55％を目標とし、平成30年度は60％を目標としている。対象者全員に申込書を郵送しており、各町内の推進委員からも声かけをして、受診のお願いをしていただいているとの答弁がありました。さらに、委員から、啓発活動をきちんとすることが大事なので、いろんな施策に盛り込んでいただきたいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第22、議第３号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出それぞれ決算見込みによる補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第23、議第４号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第４号）は、介護保険料などの決算見込みによる歳入の補正のほか、歳出も決算見込みや財源の組み替えによる補正となっております。

審査の過程において委員から、いきいき筋トレクラブ委託料の内容について質疑があり、執行部から、社協と、今年度から老人クラブにも委託して実施しているデイサロン事業で、身体的機能を維持する運動のほか、簡単な計算や塗り絵などの脳トレなどを、介護予防の施策として実施しているとの答弁がありました。また、委員から、緊急通報体制等整備事業委託料は減額になっているが、必要な方に行き渡っているのか。緊急通報ボタンは命綱になっているので、漏れなく全員に行き渡るようにしてほしいとの質疑に対し、執行部から、昨年11月までに71人の方が利用されている。ケアマネージャーから申請してもらうなど、完全に行き届くように努力しているが、さらに周知していきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第24、議第５号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）は、歳入歳出いずれも決算見込みによる補正となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第25、議第６号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）は、職員の児童手当に係る一般会計負担金繰入金の増額によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第26、議第７号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、収益的収入及び支出に関しては、退職予定者２名の退職給付に係るもののほか、平成28年度に実施された九日町汚水中継ポンプ場改築により、不用となった金属類の売却による固定資産売却益の増、ストックマネジメント計画策定委託料、人吉浄水苑等運転管理業務委託料の確定に伴う減によるものなどです。

また、資本的収入及び支出に関しては、受益者負担金の増によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第２号から議第７号までの６件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第２号、議第３号、議第４号、議第５号、議第６号、議第７号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後０時00分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第27　議第８号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第27、議第８号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）（登壇）　予算委員会に付託されました日程第27、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算のうち、第１条歳入予算のうち、歳入全款及び第３条地方債、第４条一時借入金、第５条歳出予算の流用につきまして、審査の主なものにつきまして御報告いたします。

平成30年度一般会計の歳入予算の総額は、182億1,570万1,000円が計上されており、内訳は、一般財源が99億9,973万4,000円、特定財源が83億596万7,000円となっております。このうち、特定財源には市庁舎建設分の市債20億8,560万円が含まれております。なお、一般財源に含まれる市税と地方交付税の合計は82億1,331万3,000円となっており、この割合が一般財源の82.9％に及ぶことから、一般財源の根幹をなす市税と地方交付税の動向が非常に重要になってくるところです。

市税のうち個人市民税と法人市民税につきましては、生産年齢人口の自然減の影響や景気回復等の状況がいまだ不透明ではあるものの、平成29年度の最終見込み等を勘案して増収が見込まれております。

普通交付税につきましては、平成29年度交付実績額に、国が示した地方財政計画に基づき、

減少率マイナス２％を見込み、さらにクリーンプラザ建設に伴う起債償還が終了することにより、これまでの交付税算入額による影響額を勘案して予算が計上されております。

国庫支出金及び県支出金におきましては、平成30年度事業費等に基づき計上され、古都人吉応援団寄附金は、平成29年度実績を考慮し増額して予算が計上されております。また、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金につきましては、当初予算での財政調整のため、あわせて２億円が計上されています。一時借入金につきましては、市庁舎建設事業における本体工事等の資金繰りに伴い、最高額が20億円から40億円に変更されております。

審査の過程において委員から、歳入構造別構成比における市庁舎建設に係る経費の割合に対して、また、給与等負担金受入金の内容に対しての質疑があり、それぞれ委員会として資料の作成、提出を求め、執行部より、詳細な説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　少し時間をいただきますことをお許しください。

日程第27、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費10億648万3,000円で、前年度に比べ１億4,127万4,000円の増額となっています。増額の主なものとして、１節報酬において、非常勤職員の報酬改定などによる増です。また、ふるさと納税による寄附額の目標を３億円と定めたことに伴い、12節役務費の郵便料や、13節委託料のふるさと納税業務委託料、14節使用料及び賃借料のシステム使用料などの増です。13節委託料には、地方創生推進事業として引き続き取り組む移住定住につなげていく施策、人吉賑わい創出事業委託料が計上してあり、この経費については人吉応援団基金が充当されています。

委員からの質疑に対して、人吉賑わい創出事業は移住定住のビジョン策定などを行うもので、平成30年度は外から人を呼んでくる手だてを考えており、大学生によるインターンシップ、職務経験のある人に人吉の職場を体験してもらうことなどを考えているとの答弁がありました。

15節工事請負費では、町内から平成29年度までに要望のあっていた326基分の防犯灯設置などに要する経費について、予算計上があっております。なお、この経費についても、人吉応援団基金の充当があっています。

19節負担金、補助及び交付金は、前年度と比べると増額となっていますが、平成30年４月から、熊本県との人事交流に伴う受け入れ職員の人件費負担金が主なものです。

委員から、県人事交流の目的はとの質疑に対して、県と市町村の連携を目的としている。本市においては、広域観光、企業誘致、定住自立圏などに取り組んでいるところであり、そのような部分もある。人事交流なので、県から１人来ていただき、人吉市からも１人行くことになっている。人事交流給与等負担金については、県から来ていただく方の分の給与等になるとの答弁がありました。

３目文書広報費、11節需用費、印刷製品費は、前年度に比べ217万8,000円の減額となっていますが、これは広報ひとよしの発行を月２回から月１回へ変更することに伴うものです。

５目会計管理費の前年度と比べ、増となっている理由は、13節委託料における指定金融機関行員派出委託料37万8,000円の増によるものです。

６目財産管理費１億8,819万4,000円は、主に仮本庁舎や西間別館及びカルチャーパレスなどの施設管理運営経費で、前年度に比べ6,150万8,000円の減額となっています。主な要因として、平成29年度に実施しました旧商工センター、旧老人趣味の家解体工事設計委託及び解体工事が減となったことによるものです。18節備品購入費において、公用車用備品としてドライブレコーダー18台分44万4,000円の予算計上があっています。

委員から、ドライブレコーダー設置の今後の見通しはとの質疑に、平成29年度に18台、平成30年度に18台を予定している。今後、年次計画で進めていきたいとの答弁がありました。

９目情報管理費１億5,974万4,000円は、前年度に比べ2,863万7,000円の増額となっています。これは平成29年度において住民情報システム機器のリプレースに伴い、基幹系機器の更新などを実施したことによるものが主なもので、14節使用料及び賃借料のＯＡ機器リース料の増が主なものです。

12目肥薩線世界遺産推進関連施設費1,660万9,000円は、鉄道ミュージアム関連の予算などの計上です。主なものとして、13節委託料の清掃委託料、人吉鉄道ミュージアム管理委託料などです。なお、この経費につきましては、平成30年度の地方創生推進交付金が充当されます。

13目市庁舎建設事業が21億538万4,000円で、前年度に比べ15億5,854万8,000円の増額となっています。平成30年度は、主に新市庁舎建設における本体工事に要する経費です。そのほか、西間別館改修工事設計業務委託、西間別館倉庫等解体工事、新たな駐車場確保のための用地・補償費等です。

９款、１項消防費、１目消防総務費は、前年度に比べ548万5,000円の増額となっています。これは13節委託料において、Ｊアラートシステム機器を新型に移行する経費の増が主なものです。

委員から、Ｊアラートの機器更新の概要はとの質疑に、平成31年度から情報量がふえることになっており、消防庁からも新モデル変更の要望があっている。平成30年度までなら起債対応ができるということで、今回、計上している。更新をしないと、音声の不都合などが予

想されているとの答弁がありました。

そのほか、19節負担金、補助及び交付金の負担金のうち、人吉下球磨消防組合負担金が４億6,308万8,000円で、前年度より163万2,000円の増となっています。増額理由は、人件費の増のほか、大規模災害時に通信が途絶えてしまった際の対策として、ボイスパケットトランシーバーの購入経費が増額の主な要因です。そのほか、平成30年度に、人吉市の中央消防署におけるはしご車及び球磨村の西分署における高規格救急車の購入が予定されています。

５目災害対策費2,561万3,000円は、前年度に比べ605万円の増額となっています。これは県の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業によるものが主なもので、12節役務費、その他通信運搬費はデータ放送行政情報表示に要する経費、18節備品購入費が災害対策支援情報通信備品購入費、アマチュア無線クラブ装備備品購入費及び災害用備蓄物資及び水防資機材などです。また、15節工事請負費で、大規模災害時における避難場所でのマンホールを活用したトイレ８基分の設置工事に要する経費の予算計上があっています。なお、平成30年度設置箇所は、人吉第一中学校の予定です。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費の予算額は２億146万7,000円で、前年度と比較し1,356万円の増となっています。増額の主な理由は、田野、大塚、桑木津留地区へのスクールタクシーの導入などによるものです。１節報酬に、子ども・子育て相談員、学校教育専門指導員、外国語指導助手、特別支援教育支援員、人吉っ子アドバイザー、学力充実支援員などの報酬の計上があっています。子ども・子育て相談員と人吉っ子アドバイザーについて、それぞれ１名増員となっています。

委員から、子ども・子育て相談員は１名増とのことであるが、スクールソーシャルワーカーの確保は難しかったのかとの質疑に、人材がいなかった。今回、子ども・子育て相談員ではあるが、社会福祉士の資格を持った方についていただく予定との答弁がありました。

２項小学校費、１目学校管理費の予算額は１億707万5,000円で、前年度と比較し853万4,000円の増となっています。増額の主なものは、１節報酬が、非常勤職員の報酬改定に伴い212万円の増、焼却炉の解体に係る工事請負費が500万円の増となっています。

委員から、焼却炉の解体工事は、今回の東間小学校で終わるのかとの質疑に、平成31年度の一中と三中、平成32年度の大畑小、西瀬小で終わる予定との答弁がありました。

２目教育振興費の予算額は4,798万5,000円で、前年度と比較し1,594万7,000円の増となっています。これは教職員用パソコンのリプレースに伴う14節使用料及び賃借料の増が主な要因です。13節委託料300万2,000円は、教職員用パソコンのシステム保守委託料や小学２年生と５年生を対象とする知能検査委託料、小学生全学年を対象とする学力検査委託料です。

委員から、学力検査の目的はとの質疑に、ここ数年、国の平均を下回っている状況で、校長会において全学年の学力を把握したいとの声があったとの答弁。また、学力向上に向けた学力検査の結果の利活用はどのようにされるのかとの質疑に対して、結果については個人票

がついてくるので、子供や家庭にお渡しする。県、全国との比較もできる。結果は校内研修で分析しているので、結果を把握し、改善していきたいとの答弁がありました。

３目学校建設費、15節工事請負費は、小学校職員トイレ洋式化改修工事のほか、人吉東小学校の階段昇降機設置工事、東間小学校体育館トイレ洋式化改修工事、西瀬小学校電気設備改修工事です。

委員からの質疑に対して、東小については１階から２階までの階段昇降機はあるが、２階から３階にはないので、今回は２階から３階につけることとしているとの答弁がありました。

３項中学校費、１目学校管理費の予算額は5,907万2,000円で、前年度と比較し315万5,000円の減となっています。これは前年度に予算計上していた第二中学校の焼却炉解体工事費の減に伴うものです。13節委託料804万2,000円は、中学校の受水槽の清掃や夜間・休日の警備委託など、各種の維持管理業務の委託料です。

委員から、学校の敷地面積には違いがあると思うが、警備費は同額なのかとの質疑に、警備会社が別の会社であるなど違う面もあるが、大体同じくらいの金額となっているとの答弁がありました。

４項、１目幼稚園費の予算額747万7,000円は、前年度と比較し1,645万1,000円の減となっています。これは新年度から青井幼稚園と中央幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行することにより、対象者が大幅な減となるものです。

２目公民館費の予算額は4,216万6,000円で、前年度と比較し482万4,000円の増となっています。これは主に校区公民館耐震診断業務委託料の増などによるものです。公民館費には、各校区公民館管理運営費、家庭教育学級事業、勤労青少年ホーム運営費などの予算の計上があっています。

委員から、校区公民館耐震診断について、大畑コミセン、東間コミセン以外にはないのかとの質疑に、今後、西瀬、中原コミセンなどが出てくる。東西コミセンは築年数が余りたっていないので、耐震基準は満たしているとの答弁がありました。

５目文化財保護費の予算額は3,843万1,000円で、前年度と比較し14万円の増となっております。13節委託料2,035万9,000円は清掃業務などの各種施設管理委託料のほか、史跡人吉城跡発掘調査事業に関する遺構実測委託料373万4,000円や、人吉城跡整備基本計画策定業務委託料527万1,000円の計上があっております。

６項保健体育費、１目保健体育総務費の予算額は7,376万4,000円で、前年度と比較し1,879万5,000円の減となっています。これは昨年開催されました県民体育祭実行委員会負担金の減額が主な要因です。11節需用費321万8,000円のうち、消耗品には児童・生徒の健診や就学時検診に使用します検診用具や、虫歯予防うがいの薬剤費、学校プールの消毒剤の購入費などが含まれています。

委員から、虫歯予防うがいの薬剤費の効果はあっているのかとの質疑に、少しはあってい

るようだが、う歯を持ったまま入学してくる児童もいるので、保育園などと連携をしていきたいとの答弁がありました。

19節負担金、補助及び交付金1,488万2,000円は、ＮＰＯ法人人吉市体育協会など各種団体、実行委員会への補助金です。前年度は県民体育祭実行委員会負担金があったので、前年度と比較して1,213万9,000円の減となっています。

委員から、指定管理料は安くなったが、体育協会への補助金が高いと思うが、その理由はとの質疑に、指定管理料と補助金は別なもので、補助金の主なものとしては県民体育祭の旅費になる。平成29年度は人吉球磨開催であったため、旅費がなかった。平成30年度は宇土市、宇城市での開催が予定されており、例年と同額程度との答弁がありました。

２目体育施設費の予算額は7,040万4,000円で、前年度と比較し205万4,000円の減となっています。これは体育施設指定管理料の減が主な要因です。

委員から、指定管理料の使用実績は体育協会から上がってくるのかとの質疑に、利用実績、人数、収支などの報告書は出てくる。そのことなどを踏まえ、指定管理料の算定の参考としているとの答弁がありました。

７項学校給食センター費、１目学校給食センター運営費の予算額は１億8,395万5,000円で、前年度と比較し1,356万6,000円の増となっています。これは工事請負費に、洗浄室空調機改修工事や、老朽化している食缶の買いかえや、購入以来20年以上を経過している学校給食配送車などの買いかえによるものです。

11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費3,476万8,000円は、前年度に比べ466万4,000円の減額となっています。これは平成28年熊本地震により、麓町本庁舎を初めとする被災施設の本来の機能を復旧させるためのプレハブなど借上料などです。なお、この経費につきましては、財政的に有利な起債となる災害復旧事業債、充当率100％の対象となっています。

13款諸支出金、２項基金費、７目人吉応援団基金費３億6,000円は、前年度に比べ２億6,999万8,000円の増額となっています。これは古都応援団寄附金の目標額を３億円と設定したことに伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第27、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

２款総務費、２項徴税費は、収納率向上を目指して雇用する国税ＯＢによる徴収アドバイザーに対する報酬や、固定資産の評価に係る委託料、確定申告に係るシステム使用料などが計上されています。また、固定資産評価に係る委託料２件について、平成33年度評価替えに対応する標準地の評価業務等、及び路線価付設や各筆評価等を継続して行うため、平成30年度から平成32年度を限度とし、債務負担行為が設定されています。

３項戸籍住民基本台帳費は、戸籍電算システムまたは住民基本台帳ネットワークシステム関連の予算が主なものですが、新規事業としてコンビニ交付サービス導入に伴うシステム関連の予算が計上されています。

３款民生費、１項社会福祉費は、消費生活センター関連予算、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金、４件の特別会計への繰出金、扶助費の自立支援給付費などが主なものです。

審査の過程において委員から、ＤＶの相談状況はとの質疑があり、執行部から、ここ５年間の相談件数は年間15件ぐらいで推移しているとの答弁がありました。また、買い物支援の状況はとの質疑に対し、平成27年度の登録者数が27人、宅配の実績は1,823回。平成28年度の登録者数が108人、宅配の実績は1,883回。平成29年度は、９月現在で登録者数が125人、宅配実績が998回との答弁がありました。

２項児童福祉費は、おこば保育園の移転改築に係る保育所等整備交付金事業補助金、市内７保育園や広域保育園入所に係る委託費及び認定こども園６園の給付費、並びに子ども医療費、児童手当などの扶助費が主なものです。なお、おこば保育園は現地視察を行っております。

３項生活保護費は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費といった扶助費が主なものです。

委員から、自立相談支援事業の状況はとの質疑があり、執行部から、生活困窮者のケース検討会議を毎月１回開催し、一月平均で十四、五件上がってきているとの答弁がありました。

４款衛生費、１項保健衛生費は、指定ごみ袋販売委託料、個別接種委託料、妊婦健康診査委託料、がん検診等各種検診委託料、特定不妊治療費助成金などのほか、新規事業として、休日歯科診療に対する委託料、健康ポイントからきじ馬ポイントへの移行に係る委託料が計上されています。

委員から、休日歯科診療に対する委託料の内容はとの質疑があり、執行部から、ゴールデンウィークに１日、年末年始に１日、休日に歯科診療をしていただくもので、球磨村も同じように年に２回診療を委託している。回数は少ないが、連休に診療をしていただくことにしたとの答弁でした。また、委員から、特定不妊治療費は平成30年度から男性も対象となったとのことだが、詳しい内容は。また、県外の病院で治療しても対象となるのかとの質疑があり、執行部から、本事業は平成28年度から実施しており、平成28年度は延べ10件利用されて、３人が出産されている。平成29年度は延べ９件の利用があった。平成29年１月から男性も県の助成対象となったので、市も、今回、補助対象とした。県が指定医療機関として認定して

いる病院であれば、助成の対象となるとの答弁がありました。また、委員から、大畑産業廃棄物最終処分場はいつまで監視が必要なのかとの質疑があり、執行部から、平成30年６月までが協定書の工期となっており、残りが１万5,000トン弱になっている。民地であり、譲渡や貸付などの正式な議論はなされていない。水質保全は市で委託し、業者も独自に分析をし、監視委員会で報告しており、最終的には無害に近い状態になるまで監視をしていく必要があると考えているとの答弁がありました。

２項清掃費は、人吉球磨広域行政組合負担金、浄化槽設置整備事業補助金、一般廃棄物収集運搬委託料などが主なものです。

委員から、浄化槽普及促進協議会の開催状況はとの質疑があり、執行部から、年１回総会があり、人吉球磨地域においても年２回、会議と研修会を開催しているとの答弁がありました。

５款労働費、１項、２目シルバー人材センター費は、シルバー人材センターに対する補助金等で、昨年度と同額となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第27、議第８号平成30年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費は４億1,000円で、前年度比874万3,000円の増額であります。１項農業費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬、農家振興組合長の報酬及び費用弁償、人吉市農業活性化対策事業補助金、５地区の中山間地域等直接支払事業交付金、３組織の環境保全型農業直接支援対策事業交付金、農業次世代人材投資事業交付金、多面的機能支払交付金事業の活動組織への交付金などです。

２項林業費は、人吉市鳥獣被害対策実施隊員の報酬、市有林の下刈り委託料、市有林の間伐に伴う素材生産販売委託料、昨年度に引き続きスマート林業ラボの運営や、普及啓発活動及びビジネスモデルの検討など、さらなる事業展開を図るためのスマート林業展開事業委託料などであります。

３項水産業費は、稚鮎放流事業に対する球磨川漁業協同組合への補助金であります。

審査の過程で委員から、農業次世代人材投資事業交付金に関し、内訳はとの質疑に、個人で継続される分が150万円の３人、夫婦でされる分が225万円の１件、最終年度交付分が75万円の２人、新規見込み分が150万円の２人であるとの答弁。多面的機能支払交付金に関し、

内訳はとの質疑に、農地維持支払いと資源向上支払いの共同活動は、戸越地域環境保全隊が176万8,368円、下東漆田地域資源保全隊が262万712円、大柿地域資源保全隊が112万468円、人吉地域広域協定運営委員会が2,184万7,952円、資源向上支払いの長寿命化のほうは人吉地域広域協定運営委員会が1,850万5,440円であるとの答弁があっております。

７款商工費は４億3,573万8,000円で、前年度比9,423万7,000円の増額であります。１項商工費は、工業用地造成事業特別会計繰出金、平成30年度に地方創生推進交付金を活用し、旧国民宿舎くまがわ荘を初めとした、本市を全国のＩＴ系企業からビジネスチャンスがある魅力ある地域と広く認識していただくことを目的として、アイデアソン、ハッカソンを開催するなどのＩＴ企業等協創促進業務委託料、平成30年度に開設を予定している人吉しごとサポートセンター、通称Ｈｉｔ－Ｂｉｚに係るセンター長を初め、従事する職員の服務管理等を委託する業務委託料、Ｈｉｔ－Ｂｉｚのホームページ作成委託料、市道下林願成寺線の拡幅工事に伴い、市道に占有している梢山工業団地及び中小企業大学校人吉校の誘導案内標識の移転を求められたことに伴う工事請負費、人吉商工会議所が地元企業への経営指導等を図るための費用の一部を補助する小規模事業指導事業補助金、商店街への支援・助成により市街地活性化を図ることを目的とし、各種事業に伴う補助を行う人吉市商店街活性化事業補助金などです。また、本市におけるＩＴ系企業の立地を促進し、本市地域経済の活性化及び市民の雇用機会の拡大を図ることを目的として、市内にＩＴ系業務に係る事業所を開設する者に対し、オフィス家賃の一部補助を行うサテライトオフィス等誘致事業補助金は、平成30年度からの新規事業です。

また、３目観光費は、赤池ごみ処理施設延命化のための条件整備の１つである赤池観音駐車場設置工事請負費、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金、人吉温泉観光協会補助金、日本百名城人吉お城まつり実行委員会補助金などです。

５目（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設管理費は、閉館中の旧国民宿舎くまがわ荘施設を改修し、現在整備を進めている（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設の管理費です。総合交流施設の管理業務に従事する非常勤職員報酬、施設の屋上や外壁、電気・空調設備、その他の施設設備の改修に向けた総合交流施設整備実施設計委託料、（仮称）旅カフェエントランスセンター展示内容制作委託料、総合交流施設整備の一環として、施設の未改修部分を人吉しごとサポートセンター事務室等に改修するための工事請負費などです。

審査の過程で委員から、人吉しごとサポートセンター委託料に関し、しごとサポートセンターの委託は全部、商工会議所になるのか。経費の増減があれば、どうするのかとの質疑に、商工会議所に委託して、そこからセンター長の給料、旅費、社会保険料を出してもらう。人件費に係る経費の分を全て委託する。今年度開設に係る経費を臨時と捉えており、臨時経費は今年度のみであるとの答弁。赤池観音駐車場設置工事に関し、駐車場の状況はとの質疑に、大型バス１台、普通車４台であるとの答弁。九州小京都協議会は活動しているのかとの質疑

に、年に１回総会を開催し、ウエブサイトの運用や、パンフレットの作成を行っている。東京でＰＲ活動も行っているとの答弁があっております。また、まち・ひと・しごと総合交流施設管理費に関し、まち・ひと・しごと総合交流施設整備実施設計委託料はとの質疑に、旧国民宿舎は段階を追って整備していく必要がある。７月には第１期スタートで、温泉と（仮称）旅カフェエントランスセンターとＢｉｚをオープンする。国民宿舎は未改修部分が残っており、現在、施設の老朽化の調査を行っているが、結果により改修等が生じる。そのための実施設計委託料であるとの答弁。旅カフェエントランスセンターの展示内容はどういうものを想定しているのかとの質疑に、かつてのロビーから温泉に抜ける廊下に陳列棚を設置して、日本遺産等のパネルや商品を展示する計画で、そのパネル等を作成するものであるとの答弁。温泉の名称を考えてはどうかとの質疑に、名称は考えたいとの答弁があっております。

８款土木費は18億1,403万1,000円で、前年度比５億903万2,000円の減額であります。１項土木管理費は、人吉市住宅リフォーム促進事業補助金、人吉市戸建て木造住宅耐震改修事業補助金などです。

２項道路橋梁費は、道路維持補修工事費、社会資本整備総合交付金事業、人吉球磨広域行政組合受託事業、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備委託料及び負担金、大規模修繕更新事業の曙橋補修工事、橋梁点検委託料などです。

３項住宅費は、市営団地の各設備の修繕料、設置後10年を経過する住宅用火災警報器設備受信機等取りかえ委託料、平成31年度に社会資本整備総合交付金事業として予定している鶴田団地の給水設備改修工事及び一二三ヶ迫団地４・５号棟の外壁改修工事設計委託料、一本杉団地給水設備改修や、笹栗山団地１号棟、一二三ヶ迫団地１・２・３号棟外壁改修などの施設改修等工事請負費などです。

４項都市計画費は、景観計画策定委託料、鍛冶屋町通りの民間修景施設整備に対する街なみ環境整備事業補助金、公共下水道事業特別会計繰出金、公園・街路樹の維持管理委託料、公園の施設改築等工事請負費、村山公園のり面改修工事請負費、社会資本整備総合交付金事業による下林願成寺線道路改良工事及び用地購入費、補償費などです。

５項河川費は、国土交通省河川管理に伴う河川管理委託料及び山田川河川公園維持管理委託料などです。

審査の過程で委員から、戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金の状況はどうなっているかとの質疑に、平成29年度は耐震改修工事の１戸だけであったが、今年度は問い合わせが11件あっており、それを目安に計上しているとの答弁。火災報知器の取りかえはどの団地から行うのかとの質疑に、原田団地、西瀬団地、桜木団地、一本杉団地の計402戸を予定しているとの答弁があっております。景観計画策定委託料に関し、景観計画策定の現状はどうなっているのかとの質疑に、平成27年度と平成28年度は予定どおりであったが、平成29年度は会議の開催回数や地元協議の増など、追加業務が発生した。平成29年度までには景観計画書を作

成し、マネジメントと印刷製本費については平成30年度へ持ち越したため、その分を今回計上している。項目としては、景観形成ガイドラインの作成、景観パンフレットの印刷、景観計画書の製本費である。今年度は条例案件が審査されたあと、景観審議会を立ち上げ、景観計画の素案を審査してもらい、最終的に了承されれば印刷を行うとの答弁があっております。また、土木費が前年度と比較して５億円ほど減っている理由は何かとの質疑に、従来は国に要望を出した額をそのまま当初予算に上げていたが、今回は内示率を勘案したところで試算をし、予算計上したところである。また、スマートインターチェンジの事業量も落ちてきているので、その影響もあると考えているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第８号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第８号は、原案可決確定いたしました。

日程第28　議第９号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第28、議第９号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第28、議第９号平成30年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２万3,000円であり、歳入は基金の運用利息を計上し、歳出は基金運用で発生した利息を基金に積み立てるとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第９号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第９号は、原案可決確定いたしました。

日程第29　議第10号から日程第34　議第15号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第29、議第10号から日程第34、議第15号までの６件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第29、議第10号から日程第34、議第15号までの６件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第29、議第10号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算ですが、平成30年度の予算編成に当たっては、新国保制度の施行に伴い、歳入においては、国及び県などからの負担金、補助及び交付金等が大幅な変更になっています。また、熊本県から、本市へ提示された標準国保税率等を参考にして国保税が算定されており、国保税総額は６億9,776万円で、前年度と比較して1,437万5,000円の減となっております。歳出については、県に納付する国保税事業費納付金額を念頭に置いた予算編成となっています。保険給付費の総額は、前年度と比較して１億9,646万4,000円の増となっております。

審査の過程において委員から、きじ馬ポイント取扱業務委託料の内容について質疑があり、執行部から、本年度から実施する事業で、健診や説明会に参加された方にポイントをつけて、健診率や講座の参加者の増加につなげたいとの答弁がありました。さらに委員から、今後、医師会などへも本事業の周知を徹底していただきたいとの要望があり、執行部からは、医師会、歯科医師会及び健診の受診者にも周知を行っていきたいとの答弁がありました。また、委員から、新制度に移行することによって窓口業務の形態はどうなるのかとの質疑に対し、市の窓口業務は一切減ることはない。保険証が、８月１日切りかえ分から、保険者が熊本県に変更になるとの答弁がありました。また、委員から、県内の市町村で法定外繰り入れを行う自治体はあるのかとの質疑に対し、新聞報道では熊本市はこれまでどおり８億円程度法定外繰り入れを行うとのことだったが、他の自治体は把握していないとの答弁でした。また、委員から、反対意見として、今度の新制度によって、今まで自治体の独自の努力で認められてきた法定外繰り入れを、国の方針によりなくしていく方向となるが、自治体独自の努力は妨げるべきではない。また、都道府県単位で統一されることにより、医療費削減や収納率向上の競争を促す危険性があるので、本件には反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第30、議第11号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、高齢者の医療の確保に関する法律により、保険料はおおむね２年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと規定されているため、平成30年度は見直しの時期ではありますが、平成28年度、平成29年度に引き続き、保険料は据え置きとなっています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第31、議第12号平成30年度人吉市介護保険特別会計予算は、まず、予算編成の骨子について詳細な説明があり、平成30年度における保険給付費等の予算額は、第７期介護保険事業計画において推計した費用で計上されています。その前提となる基礎的な数値として、高齢者数を１万1,562人と推計し、介護認定者数は平成29年度の介護認定率の18.2％と同等と仮定し、介護認定者数は2,105人、保険給付費の額を41億2,892万4,000円と推計されています。また、平成30年度から、介護保険料において第１号被保険者、65歳以上の高齢者の増加に伴い、負担割合が22％から23％に引き上げられ、それに伴い、第２号被保険者、40歳から65歳未満の負担が27％に変更されます。また、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業の財源も、第１号被保険者の負担の増加に伴い、国、県、市の負担が変更になっております。

審査の過程において委員から、通いの場活動推進事業の内容について質疑があり、執行部から、平成30年度からの新規事業として、それぞれの地域での住民主体の介護予防の通いの場を実施していただき、理学療法士等の知識を持った方を派遣して、活動を支援することとしているとの答弁がありました。また、委員から、反対意見として、議第24号の介護保険条例改正案でも反対したが、公費負担分を減らして、被保険者の負担をふやすのは問題と思うので、本件には反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第32、議第13号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、地域包括支援センターに関する人件費や、要支援１、要支援２と認定された方のケアプラン作成委託料、また、それに関する歳入が予算計上されております。

審査の過程において委員から、歳入の介護予防サービス計画費収入が、前年度より減額されている理由について質疑があり、執行部から、介護保険特別会計において、２款の保険給付費サービスを受ける方と５款の地域支援事業費のサービスを受ける方がおられるが、地域支援事業費のサービスだけを受ける方については、介護保険特別会計の歳入でサービス計画費を計上している。国が、保険給付費に合った通所・訪問系のサービスを地域支援事業費に段階的に移しており、地域支援事業費のサービスを受ける方がふえてきているので、介護予防サービス計画費収入は減ってきているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第33、議第14号平成30年度人吉市水道事業特別会計予算は、業務の予定量とし

て給水戸数１万5,904戸、総給水量361万1,002立方メートルとされ、この関連経費のほか、井ノ口配水池内部清掃業務委託料が新規計上され、また、一般改良工事の主なものとして原城配水池造成工事や中神町配水管改良工事など12件、起債対象工事として永野町配水管改良工事などが計上されております。なお、原城配水池は、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、井ノ口配水池内部清掃業務委託料を新規で計上する理由はとの質疑に対し、執行部から、７つの配水池施設の清掃計画に基づき、来年度は井ノ口配水池の清掃を実施予定との答弁がありました。また、委員から、永野町配水管改良工事の詳細について質疑があり、執行部から、永野町は非常に漏水が多い地域のため、平成29年度から、一般改良工事で５カ年計画で配水管工事を行っており、平成30年度からは集中的に予算を配分し、必ず５カ年で完了するため、起債対象工事とした。具体的には、３本の工事、管の延長は約1,000メートルを予定しているとの答弁がありました。また、委員から、路面復旧費は540万円で足りるのか、一般会計から繰り入れてもいいのではないかとの意見もありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第34、議第15号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、業務の予定量として、接続戸数１万1,900戸、年間総処理量438万9,125立方メートルとされ、この関連経費のほか、主な建設改良工事に、平成29年度から引き続き実施する矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託、また、新庁舎建設に伴う小永野第一雨水幹線つけかえ工事が予定されています。

審査の過程において委員から、人吉浄水苑費が平成29年度当初予算より下がった理由はとの質疑があり、執行部から、人吉浄水苑等運転管理委託料を、平成29年度は３年間の債務負担行為で、設計額により予算計上していたが、平成30年度は委託料が確定したため、減額となったとの答弁がありました。また、委員から、市民の衛生的な生活が維持できるよう、さらに努力していただきたいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行い、議第10号、議第12号を先に行います。

まず、議第10号について採決します。採決は、起立採決といたします。

お諮りします。議第10号について、賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第10号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第12号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りします。議第12号について、賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第12号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第11号及び議第13号から議第15号までの４件について、採決いたします。

本案４件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第11号、議第13号、議第14号、議第15号は、原案可決確定いたしました。

日程第35　議第16号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第35、議第16号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第35、議第16号平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,275万4,000円とするものであります。歳入の主なものは、１款財産収入は共栄精密株式会社へのＩ区画の貸付及び森松工業株式会社へのH区画の一部の貸付による梢山工業団地土地建物貸付収入、２款繰入金は人吉中核工業用地の造成事業に伴う公債費償還金に充てるため繰り入れる一般会計からの繰入金、３款繰越金は前年度繰越金、５款市債は、人吉中核工業用地の整備が平成29年度までに完了したことに伴い、売却面積の確定、及び開発道路の市道認定に伴う用地測量及び分筆作業に係る工業用地造成事業債です。歳出の主なものは、１款工業用地造成事業費は、人吉中核工業用地の整備が平成29年度までに完了したことに伴い、売却面積の確定、及び開発道路の市道認定に伴う用地測量及び分筆作業に係る委託料、３款公債費は、人吉中核工業用地造成事業に伴い、平成25年度以降に借り入れた地方債の元金償還金及び地方債利子です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第16号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第16号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後２時02分　休憩

午後２時15分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第36　議第35号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第36、議第35号を議題といたします。

お諮りいたします。議第35号について、選任同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第35号は、選任同意することに決しました。

日程第37　議第36号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第37、議第36号を議題といたします。

お諮りいたします。議第36号について、任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第36号は、任命同意することに決しました。

日程第39　市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第39、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇）　日程第39、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の２月９日に第25回目を、本定例会中の２月27日に第26回目を開催しておりますので、順次、審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

初めに、第25回の委員会では、土地利用計画案について、新市庁舎建設事業に係る市道等改修計画案について、新市庁舎の実施設計デザイン案について、新市庁舎建設事業に係る継続費の変更について、新議場の実施設計案について、説明、報告を受けております。

まず、土地利用計画案については、土地利用概念的なこと、公共施設の有効利用と土地利用の関連性について、新庁舎建設に伴う倉庫等及び駐車場確保計画案、新庁舎建設に伴う倉庫等及び駐車場具体計画案について説明があり、特に倉庫等確保計画検討案については、現在使用中の西間別館倉庫は新庁舎建設に伴い解体されるため、倉庫に入っているお城まつりや春風マラソンの機材を移す必要があり、九州財務局と具体的な交渉が進む中で、旧法務局を活用すると、人吉城周辺を会場に開催されるまつりやマラソン大会時の機材移動にも距離的にも近く、面積も700平米から800平米あり、適地である。また、駐車場確保計画検討案については、周辺の市有地や民有地などの利用が検討されております。

委員からは、駐車場用地の借地料について質疑があっております。

次に、新市庁舎建設事業に係る市道等改修計画案については、前回の委員会において委員から質疑、意見等があった３点について、１点目が交通量調査などを実施し、道路横断者の調査、分析が必要ではないか、２点目が歩行者優先の立場から、当初から横断歩道を設置する計画とすべきではないか、３点目が渋滞緩和のため、新市庁舎出入り口部分にも右左折レーンが必要ではないかの検討結果について、資料をもとに説明がありました。

委員からは、市道19号青井西間線改修事業の財源について質疑があり、執行部から、災害復旧と切り離して、道路事業として地方道路整備事業の起債事業としてやっていくと答弁があっております。ほかに、市道808号の改良の件、右折レーンの件等について質疑があっております。この件については、継続して審議していくこととしました。

次に、新市庁舎の実施設計デザイン案については、山下設計の筑島支社長より、設計の基本方針に沿っての設計コンセプト、外観デザイン、内装デザイン、サインデザイン、県立球磨工業高校生とのコラボレーションについて説明があり、委員からは、内装デザインの木材の活用の件、サインデザインの件、議場イメージの件等について、質疑、意見がありました。

次に、新市庁舎建設事業に係る継続費の変更については、６月議会において期間を平成29年度から平成32年度、継続費の総額を51億4,030万円で設定していたところであるが、平成29年度の新市庁舎建設事業に伴う環境整備の進捗状況、並びに、国、県との起債協議の内容を踏まえて、期間は変更せず、継続費の総額を１億3,087万2,000円増額し、52億7,117万2,000円に変更するもので、増額の主な要因は、駐車場の用地取得費、別館横の民有地の３件分と県有地１件分との説明がありました。

次に、新議場の実施設計案については、議場内のレイアウトとして、議員席３列案（Ａ案）と、議員席２列案（Ｂ案）の２つが提案され、Ａ案は前列に２席の２カ所４人がけ、中列に３席の２カ所６人がけ、後列に４席の２カ所８人がけの計18名分。Ｂ案が、前列に４席

の２カ所８名分、後列に５席の２カ所10名分のレイアウトであります。また、議長席の位置、事務局席、執行部席、演台、質問席等の位置について説明があり、委員からは、車椅子対応の件、執行部と議員席の距離の件、議場に入る執行部の件等に、質疑、意見がありました。なお、最終決定は全員協議会において、議員全員で協議、決定することとしました。

次に、第26回目の委員会では、現地視察、旧法務局を取得することの優位性について、新市庁舎敷地内における車両動線の検討について、説明、報告を受けております。

まず、現地視察では、西間別館倉庫、旧法務局等をそれぞれ視察しました。

次に、旧法務局を取得することの優位性については、旧老人趣味の家用地に倉庫等を新規建設する場合、財源として交付税措置のない一般単独事業債を発行となり、単年度一般財源持ち出し、起債発行に伴う利子償還をあわせ、約6,000万円が必要になる。一方、旧法務局を購入する場合、旧老人趣味の家用地に倉庫等を建設する必要がなくなり、土地の売却費の活用が可能になる。また、旧法務局の立地場所は、マラソン大会、祭り及び出初め式会場に近く、倉庫兼作業所として利用することが可能で、イベント開催時の機動・効率性が高くなる。また、旧法務局を購入することの優位性、国有財産取得の流れについて説明があり、委員からは、電気設備工事の件、西間別館倉庫の資材は法務局の建物に収納可能か、また、維持管理の件、公共施設等総合管理計画との整合性などについて質疑があっております。

審議の結果、旧法務局を取得することを承認、決定いたしました。

次に、新市庁舎敷地内における車両動線の検討については、運用面において、公用車、職員車の動線を来庁者動線と区分けすることで、混雑時（会議、イベント等の開催時）における車両の分散化を促し、青井西間線へのアクセス負荷を軽減し、敷地内の渋滞緩和を図る考え方を、資料をもとに説明がありました。また、市道19号青井西間線の新庁舎進入口部分に信号機と横断歩道を設置してもらうよう、市から要望を出しているが、公安委員会から、庁舎から出る車は安全性を考慮し、１台ずつ出していく１車出しにするよう指導があっているので、右折レーンをつけることはできないとの説明がありました。

委員からは、福祉センターを移設する考えはないかとの質疑がありましたが、新市庁舎敷地内における車両動線の検討につきましては、庁舎から出る車は１車出しとすることで、承認、決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第40　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第40、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　日程第40、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

平成30年２月27日に開催をいたしました第14回治水・防災に関する特別委員会の協議事項は、熊本地震に伴う防災行政無線親局設備の移設工事の報告についてです。工事概要について、執行部から説明をいただきました。平成28年熊本地震発生に伴い、市役所、麓町本庁舎が被災したことから、麓町本庁舎を解体する計画であることに伴い、麓町本庁舎の防災行政無線親局の移設が必要となり、防災安全課があるカルチャーパレスの仮本庁舎に移設検討をしたが、平成28年６月14日に市防災行政無線事前調査を行い、高塚山中継局へ防災行政無線の電波が通るかの現地調査を実施したところ、安定して電波が通らない可能性が高いとの調査結果があり、その後、現行計画での移設可能性を再度検討の必要が生じ、電波環境を持続するため、防災行政無線の移設先として、仮本庁舎と西間別館をミラー光調査による比較検討を行い、現状のままでも通信が可能である西間別館への移設のほうが事業費が抑えられ、その結果、西間別館に決定したとの説明を受けました。

防災行政無線親機移設工事費は3,831万8,400円で、請負業者は沖電気工業株式会社、工期は平成29年８月７日から平成29年11月30日までとし、竣工検査を平成29年12月８日に行われております。

工事概要は、親局機器移設工事、アンテナ配管配線工事、非常用発電機、電源幹線工事、無線室内配線工事、機器撤去工事、機器調整工事などであります。また、同時に、Ｊアラートシステム機器移設業務委託も、同じく西間別館へ移設することとし、委託金額は283万7,295円で、請負業者は日本無線株式会社、工期は平成29年９月11日から平成29年11月30日までとし、完了検査を平成29年11月30日に行っています。

委託概要は、Ｊアラートシステム機器一式で、アンテナ、受信機、回転灯、自動起動装置、非常用電源などの移設であります。

その後、移設先の現地視察を行いました。現地視察後、委員会室にて質疑応答を行い、委員から、大雨のときは大丈夫なのかとの質問に、大雨の際には、電波の周波を強くして電波が飛ぶように設定されている。耐用年数は約10年で、メンテナンスについては年１回行い、約350万円必要である。発電機については、防災安全課の職員が、毎月１回行うとの答弁がありました。

次回の審議事項については、委員からの意見をもとに、正副委員長、執行部とで協議を行うこととし、閉会をいたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会の報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第41　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第41、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第41、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成29年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会２日目が、平成29年12月22日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、一般質問では、人吉市選出の、３番平田清吉議員が赤池ごみ処理施設の延命化について、続いて、錦町選出の、９番守永慶次郎議員が、１、クリーンプラザの運営について、２、一部事務組合の人吉球磨広域行政組合の今後のあり方はについて、それぞれ質問し、執行部の考えをただしました。

日程第２、議案第22号人吉球磨広域行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでは、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

日程第３、委員会の閉会中の継続調査についてでは、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

次に、平成30年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、３月２日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、議席の指定については、湯前町議会議員の組合議員辞職により新たに選出された黒木喜巳男議員の議席を、15番に議長より指定され、あわせて、欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名されました。

日程第２、会議録署名議員の指名については、23番川邉正美議員（五木村選出）、24番嶽本孝司議員（球磨村選出）が指名されました。

日程第３、会期の決定については、３月２日開会、３月３日から３月27日までを休会とし、３月28日までとすることに決定しました。

日程第４、行政報告については、理事会代表理事から、平成29年12月定例理事会から平成30年２月定例理事会の３回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第５、議案第１号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第３号）、日程第６、議案第２号平成29年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補

正予算（第１号）、日程第７、議案第３号平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第３号）、日程第８、議案第４号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第９、議案第５号平成30年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第10、議案第６号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第11、議案第７号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第12、議案第８号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第９号人吉球磨広域行政組合代表理事等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての９議案を一括し、執行部の提案理由の説明を受け、その後、日程第５、議案第１号から日程第７、議案第３号までの３件、及び日程第12、議案第８号について補足説明を受け、条例案件を先に採決し、次に、平成29年度補正案件の質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、１日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第42　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第42、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　日程第42、人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成30年３月１日午後２時から第１回人吉下球磨消防組合議会定例会が開催されました。

議事日程は、日程第１、会議録署名議員に、宮﨑保議員、久保田文男議員が指名されました。

日程第２、会期の決定が行われ、３月１日、１日と決定されました。

次に、日程第３、議案第１号人吉下球磨消防組合消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第４、議案第２号人吉下球磨消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第５、議案第３号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第６、議案第４号人吉下球磨消防組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第７、議案第５号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第８、議案第６号人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について、日程第９、議案第７号平成29年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第２号）について、日程第10、議案第８号平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてですが、歳出の主なものは、備品購入費、ボイスパケットトランシーバー整備事業に伴うもの、平成28年度事業の中分署救急車、東分署タンク車の償

還が始まったこと、１億2,000万円の中央署はしご車と西分署救急車の購入費等です。提案された議案第１号から議案第８号は、全員異議なく原案どおり認めることにいたしました。

次に、日程第11、一般質問では、大塚則男議員（人吉市選出）が、人吉球磨消防広域化について質問を行い、閉会をしました。

以上、人吉下球磨消防組合議会報告を終わります。

日程第43　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中　哲君）　次に、日程第43、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長、及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成30年３月第１回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第13号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第39号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、直ちに議題といたします。

［井上祐太総務部長　退席］

追加日程　議第39号

○議長（田中　哲君）　執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　大変お疲れのところ、恐縮に存じますが、ただいま、追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第39号監査委員の選任につき同意を求めることについての案件は、篠﨑國博氏の任期が平成29年９月30日に満了したことに伴い、後任として井上祐太氏を選任することにつきまして、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　ただいま、松岡人吉市長のほうから、議第39号の提案理由を含めてございましたけれども、議第39号監査委員の選任につき同意を求めることについて、私のほうから１点、お考えをお尋ねをしたいと思います。

今回の選任につきまして、地方自治法第199条の２に、監査委員の除斥制度が規定されております。この規定に照らし、今回の上程案件につきましては、上程されました方につきましては、所管された平成29年度予算執行に当たり、行政事務業務等に対する監査執行行政上、除斥制度を適用しなければならない事案が発生する状況が想定されます。ただいま述べましたことを踏まえ、今回の選任につきましては、協議、検討を重ね、上程されたと認識をしておりますが、提案者であります松岡市長のお考えをもう一度お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

地方自治法第199条の２では、監査委員の監査における厳格公正な職務執行を保障するため、監査委員または監査委員の一定の範囲の親族に係る事件の監査と、監査委員または監査委員の一定の親族が従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査の公正な執

行の観点から、監査することができないこととされております。その範囲でございますが、議員御存じのとおり、監査委員は、市長が議会の御同意をいただき選任いたしますが、その職務については何人に対しても独立、中立でありますので、監査についての除斥の範囲を、市長である私がお答えする立場にはございません。また、監査の中立性、独立性に影響を与えることを鑑み、その範囲については、私見であってもお答えを控えさせていただきますが、今回、御質問をされた除斥の範囲も含めて、監査の方法等については、議会から選出いただいている監査委員との合議により、進められるべきものだと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　今回、第199条に則ってお尋ねをいたしました。今の答弁をもとに、この後の採決に臨みたいと思います。答弁は必要でございません。どうもありがとうございました。

○議長（田中　哲君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議第39号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第39号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立全員。

よって、議第39号は、選任同意することに決しました。

［井上祐太総務部長　入場］

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（田中　哲君）　ここで、３月31日付で退職されます職員から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。先ほどは、不肖、私の監査委員の選任につきまして、御同意を賜りまして、心から感謝を申し上げます。皆様の御期待、それから職責の重さに、非常に恐縮をしておるところでございます。昭和の大監査委員、大

寺高人氏、平成の大監査委員、篠﨑國博氏の足元にも及びませんが、浅学非才を顧みず、公正無私を胸に、これまで以上に本市発展に、犬童監査委員さんとともに協力し合い、尽くしてまいりたいと存じますので、さらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

さて、本日は、議会最終日の貴重な中に、このような発言の機会を与えていただきまして、心から感謝を申し上げます。振り返れば、昭和57年１月に入庁、中野正剛秘書という経験を持ち、まさに昭和の政治家として、市に君臨をされていた永田正義市長のもとで、深夜にも及ぶ予算編成を幾夜も経験をいたしました。そこで、子供の将来を案じるように人吉市の行く末に思いをはせる父親のような永田市長の優しさを垣間見ながら、そして、上着の懐の中に退職願を忍ばせて会議に挑むような熱血上司に囲まれて、市役所人生をスタートいたしました。

次に、東レという大企業の出身で、政治家のサラブレッドとも言える福永浩介市長との出会いでございました。今思えば、東京出身であり、聡明さにおいても、福永市長は、今の「西郷どん」の島津斉彬公みたいな人であったと思い返しております。高度経済成長期の社会インフラ整備に命をかけてきた我々市職員に、ソフトの重要性や、人吉らしさを諭されたことが印象に残っておりまして、井の中のガマガエル大海を知らず、というユーモア溢れる表現をされる方でもございました。窮すれば通ずという言葉どおり、苦難の中でも熟慮し、一筋の光を思い出していく政治の重みといったもので市政を牽引された、真の政治家であったと思います。

平成19年からは、田中信孝市長が就任され、市民派市長として、市政に新たな風を起こされました。じゅぐりっと博覧会の開催、九州温泉博覧会など、次々と湧き上がるアイデアの泉に溺れそうになった職員も多数おりました。信長の野望ならぬ、信孝の野望は尽きることがございませんでした。一方で、川辺川ダムの白紙撤回といった政治的な大決断を決行されるなど、大胆でもあり、繊細でもあり、そして恐れを知らぬ行動力の政治家であり、人としての魅力の大切さと行政における企画政策の醍醐味を学ばせていただきました。

そして、平成27年から、「チェンジ人吉」を掲げて初当選を果たされた松岡市長のもとで、幹部職員の一人として市政の一端を担わせていただきました。松岡市長は、市議時代から、財政課長、それから広域行政組合事務局長であった私のところによく来られていましたので、その勉強熱心でもあり、また、よい意味ですけれども、しつこい人だなと思っておりました。このしつこさ、言いかえれば、熱意や思いといったものがあったからこそ、現在、青年市長、松岡隼人市長が誕生したのだと考えております。そして、市長の若さというよりも、むしろ、若くありながら、質素で、欲がなく、はじけていない生き方、それが特筆すべき点であると考えておりまして、古武士のような生き様に、風格さえ感じることがございます。まだ40歳という若さでございますので、僭越ながら、皆様、議員各位の御期待、市民の皆様の御期待と、御高配を背に、さらに大きな政治家として飛躍されますことを願うばかりでございます。

このようにすばらしい４人の市長に仕え、上司、先輩、同僚、部下、後輩職員のお力添え、議員各位、皆様の御指導、御鞭撻、そして家族の支えもあって、36年間にわたり、幸せな市職員生活を過ごすことができました。皆様に、心から、心から感謝を申し上げます。感謝の言葉でも言い尽くせません。私自身、この人吉市にどれだけ恩返しができるのか、市民の皆様の幸福向上にほんの少しでも貢献できたのか、みずから問いかけてもおります。特に、福祉課や教育委員会をめぐる児童福祉や児童福祉の現場、それから、15の春に幸多かれと願っていました子供たち、関係者の皆様の姿が忘れられず、その思いが、私の公務員の１つのバックボーンとなり、矜持でございました。人吉の子供たちは、社会科見学、それから熊本城の天守閣に上ったときも、修学旅行で桜島を臨む城山に立ったときでも、「人吉はどっちかな」、人吉愛から、必ずそういう会話をするという話を聞いております。人吉を愛する気持ちが、幼い子供たちの心の中にも確実に灯し続けることは、我々にとっても大きな希望でもございます。

そして、今後、将来にわたって、本議会におかれましても、本市のさらなる発展が議論され、希望が語られ、未来が約束されることに、大きく期待をするものでございます。ことしも満開近くの桜が青空に映えて、若者が旅立ち、退職者が去る、悲しく、美しい春がめぐってまいりました。散る桜、残る桜も、散る桜。大和心が、この人吉に生き続けることを強く願い、また、確信をしております。懐かしい旧庁舎の議場や、この議場で、さまざまなやりとりをさせていただき、本当に、御指導、御高配を賜りました議員各位に心から感謝を申し上げますとともに、ますますの御活躍、御健勝を御祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

36年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○建設部長（山田　巧君）（登壇）　井上総務部長の熱弁の後に、これでいいのかなと思いますけれども、私なりに御挨拶をさせていただきます。

退職に当たり、挨拶の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。また、先般の一般質問の折には、議員の皆様より、退職者に対しまして過分のお言葉を頂戴いたしまして、重ねて御礼申し上げます。

私は、昭和55年４月に人吉市役所に入庁し、下水道課を皮切りに、土木課――現在の道路河川課でございますけれども、それと都市計画課、建設部管理課で、合計38年間勤務いたしました。38年もいれば、普通は何回かほかの部局にも異動するものですが、私の場合は、この性格のせいでしょうか、よその部局からのお呼びもなく、気がつけば建設部一筋で今日を迎えることになりました。若いころは、よその部局にも行ってみたいと考えたこともありましたが、振り返ってみますと、役所人生の大半を人吉市のインフラ整備に従事できましたことは、技術職員として非常に幸せであったと思っております。

私が、無事、務めを果たすことができましたのも、松岡市長を初めとする市職員の皆様、

また、田中議長を初めとする議員の皆様、そして建設事業に協力いただきました多くの市民の皆様や、建設コンサルタント、建設業者の皆様のおかげと、深く感謝いたしております。また、私事でございますけれども、私のよき同僚であり、よき伴侶でありましたかみさんにお礼を言いたいと思います。本当に、ありがとうございました。

退職後は第二の人生と申しますが、私はこれといった趣味もありませんので、しばらくはのんびりして、いずれは何らかの形で地域に貢献できればと考えております。その折には、今までどおりの御交誼を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、人吉市のますますの発展と、人吉市民のさらなる幸福向上を御祈念申し上げまして、私の退職の御挨拶といたします。長い間、ありがとうございました。（拍手）

○教育部長（松岡誠也君）（登壇）　大変お疲れのところ、発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私、松岡誠也は、今月末日をもちまして、定年により退職をいたします。議員の皆さんには大変お世話になりました。

きょうの天気のようなさわやかな気分で、今、いるところでございます。これから、私がそちら側の席に座ることもないと思いますので、きょうが生涯最後の議会ということになると思います。

議長、副議長初め、議員の皆さん、それから議会事務局の職員の皆さん、長い間、大変お世話になりました。（拍手）

それから、市長、副市長、教育長を初め、おそろいの職員の皆さん、大変長い間お世話になりました。さらに、傍聴席の皆さん、それから中継放送を通じて聞いていただいている多くの市民の皆さん、職員の皆さん、大変長い間お世話になりました。全ての皆さんにお礼を申し上げ、私の退職の挨拶とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（田中　哲君）　以上をもちまして、平成30年３月第１回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後３時00分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　田　中　　哲

人吉市議会議員　　永　山　芳　宏

人吉市議会議員　　三　倉　美千子